

(一)支那の股の紂王が民に賦税を重くし、鹿臺といふ高臺に集めた莫大なる財。紂王は信望を失ひ遂に周の武王に滅ぼされた

財貨使用上の注意

(二)股の紂王が天下に重税を課し、鉅橋といふ倉に集めた大量の粟。却つて股を滅ぼすこととなつた

(三)粟は粟の優れて美なるもの、美味の意

(四)ロシア皇帝ペートル大帝。(三一)九頁参照

推貨法と國家鎮護の武道

(五)アストラハン。裏海の北岸ヴォルガ河の河口附近

(六)裏海のこと(西洋列國史略)孤獨參照

露帝ペートルの故智に倣ひ和蘭の軍事専門技術家を備入るるを要とす

英氣を振て死を畏ること無からしめ、軍船の無き國には軍船を配り、大炮の少きには大炮を假し、日夜武事を精究し、百姓にも時々給ざるを助けて農務を勤め勵まし物産を興さしめ、且つ數、密使を巡廻せしめて、領主の節儉を脩めて武道に心を盡し、士民を撫育するや否を踏勘せしめ、能なれば此を賞し、不能なれば此を教戒し、貧困なるは此を贍救すべし。是れ懷諸侯の道なり。此七事を行ふときは多年ならずして外寇防禦の武備自然に全たからん乎。然れども此の推貨法を行つて輻湊の所の財用を軍用に費やさずして、或は他の事に用ひ、或は大に聚斂し且つ藏積ことを欲して吝嗇の念を起すが如きは、所謂鹿臺之財、鉅橋之粟にして、後々必ず大なる蓄害を作さん者なり。蓋し二百餘年の間に天下の金銀悉く大商と豪農の家に陥り、凝滯して流通すること鮮し。是の故に世界偏重の勢を爲し、商賈は富豪、梁肉を餘し、士民は眉急を奈んともすること無き者多し。維れ豈に上天矜民の神意ならん哉。故に此の推貨法は彼の凝滯して流通せざる寶貨を運動して四海の困窮を融通し、人君代天兆民を濟救する所以なり。然れば此法を行つて外寇を防禦し國家を鎮護するときは、則ち天意を奉行して兆民を安ずるの武道と稱すべし。愚老が筆語なりとして此を廢ること勿れ。又先年魯西亞國のペトル・ゴロト帝既に亞私大蠟甘を攻め取つて、北高海より益、南境を經略せんと欲す。和蘭國は小邦なれども船軍に高名なるを以て、和蘭人を備て師とし、魯西亞軍士に水戦法及び船の製度も悉く和蘭國の法を用ふ。既に其の熟練する

(七)デルベント。裏海の東岸コーカサス地方バクトの西北

(八)或は山村昌水譯『露西國法』のことか

(九)世界全體の意。アジヤ州・ヨーロッパ州・アフリカ州・アメリカ(南北)州・オーストラリア州は數へない

(一〇)佐久間象山。通稱修理。名は啓。信州松代の人。藩主眞田幸貫に仕へ、漢籍・算數・蘭學・武學・砲術に達し、多くの門人を出した。その主張する所は公武合體論・開國論にあつた。元治元年七月十日京都において暗殺された。年五十四

(一一)天保十三年十一月藩主眞田幸貫に奉つた

『上眞田』書または『海防八策』と稱されるもの。(象山全集)日本海防史料書(卷四所收)

防海餘論の内容

に及で水軍を出し鐵門關を攻め取りて、愈、南征し百爾西亞國に通ずと云ふ事は魯西亞本紀に詳かなり。按(する)に和蘭國は西洋一統同盟の王國にて英吉利亞にも親しかるべし。然ども近來は英夷のみ雄威を四大洲に振ふを以て、和蘭人の内心にはさまで歡喜する所に非るべし。且つ又彼の國の皇國と親て朝貢すること二百年、信義を失ひたることを聞かず。然れば軍船の製作及び航海・操船の術、大砲の打發並に水戦の法等は彼國の人を備ふも宜しかるべきにや。*

※佐久間修理が眞田侯に奉りたる上書に、諸藝に上達したる蘭人を備べきの料を尋ねけるに、先年阿蘭陀の加比丹申し上たるには、一ヶ年金二百兩づつ下し置かるるに於ては、何れの藝に限らず、善き職人幾人にも召し連れ來り可申の段申し上たる由なれば、四十人召し呼ばるとも僅か八千金づつの御入用なり。御入用は僅なれども西洋諸州への聞へも頗る盛なる儀なるべしと言へり。(原副註)

愚老此の節の事體にては清國若し振ふこと能はざるときは、西洋諸夷の勢ひ益、競はんことを恐る。故に本邦の武威を強盛にし、夷狄等をして惶怖せしめんことを欲す。因て經濟問答四卷、東西火攻辨五卷、水陸戦法録七卷、水戦法三卷、陸戦法二卷、自走火船法二卷、都合廿八卷を牒記して防海餘論と名け、以て安濃津侯の需に應ぜり。

弘化四丁未之春二月初吉

防海餘論 目錄

第一

經濟問答 四卷

經濟とは天地を經緯し^(一)、悉民を濟救するの大道にして、實^(二)是^(三)堯舜の命を受て禹^(四)稷^(五)懲て有無を遷し、廢居・居邑を化して四海困窮を瞻したる政要なり。其の後伊尹^(六)が天下の萬貨を通移開闢し^(七)て商湯を富し、管仲^(八)が山海の業を徴し輕重の權を通じて齊桓^(九)を富せるも皆此法を祖述せり。故に能く天下の困窮を救へり。蓋し國家の政柄を執る者少しく經濟道を懈怠するときは、天下の財貨皆悉く商賈に陥て沈痼し、遂に四海困窮に至り天祿永へに終る者なり。故に堯舜此を畏て人君第一の大警と爲せり。然れども後世能く此法を行て時難^(一〇)を救ひたる者なし。唯唐劉晏^(一一)頗る此道を得たり。讒に因て半途に死せり、惜哉。其後南宋高宗の時に至り、趙開^(一二)推貨法を行て一時軍用の急を救ひたる事あり。推貨法亦此餘裔なり。^(一三)南宋高宗の建炎三年、張浚^(一四)兵を興元に治し、以て中原を經略す。趙開^(一五)を辟して隨軍轉使となし、専ら四川の財賦を總べしむ。時に蜀土殘破の後上供及び常平本皆盡く。浚以て慮をなし、趙開善く財を理むるを知り、即ち制を承けて之を用ふ。開

(一) 治め整ふること
 (二) 多くの民
 (三) 支那太古の聖帝
 (四) 堯の次に立つた聖帝
 (五) 舜の禪を受けて立つた聖帝
 (六) 堯・舜・禹の頃の農師たる后羿。周室の先祖
 (七) 三四頁註一參照
 (八) 山澤を開發し、車馬舟船を多くして種々の貨物を過不足なく運搬し需給關係を合理化すること
 (九) 殷の湯王。その祖が堯舜の頃商に封ぜられたので殷を商とも云ふ
 (一〇) 三四頁註二參照
 (一一) 同右頁註二參照
 (一二) 同右頁註四參照
 (一三) 南宋初代の帝。靖康二年金人が宋の徽宗・欽宗等を捉ふるや、高宗は南京に即位し宋朝を中興した。しかし、その政策は消極的で金に乗ぜられたところが多かつた。
 (一四) 一三三頁註一參照
 (一五) 一種の專賣法。信淵著『貨法』(家藏全集本)に「天下の産物を一旦先づ官に囊括して官の大張に點數し、然して後に此を其時價を標當に

定めて商家に渡し賣捌かしむ」とある
 ※(原文)南宋高宗建炎三年、張浚治兵于興元、以經略中原。辟趙開爲隨軍轉使、專總四川財賦。時蜀土殘破之後上供及常平本皆盡。浚以爲慮、知趙開善理財、即承制用之。開見浚曰、蜀之民力盡矣。鑄錢不可加。獨推貨尙存贏餘、而富商認爲已有、共相隱匿。推不恤、怨言斷而敢行庶可救。一時之急、浚銳意興復、委任不疑。時浚倚重寄、旬犒月賞期、得士死力。費用不貲、盡取辦于開。開悉知處於食貨、算無遺策。雖支費不可計、而實財常有餘。(宋史・趙開傳所收)
 (一) 常平倉のこと。民間の穀價を平均せしめるために設けた倉
 (二) 鑄は六銖、または八兩、或は六兩の目方。銖は一兩の四分の一の目方。鑄は極めて僅少の意

浚に見えて曰く蜀の民力盡きたり、鑄錢も加ふべからず。獨り推貨尙贏餘を存す、而も富商認めて己が有となし、共に相ひ隱匿す。惟だ怨言を恤へず、斷じて敢て行はば、庶くは一時の急を救ふべしと。浚興復に銳意し委任して疑はず。時に浚重寄を荷ひ、旬犒月賞して士の死力を得んことを期し、費用費らず盡く辨を開に取る。開知慮を食貨に悉し算遺策無く、支費計る可らずと雖も、而も貨財常に餘あり」と云へり、即是なり。按ずるに葢爾たる蜀土戸口二百萬に過ること無し。況(キ)復金狄侵掠の後なるをや。然れども趙開が理財の妙に因て、十餘萬の軍卒旬犒月賞の支費悉く辨じて軍用常に餘ありしを觀るときは、推貨法贏餘は極廣大なることを察すべし。又愚老が工夫の廣財源は禹稷の道を本とし、其法微妙にして世人其大利の起る所以を知らず、覺へざる暫時の間に無量の財用の輻湊するが故に、趙開が推貨の時の如く怨者も冒者も有て有ること無く、信に四海の困窮を富瞻し國家の武備を強盛にするには、當時最要の良法なるべし。明公能く此の經濟書を熟讀して深く御勘辨あるべし。武備を嚴にすることを欲するとも、貧迫にては全きことを得ざる者なり。

第二

東西火攻辨 五卷

經濟道を行ひ軍用輻湊の上は防海の武備を嚴にすべし。武備は先づ專一の務は大小炮銃を製造し

打發術を精究すべし。炮術は西洋の開基なるを以て先づ西洋炮書を精詳にすべし。且又鐵炮の本邦に傳來して三百餘年に及べり。故に其の多年打發・陶煉の間に本邦にも達人出で、棒火矢及び紫金鈴等の製は西洋人の及ばざる工夫なり。故に東西火攻の長短得失を辨ぜり。

第三

水陸戰法錄 七卷

本邦人と西洋夷と戦ひたること無きを以て、其甲乙を議することを得ず。然るに天保十一年より清國數十度の戦に皆大敗軍して彼と對戦すること能はず。終に金を納れ地を割き和を乞て纒に免れたり。其清英水陸數十度の戦法を録し此を評せるなり。

第四

水戰秘訣

西洋人の性にて廣大堅固なる軍船の無き國をば攻取ること自在なりとし、大邦と雖ども此を侮り侵し掠めて畏ること無きは其常なり。即世界に雄なり大莫臥兒を滅し、且つ大清國を糜爛したるを以て、其の趣を察するに足れり。然るに本邦も亦廣大堅固なる軍船無くして、海防手當の甚だ不取締なる土地多し。故に西洋夷狄等此を侮りて時々來て無禮を爲すこと少からず。愚老年八十を踰て歩行叶はず、然れども壯心尙未^(五)已を以ては、先年阿州にて造りたる異様の小船を製し、

(一) 淘汰し練ること
(二) 鐵製の筒に火薬を込めた一種の火矢。大筒で發射する。(三) 銃用法論(中巻參照)
(三) 佐藤家秘傳の毒瓦斯彈。小孔ある鋼球の中に毒薬を入れたもの。敵船を打貫き、船中に入り、毒烟を噴出する。(四) 鴉片戰爭を指す。二五〇〇年(天保十一年)より二五〇二年まで

(五) 異様船と呼ばれた。
『異風炮異様船製作記』參照

(六) 鉛彈なれば直徑四寸八分二厘二毛
(七) 大砲船または砲臺船と呼ばれた。異様船に同じ

第五

陸戰秘訣

上に二重の檣臺^(六)を設け、其の上に五貫匁の大砲を備へ、外寇來るときは此を逆撃て、(如何なる廣大堅固の戰艦なりと雖ども海上にて打崩すべき水戰法を工夫せり。此の大砲小船を數多乗り出して戦ふに於ては、西洋諸國の軍船も本邦の武威を畏れざることを得ん乎。

(八) プロシヤのアンハルト公爵レオポルド一世の誤り
(九) 鳥銃(歩兵銃)
(一〇) 騎兵銃。歩兵銃より短し

西洋人と陸戰するには極大切なる秘訣あり。若し其秘訣を心得ずして妄りに對戦するときは、軍の手始めより死傷の甚多きこと清國の英夷と戰たるが如く、毎戰清國の軍卒死傷數千人、而して英夷軍卒は大抵死亡一人も無く、手負僅か七八人に過ること無し。因て其然る所以を審かにするに、我が寛文年中に當て入爾瑪尼亞國の森華兒多帝英主にて、總て諸國の戰を爲し大敵を打破り大勝利を得べき兵器は大小砲銃に勝れる者の無きを察し、古より戰鬪に用ひ來れる干戈・刀戟・弓矢・長鎗等の武器を皆悉く廢て、唯スナッパン銃・カラベイン銃と大砲の三種のみを戰場に用ひ、敵を百歩の外にて打倒すことを専務とし、弓備・鎗備等は絶て用ること無く、五百人備は五百人皆鐵炮打、千人備は千人皆鐵炮打ばかりにて、萬人の備へと雖ども皆然り。最初は隣國此法を侮りけれども、ゼルマニア國に戰ふ者は皆數多の軍卒を打殺されて大に此を畏れ、後には西洋諸國一統皆アンバルド帝の兵法を用ることと爲て、世界の戰法一變せり。清國諸將等今世の

(一)信筒の工夫に成る後
 裝式の口径二寸程の大銃
 を車に載せたもの。運動
 自在で、野戦にも攻城に
 も使用する
 (二)古壘を多数重ねて車
 に附けた橋。銃丸・砲彈
 共に防ぎ得る

戦法一變したるをも知ずして、弓組・鎗組等を備て英吉利亞人と戦ふ。故に毎戰大敗し、十餘度の合戦に三四萬の軍卒を打殺されたるに、英夷の死傷僅か百人に過ること無し。益華兒多の戦法畏るべきこと斯の如し。故に其心得なく妄に對戦するときは死人の山を作すに至る。是を以て愚老は行軍炮と疊楯車を妙用して益華兒多の兵法を打破り、西洋人をして一敗塗地しめんと欲し、陸戰秘訣を著はせり。

第六

自走火船法 二卷 大繪圖 三枚

此自走火船は予が先年阿州に在し時に工夫せし法にて、開闢以來未曾有の猛烈なる火攻なり。火藥を以て船を走らしむる故に風波に少も拘ること無く、スチームボートに似て海上を直行すること箭の如く、瞬息の間に數十町を飛走し、其の機を發するに及では猛火大に燃揚り、火勢の物を燬くこと極て強し。又其の火船の中より數百の大火彈を打出し、其の彈の破裂するときは數萬の火球敵船中に充滿す。且つ此の火船七艘を一連とするを以て、沖の方より五七連を出し岸邊の西洋船を圍繞するときは、紅燄天地を燬蒸し海水沸騰す。堅固鐵城の如くなる軍船と雖ども、須臾に燒爛し乗り組の蠻民無^レ有^ニ才^ト遺^ト。故に是を防海無雙の火攻法とす。

以上

「防海餘論」提出に
 關する子息信昭の強
 諫

(六)ジュンラウ。美酒
 (七)ケイリヨ。さきはり
 のある考へ

(八)自然に起る火災

通計六部二十三卷、大圖三枚筆牒既に成て將^レ獻^ト。然るに愚息元昭^{〔信〕}此を讀で驚愕^{〔おどろ〕}き乃ち諫て曰く、「不肖竊に一覽せり。實に是れ秘すべきの大策にして、八十老翁の壯心感伏に堪たり。雖^ト然^ト家嚴は草間の賤人なり。卑賤の身を以て廣大の策を建る者は往々不測の厄に遇ふこと多し。固より家嚴の所^レ知^ルなり。今夫れ推貨法を行て官庫を滿溢し、士民の貧困を救ひて日本四海の武備を強盛にするは、蠻夷を懾伏するの良謀なることは信に然り。然れども執政の御老中に非ざれば及ぶべからざるの大事なり。然るに斯^レ在^ル大事を安濃津侯に傳授するとも何の益か有んや。此は儲置き、今の世に當て太平二百餘年世人至治の繁華に怠敖し、諸大名は淑女・艶婦を集て清歌・妙舞の宴樂を縱にし、士大夫は歌妓・娼女を愛し、嘉魚・醇醪^{〔酒〕}に酔て^{〔七〕}聖慮^{〔七〕}の事を聞くことを惡む。誰か英吉利亞の既に大莫^{〔モ〕}臥兒國^{〔ゴ〕}を滅し、且つ大清國を打破て百萬の士女を糜爛し、益々東征せんと欲するの大患を知て此を慮る者あらん乎。假令此の警めを聞き及びたる者ありと雖ども、只風脇の天火の如く心得て己れが身には禍あるまじと思ひ頑^{〔頑〕}要^{〔要〕}て年月を渡るのみ。然るに家嚴の論は諸大名の放蕩を禁じて大炮を鑄造し軍船を製作せしめ、士大夫の無頼・懦弱なる者に大炮を放たしめ、武事を勵まして身體を勞動し險難に馴習^{〔馴習〕}しめんと欲す。故に見る者皆狂に非ざれば耄せりとして非謗せざる者あること無し。況や安濃津侯は堂々たる大諸侯にて、謀臣・智士雲の如くなるをや。故に彼の家の諸士我が宿に立入りする者、皆家嚴の愚直にして世と推し移ること能はざる

を笑ふ。故に此を獻すると雖ども君侯の御爲めにもならず、唯だ徒らに多士の嘲弄を受んのみ。

殊更此の推貨法は實に執政家此を用て、貧富偏重なる悪弊を不_レ知不_レ覺の間に改革して四海の困

窮を濟ひ給ふべきの大計なり。然るに此の法萬一弘く世に漏るときは大に政に害有り。且つ又

越_レ俎横議の咎めあらんことを畏る。願くは固辭して獻すること勿れ」と。抱_レ書悲沸し、泣血漣

如たり。愚老錯愕せり。靜に云思_レ之、豚犬が言も亦一理なきに非ず。因て此を燒き捨て、安濃

津侯の請ひ問ひ給ふを辭せり。

弘化_(二)丁未之夏四月念九日_(三)

佐藤信淵識

(二)四年
(三)二十九日
(佐藤・島田註)

(一)エツソツワウギ。分を
越_レえ_レ横_レに政事を論議
すること(三〇六頁註六
參照)

『防海餘論』の燒却

防海餘論終

八、禦侮儲言

椿園 佐藤信淵述

『禦侮儲言』解題

一、本書は信淵が天保十二年綾部侯九鬼隆都（たかひろ）に呈したもので、外夷の侮を禦ぐことを目的とした絶好の海防書である。本書諸寫本中には往々にして「禦侮儲言」と題し、書中全部的に「禦侮」と記してあるものもあるが、織田家秘藏本（現在秋田市高神社所蔵）には信淵自筆で「禦侮」と明記されてゐるから、『禦侮儲言』と題するのは勿論正當なのである。

一、本書は天保十二年に突然その姿を現はしたものでない。本書附録『自走火船説』に「竊に集堂大夫と議り、即ち其（自走火船）製法と用法の圖説等を明細に筆記し、此を阿侯に獻せんことを欲し、禦侮儲言の篇輯に取掛れり。然るに其書未だ成らぬ間に集堂大夫阿州の氣色を損じ、急ぎ關東に下り致仕する事と爲て、予も亦遂に阿州を去れり（文化六年春）」とある記事によつて文化六年起稿の事實が知られる。然るに『異風炮異様船製作記』（文政七年）に「小船は大砲の規ひに罹らざるを辨じたる論は三銃用法論及び禦侮儲言に詳なり」とある別の記事は、文化六年以後本書の述作は漸次進捗し、文政七年には既に相當整頓してゐたといふ事實を立證するものである。綾部侯に獻じた『禦侮儲言』は前者を修正増補したものであらう。

一、本書の寫本として残つてゐるものに天保十三年本と弘化三年本との二種類がある。上中下三卷にわかれて居

り、弘化三年本は附録として上下二卷(上卷翻下説、下卷自走火船説)を持つてゐるが、この方は別に獨立させようと思ふ。

一、本書上卷は「叢會篇」中卷は「取捨篇」下卷は「自得篇」と呼ばれてゐる。この三卷の標題によつて大體理解されるやうに、そこには信淵海防思想の發展過程が鮮かに描出されてゐる。本書序文に記されてあるやうに、信淵は初め坐ろに綾部侯に『鳥羽傳水軍要略外傳』と稱される祕書を獻じたが、それは後世の偽作であつて、その内容もまた取るに足らないものであることが、鳥羽城主九鬼嘉隆の後裔たる綾部侯に看破された。そこで信淵大いにこれを愧ぢ、岡山の池田家、廣島の淺野家、周防の三田尻、津和野の龜井家、長州の毛利家、阿波の蜂須賀家、伊豫の今治、筑前・肥前・肥後、日向の飢肥、薩州の島津家等を巡訪し、『舟戰以律抄』(三田尻)『和漢軍林』(同上)『水戰要録』(毛利藩)『防海要録』(肥後)『稻津筆記』(日向の飢肥)等の諸書に接し、それらを材料として本書上卷二十二條中の前半十一條とした。しかしながら、本書上卷叢會篇の眼目は信淵が毛利藩故老脇屋吉十郎・勝間伊織から授けられた『水戰要録』の拔萃十個條であつて、その第七條「近接戰法」における「丁字附の働」「十字附の働」等の紹介は注目に値する。

一、本書中卷「取捨篇」五個條は大野武矩(信淵をしていはしむれば、邦人中對西洋戰法を考案した最初の人)の三法(三條)を中心とし、前書を第一條とし、『鳥羽傳水戰要略』を第五條としてゐる。信淵の海防目的は英露兩國を假想敵としてゐたために、この意味において無價値と認めた『鳥羽傳水戰要略』(武書、綾部侯によれば同書は鳥羽傳水軍法ではないといふことである)を斷然捨て、武矩の三法を適切なる防海砲術として取り、取捨篇の意味を明かにした。しかしながら、信淵は武矩の三法に全的満足を感じてゐた

のではなく、その第一法玉打と第三法火矢打とに對してこそ満足の意を表明したが、第二法梁箭打については、これを不出來だとして忌憚なき批評を加へてゐる。

一、本書下卷は「自得篇」と呼ばれ、信淵獨特の對西洋水戰法、即ち『水戰法秘訣』の前提となるべき重要記事を載せてゐる。即ちそこには異體筒(極めて砲身厚く、藥室の部分が特に厚い筒)を異樣船(龜甲形で兩側に櫓子を設けた小船、さうした小船に似合はぬ大きな大砲を載せてゐたために「砲臺船」とも呼ばれた)に載せて攻撃を第一要素とする特殊な小船戰法が詳しく發表されてゐる。信淵が小船に重點を懸けてゐたのは、大船製造が禁ぜられてゐた時代の影響であると同時に費用節減の意味をも加へてゐたのであるが、小船が敵砲火の前に立つて比較的安全であることを信じてゐたためでもあつた。さうして信淵は小船が大船を畏るべからざる實證二個條を歴史上の事實に求めて得意の小船主義を掲げてゐる。次に信淵は西洋の大船に對するために有名な「自走火船」の効果を説いてゐる。

一、本書全卷に信淵の豐太閣回顧の思想が充溢してゐるのは注意すべき點である。本書上卷冒頭に信淵は太閣の威力を力説した後「若夫皇國の勢威豐臣太閣在世の時に異なることなく、海外諸蕃皆悉震恐るときは別に禦侮の手當を議するに及ばんや」と述べ、下卷末尾が「豐臣太閣既に没す、已矣哉噫」と結ばれてゐる事實がよくこれを證明してゐる。信淵が豐太閣當時における皇國兵威の強盛と天保時代の兵威失墜とを比較して慨歎した氣持は十分尊重さるべきである。

一、本書編纂には主として有馬成甫・鶴田惠吉兩氏所藏本を使用し、織田家本をも併せ参照した。有馬氏本附録

の『自走火船説』と『翻下説』とは他に類例の少い珍書であるから、兩者を本書から獨立させ、前者を經國國防篇に、後者を砲術篇に入れることにした。

(編纂主任 佐藤 堅 司)

(一)丹波國(京都府)綾部三萬石の領主、九鬼隆部

(二)志摩國(三重縣)鳥羽城主、三萬五千石、水戰法に巧んで初め信長に屬し、後秀吉に従ひ、文祿役に際し朝鮮水軍を破つた。後世嘉隆に因んで九鬼流なる水軍法起る。慶長五年(二二六〇)歿、年五十九

(三)名景淳、字は淳卿、通稱昇三郎。深藏齋また瑞閣と號した。出羽莊内の人、信濃の門人、文化六年大山景大から要門流(越後流の一派)武學の傳を受けた。安政二年歿、年七十八

(四)所傳不明

(五)室町時代以來瀬戸内海の野島・來島・因島を根據地として勢力を有した三村上の水軍の汎稱

(六)大野宇右衛門武矩。初め片島氏、後大野佐五右衛門吉規の養子となる。自得流砲術家、甲州流武學者。享保・元文頃の人。黒田家鐵砲師役、後大和郡山本多家に仕ふ。江戸に出て加納侯の客分となり、また與力となる。尾勢の地に遊び、後江戸に死す。武矩は信濃の會祖父元庵に従つて兵法・經濟學を學んだと傳へらる。著書『武備和訓』『神速武書』『武用遊言』『砲術集要』『東西問答』『精東西問答』『拙速百首註解』(本集砲術篇所收)『銃用法論』(中巻參照)

禦侮儲言

綾部侯夙に道德の學を修め、亦武備を講ずることを勤む。水軍船戰の業には殊更心を盡し給ふ。

これ中古世に名高き水軍都督鳥羽城主九鬼大隅守嘉隆君の後裔なるを以て也。此頃友人加藤淳

來て予に語りて曰、「今夫鳥羽傳水軍要略外傳と云ふ祕書ありて船戰の機密をとくこと精妙を究め

たり。思ふにこれ九鬼の祕傳にや」と。予伺候の席にて此事を侯に懇ふ。侯曰、「我未だ鳥羽傳と

稱する水軍法のあることを聞ず。願くば其書を得ん」と、幣を賜て此を覓しむ。予加藤をし

て其法を獻ぜしむ。數日を経て四冊の書を固封して持參せり。予其封の儘此を上る。侯固より賢

明、御一覽の後愚陋に謂て曰、「先生も又此を一看せよ。凡水軍の法書三島流の外別に奇説のある

ことなきか。而て其三島流と稱する書も又多し。未だ其實説と覺しき者を見ず」と。予乃ち宅

に持歸て其書を熟讀するに、悉皆太平の世と爲て好事家の擬造する所にして、とるにたる者ある

こと鮮し。愚老斯の如くなる擬物を勧め、侯に對し根汗合脊の歎あり。故に少壯以來遊歷中諸國

に於て聞ける所の水軍船戰の諸説を叢會し、且大野武矩が説のとるべきものと、愚老が自得の諸

件とを筆記して三篇の書を綴り、其名を禦侮儲言と題して以て(一)此を呈上す。庶くは其誤を謝すと云爾。

(二) 天保十三壬寅年三月念五日

椿園 佐藤淵撰

(一) 信濃七十四歳、武藏國(今埼玉縣)足立郡鹿手袋村隠棲中
(二) 二十五日

禦侮儲言 上之卷

叢會篇 凡二十二條

士氣の振作
(一) 信濃の號、天保三年武藏國鹿手袋村に隠棲以後用ふ

(二) 『書經』益稷篇に出づ。敷納(ふなふ)は言を以てひろめ君の心に納めること
※(原文) 敷納以言。明庶以功。
※(原文) 一率。先后之典則。恭默思道。
(三) 『書經』商書說命篇に出づ。『恭默』はうやうやしく靜かなこと

椿園氏曰、古來國勢を充張する者は他邦を制し、國勢を虚餒する者は他邦に制せらる。これ天地の常態也。昔豊臣太閤は國勢を充張するに神なる者なり。故に能く居恒に他邦を制するの餘威ありて、鄰國皆此を畏れたり。蓋豊臣太閤の時代には皇國の人民今時より多しありしにあらず、又其金銀米錢の今時より世上に豊なりし故にも非ず。然れども皇國の軍用澤山にして兵威猛烈なること、海外諸蕃を震恐せしめたる所以は、唯是士氣を振はしむるの法を得たるが故なり。故に士氣を振はしむるの法を人主第一の要旨とすることなり。若夫皇國の勢威豊臣太閤在世の時に異なることなく、海外諸蕃皆悉く震恐るときは別に禦侮の手當を議するに及ばんや。然りといへども時々人主の性質にて、或は一敷納言を以てし、庶を明にするに功を以てし、力を四方に宣べんと欲し、經營の煩務を厭はざるなり。或は一たび先后の典則に率ひ、恭黙して道を思ひ、間暇無事を好むもの有て、其趣の不同より國勢の張ると餒るとを作す。此亦天地の常態なり。凡國

(一)今鹿児島縣川邊郡野間(今大日本地名辭書)の地は記紀によれば天孫瓊杵尊が高千穂より國を求めて通り給うた所のとされてゐる。神武天皇の御出帆地は『古事記』には日向と記され、『日本書紀』には記されてゐない。信濃はこの兩記事を混同したのであらう。

(二)大和と河内の國境、生駒山の南の坂路。

往古海戰の回顧

(三)富は鳥見のこと。大和國生駒郡富雄村を云ふ。長脛彦は此の地の豪族。神武天皇の御東征の際皇軍に反抗したが、後に磯城郡城島村外山に於て滅ぼされたと傳ふ。『日本書紀』は饒速日命が長脛彦を斬つて歸順されたと記してゐる。

(四)紀伊路。

(五)清盛の第二子、壇浦の海戰に敗れ、源軍に捕へられ、後鎌倉より京都へ送還の途、近江源原に於て斬られた。年三十九。

(六)知悉をいふ。清盛の第三子、壇浦の敗戦に自刃した。年三十四。

事は其勢の有餘に傲るよりは、不足を補んことを謀るに益有り。故に愚老水戰法を集録して此を禦侮備言と名く。此亦武備の虚餒を補益して此を禦侮せんことを欲するなり。抑兵家者流甚多く、兵書も又極て多しと雖ども、古來皇國に水戰なきを以て水戰の法あることなし。太平の世と成て出來たる船軍の法書數多あれども、唯是大河と江海とを乘渡ることと舟楫等の始末を記したるのみにて、水中合戰の仕方を記したるものは絶てあることなし。間亦舟手の戰法を唱ふる者ありしを、其秘訣を傳授せしに、所謂島水練の類にて悉皆後好事家の杜撰なれば信するにたるものなし。因て熟按(する)に、昔 神武天皇日向國笠狭御岬より皇師を帥ひて大八洲に渡り、孔(舎)衛坂にて富長脛彦と戰ひ、皇兄彦五瀬命箭に中りて薨じ、皇師敗績して木の路に退き、其後連戰皆勝て遂に長脛彦を誅し、中洲を一統し給へり。然れども水戰のありしことなく、其後神功皇后の元年に皇后親ら大軍を將ゐ、筑紫より大海を絶りて朝鮮國を征伐し、悉く三韓を攻降して歸陣し給ひしにも、唯大海を乘渡して往復し給ひたるのみにて、船軍のありしことなし。其後 朱雀天皇承平四年より天慶三年に至て七年の間、藤原純友が反逆にて南海・西海・山陽諸州騷動し、海邊兵亂の難に罹れり。然れども舟軍と稱すべき程の水戰はなかりしなり。其後 後鳥羽天皇文治元年源義經、平宗盛・友盛・度經等と讃岐の八島より長門檀浦に至る間の海上にて船軍し、平氏の一族を盡しにせり。本邦に於て水戰と云ふべきは唯此役事のみ。されども此水戰僅か一月をも經ずして其事靜謐に及び、天下頼朝が手に入りて泰平に及び。故(こ)此時代の水戰法と云もの傳るべきの理なし。其後 正親町天皇文祿元年豊臣關白秀吉朝鮮國を征伐し、加藤清正・小西行長等をはじめとして數十國の諸公を遣し、此を攻め、遂に朝鮮國王を逐出し、悉く朝鮮國をとり、大明國の援兵と戰ひて前後七年の軍ありき。然れども大兵の海を乗りわたりたるのみにて、水戰と云ふべきは大明人の軍船を奪(と)とりたることありしに過ぎ。故に水戰を事とせし者あることなし。是に由りて此を觀るときは、本邦に舟軍の戰法と稱すべきものあるべき事なきことを知るべし。

(七)教經をいふ。教盛の子、能登守、平家中の勇將で屋島・壇浦の戰は名高い。壽永四年戰死、年二十六。

(八)今は香川縣高松市屋島。文治元年(一八四五)二月十九日より廿一日まで源平戰が行はれた。

(九)長門下關海峡東口の北岸。文治元年三月廿四日平氏は五百餘艘、源氏は八百四十餘艘を以てこの海上に戰ひ、源氏の大勝に歸し、平氏は滅んだ。

八幡船隊と水軍の起

(一〇)文祿元年(一二五二)より慶長三年(一二五八)までを云ふ。文祿後元年三月に始り、二年八月に移り、慶長後二年正月に始り三年八月に至る。

(一一)後柏原天皇(室町時代)御代の年號、二一六四―二一八〇。

(一二)後柏原・後奈良天皇御代の年號、二一八〇―二一八七。

(一三)廣島縣御調郡に屬する島、周回七里、室町初期村上顯長始めてここに據る。(一四)來島と呼ばれた。愛媛縣越智郡波止濱村に屬す。來島海峡を隔て伊豫に對す。河野黨村上の一族來島氏の城塞があつた所。(一五)昔能島(野島)と云ふ。愛媛縣越智郡に屬し、今治の東北二海里を隔つ。河野の同族村上氏居り、能島氏とも云ふ。(一六)八幡船隊を組織し支那沿海に活躍したことをいふ。(一七)野島を根據とした三村上の一。(一八)今の佛領印度支那の一部。(一九)今の佛領印度支那南中部ソカイ河下流の地。(二〇)(二一)今の佛領印度支那の一部。(二二)もとシヤムと云ひ、今タイ(泰)といふ。(二三)フィリピン諸島中の大島ルソン(二四)パラワン(二五)ボルネオ

永正・大永の頃より伊豫國海中因島・久留島・大島の地土飯田・大島・河野・脇屋・松島・久留島・村上・北浦等の諸士共に相議して外國に渡海し、海賊をはたき各家を富さんことを謀り、野島領主村上圖書を議主と定め、各共一族浮浪の人數を集め、都合三四百人、大小十餘艘の船にのつて大洋を航行し、西は大明國の寧波・福建・廣東・廣西等の諸州より、西南印度の諸國安南・廣南・占城・東坡塞・暹羅その他南海中の呂宋・巴刺臥亞・渤泥等の諸島に至り、近海諸島

- (一) 浮浪人
- (二) 明人の蔑稱した「倭寇」の語を用ひるのは屈辱である。「八幡船隊」といふのが至當である
- (三) 中國・四國・九州方面には後世この海賊の水軍法より脱化して一流を立てたものが多い。能島流・三島流・海賊流
- (四) 因島・來島・能島に據つた村上水軍
- (五) 信濃は寛政元年二十一歳より同三年二十三歳までの間九州・四國・山陽・山陰地方を遊歴した
- (六) セキブネ、早船の一種、機軸四十挺以上八十挺までのもので、矢倉ある軍船。一説に此船はもと關門海峡渡海に用ひられたのでこの名がある云々

西海諸國の水軍法

- (七) 船上射撃のこと。大銃を船上に安定せしめて撃つ法
- (八) 岡山の池田家、廣島の淺野家
- (九) 池田藩
- (一〇) 松平藩

龜井家の水軍法

を剽掠し、種々の財物・器械を奪取來て其家を富せり。以後之を以て家業の如くに多年はたらきしを以て、四國・九州海邊の諸浪人其外漁士船々方の遊根等漸々此に加り、其人數次第に多くなりて、後には其衆は九百人或は千人以上も出ることあるに至れり。故に西南海中諸蕃皆甚海賊に困めり。大明國にても此賊を畏れ大軍を出して防禦の備を嚴重にす。世に倭寇と稱せしは即此海賊のことなり。今時諸家に於て船手の將士を海賊と唱ふることは此より起りたる名義也。又諸兵家此海賊等が外國を侵し、その防禦の兵とたたかひたる仕方を聞つたへしこと共各書に筆記し、此を船軍の本法となし、野島・久留島等の諸流に分れて各帳中の秘とすることとは爲れるなり。名は諸流々々分れたりと雖、共(一)同(二)是一手の海賊の仕方なれば、異なる法のあることなし。或は三島海賊の仕方の外に、高名妙(三)なる異傳あるものは、皆これ太平の世となつて好事なる兵學者等摻入の地足にして、實用に足れるものはあること少し。

予が先年遊歴中水軍法を詳にせんことを欲し、海邊諸邑に於て最も心を盡して搜索せり。岡山及び廣島の兩國には關舟も少なからず。されども水軍訓練と稱すべき程のこともなく、或は時々五船か七船をのり出して鐵炮の舟打を稽古するに過ることなし。諸士の話を聞くに、此兩家の船備も野島・久留島等の流に本付きたるものをもはる。大勢の練練なきを以て、審にその仕方をしることを得ず。又鳥取と松江の二國も此に同じ。又石州津和野公の先祖龜井隱岐守茲短曾て琉球

- (一) 今島根縣津和野町。元和五年十二月龜井政矩所領以來明治維新に至る。四萬三千石
- (二) 三四貞註四參照
- (三) 天正十年秀吉の明智光秀討伐後琉球國を賜はらんことを願つて、秀吉より琉球守殿と書いた關扇を賜り、文祿朝鮮征伐の時同國征伐役の朱印を與へられたが、朝鮮の大め實行に至らなかつた

毛利家の水軍法

- (一) 朝鮮豐陵島東南の島
- (二) 寛政二年信濃西國遊歴の途次津和野に赴き、祖先土佐守信幸の墓を展した際にこの搜索をした
- 信濃長藩の故老脇屋・勝間より舟軍法の傳授をうく
- (一) 村上元吉(慶長五年歿)毛利元就に仕へて以來毛利家に屬し船手組頭となる。圖書は名を元敬と云ひ、元吉の後裔、寶永六年頃船手組頭
- (二) 元吉の弟景親(慶長十五年歿)以來毛利家に仕へ船手組頭となる。一格とも呼ばれ、名を廣庸と云ふ。景親の後、享保頃船手組頭を勤めた

國を攻めとらんことを欲し、豊臣關白秀吉公に願ひしに御許しを蒙り、大洋に乗出し中途にて難風にあひ、其志を果さずして歸れり。且又文祿年中朝鮮征伐の時、竹島を攻取て其王を殺し、竹島より朝鮮國に攻入て秀吉公の御感にあづかれり。故に龜井家には水戰の法あるべしとをもひ、津和野に滯留して探索せしに、唯海を乗渡りたる法のみ有て水戰の仕方をみるものなし。

毛利家にては船手の諸士をことごとく周防國三田尻港に集(め)をき、昔海賊の議主たりし村上圖書(昔は野島の領主なりしと云ふ)村上一學(圖書が別家也)飯田彌七郎(昔は大島の領主飯田越中守が、今は二千五百石なり)等此に居て世々船手の頭たり。關船數十艘其他種々の軍船あれども、腐朽(も)たるものをほし(多)時々練練すべき古例なれども、近來何れの國も武備を嚴にすることを忌(む)きらう風俗と爲て、毛利家の水軍法といへども、衰敗すること甚しく、海賊の子孫なりと云とも、今に至て其仕方を精くしなしたる者あることなし。然れどもさすがに名家の裔には其配下の中に古實を心得たる故老脇屋吉十郎(昔南朝第六皇子懷良親王に従ひ九州に遷きたる下野新田家の一族)勝間伊織の二人あつて、先祖の外國にわたりて異國人と舟軍したる仕方を予に傳授せり。即(ち)野島・印島・久留島三流の種となりたる美説なり。されども所謂三島の實説も亦海賊を働く仕方なるを以て、甚野鄙にして大國の法とするに足らずと云へども、小持合にはすこぶる實用の業なり。故にこれを珍重すべきなり。

阿波の水軍

- (一)今徳島市安宅町
- (二)今の徳島縣海部郡の地方
- (三)捕鯨船、また開船などに従ふ軽快な小舟を云ふ
- (四)後佐賀と稱された

西海諸國の水軍

- (一)享保二年四月頃から同三年四月頃までの間清國商船十四艘が北九州沖に出没した
- (二)福岡縣若松市の北方四海里の沖にある向島のことであらう。享保三年四月小倉・萩・福岡三藩の兵が清國船を撃退したことがある
- (三)徳川吉宗の號號
- (四)萩毛利藩
- (五)福岡黒田藩
- (六)小笠原藩
- (七)三藩が幕命により所船を打拂つたのは數回に及ぶが、こゝは享保三年四月のことであらう
- (八)豊前小倉藩小笠原家臣

島津家の水軍

- (一)島津義久、島津貴久の長子、三位法印と稱

西國の水軍書

- (一)四義久の甥家久の代に至り、琉球が臣禮を失ひ寶船を缺いたため、慶長十四年三月樺山久高を總將として兵三千餘人を以て之を討伐せしめた
- (二)寛政二年
- (三)南海道の諸國をさす。紀伊・淡路・阿波・讃岐・伊豫・土佐の六國
- (四)西海道の諸國をさす。今の九州地方
- (五)寛政二年信濃二十二歳の時
- (六)越智氏より出で、文武天皇の御代以來伊豫を領して豪族となる。子孫國事に盡し、承久並に吉野時代に勳皇の功があり、弘安の元寇の時一族勇戦した。室町末期に至り安藝竹原に移り嫡流はここに滅んだ。通廣はその一族の子孫にして周防國大島に住す
- (七)三銃用法論
- (八)三銃用法論
- (九)三銃用法論
- (十)三銃用法論
- (十一)三銃用法論
- (十二)三銃用法論
- (十三)三銃用法論
- (十四)三銃用法論
- (十五)三銃用法論
- (十六)三銃用法論
- (十七)三銃用法論
- (十八)三銃用法論
- (十九)三銃用法論
- (二十)三銃用法論
- (二十一)三銃用法論
- (二十二)三銃用法論
- (二十三)三銃用法論
- (二十四)三銃用法論
- (二十五)三銃用法論
- (二十六)三銃用法論
- (二十七)三銃用法論
- (二十八)三銃用法論
- (二十九)三銃用法論
- (三十)三銃用法論

阿州には關船數多あり。且安宅村に三百家悉く船手組にて、乗組も水練も頗世に勝れたる船頭多し。海部にも又船手多し。されども水軍法の訓練あることを聞かず。熟按するに、彼家の船手の話を聞くに、最初は野島流に頼て立てたる趣なり。淡路の野島二千餘家の漁民あり。其漁獵のはたらき何れも妙なり。阿波・土佐・紀州の三國の漁士遠洋まで鯨船を航出し働くを以、小舟をのりまはし信に自在を得たり。小倉・福岡・佐嘉・熊本等も年々船を航出して鐵炮舟打を稽古すれども、百目彈より三百目彈位までの大銃を修練して極大の炮を舟打することなく、又大洋海中に乘出して訓練ありしことを聞かず。故に舟手の法と云ふものは、唯内洋のうちに舟ぞなへを立て近海を乗渡る法のみ、水戦を修練するものはあることなし。

先年長州白濱の沖に異國船十餘艘來て久く滯留せしことあり。有徳院様長門及び筑前・小倉三ヶ國にうち拂ひ仰付られ、是時福岡の舟手は數多の小船を前へにそなへ、親舟を後に備へて沖の方よりのりまはして大小の鐵炮をうち掛しに因て、異國人ども大に畏れて逃るに度を失ひ、小倉の方にただよひしに就き、小倉の家來小澤元右衛門其中一船を打碎けり。是時福岡の艦甚だ立派なりしと云ふ。彼國の舟軍の法も野島流にもとづきたるものとみえたり。

岡國初に島津源三位入道龍伯法印、官の御許しを蒙り、水軍を出し西南中諸島を經略し、次第に南征して琉球國を攻撃し、遂に其國王を降して琉球を薩摩の屬國と爲せり。これ慶長十四年のことなり。故に薩摩には精き水戦法あるべしと思ひ、薩州にあそびてそのことを探索せしに、これも又大海を絶たる船備を記したる者のみにて、水戦せしことは有ることなし。然れども南海・西海及び中國の諸州には種々船備のことを記したる書物有て、東國・北國の比すべき所に非る也。予が遊歴のうち藝州御盟問屋吉右衛門宅に病氣にて二月餘り滯留、幸に大島の人河野四郎左衛門通廣と云ふ人と懇意になりて、彼が家に傳る船軍法と我家の火術傳とを交易せり。彼通廣が先祖も又海賊の黨にて、外國より分捕し歸りたる種々の奇物を所持せり。その家傳書に頗る實用のこと多し。彼脇屋・勝間二氏の傳と互に相發明する説あり。又豫州今治にて船軍秘傳と云ふ書を得たり。即野島流を書記したるもの也。又防州三田尻の浮野村熊谷九右衛門より隆安流の炮術を傳授し、且村上・印島等の舟手諸傳及び舟戰以律抄・和漢軍林等を得たり。此二書は太平の世に成て出來たるものにて三島流に狗角蛇足したる説のみ多し。筑前には海賊國武書あり。肥前には長崎御手當の記あり。肥後には防海要録あり。薩摩に御家方武備秘記あり。然れども大抵皆陸地の兵法の心得を本とし、三島の海賊の仕方等を混じて潤色したる者なり。

日向の飲肥には稻津筆記と云もの二冊あり。上卷には陸地の心得をしるし、下卷は船軍の事件を

載たり。此書は信に意外なる奇論ありて兵家の心得となる珍説多し。此書をしる時に就て稻津掃部が豪傑なることをしる。又近來鳥羽傳水船法(艦)なるものあり。太平の世と爲て出来たる書なるを以てとるにたるものあることなし。その辨下に詳にす。其他世に水戦法多しといへども信用すべきの説少きが故に、愚老も亦其實用に益あることのみを取(り)、無益なる説をば悉くのぞき、且自ら思ひ付たる工夫を増加して此禦侮備言を著せり。故に此卷を叢會篇と名けたり。

操練の習熟

- (一)文化四年末より同六年二月まで
- (二)徳島藩重臣集堂萬左衛門惟寅(三一五頁註二参照)
- (三)徳島縣海部郡の南部海岸に沿ふ小村で、今は川東村字大里

凡合戦は練(操)に熟せざれば絶て爲すべからざることなり。殊さら船軍に至ては陸地の働きと以(こ)の外に相違なるものにて、如何なる武藝の達人と雖ども、波濤の汹涌する漂蕩に馴ざれば、我身をも自由に動かすこと能はず。先年予阿州滞留中鐵炮の船打せんことを欲し、徳島の城下より同志の者五人を帥ひ、集堂翁に請て海部郡大里(三)にいたり、漁船の大なるに乗て南海に漕ぎ出し、十四五町も沖に出たる時、忽ち西北の風起て海水頗(る)動揺し、銀山の如くなる大浪頻に來て船の漂蕩すること甚し。予驚きて水主等に問ふ、「荒浪の船に打入ること斯の如きは危きにあらずや」水主等皆笑て曰「大海の波濤は風のなき時と雖ども常に斯の如し。僕等此より浪の荒きにも毎日此海上十餘里の沖に出で漁獵を働き渡世仕ること私どもの家業也。何のあやうきことやあらん」と。須臾にしてなみのうごくこと愈甚しく、予を始め徳島より従ひ來れる諸士ともに皆眩暈を發し起坐すること能はず。況や鐵炮を打んことを望むべけん乎。且往々に皆嘔吐し、頭痛甚しく眩暈目を開くこと難し。然るに水主共は少しも荒波を畏ることなく、船中走廻りて懇到に我等を看病す。予水主等に問ふ、「汝等斯の如く漂蕩する船中にて此鐵炮を打つことを得べきや。」皆曰、「我等鐵炮を打たることなし。唯彼梶前與三郎は鐵炮嗜にて時に猪狩にも出ることあり」と。乃ち與三郎に命じ、持行きたる六(支)目彈銃打たして見しに、立放し居放し其體排(六)すること陸地のはたらきに異なることなし。其他鐵炮を知らざる水手共も右の鐵炮を頼付にして打(つ)まねし、或は片足を屈して一本足に爲て船中に立て鐵炮を頼付にするなり。絶て轉倒を畏るの色なく、陸地のはたらきに少(し)も異なきを見て、徳島より行たる諸士は何れも武藝力量等人に勝たる勇士なりしを以、皆憤りを發(し)起揚りて働き見んことを欲すれども、風浪益起り船の漂蕩すること愈甚きに因て、終に船打することも叶はず、皆大ひに愧入て徳島に歸り、此趣を集堂翁に語りければ、翁も又浩歎せられき。故に乗出し船軍することは陸地の了簡とは意外に異なるものにて、萬夫不當の勇士と雖ども、波濤の漂蕩になれざれば自在に働くこと能はざるは論なし。故に予も又悔しきことに思ひ、度々大洋に舟を出し、眩暈に病みては歸り、頭痛嘔吐を患ては歸り、終に少しく馴るに至て阿州より歸れり。其後十餘年舟に乗ることなかりしに、不圖相州浦賀湊會津侯御固の陣屋(七)に行て長逗留すること爲り、鴨居村の陣屋より時々小早(九)を大洋に乗出せしに、風の起りたる日に又航量(船)にて嘔吐逆を發せり。これに由て此を觀れば、半年や一年の修行にて一

- (四)立つて小銃を射撃する法、立射
- (五)坐して小銃を射撃する法
- (六)體佩・體拜・體配等と書く。技藝における形作法の意
- (七)會津藩主松平容衆を云ふ。文化七年より文政三年十二月迄相州走水・城ヶ島間の海洋防備の任にあつた。文化八年砲臺を走水・浦賀・城ヶ島の三ヶ所に、陣屋を觀音崎・三崎の北條山に造つた。信濃が浦賀に來たのは文化末年であらう
- (八)今神奈川縣三浦郡浦賀町大字鴨居の地。鴨居村の陣屋は同村内觀音崎にあつた
- (九)コバヤ。早舟の一種。關舟より小さく、十二挺立より四十挺立の船で漕ぐ舟。江戸幕府の船手ではチヨロと呼ばれた

(一)『論語』子路第十三に見る語。教化訓練のない民を以て戦ふときは必ず敗亡を招くもので、唯無意味に民を草野に棄てる様なるものであるの意

且波濤の漂蕩に成れたり雖ども、其後廢置て船に乗らず多年を経るときは、復元の素人となつて舟に酔ものなること必せり。神祕定暈錠と云靈藥あり、船と駕籠とに酔ふ者に服せしむるときは頭眩嘔逆を發することなし、實に奇驗の妙藥なり、軍中備用とすべし。

船軍修練の第一義

孔仲尼曰、「教へざるの民を以て戦ふ、是をこれ棄つと謂ふ」と。陸軍尙然り、況や水軍に於てをや。水戰の陸戰より能くし難きこと上に説きたるが如し。其訓練に精きを盡さずんばあるべからず。凡水軍を訓練するの法は、最初先づ水上を遊び、水底を泳ぐことを修練して、自在に水を游泳することを得せしめ、其水練の軍卒を鯨船にのせて日々大洋を航行し、十里外なる沖中までも

※(原文)以て不教民戰、是謂之棄。

こぎ出して汹濤風波の運動に馴習はせ、然後船に大銃を載せて海上に乘出し點放を修練し、且大小の鐵炮(特)を持行て中銃(四)の抱打(五)と小銃(六)の規打(七)を荒波の漂蕩運動する所にて自由に打放すことを得せしむることを練練すべし。荒波の劇に運動する場所にて船中より大小の鐵炮を自在に規うちすることを得るに至ては、其他の兵器を打振ふことは皆爲し易きもの也。故に船軍の修練は先大銃の船打を最初第一義とす。

船軍の法

凡船軍の法は戰艦乗組の諸士は一船限りに勝敗死生を其船とともにして、他舟の援けを恃むべきものに非るなり。故に最初より其覺悟をきはめて然後に乗組むべし。然ども二艘づつを一組として奇となり正となりて、互に勇戰を勵むを船軍の規律とす。且敵船に近(八)くときは即熊手(九)・長

(一)三四五玉以上十玉玉前後を使用する銃

船打を最初第一義とす。

(二)アテウチ。目標を定めて射撃する法、的うち玉位を使用する銃、信潮は直徑一寸以上の彈を使用するものを指した。直徑一寸は四十五玉。(三)鐵炮究理論(參照)

(四)アテウチ。目標を定めて射撃する法、的うち玉位を使用する銃、信潮は直徑一寸の彈を使用するものを指した

船軍の法は戰艦乗組の諸士は一船限りに勝敗死生を其船とともにして、他舟の援けを恃むべきものに非るなり。故に最初より其覺悟をきはめて然後に乗組むべし。然ども二艘づつを一組として奇となり正となりて、互に勇戰を勵むを船軍の規律とす。且敵船に近(八)くときは即熊手(九)・長

(五)カカヘウチ。寬末頃より始まり、土壁仕掛で打つべき大筒を抱へて撃つ法、三四十玉玉を適當とするも重きは二三目より一貫目に至る

凡船軍の法は戰艦乗組の諸士は一船限りに勝敗死生を其船とともにして、他舟の援けを恃むべきものに非るなり。故に最初より其覺悟をきはめて然後に乗組むべし。然ども二艘づつを一組として奇となり正となりて、互に勇戰を勵むを船軍の規律とす。且敵船に近(八)くときは即熊手(九)・長

(六)クマデ。熊の手爪の如き鐵のかぎありて、長き木柄をつけた武器。鐵塔、鐵砲とも云ふ

凡船軍の法は戰艦乗組の諸士は一船限りに勝敗死生を其船とともにして、他舟の援けを恃むべきものに非るなり。故に最初より其覺悟をきはめて然後に乗組むべし。然ども二艘づつを一組として奇となり正となりて、互に勇戰を勵むを船軍の規律とす。且敵船に近(八)くときは即熊手(九)・長

(七)ナガトビ。木柄の長い竈口、普通四五尺の彈の先に竈の如き鐵鈎のついたもの

凡船軍の法は戰艦乗組の諸士は一船限りに勝敗死生を其船とともにして、他舟の援けを恃むべきものに非るなり。故に最初より其覺悟をきはめて然後に乗組むべし。然ども二艘づつを一組として奇となり正となりて、互に勇戰を勵むを船軍の規律とす。且敵船に近(八)くときは即熊手(九)・長

(八)カギナハ。打鈎とも云ふ。熊手形の鈎に長い繩のついたもの

凡船軍の法は戰艦乗組の諸士は一船限りに勝敗死生を其船とともにして、他舟の援けを恃むべきものに非るなり。故に最初より其覺悟をきはめて然後に乗組むべし。然ども二艘づつを一組として奇となり正となりて、互に勇戰を勵むを船軍の規律とす。且敵船に近(八)くときは即熊手(九)・長

三島流水戰法と軍船

上に説たる如く、古來本邦には船軍の法と云者有事なし。今世上諸兵家に水軍法と稱し、秘傳とする所の書をみるに、其種とする所は大抵三島流の海賊の仕方(一)を根本として、廻船を業とする船戸等に聞る如(二)を附會して綴り立たる者なるを以、實用と爲べき事甚少し。予が遊歷中諸國に於て三島の水戰法を傳習せしに、三島流にも種々異同あり、河野四郎左衛門と稻村(三)筆記の説最簡にして要なるもの多し。且又勝間伊織が傳へたる水戰要録は僅十ヶ條の小冊なりと雖ども、信に水戰の實事彼三島海賊の日々行ひ用ひたる仕方なるべし。所謂海賊の仕方なる故に、そのこと鄙俚汗穢にして君子の法と云べきに非ず。然ども其戰法のみを取て盜賊のことを爲さずんば義に害なかるべし。且按ずるに海賊を爲さずして三島の水戰法に熟練するときは、本邦と支那・朝鮮・印度等の船軍には用ゆるに餘裕あるべし。唯西洋諸蠻の黒船を打碎くは尙勘辨ある可きのみ。乃

水戦要録十ヶ條

- (一)因島のことであらう
- (二)能島
- (三)能島・來島・因島に
おける村上黨の人々、前
記の北浦・飯田等をさす
- (四)ヒガキ、タルブネ、
檣垣廻船、檣垣船のこと、
船端の欄(垣立)を檣の
薄板を以て菱形に造つた
所から廻船とも書
く。元和五年に始まり江
戸時代に大阪より江戸へ
貨物を運漕した廻船を
すべて檣垣廻船と稱し、
享保十五年より専ら酒荷
の運漕を業としたものを
檣廻船と稱した。此の制
は維新まで行はれた

第一條羽翰舟の裝備

- (五)丹後宮津地方で使用
した船
- (六)カキタツ。船端に設
けられた欄、檣の薄板な
どにて作る
- (七)ヌキ。柱を貫き持つ
ための薄く狭き横木
- (八)アツジトミ。厚く作
つたおほひ。しとみは元
來日條に用ゐる上げ戸

ち彼三島海賊の仕方十ヶ條を茲に記載して水戦法の校合に備ふ。
初め外國に渡り海濱諸邑を勦掠して貨財を奪とり歸て家を富ませし者は、備後國祕島の住人北浦
勘十郎・豫州大島の郷士飯田小一郎二人なり。最初は右兩家の人數僅か五六十人に過ぎざりしと
云ふ。其出てはたらく毎に利を得ること大なるが故に、漸々一味合體の多勢になりたるなり。故
に外國にても海邊警護の番兵を備置て、我等が勦掠を防禦することとなれり。此に因て味方も武
備を嚴重に調へ行て、彼防禦の番兵を手痛く打破るに非れば大利は得られざる故に、此方出帆の
前に豫め合戦の用意を全備して行かざれば叶はざることとなれり。其用意の備と云は、呂宋國等
は鐵炮多きを以て其手當をなすこと肝要なり。天文の末には此方にも鐵炮を用ることと爲て、其
備を嚴にし軍威を壯にすることを得たり。故に徒黨の仲間も次第に多く増加はり、弘治元年には
七黨の人數都合一千餘人に及べり。故に七百石積ほどなる船八九艘を本船として船作りは羽翰舟
像を最上とす。若し其なきときは檣垣・樽船等にも皆用ふべし。所謂羽翰舟は荷船なれども、
既に其荷を積終るときは上蓋の板に松脂目塗し、浪を打掛るといへども、潮水の入ざる様にした
るものなり。帆も木綿を用ることなく、笹の葉を以て此を作る。故に雨降る日にも航行べし。
且其制甚丈夫にして難破の患あること稀なり。世に丹後船と稱する者は此製なり。總て大船は舟
脚水に入ること深きを以て、水先を知らざる海路を舟行するときは、動もすれば淺瀬に乗上げ難

- (九)サマ。弓や鐵炮を撃
ち出すために小窓の如く
切り開けた所、城の櫓、
垣などにも用ふ。前記・
銃眼ともいふ
- (一〇)淡落とも書く。和
船の傍板の下部の總稱
- (一一)旗の一種、圓形の
輪に長き綱數條を張り竿
の端につけたもの
- (一二)馬標・馬標とも書
く。陣中において大將の
馬の側に立て目じるしと
するもの
- (一三)往昔貴人の死した
場合七回忌まで毎年七
月に立てるもの。ここで
は高張提燈をさす。前者
とは構造異り大提燈を竿
につけて高く掲げるもの
- (一四)橋舟とは端舟のこ
とであらう
- (一五)眞後から來る強風
に對して、それを眞後一
ばいに受けないやうに避
けて、船を進める仕方
- (一六)屈曲して入込んだ
海岸近くの複雑な潮流
- (一七)サカロ。船の機は
普通船の方へ進むやうに
附けてあるが逆に機の方
へ進むやうに附けること

數

會 篇

三七一

義することあり。且不案内なる他國に行て津入するとき甚以て不便あり。故に本船と爲す
べき親舟たりと雖ども、七百石積の上なるは用ることなし。七百石以下の船は淺き河湊にも大抵
入津することを得るものなり。借其羽翰舟像なる船にざつと矢倉を修理て、其矢倉の舷に垣立を
設け、柱を立て貫を上下に通し、うへの貫の外方に楯掛の折釘を打しめ、外圍に打藁にて疊床を
廣く製し二枚重にして厚藁を綴付べし。疊床を十四五通以上製し二枚重ねに綴付たるは、百目の
鐵炮を以て此を打つと雖ども、其玉の貫ることはなき者也。又此厚藁に狭間を開て弓鐵炮を發つ
に便すべく、殊更うみの浪障をば此藁床にて堅固に圍ふことを要とすべし。矢倉の上には幕を張
り、楯を並べ、大吹貫旗及び馬印・高挑燈籠を飾り、弓・鐵炮其他種々武器を備ふべし。又戰
船は關船は最宜しけれども、關船少き時は荷舟にても十八挺船より七八十挺船までの船を三四十
艘も備へ、小早・漁船・橋舟を數多用意すべし。凡軍船は必中垣を隔て左右に分れて備へ、乗組
諸士互に相混することを禁ず。然れども無事なるときはとり置にするもよし。戰んとするに及て
は其法を嚴重にすべきこと法也。又既に日本の地を離て大洋に出ての後に、其々へと欲する外國
に至る迄の間、唯毎日高乗して津入すべきの港と云ふもなく、薪水を得んと欲するも容易からず。
天氣の快晴なる日には務て波に乗り、乗幕られ、夜乗りすることは其掌にて眞逐風には「そばめ
て」乗り、隈潮の心得を致し、且逆櫓の用意をも爲すべし。若し風に逆ひ浪に向ふときは、或は

- (一) 風を真正面に受けぬやうに船首を避ける仕方
- (二) マギリ。波間を切つて行くこと
- (三) フリカカリ。風波を避けて千鳥掛に進む法
- (四) 風波にまかせて漂ふやうに進む法

第二條小荷駄舟

- (五) 船をかへし乗り戻し進行する法
- (六) 「船」と書く。船と船とを繋ぎ合はすこと
- (七) 籠の目の五の出た形を云ふ
- (八) 戦場へ兵糧を運ぶ舟
- (九) 兵糧の運分を統率する役
- (一〇) 法螺貝と同じ。元來貝の名であるが、ここでは軍隊において進退を指圖する陣貝を云ふ
- (一一) 口径一寸三分程の砲
- (一二) 口径二寸程の砲

第三條戰艦

- (一三) 小間筒とも書く。中筒位の鐵砲で銃眼へ托して撃つものを云ふ。また別に臺に委託して撃つ如く製したものである。狭間筒は一般に長く、照準が正確である
- (一四) ヤマ。「やさま」を云ふ

(一五) 疾風

- (一六) 船首のこと。水押の義、和船の船先に出て波を切る木をいひ、轉じて船首の意に用ふ。船首の字を書くのは、昔船首に鑄(ゲキ)といふ籠に似た水鳥の頭を飾つたためである

第四條頭分・重役の乗船

- (一七) ヒラバリ。座處に敷く布

開き、或は間切り、或は降懸にし、或は流れかかりにし、或は逆風甚きときは乗戻しにもし、或は凶濤極て荒く船を漂蕩ことの強きときは舟を方て走り、萬一俄に暴風に遇ふ時は、手早く帆を下て碇りを卸し引摺することも有べし。既に外國に至て場所を撰び船營を詰ときは五目にするより便なるはなし。

本船三艘は小荷駄舟と定て一二三の印旗を立て、小荷駄の奉行にも弓・鐵炮等の人數をそへて乗組ましめ、此船の上よりも大筒を自由に打出すべきやうに兼て臺場を設けをくべし。此船は食物・衣類をはじめとして總て軍用の諸物悉く積載せたるものなるを以て、外國に著船すると雖ども、漫りに岸邊近く漕ぎよること無く、敵の大筒に中らざる用心と敵兵に攻奪はれざるやう其防禦を堅固にすべし。且亦厨舟一艘づつ平生此に附添居り、毎日四度の飯を炊き、小早を走らしめて諸船の戰士に配らしむべし。是小荷駄奉行の定役也。抑此二艘の本船は本國持參諸品も、外國にて分捕したる財物も、皆此舟につみ入るべし。又病人・怪我人等も小早にて此船に引取て療治すべし。且又味方の軍船敵船と合戦の始るを見る時は、此本船をも漸々進めて大筒を發て敵船を打拉しき、喊聲を作り洞貝を吹き太鼓をうちならし、以て味かたの英氣をたすくべし。

四五百石以下の船は戰艦にも用ふ。百目以上三百目位迄の大筒七八挺、中筒以下の鐵炮數十挺、狭々筒のながきをも三四挺、其他種々の武器を備へ、頭分の者此に乗て軍士を下知すべし。又惣

大將の乗船には幕を二重に走らせ、厚蔀を二重にとちつけて内に盾を並べ、中の間を別して堅固にかまへ、大吹貫其外旗五本も十本も立べし。惣矢倉なれば最上なれども、矢倉舟のなき時は前後矢倉なるも、或は艫ばかり矢倉の舟にて矢間に合せ用ふ。軍船は成るべきことならば矢倉の廻り椽を二重椽にこしらへ置て、左右の外側に大丈夫なる鉸鏈を施し、もし戰の劇しきときは其椽の一枚轉覆二階を廣くして存分自在に働くべし。凡戰を始め敵味方の互に迫り合ふ時に臨では、小舟は勿論四五百石の船と雖ども三四挺の艫艫のみにて漕ぎ、その船脚を居へ戰士の血戰をするに便すべく、且接戰に及て河海の淺深を探り楫を卸し戦ふに利あり。不意なるはやての禍を免るべきのみならず、鷓首を左右すること自在なるを以てなり。戰船を艦にて操るときは船動て戰に便利ならず。凡舟は楫を卸しけるときは舟行くこと遅し。然れども楫を卸さざれば、荒波に劇くゆられて戰士の酔ふもの也。是故に若し急に絶海ことを欲するときは楫を揚て走るべし。危きことなれども舟の行こと極て疾し。臨時の勘辨にて事を決斷すべし。

頭分・重役等の乗組むべき船をも、亦成るべきことならば上に説きたる如く二階作にして、厚蔀をつづり楯を並べて幕を走らし、葎狭間より弓・鐵炮を發つに便すべし。二階の上には手摺を施し、平張と幕をはりて、旗五本其他馬印し・武具等を飭り、戰士列坐し足輕も此に従ふ。其敵船と迫合には二階の上にて戰を利として鐵炮を發し、鎗・長刀・熊手・長鎌・鈎繩等も上にて使ひ、

- (一) 胴間とも云ふ。船の中央にある室
- (二) 杓子形の鐵具。船首が直接岩などに衝突するのを防ぐためにつける
- (三) 胴高船。中央胴の高し舟
- (四) サシモノ。戰場において目標としてつける小旗。青旗
- (五) 隊の目標として宛につける標。布用を用ひる
- (六) 袖につける標
- (七) ヘイダテ。佩標。腰柄とも書く。鏝の一部で膝を被ふもの
- (八) スネアテ。鐵または布革にて作り腰を包み被ふもの

第五條 胴高荷船の利

用
 (九) ニアシ。底荷とも云ふ。船の底に積む荷
 (一〇) カコテツバウ。水手は船をあやつることを掌るもので戦士でないから鐵砲など武器を持たない。それが鐵砲代用に積置した丸石を投げるのでかく稱するのである
 (一一) ツキナヤリ。追艦は支那より傳來したもので平安時代には朝廷の儀

尤百目以上なる大筒をば下の間の垣立より少し高くさきを外に出して打發すべし。且大筒は船先の左右各一二挺づつ少し筋違に仕掛べく、艦の左右も又此に同じ。中倉にも舟の大小に従ひ左右各一二挺づつも横筋違ひに備ふべし。凡柄の長き武器は船の二階下にて用るに不自由なるを以てなり。且又戦舟は鷓首に三本づつの杓子鐵を付くべし。然せざる時は眞逐にて強く進み、巖石等に乘當りて舟を損することあり。又水手の居所には取置の小柱を立て横に貫を組み折釘を打て楯を掛べし。楯は幕楯・木楯にても狹まを開たるを用ゆべし。水手の居所は別て堅固に圍ふべき者なれども、人心なしに丈夫に圍ふときは急に取除くこと能はざる者也。此法にては戦の劇きときに至り、此を取除るに最便也。

戦船は關船を善とすと雖ども、關船不足なるときは胴高・何船等も皆用て間に合すべし。然ども接戦に用る船は其丈の長き程いよいよ是を早め用るに便利也。大抵其丈七八間以上なるは、諸士に足輕を添て二三十人、水手も二三十人乗組むべし。戦士も或は水手と爲て櫓を押し竿を遣ひ舟を漕ぐことを働くべし。水手も戦士に代りても鐵砲を發て長刀を振り鎗を遣ひて敵人を討取べし。凡軍船に乗組むときは諸士も指物を用ることなく、笠印・袖印のみにて事を辨じ、佩立・脇當をも悉取除き、股引のみにて身輕に出立て血戦に勝手なるを第一とし、水手・楫取等にも悉具足・陣笠等の丈夫なるを着せて矢玉を畏れず十分にはたらかしむべし。然せざる時は敵船を乗

- 式として毎年十二月晦日に疫鬼を拂ふために行はれ九。鬼を驅ふ任に當る者が右手に持った文(鏝)を追艦と云ふ。つぶてを投げるのをかく稱するのは、恐らく俗間に行はれる鬼打豆に象つて疫鬼(敵)を打拉ぐためであらう
- (一二) 體の釣合以上に頭の大なること。ここでは船の上部が重く不安定になる状態をいふ
- (一三) 本船に附屬して件ひ行く船
- (一四) ホシヒ。乾飯、携行に便で、腐敗しないために兵糧に用ふ
- (一五) トマ。菅・茅などで編んだむしろ様のもの。屋を覆ひ、雨露を防ぐに用ふ
- (一六) トウユ。油桐の實よりしぼりとつた油。ここではその油を引いた桐油紙をいふ。合羽などに用ふ
- (一七) 矢鏝の所に燧薬をしかけた矢
- (一八) ナゲハウロク。焙烙火矢とも云ふ。徑三四寸の空丸(鏝または銅製)に火薬を詰めたもので投擲すれば爆發するやうに作つたもの。手榴彈の類 (一九) ヒゴコ。火槍に類す、燧夷のために投げ出す鏝をいふ

とり、敵兵を打拉ぐこと難し。又戦船の荷脚を入れるには、秤量百目程より二百目以上までの丸石を數多積み入れて此を荷脚と爲し、へさきの方にて戦の始りたる時には、艦方より其丸石を磔石に打掛て、頻に敵船に打込み、敵兵を打拉ぐべし。此の水手鐵砲とも追艦鎗とも稱し、甚秘密の武器にして船軍には必無て叶はざるの要物なり。矢倉の有る軍船は二階の上にも種々の器物を備て弓・鐵砲を發し、戦士も數多有て戦を勵し、敵船に長蒿・熊手・鈎繩等を打掛て引よせて迫合(二)が故に、頭勝にて舟を叩き、且轉動の甚き者也。必楫を卸して戦ふべし。艦楯ばかりにては危きことあり。且荷舟・漁船等と雖ども、軍船に用るには垣立の周に椶皮か藁床の厚部を二重に綴付て圍ひを堅固にし、平張を設け幕をはり楯を立ならべ、後倉には旗と馬印を押立て種々の武器を飾るべし。然れども手詰の迫合ひに爲りては、平張も幕も邪魔に成る物をば皆悉く取除くべき手劇働くを專要とす。凡舟軍はとも船を多(三)するに利あり。味方の戦船と敵船と迫合ひになるときは、小船を二十間以下に乘らせて、しきりに鐵砲を以て敵の戦士を打拉ぐべし。且又軍船中必用の品には繻・梅干・薑・蒜・燒鹽・干味噲・藥物、其他竿・細引・苧繩・鈎繩・長蒿・熊手・梯子の類、苦・桐油・弓・鐵砲・長刀・槍・鎌槍・火矢・投烽烙・火銃等也。

船軍は一船限りに勝敗・生死・存亡の覺悟を極めて、他船の救ふを頼となすべき者に非ずと雖ど

(一)「孫子」兵勢篇には「凡戦者、以正合、以奇勝」とある。初めは正兵を以て相對し、然る後奇兵を以て勝を制すること

も、然れども必二船づつを以(一)一組と爲し、正となり奇となりて互に相助け戦ふこと陸戦に異なることなし。小舟と雖ども必二船づつを組合して特角し分合し、正を以て敵に當り、奇を以て敵に勝こと船軍のみに限らず、即是古來の戦法なり。大船は楫と大櫓の運動旋回を神速にして、敵は舟數多群りたる所に乘入て、轉輾と旋回て敵の小舟を乗壓くべく乗倒すべし。又小舟は數の多きを利とす。大船は小舟を乗壓の利ありと雖ども、進退・周旋の神速自在なるは小舟の働きに如くことなし。故に小舟を數多用ひて敵船に蟻附するときは、大船と雖どもあはて困窮せざることを能はず。且又小舟は大炮のうれひ少なきものなり。

第六條 敵船焼崩法

(二)左肩から右腰へ斜に背負ふこと (三)兵法一家言 卷二、一騎前第二參照 (四)ダウダ、得意とする兵器、主として長道具即ち槍・長刀・棒等を云ふ

凡船軍は敵船に近よること五六町に至ては大炮を放て此を打破り、或は火箭を連りに發して燒崩すべし。弓組と鐵炮組とを小舟に同く乗組ましむるときは、動もすれば互に妨害となることあり。長柄の鎗も又然り。故に其損益・利害を熟察して二艘づつを一組となし、或は二段にも三段にも備を立て、入替り入替り或は正と爲り奇と爲て互に勵し戦ふべし。且船軍は船大小を論せず、一船の中にも、右は左を救ふことを禁じ、左は右を救ふことを禁ずる古法也。何んとなれば左右互に救はんことを欲するときは、其船傾きて轉覆の患あるを以(二)なり。故に戦ひ船は舳より艦に至るまで正中に繩を四五條張置きて、左右乗組の諸士混ぜざる様に隔を爲し、或は幕を張りて仕切ること有り、此を中垣と名く。或は大船は高さ四尺程に板にて垣をするもあり。但しとりを

第七條 近接戦法

(四)荷脚に同じ、(三七四頁註九參照) (五)サシヤ。差矢とも書く。矢つき早に射ること、後には通矢などに用ゐる矢を云ふ。「貞才雜記」十、弓矢「差矢」と云ふは、砲を發砲にして、羽は鴨の第二の羽にて短く、根は木にて造る「中略」三十三問堂の通矢などに用ふるものなり、近代のものなり (六)「軍法秘傳書」卷三に見える。木製の移動式の梯子で、上部が鉤の如く曲り、ここに數本の綱がついてゐる。石垣や船舷に鉤の所を投げかけ、綱を引しめてわたる (七)ツナハシゴ。繩梯子に同じ。二條の太い繩に木または鐵にて機木かの横段を作り、一端に鉤をつけ高所に架け得るやうにしたもの (八)毒物を混入した砲烙

きにもなる様にする者也。互に救はずと雖ども相救ふの心得あるべし。

敵船に漸々近寄るときは大筒も火箭も又多くは放し難く、相迫るに因て鐵炮組・弓組等の小舟を先に進ませ、小筒を打掛て次第に近より、關船・親舟等の戦船も後に繼て押詰るなり。嚴しく水手に下知して舟を神速にこがしめ、貝を吹立て太鼓を打鳴し、總軍皆関を作り喊叫で攻寄るべし。然らざるときは水手等敵の矢玉を畏れて櫓を押すことよはく、其船の行くこと神速なること能はず。故に大炮を震發し、洞貝・太鼓を打さはぎ、其勢を雄壯にして攻寄るべし。敵船との間五六間に近よるときは、鐵炮一放して一發せしめ、即其方鐵炮を「わつそく」に掛けて鉤繩・熊手繩等を敵船に投かけ、えいせい聲を出して此を引寄せ、長篙・くまで・長鎌鎗にて味方の船に引付て、戰士は手々に得道具を執り、無二無三に打倒し、劇に雌雄を争ふべし。又水手の者共は艦槽二三挺にて船脚を漕居(七)を、其餘は用意の荷足に積たる礮石を取て頻りに敵人を擲挫き、雨霰の降るが如く敵船中になげ込べく、或は鎗・長刀を執り戰士を助け働くべし。諸士は人々勇を奮て敵船中に飛込々々敵兵を打倒し、唯へし打に打挫き、敵を水中に追入て其船を奪取るを上功とす。若又敵船の高大なるは嚴く鐵炮を打掛、或は指矢にて射穿め、其ひるんだるに附込で即投梯子・綱梯子等を打掛(八)、諸軍士此より飛あがり、無二無三に亂入すべし。若し夫上ること叶はざる程の高大なる船ならば、兼て用意の投烽烙或は毒烽炮の道火に火を附て頻に此を投げ込べし。其

分合の働

(一)船尾の部屋

丁字附の働

(二)テイジツク。敵の船腹へ直角に船首を附ける仕方

十字附の働

(三)豫め積んで置いた百匁乃至二百匁程の石
(四)かかる積勝負はかの
垣越・堀越の勝負等と同様に所謂大槓の一種として輕んぜられた
船軍の槍合
(五)鈎掛武者が敵船へ鈎を掛けて留めてあるその鈎を合せるもの

火を發するに及では一時に其大船を燒沈むべし。又敵もし大船を多く出して味方の小船を乗壓乗倒さんとするときは、味方の小船備を神速に分けて敵船の跡に集り、二三町もはなれて頻に尖矢を打掛べし。若敵船取返すときは速に復分散して敵船の後ろに集り、敵船の船倉に數多の火矢を打掛べし。是小船を以て大船を惱すの法にて分合の働きと名付く、又味方の親舟は敵の大船を我船の正面に受るを船軍の老功とす。船の正面にて敵船の横腹を衝くに非れば勝利を得ること難し。小船と雖ども敵船のみの浪障に乘附て、横より楫取・水手のもの等を打ひしぐ。是を丁字附の働きと名づく。敵船の甚だ困み惱む所たり。總て此方より敵船に打かかるにも敵より掛り來るにも敵船の船の正面より對戰するは大に損多し。速に我が舟を漕まはし、敵船の横腹に衝き掛るを利とす。敵若し正面に船を旋さば味方の二船分れて堅横より打挫くべし。是れを十字附の働と名く。抑荷脚に積みたる丸石の礫を擲て打拉くことのはげしきは奈んとも防ぎ難く、嚮ひ近づくこと能はざるもの也。平生能く擲習ふべきこと也。又敵船より我船に鈎を打掛たるときは、此方よりも鈎を打掛て鎗を以て勝負を争ふべし。或は投烽烙を頻に打込み、或は大鎗を以て敵を惱すも宜し。凡船軍は鎗を以て突くと雖ども、鎗を合することを得べからず。船の通違ひざまに突が如きは眞の鎗合せとせず。互に鈎にて船を掛とめて鎗を合するを誠の鎗合せと云ふ。故に船軍に於て鈎掛武者を施したる武功とする所以は、船を掛晋て鎗を合すれば也。且船

鈎脇の槍

隱形楯

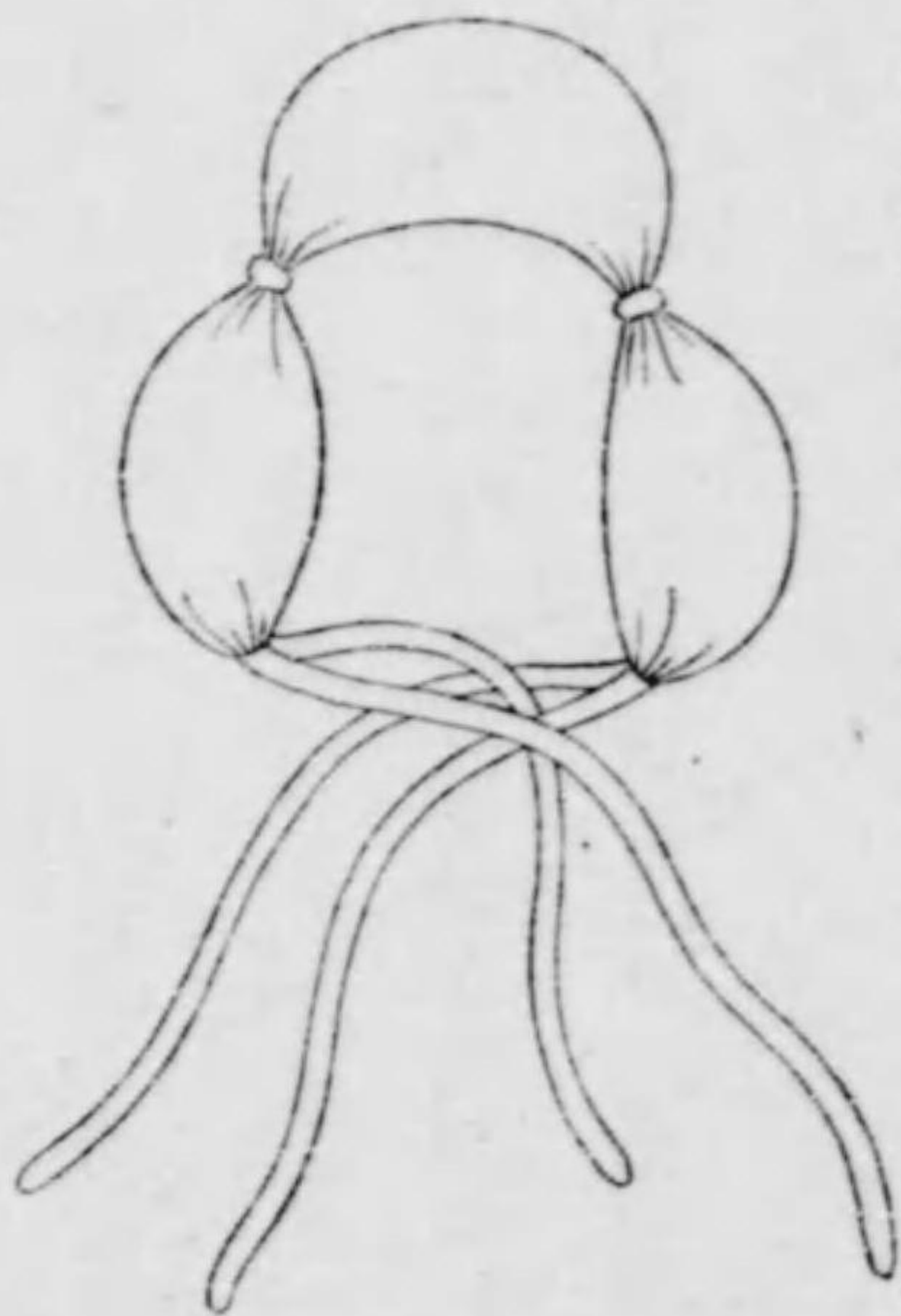
(六)眞先に敵陣に槍を突入るを、武功の第一とす
(七)ヤリシタ。陸戦において一番槍・二番槍につぐ武功を云ふ。一番槍・二番槍の脇に居て刀・弓等で働くこと

第八條久留島交結帶の利用

(八)元祿は清の時代であり、明の時代に當るのは水鏡である。多分水鏡の寫し違ひであらう

第九條因島浮襪

(九)支那福建省の東部、平海濱地方。明の洪武二十年(一三七八年)、我が元中四年)襪を圍いて平海と名づけた



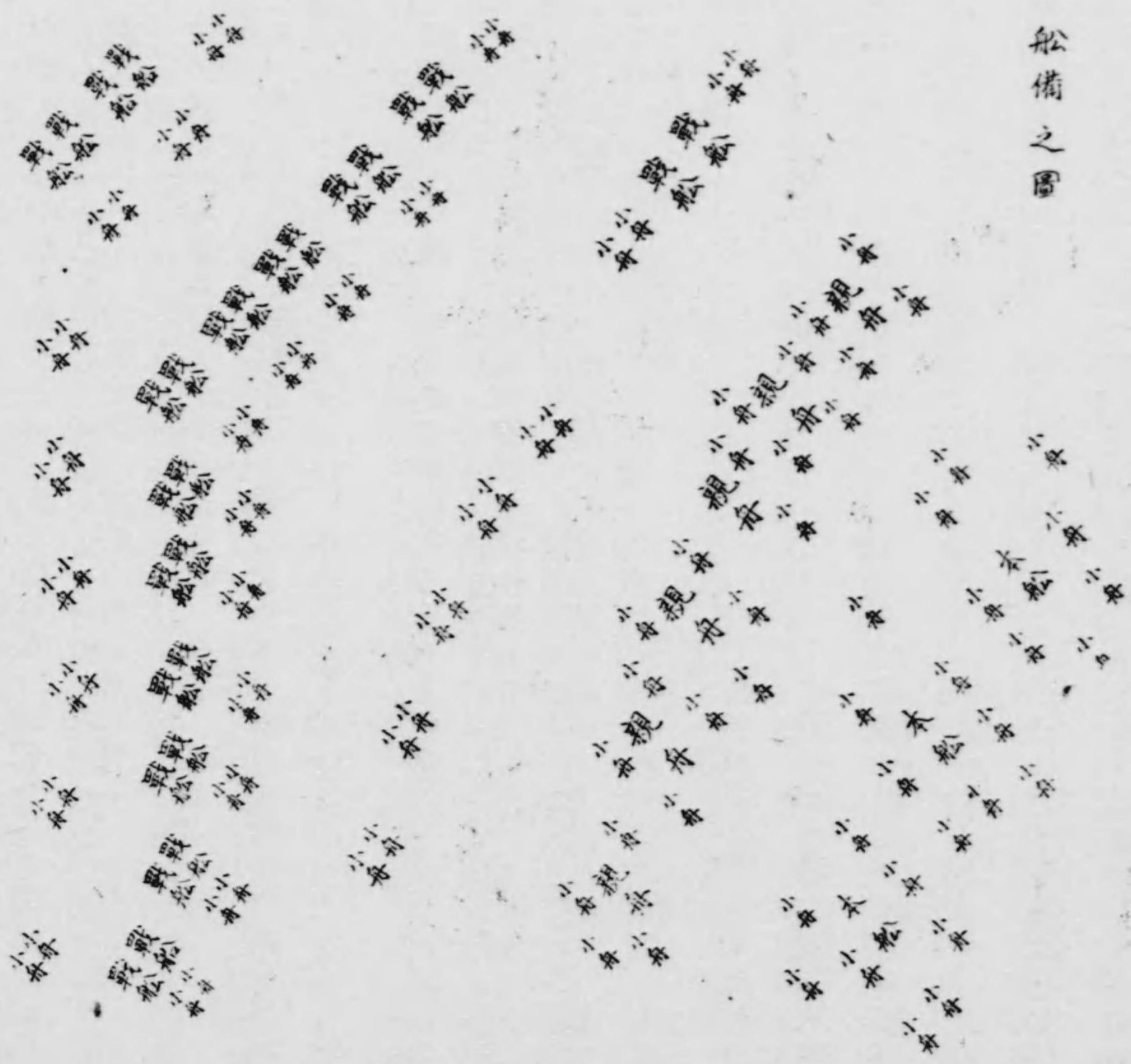
第二十三圖 浮交結帶

の鎗を鈎脇の鎗と稱するも、鈎を掛止るの大切なるを云はんが爲也。鈎掛武者は敵方の目指す所なるを以て、持楯を用ひ左右よりかさし隱形を常とす。此か世に隱形楯と稱す。鈎掛武者は陸戦の一番鎗に準じ、鈎脇の鎗は二番鎗、隱形楯は鎗下に準ずべし。若又敵の大船を數多漕出し、味方の小船を乗倒さんとするときは、味方も親舟の船を正面に漕進み、頻に大炮を以て打碎べし。

船軍を努め働ときは必水中にても敵人と闘合こと多し。故に海河の中に働くには久留島交結帶あり。その製法は桐板の箱あるひは瓢箪のいを、左に圖したる如く三箇を木綿布のふくろに入れて交結帶に作り、此を肩にかけて緒を腋下より前へ繞し、胸に結ぶものなり。此物の襪を水中に入るときは胸より以上は水にしづむことなし。故にこれを浮交結帶ともなづく。

又因島の浮襪は蠟引木綿にて製し、形狀は右様に作し、其囊に氣を吹込膨張して襪とす。此も又沈ざること久留島襪に同し。又元祿六年我等七黨都合千三百餘人にて大明國平海郡を攻たる時の船備左に圖す。此時の船數大小百三十七艘、但親船九艘、戰船廿八艘、其他戰士及大明國浮浪人等加りて乗組たる小船も

船備之圖



第二十四圖 船備

百餘艘有り。總戰士は上下千三百五十二人、別に漁士等六百餘人乗組たりと云り。此人數の中には大明國の海賊等も二三百人も味方せし者なり。凡船手役人は奉行以下大船頭・小舟頭・山立・楫取・矢倉見等水手也。山立は舳先に居て楫を下知す。必鈴繩あるべし。矢倉者は矢倉に居て帆柱を立、帆を上下し、帆手を適宜に進退左右して、風に順ひ船を行り、雲氣を

第十條船手役人と船具

(一)ヤマダチ。本来山賊をいふ語であるが、ここでは船手における特殊の名稱となつてゐる。

矢倉者

(二)帆の左右に幾筋も附けてある網。

(三)日覆

- (四)トマ。苫に同じ。
- (五)ヲ。眞麻とも云ふ。麻の一種、その纖維で作つた繩のこと。
- (六)ミサヲ。水槳とも書く。水底を差して船をやる竿。
- (七)カガリカゴ。荷は篋に同じ。鐵製の籠でかがり火を焚くに用ふ。
- (八)アケヅクリセキブネ。寛永十二年相模國三浦において長さ三十尋、二百挺の大兵船を造り、安宅丸と稱した。故にその製作に似た關船を云ふ。普通の關船よりも大きい。
- (九)マブネ。水船に同じ。水傳馬と云ふ。船中に水桶を置き水を貯へ積む舟。
- (一〇)三七一頁註一四參照。

「水戰要録」の價值

- (一)メクラブネ。百船。船上の四方を板または楯で圍つたもの。
- (二)タケタバ。竹を數十本束にして矢彈などを防ぐに用ふるもの。

望み見て風雨の起息をしり、其他遮陽を設け、蓬を施し、幕を張り、或は大砲打の手傳までを致す、船中第一の働きを勤る役人なり。故に大船頭にも奉行にも昇進することあり。又船具は常の楫・大楫・脇楫の三様あり。櫓にも常の櫓・大櫓・脇櫓の三種あり。碇も又鐵碇・石碇・枝碇の三等あり。帆柱にも代りあるべく、帆も又然り。李と綱とは多きこと善とす。碇綱・爐綱・帆繩其他石を縛る船繩等其外にも種々入用の多き者なり。又幕・平張・木綿・苫・桐油紙・上敷・日覆・水竿・梯子・挑灯・箭籠・水桶・大工道具、別して船印を明かに備ふべし。軍船も安宅作關船・胴高小早・荷舟・馬舟・漁船・橋船・目暗舟、楯・竹束・換敷板・増櫓、其他船中の用物は澤山に備ふべし。且又兵糧奉行毎日四度の飯を炊て小早數十艘を遣し、總人數に配らしむること專一の大事なり。但し何れの船にも一日分も其餘も貯へ冷飯あるべきことを心得べし。志し怠ることなし。

右十ヶ條は海間伊織が傳へたる三島海賊等が仕方^{〔勝〕}を記したる水戰要録なる者なり。僅か十ヶ條の小記なれども海賊の事業を勤くには用るに足れり。若し外國に防海の備有て此を防禦するの水軍を出すときは、右に出したる如く船中の勇戰を働き敵船を奪ひ、或は焼打して敵兵を陸に追ひあげ、繼で追散し、然後に近傍諸邑を十分に勦掠し、手早く財物を船に積みおきて其所を出帆したる者なり。故に敵國大兵を起して來る頃には遠く去て其行所を知らず、敵兵空敷歸陣せしと云

ふ。これ海賊の常に大利を得たる所以也。今の世に至て三島流と稱する船軍の法書多しと雖ども、秘要とすべき者は斯の十ヶ條に外ならず。故に此水戦要録は實に珍重すべき書なり。

禦侮儲言 上之卷 畢

禦侮儲言 中之卷

取捨篇^(二) 凡五條

本邦船軍法の缺陷
(一)弘化三年本朝註「諸家説中取べき者あり、捨べき者あるを論ず」

- (二)明治十六年(二五四三年)以後、佛領印度支那の一部となる
- (三)慶應三年(二五二七年)以後、佛領印度支那の一部となる
- (四)昭和十四年(二五九九年)「泰」(たい)と改む
- (五)直径一寸三分程の鉛
- (六)直径一寸七分程の鉛

取

捨 篇

椿園氏曰、皇國は上卷に説たる如く古來船軍の鮮かりしを以、船軍の法に明なる記傳あることなし。諸兵書に水戦法と稱するものあれども、悉皆太平の世と成て出來たる説にて、杜撰のみ多く信用するに足らず。朝鮮國陣の時に大明國の援兵を少し破て船を奪ひ取たることもあれども、水戦法と爲べき程に永き軍はなかりしを以、諸家の記録に水戦の法とする者あることなし。然るに今の世に講ずる所の船軍の法と稱する説の甚だ備る書あり。畠水練の空論多き所以なり。上に記したる水戦要録は僅の小冊なれども、海賊共の自身に行ひたる仕方なるが故に、實事を書記したるもの也。其實事を記したる書なる故に實用の法とすべきことあり。唯其仕方甚瑣細にして稱するにたらず。然りと雖ども彼等が年來家業の如く働きたる業なるを以、實用の法に取べき者のなきには非ず。何んとなれば我が日本國及漢土・朝鮮・安南・東坡塞・暹羅等の國の如きは、海船の製作甚手薄き者なるが故に、戦艦を始め其他廣大壯麗なる海船と雖ども、僅か百目彈か二百目

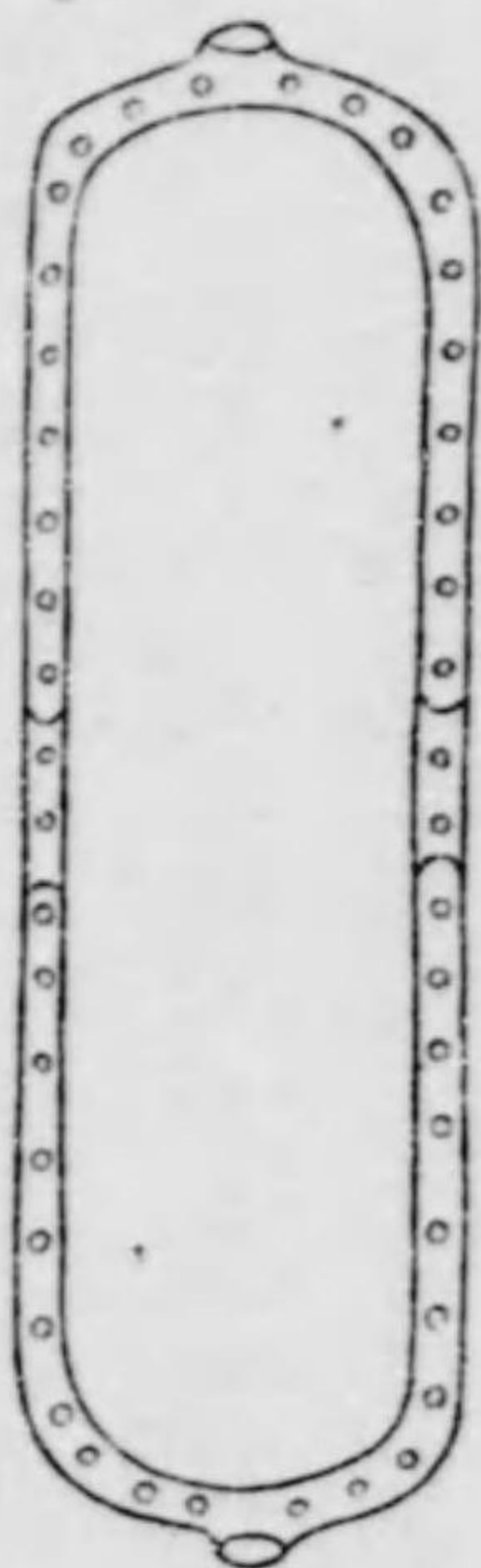
彈の鐵砲を用ゐて此を打ときは直ちに打碎くこと難からず。されば日本同士の船軍か、或は漢土・朝鮮・安南・暹羅等の國より來る海寇と船軍することなれば、右三島海賊の仕方にて工夫するときは、戦法大抵足りぬべし。故に愚老が海賊の仕方にも取べき事のなきにしもあらずと云たるは是也。されども其事を瑣碎也として格別に稱美せざる所以は、武事と云ふ者は活物にして物換(り)星移(り)年處を經度(わたる)の間には必變化する事の有るものなるを以、時に從ひ變に應じ新規の工夫をなさざれば、其備の全からざる者也。其子細は斯百年以來甚畏るべき兩箇大國出來て、兵威強盛四海を横行し、狡然として宇内を混同するの大志あり。所謂この大國とは其一を魯齊亞と曰ひ、其二を諸厄利亞と曰ふ。共に西洋歐羅巴洲中の國なれども、今は數多の土地を吞併し、其屬國四大洲に蔓延せり。西洋諸蕃の海船は皆大にして甚堅固也。其中に於て諸厄利亞の軍船は其製極めて堅固精妙にて、其最も大なるは軍卒七八百より千人以上も乗組(む)ものなり。嚴然として一箇の堅城を持出(し)來るが如し。その小なるものといへども長崎港に入津する所の阿蘭陀船を以(て)此を航(航)するに、普通の船にても長さ十六丈幅五六丈深さも五六丈あり。其製作の法は大木の自然に大極(を)なるを伐り採て左の圖の如く木尻と木尾(尻)を接し、其間には大丸太の材木を以(て)補ひ、且大極なる大木を舳と櫓になる所に幾重もかさねて、間には大丸太を補入し、鎗柄の如くなる銅釘を以て縱横に打貫き大丈夫に此を縫合せ、以て船の骨と爲し、堅き大木を數多縱横に綴著

英國船の構造

(一)全世界の意。亞細亞・歐羅巴・亞非利加・亞米利加

(二)フナバリ・船張とも書く、船内各所にあり、舳船梁・表船梁・舳船梁等である。特に海舟では下に懸れた横木を云ふ。この木に櫓をすまてつかふ
(三)松または杉の脂に油を加へ、煮て煉り合せたもの
(四)ガラス板か
(五)マド。船まで

第二十五圖 船 枠



てたるもの也。櫓四本其中央の大柱は長さ十八九丈あり、帆數十七幟十二を掛けたり。船内をば總三階に厚板を張りつめ、處々に天窗を開き玉板を以て明をとり、一階毎に上下の間高きこと一丈四五尺、其廣平なること馬場の如し。其第一段目(一)舳左右各十二づつ四方三尺計のまどを開き、其櫓毎に大炮一座づつを備へ、櫓も又此に同じ。故に舳と櫓に二十四座都合四十八座の大炮を備へたり。且又西洋人は船を操(あやつ)ること甚だ功妙にして、鳴物の合圖にて轉輾(くるくる)旋回が故に、たとへば舳の方に敵あるときは舳の大炮二十四座を第一より二十四まで順次に此を打放し、皆悉く打終るときは又鳴物の合圖を以(て)直に其船を旋回し、櫓を敵の方に向はしめ、又順次に大炮を打出す。其間に最初打放したる舳の方の大炮に悉く玉藥を裝て合圖の下知を待つ。其船を旋回すの自在なると、大炮を取扱ふの手續の馴たる事は信に企及ぶこと難し。故に其船の製造堅固にして軍用に便利なること西洋船の製に如くはなし。殊更イギリス國の船は別して製法精妙也と云(ふ)。

魯齊亞の東侵

取 捨 篇

故に其水軍精銳なること近來此れに及ぶ者あることなく、兵威大洋に雄なり。又魯齊亞は歐羅巴

(一)有馬本には左の句がある。「故に魯西亞の軍船も皆諸厄利亞國にて製造すと云ふ事環海異聞に詳なり」

洲北方諸國の宗主にして、諸厄利亞も亦同盟なり。因て魯齊亞は領國極めて廣大なるを以て、今他國を吞併することを貪らずと雖ども、我が蝦夷の北境と僅か一帶の海水を隔て隣接するを以

英國の東方侵略

(二)第十八世紀中期以後のこと。英國の東方侵略は最初は商人の通商路開拓に始まり、二二六〇年に東印度商會が設立されたから次第に盛となり、その後第十八世紀中頃印度における對佛戰爭に勝つて以來漸く政治的勢力を有するに至つた。従つてそれ以後東洋方面に對する活動は著しく盛となつた。

對英對露問題

(三)太平洋 (四)この稱呼は北米合衆國大西洋の汎稱であつて、信濃の西洋列國史略に所載の地圖にも記載されてゐる。然るに信濃は大洋洲特に濠洲をさしてゐるやうである (五)直徑二寸の砲彈 (六)直徑二寸三分程の砲彈

(三)油斷すべきに非ること論ずるにも及ばず。又諸厄利亞は本國極めて遠しと雖ども、百年許以來は頻りに太平洋中の諸邦を攻取て、我日本の正面に當る海中の諸島大小三百餘國を悉く併呑し、其中に最も大なる土地を開き、本國より數萬の人民を移し、處々に城郭を築き、大守・縣令等を置いて、此を新エギリス國と名て此地を南海の巢穴として近傍諸國を攻とること次第に廣し。且又エギリス人は其性貪ること甚強く飽きたることをしらず、是まで攻取りたる國土既に廣大なり。然れども尙止る事をしらずして今以て四方を經略し、隙を伺ひ弱きを兼ること蠶の葉を食ふが如し。されば斯賊後々には皇國に來るまじき者に非ず。今交世界圖を閱するに、皇國は東海中に時立して、北には魯齊亞あり、南に諸厄利亞あり。此二賊は共に廣大隆盛なる強國にして、且つ兼併の念も又淺からず。故に皇國は防海の武備を嚴にせずんばあるべからず。もし夫彼の二國の賊徒萬一來り擬すること有るに及では、三百目彈や五百目彈の鐵炮を以て其船を打つと雖ども、打貫くことも打碎くことも能はざるを以、何の役にも立つことなく、賊等を威恐しむるに足らず。況や諸兵家の講談するが如き水戰法若くは三島海賊等が働きたる瑣細なる仕方を以、大明人及び朝鮮・安南・暹羅國等の軍船と持合ふ心得にて防ぎ戰んことを欲するが如きは、意外

(七)印度に於ける英人の最初の據點は二二七二年西海洋スラット占據により定り、第十七世紀末迄にマドラス、ボンベイ、カルカッタが三中心地となり、第十八世紀中期以後本格的經略となつた

に相違ひたるのことなるべし。且彼の諸厄利亞は數百年來數多の諸島を攻取り水戰に熟練の國俗也。彼の廣大堅固なる軍船をくるくるまわして戰はば、味方の關船・小舟等は悉く乘壓乗倒して覆沒せざることを稀也。争ひか彼の船軍に抗抵ことを得べけんや。愚老が野島・久留島等海賊の仕方を以て瑣細恃むに足らずとする者は、かかる蠻船の來寇と防戰するに就ての論にして、所謂日本同士の船軍や漢土・朝鮮・暹羅・安南等の寇と戰ふべからざるの謂に非ざるなり。而して其エギリス國の賊徒等近來印度及び亞墨利加洲の諸國其他南海中の洲島を併呑したる様子を傳へ聞くに、最初先づ交通通商を以て諸國と和親し、或は具黑船を諸國の近海へ遣はして鯨魚等を漁獵させ、年々來て其土地の漁士に親み近きて其國の事體を探り、武備の弛みたるを窮得れば即ち舟師を將ひ來て寇を爲し、直に上陸して土地を奪ひ、兵を輝かして近隣諸邑ををどし、城郭をきづき守令を置て己が郡縣と爲し、鄰傍の土人に厚く珍奇の物を與へて恩惠を施し、其仁德に歸服せしめんことを勤むと云ふ。且其上陸する時の仕方をきくに、數多の蠻船を岸より二十町内外の沖に寄せ、先遠目鏡を用て眼力の及ぶ限り周く陸地の形様を見究め、少しも疑はしき所あれば大砲を放て此を打拂ひ、然後に船を五六町近岸まで乗りよせ、更に遠目鏡を以て精く此を見切り、聊も輕き所をば數十座の大砲を以て嚴く此を打拂ひ、乃ち其烟の下より數十艘の傳馬船に鐵炮・鎗・矛種々の武器を載せ、一度に船を漕寄せて上陸し、直ちに備を立て行列を整へ進み來

(八)第十六世紀以來歐洲諸國の殖民地となつたが、西紀一五八四年(天正十二年)以來英國の殖民始まり、一七五九年(寶曆九年)佛國との殖民地戰爭に勝つや、英國は北米における絶對的地位を確立し、一七八三年(天明三年)合衆國の獨立まで英國に屬した

(九)單眼の望遠鏡

(一〇)運送に用ひるはしけ舟。海上では親船への通ひに用ひる

鐵炮・鎗・矛種々の武器を載せ、一度に船を漕寄せて上陸し、直ちに備を立て行列を整へ進み來

西洋船擊破法

(一)文化五年(四十二歲)三卷を作り、後文政四年六月再校され、同九月には大改訂を加へ、『天然流砲術三銃用法論』第三卷所收と改題した。

(二)寛永鎮國以來、幕府は鍋島・黒田兩藩をして隔年交代に守衛させ、其他十七藩の九州大名はこれを應援し、別に長崎奉行を置き諸大名に禁令する権限を與へた。寛永十五年烽火臺を設け、承應二年、文化六年には灣内島嶼に砲臺を築造した。

る、其陣勢雄壯にして幾んど侮り難き軍容にて、猛烈嚮ひ邁くべからざる形状なる者と云へり。さればこそ是迄多くの國土を彼の賊に奪取せられたり。故に海寇の容易ならざるは西洋の賊船なりと知べし。是に因て此賊船を打破り、賊徒を打拉ぐべき戦法を工夫するに、今我が日本船の脆きを用ひて野島・久留島等の瑣細なる海賊の仕方にて此に對戦すると雖ども、敵人をして畏れしむることを得べからず。さればとて又今に當り早急に彼のエギリスの如き廣大堅固なる軍船を得べからざれば、我に勝算なきことをしる。先年予阿州徳島府に滯留せし時、集堂翁の懇望に因て西洋船を打破るべき水戦法を工夫せしこと有(一)ことは、此書の下卷及び三銃用法論に詳かなり。楮其海寇を防禦するの備へには、西洋諸國を始めとして近來は何れの國にても樞要なる海港には必大炮の臺場を築立て、數多の大炮を並べをき、以て不慮の警を嚴重にすることとなれり。海寇を畏るが故也。今の世に當て海寇を防ぐことには心を用ひざるは、全世界の中に皇國のみなり。皇國は他國に勝れて勇氣の強き國なるを以て、海岸に備へなしと雖ども、外寇恐るるにたらざるの意なるべし。然れども太平永く續くときは武備の弛まる者なれば、此を嚴にするに如くはなし。故に國初以來外國人の交易に來舶する所には御備の手當あり。我日本國たるや、全國の四周圍皆悉く大海に濱するを以て、長崎の御手當のみにては防海の備へこれにて全しと謂ふべからず。故に近來相州の三崎、浦賀湊の平根山、鴨居村の觀音崎、其他房州の白子・洲崎・百首村等に大

(三)文化五年に臺場築造
(四)千葉縣安房郡千歲村の小子

臺場論

(五)安房の西南端。文化五年に臺場築造、文政四年取拂

炮の臺場新規に出來たり。其外の數多の海岸には大炮臺場のあることを聞かず。下總國銚子江、三河國田原の海岸に大炮臺と稱するもの出來たりと雖ども、其幅六尺に長さ九尺ばかりの臺なるを以、百目彈の鐵炮にても強藥にては打放も殆き者なり。今の世に大炮の用法を精く心得たる人の鮮きを以、右様の臺場を築き置時は防海の手當全備せりと安心する世の有様なり。又外國の海岸に備へたる臺場の圖を視るに大抵皆山の上に築立たる趣なり。然れば外國人も大炮の用法には未だ精しからざる様子なり。何んとなれば臺場の高過ぎたるは規打して試るに、越玉に爲りて其中り粗し。凡海上航行舟楫打するには、その臺場の水平より高さこと三四丈許を適宜とす。されども波當のつよき場所は猛風の荒浪五七丈の岡陵にも打揚ることあり。是故に臺場を築立るには土地を撰ぶべきこと勿論なり。故に大炮の臺場を築立るに其高さ五丈以上は損なり。いよいよ高きは愈損なりとしるべし。且其築き立る法は根盤十二間、馬踏六間、高さ六間として、下た四五間餘りを芝にして、上をば鉢巻石垣にし、臺上六間四面に大銃一座づつを配り備ふべし。凡一貫目玉以上の大炮は左右より二間程づつの手子にて動すことある者なる故に、前後左右六間四方の臺場に非れば、自由に打ち放すこと能はざる者なり。場所によりては五座も十座も備ふべし。且つ其臺場の土居外面には犬走りあるべく、内の方には武者走りあるべし。其外面の犬走りの下には悉く柵を振るべし。斯の如く武備を嚴重にするときは、其左右三十町内外には西洋の蠻船と雖

(六)上總竹岡の地。文化五年に臺場築造
(七)文化五年高崎藩の築所で川口砲臺・千人塚砲臺と云ふ
(八)天保八年十一月田原藩主三宅康直の築造
(九)コシダマ・命中せず、目標物より先方へ彈の飛ぶこと
(一〇)高處。高きところの意
(一一)ネバリ。根張とも云ふ。最下部の根を張つたやうに廣がつて居る部分、即ち土盤
(一二)マブミ。堀の内側土居の上に造つた道で、武者走りより廣いもの

臺場築造法

(一三)臺場の上部周圍にめぐらした石垣
(一四)挺子
(一五)下キ。築地。臺場の周圍の土手
(一六)築地の外部溝との間にある狭い空地
(一七)土居の内側にある通路。普通幅三間位に造る

取

拾 篇

ども来て寇すること能はず。されども船に乗りて来る敵は油断のならざる者にて、風の有まま羅針を轉ずるときは、五里や七里他の所に船をまはすことは瞬息の間なるものにて、臺場より四五十丁も隔たる所へ船を着て上陸すると雖ども、此を防ぐべきの術有ることなし。何んとなれば右に説きたる如く臺場に備置たる大炮は皆其秤量極めて重くして容易に持運ぶこと能はざるを以てなり。故に防海の武備を嚴重にせんことを欲するときは、臺場に備へたる大炮の外に、數艘の軍船を備へ置てこれにも大炮をのせ、此方よりも漕出し、此にて洋中にて逆打し、敵船をうち碎に非れば、防海の手當全備せりと謂べからず。しかれば船軍の法を講明して水戦に熟練するを海國第一の武備と云ふべし。古來西洋船の來寇するを打破るべき戦法を精く説きたる人のありしことを聞ず。獨り大野宇右衛門武矩が三法の古人に勝れたる奇説あるのみ。ここに説し載せて防海の参考に備ふ。

(一)三五七頁註六參照

大野武矩の三法

第一法鐵砲打發法

(一)大野武矩著「東西問答」舟軍、玉を以て異船を可打心得之事の條參照

大野武矩曰、鐵砲を以て西洋船を打には小筒を以てうてとも益なし。小筒の鐵砲をうつと云ことは一人を的とすること也。故に船中の人を數多打殺したりとも、其船の無難なるに於ては勝敗決したりとは云可からず。船軍と云ものは敵船を此方へ奪ひ取り、或は其船を打碎くか、或は敵船を速に打はらひ、遠く此を追ひ退けて帆影も見得ざるに至るか、何れにしても蠻船を存分に困しめ、我を畏れしめて敵人の魂魄を奪へに非れば、實の勝利と云ふ者に非ず。詮とする所は大

(三)チャウケン。もとは測量術の用語。ここでは射距離または照度の意
(四)指矢を射るのと同じ格で、仰射と水平射との中間の構を云ふ
(五)直径約三寸の砲彈
(六)カクモノ。木材の角形のもの
(七)鐵とも書く。兩端の曲りて尖りたる大釘。雙方を繋ぎ止めるもの
(八)「東西問答」には「土俵」とある。圍は築物を入れる小器。ここは土俵のこと
(九)スミナハ。工匠が木材に直線を引く時用ひる具。これで眞直に墨痕をつけることを打つと云ふ
(一〇)「東西問答」に「船の胴筋を通し、胴筋に筒の中着を合せる事」とある

筒を用て敵船を打碎き、或は燒沈めるを以て船軍の全き勝利とすべし。一船を打碎きしときは一船の人数みな悉く盡すべく、大船一艘を打覆すときは類船震ひ畏て遠く逃るべし。故に大筒を打發して先大船を打潰すことを心掛べし。大船を打潰さんことを欲するには、何れ一貫目玉以上の大筒を用ふべし。町内は指矢の位にて船胴の水際を打つべし。一貫目玉以上の矢の位にて船胴の水際を打ときは大船は逃ざるものなり。目のつけ所と玉拵には口傳の祕事あり。一貫目玉以上の筒ならば一船に筒一座づつと心得て、其船は百七八十石積より二百石積位なる荷舟の大丈夫にして脚の速かなるを用ひ、胴の間より一面に悉く角物を敷並べ、螞蝗絆にて綴付け、其上に土圍を敷き、左右土圍留をして固くくつろがざる様にすべし。荷脚は舟底にも土俵を積入れて大筒及び筒下の土俵・角物其外乗組の人数共に半艘餘りの荷脚を適宜とす。且其舟舳より舳まで胴筋の正中に墨繩を打て、胴筋の中線と大筒の中着に打たる中線とを適合して、毫釐も違はざる様に筒を居るを定法とす。其他水手・拵取を始め乗組むべき諸役人に豫て其仕方を能く申含をき、各々皆其場所にて其教令を守ること一人も相違なくして、然後に大筒を仕掛て玉藥を装こと即ち船打の常例なり。船は二艘づつを一組と定めて二艘共に筒下の仕法より土俵を敷きて筒を居へ、諸役人の心得まで同様にし、それを逆廻りし漕廻して進退交代を爲し、敵船の横手に向ひて船胴の水際を覗ひ打ち發すべし。左船・右船、打て・拵取とも分體一心

(一) 挺子によつて大砲を動かす役の人

に非れば其定(め)全からず。故に水手をよく撰で訓練に熟するを第一とす。船は二艘にて仕掛の緩急割符を合する如くに心得べし。船に少しく大小ある等にも其行くに遅速ある者なり。故に其数は豫(よ)より定め難し。能(こ)練(れん)して速からず遅からざるように船を漕ぎ、互ひに氣息(いきあひ)までを齊(そろ)べし。又手子遣ひの役人は別て大砲を打つことに熟練したる究強の者を撰び、左右二人に限るべきことこれを定法とす。*

(二) 信淵の號

※格闘云、大野武矩は大砲の用法に精く熟練したる古兵也。故に大砲の取扱ひを最も丁寧(ていねい)に説き示せり。殊に舟打は能慎まざるときは動もすれば事を誤ること多きものなり。是等の要論輕(かろ)しく看過するなかれ。謹め哉、謹め哉。〔原圖註〕

第二法梁箭打發法

(三) 『東西問答』『禮東西問答』參照

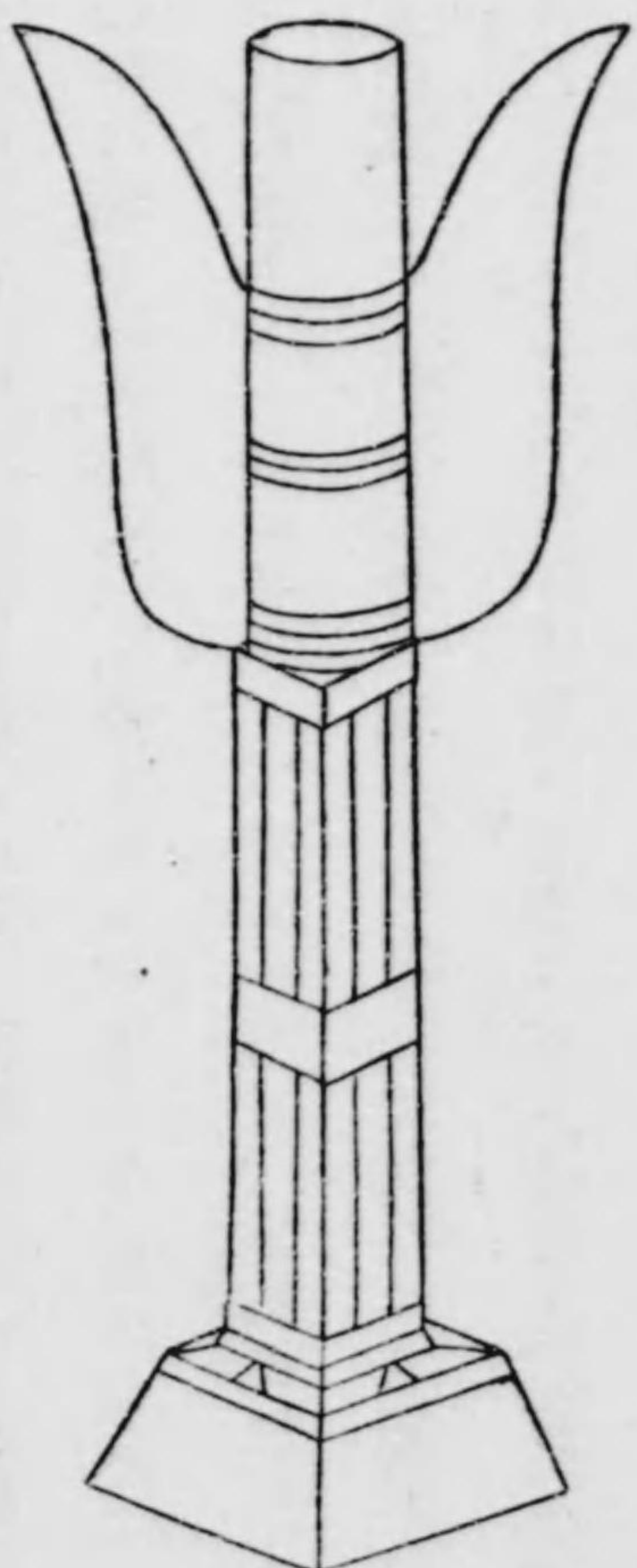
(三) 又大野が工夫に梁箭(りやうせん)を以て疊船(かさねぶね)を打碎くべきの説あり。所謂梁箭とは其形狀は棒火矢の如くにして大なる者なり。假令ば五貫目玉の大銃を用て打出すときは、其箭の圓徑五寸にて長さ八尺許にも櫓木(こ)を以て棒火矢の如くに造立つべし。然れども棒火矢よりは夫(それ)の細工心易し。羽をば鐵にて四枚羽を作り、銅線(どうせん)と苧繩(そうじゆ)を用て此をよく縛りつけ、ぬげざる様にし、鏃(やぶ)は鍊鋼(れんこう)にて撞木の像に製して丈夫に指込み、其出來上りたる秤量は大約も八貫目もあるべし。此梁箭を大筒に裝(め)て疊船の胴腹(どうぶ)を打つものならば、恰も千人突(せんにんつ)きの胸突(むねつ)きにて衝(つ)よりも猶劇(げつ)しきこと成べし。若此業を行ふときは碎けずと云(い)船はあるまじく覺(おぼ)へたり。一發にて碎けざるときは、二發(にぱつ)・

(四) ドウツキ。撞衝とも書く。武器の一種。鉾(こ)を以てしたもので、多人數で使用し、城壁・塙(はたけ)などを突き破る。〔兵法一家言〕卷十參照

(五) はがねのこと

三發・五發・十發と打掛るときは、人工を以て作り固めたる物の争(ま)か碎けざるの理あらんや。此箭を打出す大筒を仕掛る船も、又右に説たる如くにして、三百石積位の舟を用ふべし。但し是を用るには筒下の仕方(かた)に違あり。同く指矢の位にても玉と箭との意味合(あ)すこしく異なるを以て、筒下をことごとく土俵(どひら)にし、角物を用るに及ばず。その外はみな玉打船のころえに同じ。且つ此梁箭を製するには鐵羽を用るの羽固肝(はねかた)要なり。又其篋(か)をば中を圓くせず、角につくりて鐵の筋鐵(かね)を入る工夫あるべし。鏃(やぶ)も又櫓木(こ)の撞木(つづき)かたを造り鍊鋼(れんこう)にてつむに、うち貫(ぬ)けずして打碎く心得あるべし。此梁箭を造り覺(おぼ)へ能(よ)く其必中の町間(まちま)を吞込(の)ときは、疊船(かさねぶね)堅固(かた)なりと雖も此を打碎くべきこと必定(じやうてい)と合點(あ)すべし。*

第二十六圖 梁箭



※格闘云、此梁箭は流石(りやうせき)の武矩(ぶこ)が工夫なれども、是は不出來(い)なる者なりける。

(六) 四一八頁註八參照
近來(いま)井上左太夫正清主愚老(しんげい)と此事を相識(あ)し、鎌倉の大筒打場(おほすぢやううちば)に於て此を製し、散發(さんぱつ)打試(うちか)みけるに勞煩(らうわづら)のみ多く、此事終(つひ)に用に立ざりしなり。然れば武矩(ぶこ)も工夫は出來(い)けれども、實(まこと)に此ものを製して打試(うちか)みたることとはなかりしこと必(かな)せり。茲(こゝ)に論(ろん)じたる如く荷舟(にがふね)と雖もよく船拵(ふねぢ)へして五貫目(ごくわんもく)彈(たま)の大筒(おほすぢやう)を以て玉打(たまうち)するときは、西洋船(せいやうせん)の堅固(かた)なるも打碎(うちくだ)べきこと絶(た)て疑(う)なし。何ぞ此梁箭(こゝろせん)を製して無益(むえき)の人工(じんこう)を勞(ら)するに及ばんや。

故に豪傑の論じたることと雖ども、よく撰で此を實用に試むるにあらざれば、信用し難きことあり。不可レ察哉。〔原註〕

第三法 火箭打發法

- (一)「東西問答」の「異國之大船可燒沈打方之事」參照
- (二)「フナバリ」(三八五頁註參照)
- (三)直徑七分五厘ほどの鉛彈(本集砲術篇所收「古法銃彈徑定率」參照)
- (四)直徑八分七厘ほどの鉛彈
- (五)直徑一寸ほどの鉛彈
- (六)直徑一寸一分ほどの鉛彈
- (七)直徑一寸三分ほどの鉛彈
- (八)直徑一寸五分ほどの鉛彈
- (九)直徑一寸七分ほどの鉛彈
- (一〇)「實武一家言」卷五船軍第八には「必ず厚紙の明摺合羽を二枚覆ふべし」とあり、「東西問答」には「明摺桐油の厚きを一枚覆ふべし」とある。弘化三年本には「粘摺合羽」とある
- (一一)照尺のこと

又大野宇右衛門が火箭を用ひて西洋船を一時に燒沈むるの打方あり。凡棒火矢を打出すべき海船は荷船の最大成(一)者を用ふべし。西國には二千石積より大なる船のあることを聞ず。二千石積の船は胴の間の船梁十間程もあるべきにや、胴の間に十間もあらば總長二十四五間もあるべし。其上は廻りを一面に平均して角物を敷き、蟻蝗絆(二)にてとち合せ、土俵を一俵づつ敷並べて、その上に眞土を三四寸程置て地形を平にし、丸石にて欄干の足溜りを打著べし。鐵炮は二十目彈位より三十目(三)・五十目(四)・七十目(五)・百目(六)・百五十目(七)・二百目(八)彈までの筒を幾挺も船梁に並べ備て、火を刺すほどの潤地(九)をとり、鐵炮を二段に並備ふべし。右前後二段に仕掛たる鐵炮を先前一段を打放し、終て後の一段をば後に放すべし。初め其前一段の鐵炮に火を刺し、打出す以前にうしろ一段仕掛たる鐵炮・火箭等の上に、必ず厚紙の粘摺合羽(一〇)を二枚重ねて覆ふべし。船中は火用心を別て大切にすべし。故に先づ秘法の覆を致し、乗組の諸役人皆能(一一)法令を慎み守て一人も混亂すること勿れ。抑棒火矢を以(一二)西洋の黒船を燒沈ると云は、一船に百人も二百人も乗組來る蠻船は、大抵其横二十間内外にて、長さは三四十間もあるものなれば、同様なる大船に棒火矢を打掛るには指矢の位にては宜しからざるを以て、矢倉を高くして遠町打の法を用べし。矢倉打は町間を審

- (一)「エンチヤウウチ」遠距離射撃。仰角を高くして遠くへ飛ぶやうにし船内へ打ち込む法
- (二)「ヤグラウチ」遠町打に同じ、矢倉を使用し打つ法
- (三)「チャウケンセツ」照尺
- (四)「アヂヤ」外れ矢

に測り究て其船を縦に打をよしとす。長さ三四十間に横巾二十間にも及ぶ程の大船なれば、町見節を用るときは大抵他矢はなき者也。數多の棒火矢を遣り置て城攻の打方を行ふときは、一時に此を燒沈むること絶て疑ふべきもの無と云へり。以上三ヶ條は大野宇右衛門武矩が防海の砲術なり。能(一)熟讀暗記して水戦法の羽翼と爲すべし。右三條の中梁筋は不出來たりと雖ども、玉打と火矢打の二法に於ては信に戰國に秀たる論にして實用に甚益あり。可レ不稱哉。

『水戦要略』の考證

※〔原文〕守隆多年水軍鍛練之覺悟。剩集七手之屬將場數武功之士。而令評議之。書綴畢。子孫由之。彌於遠。深。水陸弓箭之武功不可レ有過者也。如し件。

九鬼長門守藤原守隆撰
 (一)「藤原の子、天正元年鳥羽に生る。豊臣秀吉に仕へ、慶長二年三萬石を領した。後徳川家康に仕へ、寛永九年歿、享年六十

(二)「水戦要略外傳」
 (三)「九鬼即休の家

又水戦要略と云ふ書を見たり。前訓一篇十九條、船戰目錄十三篇二百四十四條ありて、

守隆多年水軍鍛練の覺悟、剩へ七手の屬將場數武功の士を集めて之を評議せしめ、書き綴り畢んぬ。子孫之に由り彌、穿鑿を遂ぐるに於ては、水陸弓箭の武功過有るべからざるなり、件の如し。

九鬼長門守藤原守隆撰

と記せり。愚老按ずるに寛保・延享の頃九鬼即休と云ふ者有て、此書を「九鬼家鳥羽傳水軍法也」と稱し、遍く人に傳授せり。其奥書に云く、

此書は守隆君曾て其門を十三篇に分て水軍七手の屬將を集て此を編輯し、二百四十四條と爲し、口傳として武功を家に傳んと欲す。其後松島高包其傳を失はんことを恐れて外傳を著せり。予

取

拾 篇

(一)ソハク。環は石中にあつて未だ磨かれてない玉。こは「水戦要略」を環にたとへ、其の外傳を傳へることによつて始めて磨かれて玉となることを意味したもの。楚人卞和が璞を厲王・武王に獻じて兩足を切られ、空しく其の璞を抱きて荆山下に哭したが、後文王其の璞を玉工に磨かしめて玉を得たことが「韓非子」に見える。

(二)山城國(京都府)愛宕郡大原村梶井圓藏院に住持せられた法親王を申しあげる。

(三)寛保・延享頃の人。九鬼氏の支族。

(四)丹波國綾部藩主九鬼隆利。

が家固(より)其目録を傳て此を藏すること久しと雖ども、外傳を得ざるを以て空敷楚璞を抱くに似たり。幸に松島高包に遇て面命口授を受て、初て朦霧を披て日月の光を見ることを得たり。仍て其傳の出來たる所以を記すると云ふ。

九鬼水軍七手屬將、武功は世人知所也

松島玄蕃源 高光

父と共に屢武功あり、致仕して家に没

松島藏人 高包

處士にて家に没す

松島刑部 高貞

(二) 梶井宮御内

松島藏人 高寛

鳥羽傳水軍法相承五世

九鬼即休齋 藤隆利

愚老右の始末を綾部侯に問ひ奉りければ、侯曰、「我家古來松島玄蕃及び藏人と云ひし家人のありしことを聞及ばず」と。されば彼の書は鳥羽傳水軍法には非るべし。況や又九鬼家には先祖傳統の嚴然たる水軍法あるをや。以て其擬造たることを證すべし。因て彼の水戦要略を一覽せしに、其行軍・船營・戦法等の諸篇大抵皆平々たる諸兵家の常談にして珍重すべきの奇論あることなし。剩へ其船粧の卷に「火床とは食事ひとを調る火所なり。尤艦間に居ゑべし。風爐火床を良とす。但し大船に二座の海上を見決し風雲を窺ひ水手の指引を爲す。此下は雪隠也。又は船頭の用具を入るとも云へり」と記し、又「船の漂蕩はざる様にするには下積に米・大豆或は土石を依にし

(五)船脚をしつかり水に浸すこと

(六)ホゲダ。帆柱の上に横に亘す木で、帆を懸けて張るもの

(七)「胡論半に……知るべし」まで、有馬本には「胡論半に過て上卷に記したる舟戰以律十箇條と年を同くして語べきに非ざるなり」とある

積たで脚をしとむべし」と記し、又器械の卷に「帆桁とは帆を持つ木を云ふ」と記し、船意の卷には「淺き所にては楫を揚て少し下し置くべく、深き所にては常の如く楫を下げて取べし」と記し、又「惣軍行おんぐんの船の時には其他の按内舟を先に出すを良とす。敵の有無をしり、遠近を辨へ、其外色々の得多し」と記せり。此等の瑣細なる事件は苟かりそめにも船に乗たる者は知らざることなし。然るに此を水軍法の大事と思ひ、其傳を失はんことを恐れて此外傳を著したるを見るときは、松島藏人高包と云ひし人は水軍の要務には固より不按内にして、冲乗船頭等の話する所を採集め率合附會して此書を綴りたる者なるべし。故に此書に載する所は胡論半に過て三島海賊の事實とは年を同して語るべき者にあらずと知るべし。故に予此説を作て、水戦要略の全く太平の世に成て擬造なぞたる書にして、九鬼家の水軍法に非ることを辨じ、此を綾部侯に呈すと云ふ。

禦侮儲言 下之卷

自得篇

大野武矩の水戦法に對する評

(一) 弘化三年本國註「此篇は予が工夫して審に自得したる事を記せり」
(二) 『東西問答』に記する方法。(本書中巻參照)

椿園氏曰、予先年阿州に在し時、集堂翁の詞に因て海寇を防禦すべき水戦の法を工夫せしに、大野武矩が仕方にて大略は間に合ふべきが如しと雖ども、海上波荒き時舟打して試るに、波濤に漂蕩する船の上より漂蕩するの的を視ひ打すれば、大なる物を的とするとも五六町以上も隔るときは必中は期すべからざるもの也。武矩が法の如く大銃を二百石積の船に載せて沖に漕出し、必中の場所迄近寄るときは、多年船軍になれたる西洋人萬一小舟を先に出して戦を始るときは、味方の全き勝利を得べきことは覺束なき者に非ずや。何んとならば大野が心得にては唯大筒を以て敵船を打碎くことのみを旨とするが故に、小舟拵合すやむに爲りたる時に血戦を働くべき手當の全備せざるを以てなり。且彼れが火矢打の仕方善なることは善なりしも、遠町打の法を行ひ落し掛に上より落す矢と云者は指矢の規打と違ひ頗る中(一)の疎き者なり。且七十貫目彈(二)や百(三)貫目彈位の火矢を五本や十本落したりとも、西洋軍船の堅固にして且其防禦の手當の嚴敷を以て、速に大事

(一) 直径一尺一寸五分程の鉛彈
(二) 直径一尺三寸程の鉛彈

自得篇

(一)有馬本挿入句「集堂翁猶得歎息して曰く、詩云く、如切如磋如琢如磨とは即ち是なり。吾子は信に希世の才なり。老夫失言せり。願は我が國の爲に禦侮の精粹を盡せよ」と。
 ※(原文)孫子曰。知吾卒之可以擊。而不知敵之不可擊。勝之半也。知敵之可擊。而不知吾卒之不可以擊。勝之半也。知敵之可擊。而不知吾卒之不可以擊。而不知地之不可戰。勝之半也。故曰。知兵者。動而不迷。舉而不窮。故曰。知彼知己。勝乃不殆。孫子曰。地形第十。(二)「三銃用法論」上卷所論。
 (三)同中卷所論。
 (四)同下卷所論。
 (五)寛永頃武衛市郎左衛門義樹の創始した砲術の流名。義樹は但馬高野の人。諸流砲術を極め清松藩主太田實次に仕へた。後致仕し、松平信綱の臣松永里之助に短筒を習ひ、貫流と號した。時人は之を武衛流と稱した。元祿九年大阪に歿した。

となり一時に焼沈むべきは此も又覺束なきことに非ずや。殊更二千石積に近き荷船なれば、頗大にして敵方の大砲の覬打にもなり、日本船の甚手薄きを以て、其彈の中るに至ては只一發にて碎ること必定なり。然れども武矩の仕方のみにて海防の手當全備せりとも謂べからず。且夫合戦と云ふ者は生死存亡の係る所なれば、人々苦心を盡して敵を破るの工夫を専ら論ずるにをよばず。然るに異國人の計策は我邦の人の智恵には如かずとのみ思ひて、いづれの敵もみなわが仕方にては必ず打破るべしとするは、軍事に暗きの至りと云ふべし。
 孫子曰く、「吾が卒の以て撃つべきを知りて、敵の撃つべからざるを知らざるは、勝の半ばなり。敵の撃つべきを知りて、吾が卒の以て撃つべからざるを知らざるは、勝の半ばなり。敵の撃つべきを知り、吾が卒の以て撃つべきを知るも、地形の以て戦ふべからざるを知らざるは、勝の半ばなり。故に曰く、兵を知る者は、動いて迷はず、舉げて窮せず。故に曰く、彼を知り己を知れば、勝乃ち殆からず」とは是也。故に戦の道は、能く敵の撃つべきと味方の撃べきと場所の戦ふべきとを審に察して、然後に戦ひを決するときは全き勝を得ること必定也。茲に愚老が西洋の賊徒を打挫くの戦法と賊船を焼き崩すの工夫とを記し、蠻夷の魂魄を奪ふの戦法を論じ、此を見孫に遺すこと左の如し。
 予先年阿州に在し時に集堂翁の忠誠に感じ、西洋人と對戦して必彼の賊船を打破るべき法を工夫

信淵の對西洋戦法研究

(六)慶長頃信淵伊賀入道一夢齋の創始した砲術の流名。一夢は名を直家と云ひ、丹後田邊の人。初め一色家に仕へ、後細川忠興に仕へた。祖父直時以來傳へた佐々木少輔符次郎の砲術に創意を加へ一派を開いた。慶長五年忠興の夫人自刃の際大阪の邸を脱走し、流浪したが、慶長十五年徳川家康に召出され、後尾張家に仕へた。同十六年駿府に歿した。
 (七)室町末期に佐々木少輔符次郎義國の創始した砲術の流名。
 異體銃と異様船

(八)寛文頃萩野六兵衛安重の創始した砲術の流名。安重は初め種ヶ島流砲術を學び、清松藩本多氏に仕へ、正保元年清松を去り、弟小左衛門と共に正木流以下十二流の砲術を究め、一派を立てた。寛文七年岡山藩主池田光政に仕へ(二百石)光政死後明石藩主松平若狭守に仕へ(三百石)元祿三年歿、年七十八。(九)享保頃中島實齋長守の創始した砲術の流名。長守は幼より武藝砲術を好み、武衛流を齋藤十郎太夫正房に、自得流を大野宇右衛門武矩に、佐々木流を佐々木浦右衛門に學び奥旨に達し、一派を立てた。享保年間その演技を將軍の上覧に供した。寶曆十二年歿、年六十九。(一〇)まだ詳にしない。(一一)慶長頃中村若狭守隆安の創始した砲術の流名。隆安は萩の毛利氏に仕へ砲術師となつた。(一二)異風砲とも云ふ。徑六寸の鐵砲を後裝する全長六尺三寸の鐵製砲で、周りの鐵の特に厚いところが特色である。船に積むために重量の大なるを厭はずかやうに丈夫に作つたのである。(一三)船の全長四丈八尺、丸太を組み、船首と船尾は細く、中央は幅廣に造つたもの。(異風砲異様船製作記(參照)) (一四)ならび打、即ち的打のこと

せしに、大銃を自在に用て此を打挫くの外に善計のなきことを察し、乃ち三銃用法論を著はせり。所謂三銃とは、行軍砲・防守砲・水戦砲是也。其行軍砲と防守砲の用法は既に彼の書の條々に説たるが如し。以上二種の大銃は世上常に多し。然れども西洋人と船軍して蠻船の極て堅固なるを打碎かんことを欲するには、必ず新製法の水戦砲を用るに非れば全勝を得ること難し。故に西洋の賊船を打潰すの砲術と蠻人を撃つべき戦法とを並びに論ず。此論を熟讀して尙能く其機に臨みて工夫を旋すときは、西洋人狡猾也と雖ども亦畏るるにたらざるなり。

予曾て集堂翁と議せしに、大野武矩及び武衛・稻富・佐々木・萩野・中島・安西・隆安等諸流の砲術にて、防海の武備未だ十分に全からざるに因て、密に此を翁と議し、予が工夫せし所の一種の異體の銃と異様の船とを製し、其異體の大銃を異様の小舟に載せて、工夫の法の如く大洋に漕出し、當り打を訓練せしに、予が欲する所の八九分を達することを得たり。其異體銃と異様船の製法は翁の甚秘する所なりしを以て、茲に其圖を記さずと雖ども、聊か其用法の趣意を論ぜん。抑予が新調の水戦砲なる者は、即ち其大筒を小舟の梁に組合せ綴著て、點放の利用を専らに製し

(一)スケツツ。副砲、信
淵は百目筒以上のものを
以て之にあてた
(二)サマツツ(三七三頁
註一三參照)

(三)甲板。大砲船(異様
船)の甲板は龜の背のや
うに中高に作つてあるか
ら潮水は少しも溜らない

(四)直徑四寸程の丸彈を
打つ大砲
(五)直徑一寸三分程の丸
彈を打つ大砲

たる者也。故に其炮の形状常體の筒とは大に異なるものなり。其形状の異なるのみならず、此を綴著る舟も又常様の舟とは製造同じからず。其異なる所に予が工夫の妙用あり。何んとなれば、此軍船は畢竟其大砲の臺となしたる者也。偕此大筒の臺なる軍船に所謂予が工夫を以て鑄造したる水戦炮を綴合して、此に打手を始として助筒・狭間筒及び血戰の軍卒をも乗組みしめ、且絶たる水手を撲み、櫓榜を以て(一)押出し、大海を航廻りて縦横自在に大銃を點放し、西洋船の堅固なるを打碎くべき製作也。予が新製の軍船の形状・造作常に異なる所以は、九十石か百石積許の小舟にして、秤量千貫目以上なる大砲を載て大洋をこぎ行き、逆卷(二)荒波幾千度打込と雖ども、皆悉(三)脱泄て少しも船甲に潮水の遺り溜ると云ことなく、且つ轉覆の患あることもなし。假令ば萬一轉覆ることありと雖ども、大砲と船とは綴著であるが故に、絶て大筒を海底に落し失ふの禍もなし。是を予が工夫の主意とす。其大砲を打放すの大事は打手と舵工の心眼合一の妙會にありと知べし。大砲は一船一座づつ也。此を船上に安置する法は、舳より艫まで胴中の正中に墨繩を打て、且つ大筒の正中にも墨繩を打て、其中線と舟の中線とを遇合して、毫釐も違はざる様に大砲を居べし。打手と舵工と分體一心なるべきことは論ずるにも及ばず、其他水手及び諸役人に豫て能(四)其仕方を審に申合置て、其船を漕(五)にも氣息を齊へ、遅速・緩急共に割符を合するが如くならざれば、其こと全からずと心得べし。大砲は三貫目彈以上なるを宜しとす。助筒は百

(六)スケブネ。本船を助
けて行動する船

(七)イクサダチ。戰鬪の
意

目以上なるを二三挺づつを配るべし。此大砲を載たる船は荷足の甚だ重きを以て(一)舟の行こと頗る遅し。櫓四十八挺、別に百石積位の戦船二艘宛附て翼として、助船をば敵船に近寄ざるの間は此を曳かしむべし。助船は常の關船を用て血戰を第一と心掛べし。何んとなれば、大筒船の敵船に近寄るときは、敵よりも小舟を出して船軍に仕掛ることあり。近來西洋諸國の軍立の様子を聞くに、大抵右の趣なり。是れ大船より大砲を發して頻に打つと雖ども、小舟には大砲の當らざるが故也。然るに予が工夫の軍船と雖ども、小舟に大筒を備るときは、血戰の手當全からざるに因て、助船の人数を以て船軍を十分に勇戦せんことを欲す。故に水戦炮一座に小舟三艘づつを組で一手とし、何十手も無して敵船を打崩すことを専務とするなり。

水戦炮一組の乗組員
(八)江戸幕府の職制では
大番組、書院番組の頭を
云ふ。ここでは大砲船一
組(三艘)の指揮者
(九)異本には物頭とあ
る。一隊の長を云ふ。副
指揮者
(一〇)直徑二寸程の丸玉
を撃つ砲
(一一)直徑一寸七分程の
丸玉を撃つ砲
(一二)前頁註五參照
(一三)直徑八分七厘程の
丸玉を撃つ中筒

水戦炮一組(八)頭一人、組頭二人、大砲船には打手二人、此は組頭の次席也。助筒・狭間筒の打手六人大筒役の次席なり。船頭一人大筒役と同席、舵役二人船頭の次席、軍士十二人助筒打手の次席、水手四十八人軍士同席なり、彼是七十餘人。助船も三百目筒一挺、二百目筒二挺、百目筒五丁に三十目以上の狭間筒四五丁づつも配り、其他三十目彈以下の鐵炮及び弓・鎗・薙刀・熊手・鈎繩・長柄の鎌等種々有用の武器諸道具皆悉く全備すべし。大筒の打手二人組頭の次席、助筒役四人、大筒役の次席、船頭一人組頭の次席、舵工二人船頭の次席、軍士三十二人助筒役の次席、水手六十四人軍士と同格なり。一艘百五十六人、三船の人数二百八十餘人、外に番頭主従十人、組頭

二人の従者四人づつ、総合三百人許なるべし。凡水軍の人数は軍士も櫓榜を執て舟を操るべく、水手も鐵炮・弓を發し、刀鎗を遣ひ、互に交代して勇戦することと心得べし。且又一船の中にて六人づつ當番を立て、食物を製することを勤むべし。助船は關舟或は常體の軍船、又は軍船の足らざる時は荷船をも軍船に擬造して用ゆべしと雖ども、かねて手當の出来ることならば、助船を奥州岩城濱の火魚船の如く長き軍船を製作して用ふべし。水手及戰士も又海中にて働くことは火魚船に乗組む漁士の如くに波濤になれたるに非れば、十分に勝利を得ること難しとしるべきことなり。

戰士の海上操練

(一)漁船の一種、きす漁に使用する船

(二)まだ詳にしない

(三)オシオクリブネ。漁舟。帆の力をからず、櫓でこぐ舟

水戦炮の番頭は三船三百人の諸士と水手を支配し、三船の軍政を嚴肅にし、戰士を撫御操練することを司り、二人の組頭は此を佐(け)て軍事を精練す。上にも段々に説きたる如く、接戦は操練に熟せざれば叶はざることなるに論なく、殊更此舟軍の仕方に至ては、陸戦とは按外に簡の違ひたる者にて、波濤に馴ざるときは己れが身體と雖ども我が思ふ儘に働くこと能はざる者なり。況や強敵を打取(る)の働きに於てをや。故に此水戦炮を用るには番頭・組頭能く至誠懇到に心を盡して、厚く軍士と水手を慈愛教育し、先づ縣舟か或は火魚船・押送船等に軍卒を乗せて、日々自身も大洋に漕出し、能く其身を波濤の蕩漂に習馴し、船の上にて大小の鐵炮を放(ち)、弓を發し、且鎗・長刀を遣ひ、奔走周旋して働くことを訓練せしめ、其業の何れも皆熟習して、大洋を

水陸遠町打の限度

(四)アテウチ。的打のこと
(五)チャウウチ。定距離的打

(六)阿波藩の萩野流砲術師範校

鮎喰河原の町打實驗

(七)鮎喰河は水源を名西郡熊山寺山に發し、東北流して名東郡に入り、高崎において吉野川下流に合する川。この合流地點を鮎喰河原と云ふ。徳島市の西北郊にあたる
(八)阿波藩家老
(九)直径二寸九分程の丸玉を撃つ砲
(一〇)鮎喰賀治昭。明和六年父重喜聖居を命ぜられ、家督を繼ぐ

往來し波濤の荒き所にも自由自在に働かるるに至り、然後に彼の臺船に綴著たる水戦炮を持出し、荒浪にただよう船の上より五六町十町位までの間を的として點放を修練せしむべし。此點放に能く熟するときは即ち水戦炮の業既に成就したる也。

予多年大銃の點放を修練して同志の朋友と其的中を審に試るに、遠き所より發するは甚中り難(き)者なり。凡陸地の町打にても離ること一町なるときは、一間四方を的とすること萩の流を始として、其他諸流砲術家の法とする大約也。此法より小き的には必中は期すべからず。八町位より遠町にては此割合よりも其中りの愈々疎き者なり。況や海上波にゆるるる船中より、波に漂蕩(ぶ)敵船の運動するを點放するのわざに於てをや。その的中のうときこと論をまたず。昔予が阿州に在し時に集堂翁と議り、大銃の點放を審かにせんことを欲し、萩の流坂本正平と大筒を鮎喰河原に持出だせしに、賀島長門太夫も又極めて大砲を好れしを以て、八町の中り打せんことを約す。文化六年二月十九日のこと也しを、鮎喰河原の打場にては、町南に材木を柱として八間四方の板的を左右に造らしめ、右の的を正平新調の一貫目筒にて打れたり。此日は阿州侯も見物に出られき。左右各二十五發づつ打けるに、正平が打たるは中り十七、賀島は中り十五にて、正平打たるは六割八分の中り、太夫は六割の中り也き。太夫も正平も阿州侯の見物せらるる前なるが故に心を用ひて打たれども、十中の七分を得ること能はず。陸地にて動かざる的を覘打する

すら、一町隔て一間の的を打つに七分の中りを期し難きこと斯の如し。故に愚老船よりの中り打は、一町隔て三間四方を的とし、五町隔て十五間四方を的とせり。五六町以上の遠的は點放すると雖ども、必中は期すべからざる者にて、假令中ることと雖ども偶中也。偶中を機倖するときは損多くして益少し。故に予が大筒を接戦に用て覘打するには、陸地は十五町を限とし、海上は五町を限とし、〔す〕名人なる打手の如〔き〕は遠近來なる物を打たず。何となれば名人の業は普通にして、人の及ぶべからざる處なるを以〔こ〕也。且又火箭に至りては、元來仰放〔三〕に落掛けにする者なるを以て、其中り殊更ら疎し。故に陸地と雖ども十町隔るときは三十間四方を的とし、海上は六十間四方を的とすること法也。されども三百目玉筒位の火箭は此を製する費のをほからざるが故に、陸地は二十町以上をもうたしめ、海上は十五町以上をも打つべし。

凡西洋船と對戦するには、小船を先手に進ませて、其大船をば遙に後陣と爲し、十五町程も隔たる所に備て數多火矢を打かけてこれを焼沈むべし。故に近寄ること勿れ。大船にて敵船に近寄るときは、直に敵の大筒にうち崩さるるものなり。唯遠き所より火箭をうち出すことを事とすべし。凡棒火矢を打出すべき船は荷船の最大なるを用ひ、船拵は上に説たる大野武矩が法にて宜し。其敵船を焼沈むる打方は、上の行軍炮にて敵城を燒落す打方にするときは、一時にやき沈むること疑ひなし。又小船は敵船に近寄るといへども、五町位までは敵船より打いだす大炮のをそれある

對西洋水戦法

(一) 遠來の誤りであらう
(二) 平凡のやうで平凡ならざること
(三) 仰角をかけて撃つ法
遠町打

(四) 佐藤家秘傳の爆裂彈
一小孔ある銅球に火薬を込めたもので、敵船等を打ち貫き、中に入つて爆發するもの(第二十七圖及び「三銃用法論」中巻參照)
(五) 佐藤家秘傳の毒瓦斯彈(第二十八圖及び三四六頁註三參照)

小船接戦法

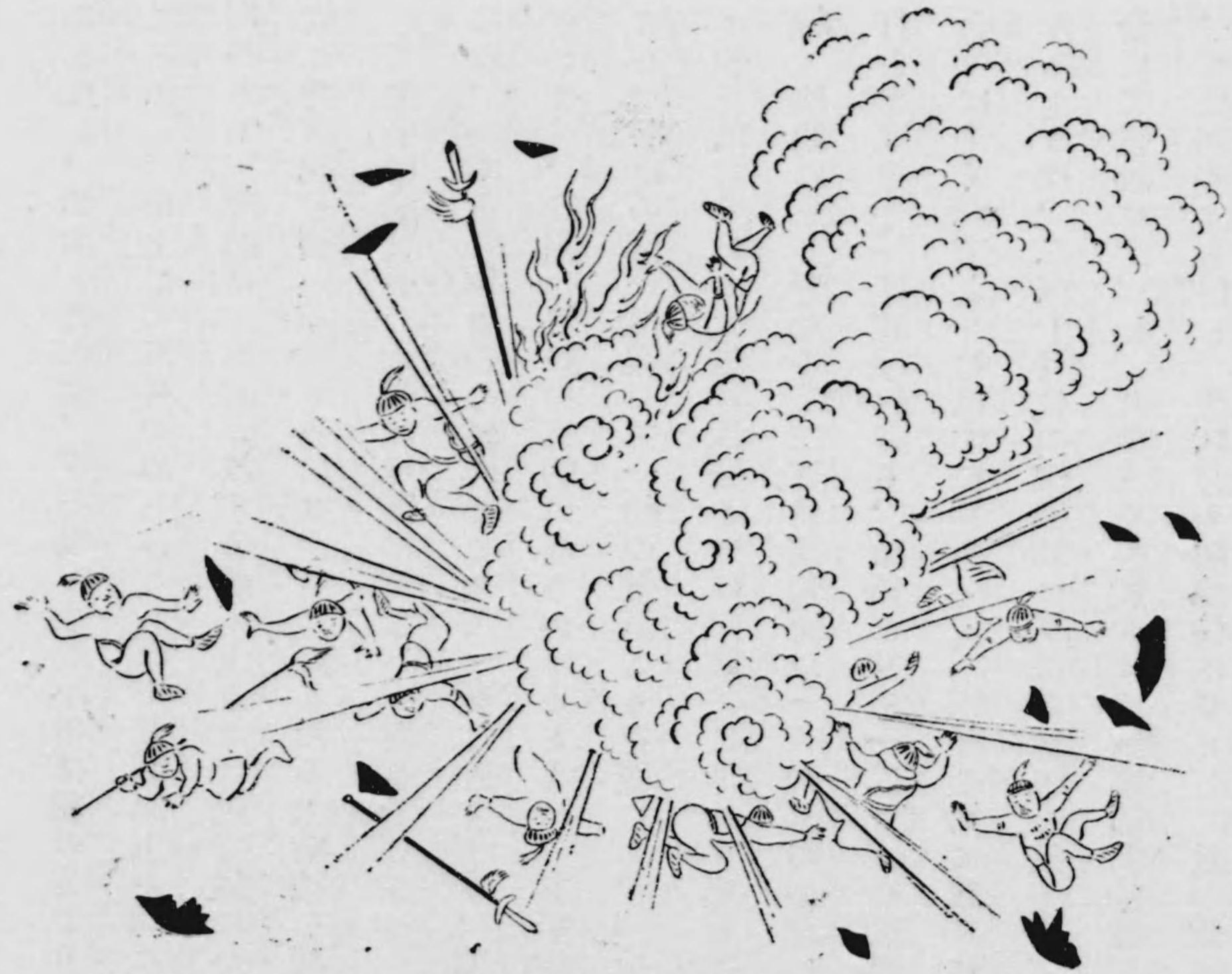
(一) 敵味方一船づつ對抗すること

(七) カスタマ。散彈・圓い小切彈を多數ビン附油でねつて造つたもの

ことなし。如何となれば、百石積み位の小舟は舳の方よりこれを望むときは、三間四方にすぐることなし。海上にて五町のねらひうちは十五間以上の的にても必中は期しがたき者也。然るに五町外なる三間的は、ただよはする船の上よりは絶て覘にかからざる者なりしを以〔こ〕なり。この故に西洋船と船いくさするには、右に説きたる水戦法を綴つけたる小船を十艘も二十艘もこぎ出して先手に進ませ、大船は後陣にそなへて聲援を爲すべし。且其先手にすすみたる小舟の大づつには、再震雷〔四〕と紫金鈴〔五〕の秘彈をこめて一圖に押すすみ、西洋船の横腹にまはり、五町ばかりにこぎよせて、船胴の水際を目的にうちかけるときは、其船廣大なるを以てはづるるの玉はあることなし。暫時の間に破裂して一船の蠻賊どもを盡しにすべし。

小船を出して敵の大船に近寄るときは、敵方よりも小船を出して相手組〔こ〕者也。其時は兼て大筒船・助船に配り置たる二三百目玉炮を以〔こ〕四五町の間にて手早く此を打取べし。近く迄引寄せ打ときは中〔こ〕は宜けれども、敵船よりも一二斤玉の大銃を打發す者成〔こ〕を以て、此の如き持合には早く此方より打出すに利有〔こ〕。玉藥を惜で後手に成〔こ〕は損也。若し二町以下にも近寄たるときは、二三十目位の狭間筒に切玉の數玉〔七〕を装〔こ〕て打取べし。大抵小船一艘の人数は只一發にて皆殺にすべし。凡數玉を打放すには狭間筒甚妙也。三十目玉の狭間筒なれば數玉にても二三町は利害尤も悍〔こ〕し。然れども狭間筒は長くして且つ重き者なるを以て、其打臺の勝れて妙精な

(一) 蘭語・Bomben 盆
十・部下等の字を宛てる。
鐵製の圓錐にして短砲を
以て撃ち出す破裂彈(三
三五頁註五參照)



再震雷分碎圖七十二第

再震雷の秘彈は銅を以て(一)此を製す。故に其彈敵船の厚きを打貫きて敵の船中にて震發分碎すること此圖の如し。又近來西洋にて用る所のボンベンなるものは、其歸は此に似たる者なれども、其彈を鐵にて鑄造る。且此再震雷よりは大なるものにて、打貫くことには用ひがたし。故に鐵城・敵陣或は敵兵の備中に落しかけに打込で敵兵を打倒し、其備を散亂せしむるに用ゆ。

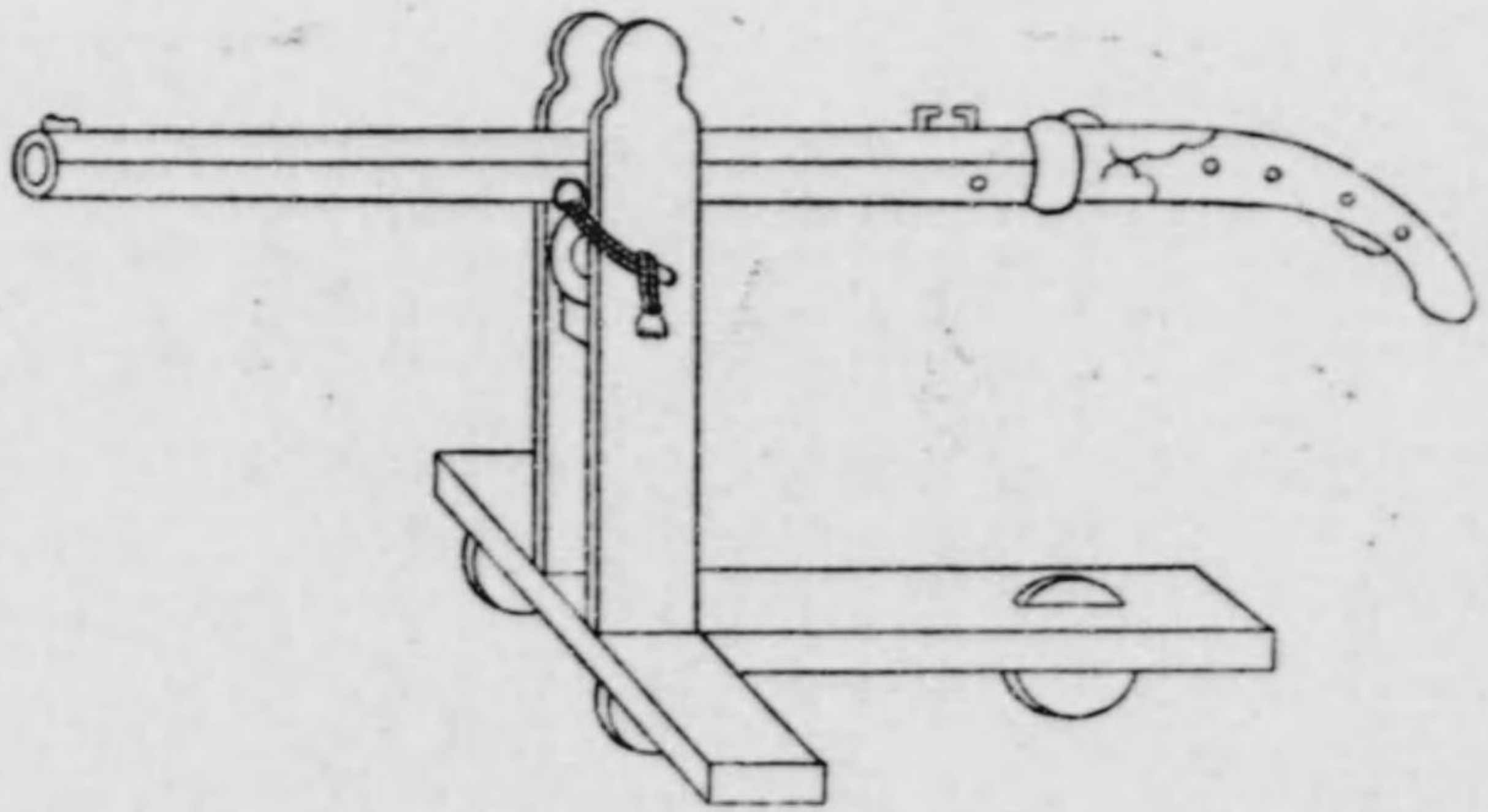


紫金鈴噴發圖八十二第

紫金鈴は再震雷の如く敵船を打貫て中に入ると雖も、分碎せずして毒烟を噴出し、其氣に中る者悉く困倒して死す。且其猛火を噴き出すこと極めて熾にして物を燒事甚だ強し。凡そ此二箇の秘彈は一貫目彈より仕掛ることなれども、大なる彈なれば此の其利害いよいよ生じ、五貫目彈はその利害廣大なり。故に予が工夫の水戦炮を自在に能く用る時は、諸厄利亞・魯西亞等の賊船幾程多く來ると雖も、其内五三艘も打碎くときは、其餘は悉く遁去るべし。

るを得ざれば、其業を施すこと十分に自在ならば。因て茲に予が祕事の臺を出す。

「狭間筒は長くして且重く取扱に甚不便利なり。故に打臺の勝れて靈妙なるを得ざれば、其術を存分に行ふこと能はず。因て予が四海遊歴中諸國にて目撃せし狭間筒の臺と二百匁玉筒の船打臺を取り出し、其二臺を組合して更に種々工夫を加へ、新に狭間筒臺と船打臺とを製し、且又二十匁玉筒と二百匁の鐵炮との彈藥を、銃尻より裝る様に製したるを鑄造して、此を各其臺に載せ集堂大夫に出しければ、集堂翁大に悦び、是を船軍に於ては不可闕の利器なりと感歎し厚く賞賜を遣れり。所謂予が製したる此の船打臺に、百匁彈以上二三匁の鐵炮を載て、敵の小舟にて押し來るを四五町の間にて打拉には極めて便なり。若し三町以内



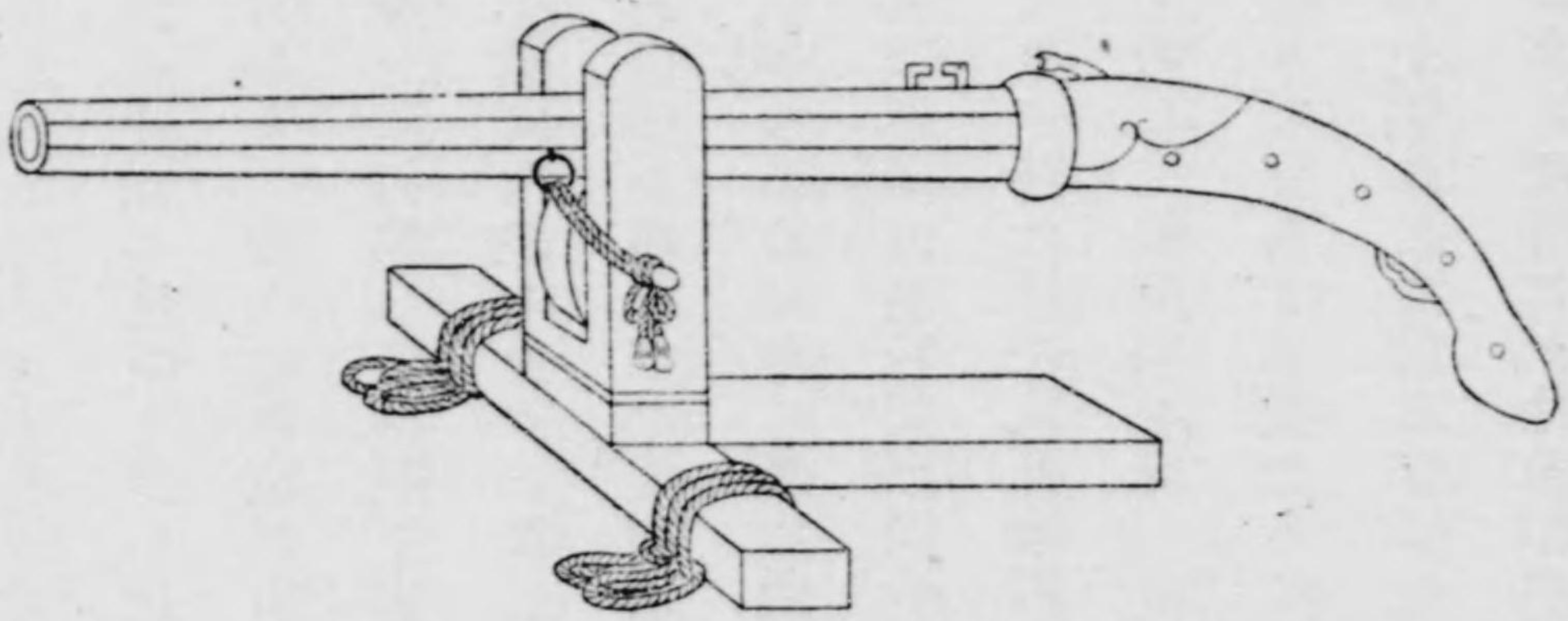
第百二十九圖 狭間筒炮臺

狭間筒は長くして重(き)を以て取扱に不便也。宜(く)此臺を製して用べし。斯の如くして打ときは筒先を左右上下すること自在也。狭間筒は巢中甚長きを以て玉藥を裝るに不便也。宜(く)銃尻より裝(む)る法を用て製造すべし。此法は其鐵炮を尻裝筒に造り、金具所にて繼臺にし、玉藥を裝る時は此を抜去て裝べし。祕すべき事成(る)が故に茲には其圖を出さざる也。

上二三匁の鐵炮を載て、敵の小舟にて押し來るを四五町の間にて打拉には極めて便なり。若し三町以内

に近寄たらば、此新製の臺に狭間筒を載せ、切玉と強藥を裝て打取らば、諸厄利亞人傑點たりと雖糜爛せざることを得ん乎。」

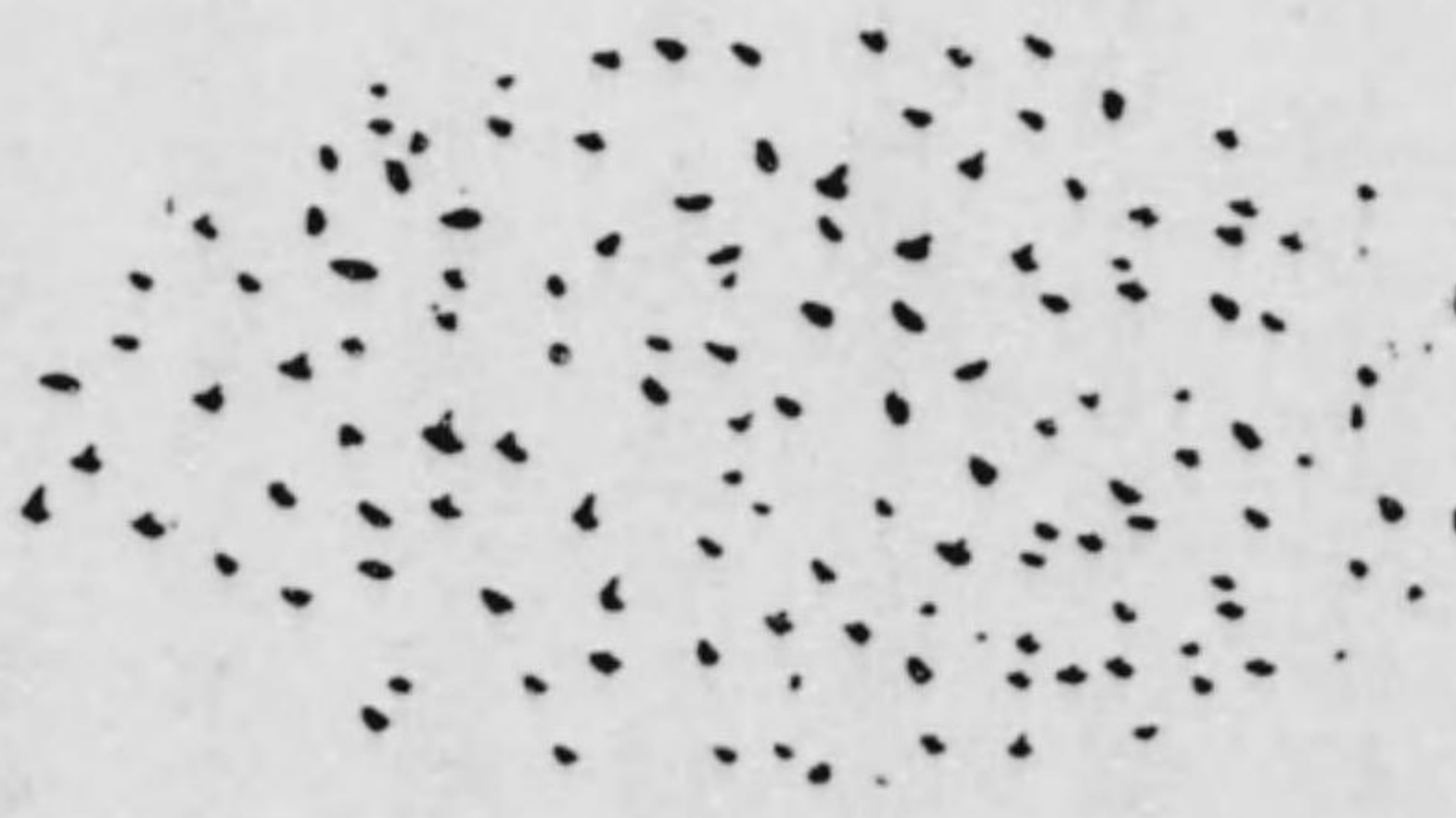
(一)スナカ。銃腔のこと、銃口より本口までの腔を云ふ。
(二)ツツジリ。銃身の下部。
(三)シリゴメツツ。元込銃のこと。玉を銃口より込めず、火門の方より込める銃。
※「」内及び第三十圖は弘化三年本を以て補ふ。此文と本文とを比較すれば狭間筒臺から船打臺に至る發展を知ることが出来る。



第十三圖 船打臺

此臺は流石の位玉匁百の鐵炮の中船より打放すに極めて便利なり。此臺は流石の位玉匁百の鐵炮の中船より打放すに極めて便利なり。此臺は流石の位玉匁百の鐵炮の中船より打放すに極めて便利なり。此臺は流石の位玉匁百の鐵炮の中船より打放すに極めて便利なり。

第三十一圖 數玉横廣圖



第三十二圖 數玉縦廣圖



又數玉をうちいだすには、其かず玉を左右によこひろがりにして落す法と前後に縦廣げて落す法あり。これも又知らずんばあるべからず。所謂その横縦とはそのかず玉右の圖の如くになりて飛

び行く也。

故に敵船の横縦に従ひて打様の心得に損益あることを察すべし。

若し夫れ敵方より數多の小早船を出して相手組むときは、何れ小船同士手詰の勝負と爲るべし。

既に手詰の勝負と成ては其戦法悉く上に説たる海賊血戦の仕方を用ひ、水手は礮石を擲て蠻虜を

打挫き、戰士は得道具を執て勇戦し、熊手、長柄の鎌、鈎繩等を引掛て敵船を引付乗移り、無二

無三に打倒して其船を乗取り、敵人を海中に逐落すべし。是を水戦の専務とす。

小船は大銃のをそれなしと云ひたる證據は、慶長七年に肥前國島原城主有馬修理大夫晴信藥物交

易の望みありて、安南國へ船遣しけるに、大洋中にて難風に逢ふて、其船大明國の廣東香山縣の

出岬なる亞媽港の地に漂着せり。此所に一箇の便良なる海港あり。元來大明國の部内なれども、

其頃西洋波爾杜瓦爾國の買人等此の地を大明より借りて商館を建て、近傍諸國へ交易する出張所

なり。時に波爾杜瓦爾國の夷人等有馬家の船に財物の多きを見て欲心を起し、乗組五十六人を悉

く殺して其財物を奪へり。抑波爾杜瓦爾國は天文年中以來皇國よりも御免を蒙り、年々長崎港に

來りて交易する國なるに、斯の如き舉動を爲すこと無道暴虐の至り也。有馬家にては此を知らず、

年を経れども歸らざるを以、難風にて行方知らずと思ひ、郷里の妻子等待佗ける。然るに安南國

の買人等審に此事を知り、有馬家に精く注進す。修理大夫晴信甚だ此を憤り、早速公儀へ言上し、

以後亞媽港船の來る事あらば、有馬一手の人數を以て其仇を報せんと兼て内々用意せり。波爾

- (一) 接載を云ふ
- (二) 慶長十四年の誤
- (三) 天正十四年豐臣秀吉の島津征伐後秀吉に屬し朝鮮役に従つて功あり、慶長十七年事に坐して甲斐國に配流せられ十八年春自死した、年四十六
- 小船は大銃の畏れなき證據
- 第一有馬晴信備船燒打
- (四) 慶長十四年二月晴信は家康の命によつて伽羅香木を求めんとして長崎奉行長谷川藤廣とはかつて家來五人を出帆せしめた。この船が亞媽港へ立寄つた際、葡人との間に殺傷事件が起り、貨物を掠奪されたことがある
- (五) 葡人が亞媽港(澳門)を貿易根據地としたのは、普通我が弘治三年(一二一七年)と云はれる

(六) 『長崎夜話草』にも五月とあるが、このことは七月である

(七) 葡語 Senior 眞如路の字を宛てる。船主、また紳商

(八) 葡語 Capitão 蘭語 Captain 甲必丹・加比丹などの字を宛てる。江戸時代交替で長崎に來た阿蘭陀商船の奉行。今の領事の如きもの

(九) 『徳川實紀』などには「十二月九日」とす。本書は誤寫であらう

(一〇) 長崎港の入口にある島

(一一) 長崎港の入口にある伊王島のこと

以後亞媽港船の來る事あらば、有馬一手の人數を以て其仇を報せんと兼て内々用意せり。波爾杜瓦爾國の商船等其事在を知らず、同十四年五月大船に荷を積(六)長崎港に入津す。時に晴信江戸在勤に在しが、國許より早打知せに因て、其旨公儀へ願ひ出し、東照宮の御許を蒙り、夜を日に繼て居城に歸り、直に人數を率て長崎へ趣(七)、先(七)シニ(七)ロ(七)商官カビタン(八)船主を吟味せんと種々手立をまはしけれども、蠻人等も用心せしことと見へて、唯船中に居て交易を爲し、敢て上陸することあることなし。且つ邪宗門の徒ありて、有馬家の仇を報せんとするの計策を密に彼等に告げ知らせければ、蠻人共大に驚き恐れて交易の最中なれども、俄に荷物を取のせつつ碇を揚て逃出す。折節十一月九日の事にて、正北の順風なりければ大洋遙に乗出せり。有馬家これを聞て悔ると雖どもせんすべなく、次第に海岸に馳集り、兼て用意の兵船に取り乗り、都合三十七艘、此も後より乗出して力を盡し追掛たり。港の沖に漕出したる頃は早日も西海に沈みければ、晴信其手後れに成たるを無念に思ひ、悔ると雖ども今更にすべき様なきことなれば、唯々頻りに「押や押や」と下知を勵して、前後不覺に櫓榜を押して必死を究て骨折けるに、沖の島のこなたにて漸く彼の黒船に近付くことを得たり。蠻人共是を見て乃ち數十座の大銃を放し夥く打掛しかども、追ふ者は小船なるが故に一つも船に中らずして、沖の島の巖石などを數多打崩し、程なく硫黃島の東表に到りぬ。是迄五里の海路也。此黒船のみ硫黃島の西海に航出したらんに

(一)オモカチ。船を右に向けるやうに舵をとること、轉じて右舵のこと。
 (二)トリカチ。船を左に向けるやうに舵をとること、轉じて左舵のこと。
 (三)は後者の意

(四)有馬本副註

(五)清國第二代の帝王、在位は我が正保元年(二二二〇)より寛文元年(二二二二)に至る

(六)明國の遺臣鄭成功のこと。二二〇六年に國姓爺と號した。父は鄭芝龍、母は肥前平戸の人。順治三年(二二〇六)清の入寇するや父芝龍は之に降つたが、彼は明朝の恢復を志し南澳島に據りて兵を擧げ、翌年廈門・金門兩島を奪ひ、之より各地に奮戦し、我が寛文元年當時臺灣に據れる蘭人を追うてここを占據した。寛文二年(二二二二)年三十九

法 第二柯全斌の小船戦

法 第二柯全斌の小船戦

大荒浪の灘なれば、此追手の小船にては中々より付くことも叶ふまじと人々心を苦しめしに、幸ひに北風吹止で忽ち西南の風吹起り、黒船後へ吹戻さる。蠻人共は詮方なく斯所にて勝負を決せんと、碇をおろして待掛たり。黒船の面楫、取楫各四十八座の大銃を裝替々々打放し、此を最期と打掛る。此間に追手の兵共皆悉く追付たり。然れども、妄りに此に近寄らば味方の多く傷害んと、晴信靜に下知を傳へ、七八艘の燒草船に繩にて此を繋ぎ連ねて西南の方に押廻し、火を燃(七)して風上より流し掛させ、其他の兵船は四方を取まき、頻に棒火矢をうちかけたり。
 難、其功の無かりしを觀るときは西洋船には棒火矢を打は損なり」蠻人共も必死の覺悟なれば、大銃・小銃百餘にてこめ替々々放しければ、も、味方は何れも小船なれば、たまは一つも中ることなく、風上なる燒草船流れ掛て燒付ければ、
 一西洋船を燒き崩すには火船より大利なるは無きこと、此を以て察すべし」蠻人共は是迄也と、自ら己が船中の焰硝倉に火を入れて、唯一聲の大霹靂に忽ち黒船微塵と碎けて、數百人の夷狄共皆海底に没しけり。夫炮術に熟練したる蠻人等必死を究め、數十座の大銃を以て彈藥を盡し、味方の三十七艘へ打掛ると雖ども、其彈丸一つも中らざるは、小船は大銃の畏れなきの一證也。又其後寛文元年に滿清國の世祖帝、明國性爺が持たる海島を攻させける時に、阿蘭陀人を雇ひ來て、數多の大銃を以て海島の兵船を悉く打碎かしめんことを議せり。彼の阿蘭陀人は先年鄭成功に臺灣を取られたる遺恨あるを以て、其仇を報せんと欲するの志ありて、乃ち欣び勇で其募りに應じ、軍船十五艘を出して清朝に加勢す。阿蘭陀國

(七)臺灣のこと、徳川時代初期には高砂國または高山國などと稱した。寛永元年(二二二四年)以來蘭人占據し、ゼーランディア(安平城)・ブロウイデンチャ(赤崁城)の二城を築いたが、寛文元年(二二二二年)鄭成功之を攻略し蘭人を追うた。以後二十二年間鄭氏の據る所となつた
 (八)寛文元年(二二二二年)の事件を云ふ

大船の價値

(九)照尺の孔、火口の邊にあるもの
 (一〇)「めあて」とも云ふ。見當・照當なども書く、銃口の上に尖り立つて居るもの
 (一一)目暗打

の軍船は其製極めて廣大にして何れも皆山の如く、一艘毎に大筒を備ふること四十八座或は九十六座成(七)も有て、都合八百餘座の大銃を用ひ、海島の軍船を片端より打碎んと、先手に進で押寄せたり。然るに海島の留主柯全斌は軍事に老練したる宿將なれば、とくより其様子を曉り得て、大船をば一艘も出さず、數多の小船を押し出し、蘭人共と持合ける。蘭船よりは頻に大銃を放ち打掛ると雖ども、小船のみなるが故、玉は一つも中る事なし。柯全斌は數多の小船を指揮し、進退周旋すること水鳥の波に浮で游戲るが如く自在に海上を横行し、或は火箭を打掛け、或は烽烙を飛ばしつ、種々手段を籌して蘭人共を困しめければ、清人遂に利無(七)して歸れり。事は明史に詳也。夫れ八百餘座の大銃を以て數十艘の兵船を點放し、たまの一つも中らざるを見れば、危き事は危しと雖ども音ばかりなる者の如し。是小船は大銃の畏れなき二證也。大船の小船に中ることなき子細は上に説たる如く、海中船の上よりの點放は一町離れて三間四方の的に非ざれば必中は期し難し。百石積の荷物船にても面楫の正面より量るときは二間四方に過ることなし。故に四五町以上も隔るときは大銃の照門に入らず。況や百石積以下の小船の荒波にゆられて運動する者をや。照門・照星に係らざる者を打つを暗雲打と名く。暗雲打にて中る者のあるは落雷の中るに異なることなし。たとへば西洋人と船軍するは、夕立の日に旅行するに同じ。苟も武士たる者は雷の落ることあらんを畏れて夕立の日には軍に出ざるべけんや。故に水軍に將たる者は有馬晴信

自走火船の焼打法

(一)文化四年

(二)黄蓋は支那三國吳の
泉陵の人。孫權が義兵を
擧げた時、これに従ひ赤
壁の戦に火攻法を用ひ
て、曹操の大軍を破つた
(三)名は操、魏の武帝
(四)支那湖北省襄陽縣の
東北、揚子江の沿岸にあ
る。八六八年(後漢建武
十三年)冬孫權が曹操と
戦つた所

主を以て模範とすべし。且又予が工夫の炮臺小船は敵の大銃の畏れなきのみならず、此に水戦炮をのせて海中に漕ぎ出し、蠻船の四五町迄も近寄る所を打掛(一)者ならば必中は逃(は)ざるなり。何となれば船打必中の的は一町隔て三間也。故に五町にて十五間の大きさを必中の的とす。然るに西洋船は極て大に且長く廿七八間より三十四五間に至る者あり。故によく其短合ひを會得して横腹に廻り、近々と漕よせて船胴の水際を覗ひ打時は、必中絶て疑ひ無しと知べし。西洋船若し岸より二三十町の間に碇を卸して居るときは、自走火船を用ひて此を焼打するより大利なるはなし。此法は人力を勞せずして蠻船を焼崩し、乗組たる蠻夷等を皆殺しにする大業也。抑此自走火船なる者は、先年予が阿州滯留中集堂翁の請に因て、工夫を凝し新に製したる處にて、天地開闢以來未曾有の火攻の法也。何となれば古より火船を用ひて敵を破りたるは、黄蓋が曹孟德を赤壁に焼き、有馬修理大夫晴信が亞媽港船を長崎にて焼きたる等皆火船を用ひて大功を成せり。其他和漢の類例少なからず。然ども古人の用ひたる火船は或は帆を揚て順風の力を假り、或は上流より出して行く水の便を頼みにしたる者也。凡帆をあげ風の力を假る者は逆風に走らしむること能はず、行く水の便を頼む者は上流には行くことを得べからず。若し夫れ敵兵の上流と風上とにあるときは此を如何ともすることを得べからず。今夫予が新製の火船は大に此に異り、帆を用ふことも無く、櫓榜を遣ふこともなく、風の有無にも關(あ)りなく、流の上下をも頼(た)むること

なく、浪の順逆にも拘はることなし。唯是火藥の勢ひ息の間に五十町の外に走る。其機發に及では猛火炎々として大に燃上り、須臾に紅焰天を焦し、黒烟海を掩ひ、火球數百歩に充滿す。故に其物を焼くの勢力極て熾んにして、他の火船の絶て比すべき所に非ず。且又三艘を一連とし、或は五艘・七艘を一連とし、繩を以(二)繋ぎ連て走らしむるときは、衆多の火船皆火藥の勢にて自らよく賊船を取まき圍み繞らして焼打するが故に、人力を用ふることなく不可思議の大功をなす。蠻船の膽を破て其魂魄を奪ふべき法は此火船を最上とすべし。西洋人狡猾也と雖ども、臺にして禍を免るべきの術なるを以て也。

自走火船の製法

(五)デビキブネ。地曳網を引くときに用ふる舟
(六)テグリブネ。小漁舟、磯邊で手操網を引くとき用ふる舟
(七)流星火藥の反動力を利用して船を進せしめる仕掛の砲。信濃の考案なるもので、砲口徑六寸、松木で製し、長さ六尺、砲口より三尺下までは竹籠を巻く。(三銃用法論)下巻参照

自走火船を製するには予必ず諸(一)の小船を乗古したるを用ゆ。何んとなれば凡火船は此方の岸より敵の船に走り著(二)迄の間の用にて悉く燒棄(三)てる者なれば、新敷丈夫なる船を用るは無益の損失也。故に鯨船・地曳船・手操船等に用る所の漁舟、其他荷船・釣舟等の類ひにても、年數用ひて古く朽ちたる小舟は、皆乾して火船の用に貯置くべし。古く腐りたる船にても須臾の間のことなれば必ず用に立ものなり。長さは五六間より七八間もある船は、火藥を装ること六尺の退走炮を仕掛るときは、七八十町より百町餘までも走る。且烽烙の圓徑一尺許なる玉を打出す筒を三四十挺も其餘も一船に仕掛て打出すを以て、五艘・七艘を一連にしたるは、數百箇の大火球二三町の充滿して、猛火赫灼炎焰甚熾にして毒烟數里の海上を掩ふ。且つ又衆の火船各、その退走炮の

自走火船製造費

- (一) スチ。砲口
- (二) 弘化三年本には、砲口徑七寸、長三尺五寸、松木筒
- (三) 藥室。火藥を裝填する部分。退走砲では砲腔全部が藥室
- (四) 圓い物を敷へる語
- (五) 近江堅田藩主(文政九年以後下野佐野藩主)堀田正敦。伊達宗村の八男、後近江堅田藩主堀田正富の養嗣子となつた。寛政二年より天保三年迄四十三年間若年寄の職にあつた。天保三年歿、年七十八
- (六) サイサク。細作とも書く。問者

自走火船法の傳授

- (七) 大和高取藩主榎村家長。天明五年相續、奏者番。寺社奉行等を経て、文化二年若年寄となり、文化八年迄その職にあつた。後老中格となり、文政十一年歿、年七十五
- (八) 井上左大夫正清。安永五年生、安部播磨津守信

火勢にて自然賊船をとりまく者なるが故に、受手は意外に難儀の者なることを知るべし。

抑此火船を製するの諸雜費は、先づ古腐船一艘、^(一)巢口一尺の烽烙筒四十挺、大桶二十箇、巢口六寸藥持六尺の退走砲一本、烽烙玉四十顆、^(二)白焰硝二十貫目、杉炭二十貫目、硫黃十六貫目、松脂十貫目、魚油八斗、火繩三十尋、柴薪十二駄、松板十二間、其他細引繩・紙類及び絲綿等一艘分の諸入用十分にするとときは、大約金二十兩掛る者也。然れども略して此を製するときは、五金にても七金にても造るべし。製法の傳を得ざる者は烽烙ばかりにても二三金を費すことあり。且つ此火船の大洋中荒波の逆卷所を飛走して轉覆の患ひ無きには傳授の秘訣あることを察すべし。文化六年己巳の夏、予阿州より歸て江戸京橋柳街に偶居せしに、^(三)堀田攝州侯細索を用て南海諸國の様子を探り給ひたるにや、此火船のことを聞及び給ひ、予に御尋ありしに就き、^(四)圖説を認て獻りければ、此事御列席の御評議と爲て同六月下旬植村駿河侯の御掛りとなり、御鐵砲頭井上左太夫に右火船の製法を傳授すべきの御内令有て、同月二十六日井上氏の宅に於て正清主より誓書を取り、一と通りを傳授せり。然れども精細秘密なる仕方は未だ會てこれを免許せざるなり。

第三十三圖 自走火船仕掛る圖(第五十五圖参照)

第三十四圖 火船海上飛走圖(第五十六圖参照)

第三十五圖 火船猛火を發したる圖(巻頭口繪参照)

允の四男。井上正質の養子となつた。寛政五年幕府鐵砲方となり祿九百石を繼いだ

(九)軍船

西洋諸國の發展

(一〇)第十四世紀。この頃からヨーロッパでは學藝の復興が兆し、地理上の發見、海外發展の機運が盛となつた

魯西亞の東進

- (一一) 羅處和島。千島列島のほぼ中央、北緯四十八度の邊にある
- (一二) 擇捉島
- (一三) ニューギニア (New Guinea)

英國の東方侵略

- (一四) オーストラリアの西部にあつた和蘭の屬州

自得篇

右火船は人力を勞することなく、夷敵を懲らし、自國の禦海に餘裕あるのみならず、他邦を攻伐するに用て舟營を燒打し、^(一)水城を燒陥して海濁となすべければ、最上無類の武備と稱すべし。海國を領する者は實に寶として豫て此手當を爲さずんばあるべからず。

抑五百餘年前より歐羅巴洲諸國天文・地理の學を精究し、航海・操船の術を訓練し、各皆大船を出して萬國に通津し、貨物を互市して交易の利を收ることを業とし、遍く大洋を航行して諸國の形様を巡察し、政事能く治り武備嚴重なる國には、辭を卑し貢を奉り和親して交易を通じ、若し其政亂れて武備の弛弱を窺得るときは、即兵威を示して此を併吞し、城郭を築き守令を置き、己が本國の屬國と爲す。波爾杜瓦爾・伊斯把佞亞・拂郎察・阿蘭陀等皆此を以て其國を富し、兵威を強大にせり。其中に於て魯西亞・諸厄利亞の二國殊に強盛也。魯西亞は北方地繼なる國土を漸々拓き、歐羅巴洲と亞細亞洲の東北境を皆悉く蠶食して亞墨利加洲の北境に及び、百餘年以來北海諸島を次第に經略して、我が蝦夷國の北境ラシヨワに及び、喇虎島を間地として我がエトロフ島と境界を分つに至れり。又諸厄利亞は亞墨利加洲・亞布利加洲にも屬地多く、且又太平洋を經略して南洋の諸地を拓き、新ゴイネア・新阿蘭陀等大國の濱海諸洲を大半吞併し、本國より守

(一)通常北米合衆國東岸のニューイングランドをいふが、ここではニューギニヤ、オーストラリア等を指す

英人の水戦法

(二)今日のフリッツピン諸島をさす。二四二二年(寶曆十二年)英軍マニラを占領し勢威全諸島を壓したが、二年後イスマニヤとの和約成立し、マニラを撤退した

信淵の對英戦法

(三)我が天保八九年頃より英人清の沿岸に寇し、天保十一年(二五〇〇)鴉片戦争起る

令を置き、軍兵を植て此を鎮護し、所々に城郭を築き、學校を立て導師を置き、土人を教化歸服せしめ、此を新語厄利亞國と號す。此を以て南海の巢穴として其他皇國の正南に當れる皮利比那諸島を悉く己が國の屬地と爲し、人の居る島には守令を置き、人のなきには本國より人を殖て此を開發す。此諸島には種々物産甚だ豊饒なるを悉く採集めて此を本國に輸送す。故に新語厄利亞の部内極て廣大にして世界六七分の一に居す。官版の地球圖を視て詳にすべし。此戰國既に富み兵威も又強きに敖て此三四年以來漢土に寇するの聞あり。此に因て皇國にも亦來るまじき者にも非すと云て、或は彼が軍船の廣大堅固に打碎くべからざると且又炮術及び水戦の仕方精妙にして敵すべからざるを畏れる者あり。然も又尤なることなり。其理なきにしも非ず。總て皇國に船軍の善法なきを以てなり。然れども愚老熟按するに、西洋人の炮術に於る由て來ること久きが故に、其精練なるべきことは論するに及ばずと雖ども、茲に一箇の考あり。元來西洋の兵法は軍威を極て雄壯にし、敵人を一時に震慄懾服せしむるを專要として、微細なる小技を事とせず。故に其戰を接するや、烈風迅雷の如し。彼國の大小銃炮に照門・照星のなきにても其趣を察するに足れり。唯其軍事に精練せるを以て、大炮を打放つの速なること皇國人の及ぶべからざること有り。故に彼が大炮とボンベンをば此を避けずんば有べからず。此を避るの法亦他なし。上に説たる如く、大炮は小船に中ること難し。故に此方の大船をば悉く後陣に備て敵船に近寄ることなく、大野

氏の説の如く數多の火箭を以て敵船を遠町打することを專とし、小舟を先陣に進ませて、予が新調の水軍炮を以て五六町まで近寄せて蠻船の胸腹水際を砲打すべし。且つ船軍の法は小舟と雖も必ず鑿首の正面を敵船に向けて、横腹を以て敵を受けることなく、舳を以て敵船の横腹を衝くを肝要とす。又翻下は其玉分碎け十方に撃發するを以て、陸戰に於ては甚畏るべき者也。されども其中り疎く、且遠町に及ぶこと能はず。故に西洋人も水戰には用ること稀なり。故に彼賊と對戰するにはかねて其心得無んばあるべからず。總て合戰の仕方は全く其時宜のもやうを見計ふにあることにて、味方の船を進退周旋すること手足の如く自由にし、大小銃炮を打放すこと意の欲するに従て神速なるときは、機に臨み變に應じて其敵破るべからざるの理なし。且能く其場合を見合て自走火船を行へし。二十町内外の處に於て此火船を走しむるときは、蠻船の堅固なるも、蠻人悍擴なるも、一時に焼沈むべきこと絶て疑ふべきものなし。彼國の水軍強盛也と雖も、何ぞ畏るるに足らんや。ただ畏るべきは味方の士大夫平日文弱にのみ耽り、武備を怠りて軍事に習練せざることを。故に海國を領する者は此の火船を用ることを常に操練すべし。其法平時には漁船の古朽たるに退走炮を綴付て、上に水練勝れたる水手を十人計も乗組して、七八挺櫓にて其船を漕せ及び退走炮に火を放て海上を走らしむべし。能此業に熟練し置べし。費も又僅かなることなり。且外寇を燒打する時と雖も、最初は水手上に乗て其火船を操り、海上正直に飛走らしめ、

自走火船操練の必要

(一)名はヨハネス・ウェルティン。西紀一七九七年(寛政九年)阿蘭陀アムステルダムに生る。ロンドン、パリ、ウイーンに留學し、後スマトラ、バタビヤ等の甲比丹となり、我が國に來朝した。

(二)渡邊華山がニエマソンの問答を記した『歐舌或問』に類似の記事がある。

(三)一八一九年は實は文政二年に當る。

自走火船論

(四)末端(切口)の差渡し、即ち直径をいふ。

(五)彈の通る孔。

敵船に近寄に及で即道火に火を渡し、然後に皆海中に入て猛火を避るのみ。實に必勝萬全の火攻法なり。予が此の火船を工夫し得たるは文化四年丁卯のことなり。然るに天保九戊戌の年に至り、阿蘭陀國のカピタン(二)ニウツアジニ胡滿なるもの江戸に參勤し人に語て曰(三)「紀元一千八百十九年に入爾馬泥亞國の人始て火薬を以て車を走らしむることを工夫し、今は船をも火薬を以て能(四)走らしむることを爲す」と。彼地(三)一千八百十九年は皇國の文政三庚辰の年に當る。然れば愚老が工夫より十三年の後なり。これに申て此を知るときは、西洋人も別に皇國人より思慮穎敏なるにも非ることを察すべし。

或は工夫の疎淺なる人、予が此書を讀で自走火船一艘の中に五六貫目より十貫目位までの烽烙玉を打出すべき木炮を四十挺づつ詰納(五)と説きたるを見て、人情に近からざるに驚き、予が言を信ぜずして此火船を用ることを廢する者あらん。此も又普通の人に於てはさも有べきことなり。何となれば六七貫目以上十貫目位の烽烙玉を打出すべき木炮を製するには、大抵末口一尺三四寸位なる松の木を撰びて、此を二箇に挽き割り、玉溝の外に二筋の小溝を鑿て、小溝に櫛板一枚づつを狭み二箇を密合し、本より末まで透間なく竹籜(六)を掛て仕立る者なり。故に一挺製するにも頗る工手間掛り、財用の費も亦少からず。故にこれを二十か三十製すると雖も、容易に得ること難し。然るに火船一艘に四十挺づつの烽烙筒を詰(七)ときは、一連七艘の火船には二百八十の木炮を用

(六)睫毛は目に一番近くあるが、これを見ようとしても見えない。鏡に寫せば誰にもわかる。記事も同様になんでもないことであるが、學ばなければ判らない。方法を學んで見れば簡単なことであるといふ意。

※(原文)尙書曰。惟聖弗思作狂。惟狂克思作聖。(書經)卷一〇、多方篇。

(七)「書經」には「弗思」は「罔念」とあり、次の思も念字を寫く。

ひ、此を一時に燒捨ることなるを以て、其人情に近からざるを疑惑するも尤なる次第なり。されども諺に云(八)如く「祕事は睫毛」と。愚老が法を行ふ時は幾許大なる木炮にても兩三日の間に數百挺を製し得べし。烽烙玉も又此に同く、暫時の間に數多の玉を製すること自由なり。此等の事件を此書に記せざることは、嘗に集堂翁の祕方を漏すことを惜まれたるのみにあらず、廣く世人に知らしむべきの事に非ざるを以(九)なり。故に是まで門弟中にも絶て此言の祕事を傳授せしことなし。抑此自走火船は愚老も亦ほかより傳授をうけたるものに非ず。尙書に曰く「惟れ聖も思はざれば狂と作り、惟れ狂も克く思へば聖と作る」と。愚老は狂人なれども集堂翁の忠誠に感じ、禦海のことに就て種々工夫を凝らし、日夜克(十)思て自得せる所なり。然れば後世もし此の火船を用ることを欲するもの有て、この事に就て克(十一)思て工夫を凝す事あらば、自然に其理を會得して、愚老に勝れる神妙を發明すべきこと必せり。

攻勢國防策の必要

(八)『防海策』の跋(文文化六年(邦貞撰)によれば本書は信淵の作で三十卷あつたと云ふ。其の項目は「天文・地理・經國・牧民・兵制・撫御・操練・炮鏡・器械・制船・操船・航海・國北・國南・開國・教習・通商・物産・和親・通商・總論」である。

以上三篇は水軍法の概言なり。能く此法を潤色して防海の武備を精銳にせば、外寇ありと云とも大なる失策無かるべし。總て世界の大勢は武備充盈して士氣の餘裕あるものは恒に他邦を制し、武備衰虚して士氣の振はざるものは恒に他邦に制せらるること自然の定理なり。故に國家を鎮護して外寇の患ひなからんことを謀るには、自國の武備を餘裕あらしめて、恒に他邦を制するの勢威あらしむるに如くは無し。若し夫他邦を制するの雄略を工夫すべき書は籌海新書な

(一) 埼玉縣北足立郡上谷村の小字、浦和の西方約一里、信淵は天保三年十一月江戸十里四方外へ追放の罪にあひ、此の地に退居し、弘化三年十月赦されるまで十五年間ここに住した

(佐藤・石淵註)

り。然れども今の世に方りては、此書に論ずる禦侮〔侮〕の手當すら豫めよき工夫するものなし。況や他邦を制するの工夫に於てをや。豊臣太閤既に没す。已矣哉噫。
天保十三年壬寅二月十九日

武州足立郡鹿手袋村

隠士 佐藤信淵述

禦侮儲言 下之卷
尾大

九、存華挫狄論

椿園 佐藤信淵 著

『存華挫狄論』解題

- 一、本書は嘉永二年の著述で五卷から成り、某國侯(多分津藩主義堂高猷であらう)と信淵との問答體に書かれてゐる。
- 一、本書著述の目的はその標題のやうに中華即ち清國を存し西洋の夷狄を挫くにあつたのである。夷狄とは信淵が謂ふところの英夷即ち英吉利をさす。英吉利はこれより先き印度を侵略し、天保末非道きはまる鴉片戰爭を起して清國を破り、香港その他の土地を奪ひ、東亞に對する野心を暴露して來たので、信淵は嘉永元年『水陸戰法錄』を著し、對英策を眞劍に研究しつつあつたが、今や本書によつて該策に一大飛躍を示すに至つた。鴉片戰爭を契機として、英吉利に對する信淵の警戒心は一層増大したと同時に、清國に對する憐憫の情も盛んになつて來た。かくして『混同祕策』における信淵の支那經略論は變色して日支提携論となり、日支協力して英夷を驅逐する存華挫狄論にまで發展したのである。
- 一、しかしながら、信淵挫狄策の主體をなすものは勿論日本であつて、信淵は本書に鴉片戰爭における清國の失策十六を列擧し、清國の政府當局が國防觀念薄く、西洋の新式銃砲・新式戰術に對する理解をもたなかつたことが失策の主因であることを説き、英夷本邦に來寇する場合清國の失策を繰り返さないためには如何にすべきかを研究したのが本書なのである。

一、本書における信淵の對英策に二つある。その一つは支那人が理學（理氣學・宋學）の空論に溺れて國防の大事を閑却したために失敗した事實を殷鑑とし、「神世以來皇國一統國君の御爲には身命を捨て奉仕ことに凝り固りたる和魂」（本書卷五）の復活、即ち尊皇思想の復活を第一義としたもので、信淵の考によれば、さうした和魂の障碍をなしたものは佛であつて、そのために武家政治は悪弊を極め、北條氏の皇室に對し奉る大不敬とまでなつたのであるから、この弊を絶滅することが根本義であるといふのである。

一、信淵對英策の第二はその得意とする（一）兵法活物論と（二）兵制改革論とであつた。兵法活物論の大體は次の通りである。某國侯の百餘年傳承の甲州流兵法を新時勢のために廢棄すべきか如何の間に對して、信淵は「兵法は活物にて時世と共に推移り、其變化するも亦不得已の勢なり」（卷三）と答へ、洋式四種の大砲迦農・喀羅那迭・莫兒底爾・熾鳥乙都兒の利用を説いたあたりは注目に値する。

一、然るに信淵は兵制改革を某國侯に説く場合においては可なりの妥協策を提出してゐる。信淵は甲州流三兵（鐵炮備・弓備・長柄備）の存續を認め、これを以て西洋三兵（步兵・騎兵・銃兵）（信淵は別に西洋の大砲の價值を力説し、三兵に對抗せしめるには、決してこれを前驅に出すことなく、まづ車備を前に出し、その掩護の下に機會を見て進出すべきことを説いてゐる。）

一、信淵の對英兵法はかくして水陸兩方面に發展して來る。信淵は軍船・銃砲において英吉利の長を認め、さうしてこの點において我れが俄かに彼れに匹敵すべからざることを知り、應急策を講ぜざるを得なかつた。即ち

信淵は陸戰法においては行軍炮戰車（箱桶車）と剛勃車（信淵は他のすべての著書において「疊桶車」といつてゐるが、本書のみに限つてこれを「剛勃車」と呼んでゐる）とを使用し、水戰法においては檣臺小船（砲臺船）または自走火船を用ひて英國の大艦に當るべきことを主張してゐる。

一、本書編纂のため主として有馬成甫・鴛田惠吉兩氏所藏本を使用し、併せて織田家本（現在秋田市編）を参照した。

（編纂主任 佐藤堅司）

存華挫狄論序

(一)全世界の意。亞細亞・歐羅巴・阿弗利加・亞墨利加。信淵は大洋洲を一洲に數へてゐない

天地無私と雖も四大洲の人性不_レ同を奈んともすること無し。蓋し亞細亞洲の人は禮を崇び、義を行ひ、各確然として其境界を守り、他國を侵伐し、他人の物を奪ひ取の念寡し。故に遠く海外に出て利欲を業とする者あること稀なり。又歐羅巴洲の人は利を好み欲を縱にし、欺き奪_(二)の念深くして貪_レして飽くこと無し。故に遠略を事とし、大船に乗り遍く四海を航行して、諸國に交易を通ずることを勤む。其初て他邦に入津するときは、必ず先づ方物を獻じ、和親を結びて産物を互市し、其國武備の弱きを伺ひ得れば乃ち襲て取_レ之、其奪ひ取ること能はざるをば姑く_すを伺ひ可_レ取時の至るを俟つ。凡そ創_レ事開_レ端ときは、以後永久に子孫をして其志を繼がしめ、終には其所_レ欲を成んと欲す。此歐羅巴人の性なり。故に歐羅巴人の心は全く豺狼と同く、嚴密に不_レ可_レ不_レ備者なり。彼伊斯把爾亞・デネマルカ・佛郎察・英吉利等の諸國各皆其性を縱にし、絶遠なる國土を蠶食して屬州と爲し、其地の物産・賦税を收て、各其本國を富し、其兵勢を強くして益其業を擴張_(三)たり。又亞弗利加と亞墨利加の二大洲は土地廣遼なれども、未だ闢けざる處多く、且又其人寡欲魯鈍にして武備も調はざること有り。故に過半彼等に吞併せられて彼等が屬州と爲

(一) 信淵著『西洋列國史略』地球全圖第一による、太平洋は南太平洋に、大東洋は北太平洋に該當してゐる。

(二) 蘭語 Ghooi-China

(三) Mogol (一八六一—一八七二) チムールの後裔ペルが今の印度のインツス、ガンガの全流域に建てた國。初めデリーに都を定め、後アクバールの時アグラに首都を置き第十八世紀の初頃まで盛であつた。以後次第に衰運に赴き、印度が英佛人の植民地争奪の舞臺となり、二五〇七年(安政四年)バハツール二世英人のために廢せられ、モゴル帝國は十七代三百三十餘年間に於て滅亡した。

(四) ハンタク。遊び樂むこと。孟子の公孫丑章句上に「般樂怠放。是自求禍也」とある。

(五) Bengal 英國は二二九九年にマドラスを獲てから、次第に勢力を印度東岸に扶植し、二三〇〇年にはフグリ(下ベンガル)、二三〇二年にはバラッソル(オリッサ)、二三

れり。又亞細亞大洲は國土最初に開て聖賢多く降誕し、禮樂・刑政尙隆なる者の多くして、彼が貪欲殘暴の性を縦にし、吞併の策を行ふこと能はず。此に因て太平洋中の諸島を經略し、武備の弱き國は大抵彼等に蠶食せられたり。然れども武備嚴なる國には方物を獻じ、和親を結び、互市貿易し、以て姑く其釁あるを竣つ。是其貪り悻悻めて無飽の性質に可畏者なり。古來中華國と稱するは今の滿清國にて、其境内の廣きこと歐羅巴總洲よりも大なり。閩州の人民一億四千五百四十萬、軍卒三百八十萬ありと云ふ。西洋人此を大支那と呼ぶ。物産豐饒、國家殷富天下第一の大邦なり。又莫臥兒國も亦歴代傳統の帝國にて、地方數千里朝貢の諸侯甚多く、王號なる者三十五國、人民一億二千餘萬あり。貴重なる物産極て豐饒にして隆盛萬邦に甲たるの大國なり。西洋人此を大莫臥兒と呼ぶ。故に西洋諸國も此支那と莫臥兒の二大邦には或は表を奉り方物を貢ぎ、或は臣と稱して貿易せしも有り。然るに莫臥兒國の帝其盛大なるを恃み、晏然として般樂怠放し、治國專要の軍務を忘て外攘の武備を疎略にせり。英吉利亞國の商官等竊に其情を探り得て、乃ち軍船を率ゐ來て榜葛刺海邊の地を侵し、以て其鋒を試みる。莫臥兒帝乃ち諸侯を下知して防禦せしむ。英夷等諸侯の兵も亦強からざるを見て、明和・安永の頃より愈軍兵を増し加へ、此を伐て大に諸侯の兵を打破り、數箇所の城邑を攻め取れり。西洋の諸夷此を聞て各大衆を帥ひ來て、莫臥兒の海邊諸邑を侵伐す。諸侯連年の防戰に財用盡て百姓困窮奈んともすること無く、數十度騎を馳ら

六〇年にはカルカッタ(ベンガル)にそれぞれ商館を立て、附近の地を英領とした。

(六) 二四一七年(寶曆七年)英國はブラッシー戰においてフランス及びベンガル聯合軍を敗つてから、印度における實權を獨占するに至り、明和・安永年間には各地に土民の一揆が起つたが、二四三四年(安永三年)ヘスチングスが最初のベンガル總督に任命されてから各地の叛亂を平定した。

(七) 南印度マラータ地方(Maratha)。二三四四年(延寶二年)シヴァージー(Sivaji)がモゴル朝に反抗して建てた國。二四六五年英國の爲に滅ぼされた。

(八) アグラ(Agra)のこと。デリーの南にある。第十六世紀の中頃アクバルが始めて都を置いた。マラーテン國(マラータ同盟)強盛となり、モゴル帝はその擁する所となつて實力を失つた。

(九) インドス河の上流ラホール附近。(一〇) 境界東はアグラ、西はシケイクス領に至る。(一一) 印度北部ネパール地方。(一二) オリッサのこと。カルカッタの西南海岸地方。(一三) ガンジス河中流パトナ附近。(一四) 印度西南海岸。(一五) 印度中部、ハイデラバードの西南にあたり、今は殆んど廢墟である。ゴルコンダはベンガル地方ではないからここはカルカッタの轉訛であらう。

しめて帝都に合力を乞ふと雖も、帝都も亦貧窮に困みて終に救ふこと能はず。且外寇の來ること益多し。於是諸侯王皆叛けり。又屬州に滿刺甸と云ふ國あり。此亂離に乗じて兵を起し、帝都を攻て其帝を擒にし、帝都アカラ城も皆奪ひ取て終に大莫臥兒を滅せり。是寛政十二年の事なり。故に歴世傳統國の帝王と雖も、武備を疎略にするときは擒と爲て社稷を失ふに至る。可不警哉。大莫臥兒の衰滅するに及で、西洋諸夷等各皆大舉し來て諸地に占據せり。故に莫臥兒の大地別れて新故二部と爲れり。故都はシケイクス、デスカアテン、ゴルカ、滿刺甸の四國と爲れり。此四國は故莫臥兒の諸侯たりし者なり。新部は英吉利亞・和蘭陀・佛郎察・波爾杜瓦爾・伊斯把爾亞等西洋五箇國の屬州と爲れり。其中に於て英吉利亞は最初より物産豐饒なる榜葛刺、オリラ、バハル、ボンベイ、ゴア、マラバル等の數處を併せ、土地を得たること最も廣し。榜葛刺の首府ゴルコンダの城を總督領と定め、英夷の印度屬州を統べ治る大都督此の處に居て、領内二千餘萬の人民を支配す。故に本國より騎兵四千、歩兵七萬を置き、且大炮四十門より一百二十門を載せたる軍船一百二十四艘、其他中船以下數千艘を備へ、此地を鎮護す。英夷此地を奪得てより國富み兵強きこと中古に十倍し、狡然として東洋を混同し、宇内を括囊するの志を決し、種々大支那を傾るの籌策を工夫し、先づ

(一) 清朝の政治家、道光十九年(二四九九年)廣東に赴き、鴉片禁煙を断行、英人所有の鴉片を焼却し、遂に鴉片戦争の直接原因を作つた(三三五頁註一〇参照)

(二) 鴉片戦争を云ふ。我が天保十三年八月に至つて和議成立

(三) 五に相闘つて助け合ふべき二國の内一國が滅べば他の一國もまた危険であるとの論。(三三八頁註九参照)

(四) 伊勢津藩主藤堂和泉守高猷侯に答へたもの、高猷は文化十年(二四七三年)に生れ、後高允の跡を襲いで津藩主となり、元治元年退隱した。明治二十八年歿、年八十三

(五) 天保十二年冬盛岡藩の家老横澤兵庫が信濃を南部侯に推挙したが、信濃は老衰の故を以て男信昭をして仕へしめた。盛岡に住したことは疑はしが、盛岡云々の記があるのはこの因由によるのであらう

阿片烟草を以て清人を欺き、且清國の武事を精究せざることを探得て、乃ち林則徐が阿片を徴擄て焼捨たるを兵端と爲し、天保十一年より清國を侵伐し、僅二年の間に數千里の州郡を蹂躪し、八十餘城を攻落して江南四省の人民を糜爛せり。大支那は世界第一の大邦なれども、泰平百餘年武備衰弱し、英夷と戦て毎戦に大敗し、百餘度の合戦に一戦も勝つこと能はず、一城も守ること能はずして、終に大金を納るのみならず、廣東・福建・厦門・寧波・上海等五箇處の大都會なる津港を獻じ、和睦を乞て終に免るることを得たり。因に按(する)に大莫臥兒の亡滅たるは實に是東洋諸國の大患なり。清國若し此敗屢失地の恥辱に憤を發し、君臣其心力を合一にし、膽を嘗め薪に臥し、能く勉強して武備を精銳にし、滿漢の子弟を撰で讐を復するの義師を起し、蠻虜を逐攘て侵地を恢復することを得ば、翹に中華の汗穢を雪むるの勳功のみならず、永く東洋諸國の大慶なり。古人有言曰く「唇亡びて齒寒し」と。自今以後清國益式微して振ふこと能はざるに至ては、西夷貪婪無飽の禍ひ、恐くは本邦に鍾らん。可レ不慮哉。是を以て愚老竊に清國復興て永く本邦の西屏たらんことを欲す。故に某國侯本邦防海の武備を嚴にするの策を問給ふに答るに此存華挫狄論を作ると云ふ。

嘉永二年三月十日

盛岡 八十三老農 佐藤淵識

存華挫狄論 卷之一

外寇防禦策

(一) 支那福建省地方の異稱。この地は周代七閩の地として閩人が居り、後越(粵)人が住したのでこの稱がある

(二) キョウシヨク。敬ひ法ること

(三) 滿洲人。清の道光年間杭州の將軍となり、鴉片戦争に清國が敗北し、道光二十二年(二五〇二年)南京で和を結んだ時、全權として英全權と折衝し、遂に香港を開き、廣東・上海等五港を開くこととした。後兩廣總督となり、文宗の時英佛聯合軍が天津に侵入したが、その折衝に當つたが不成功に終り自刃を命ぜられた

(四) 清の政治家、鴉片戦争の時欽差大臣として南京條約締結に活躍した、道光廿三年(二五〇三年)歿、年七十二

某國侯問曰「天保十一年より英吉利亞人清國を侵伐し、廣東閩粵を破り、厦門・寧波・乍浦・吳淞等の諸城を攻落し、揚子江より長江に入り、鎮江府を攻取り、直に南京に迫れり。僅三年の間に數千里の州郡を蹂躪し、數十所の城砦を攻陥し、滿清人毎戦に大敗し、一戦も勝つこと能はずして終に金を納れ地を獻じ、和睦を乞(う)に至れりと聞く。彼英吉利亞萬一本邦に來寇することあらば防禦の策如何」と。答曰「西洋夷狄遍く諸國に互市を通じ、武備の弱き國を伺得れば襲て此を取。武備強きは取ること能ず。本邦は東海中に峙立して確然自守り、金匱の缺くる所無きが如し。古來全盛萬國の矜式する處なり。誰れか此を侮る者あらん乎。英夷貪婪なりと雖も絶て來寇するの理なし。然れども彼夷狄等萬國に通商互市して利潤を求ることは彼等が常業なれば、或は交易願の使者船等は數、來ること有るは知べからず。然れども英夷は交易願ひに來ると雖も、竊に武備を伺(う)を專とする者にて、弱を探得るときは即ち盜心を起す。故に武備精銳を究め士氣の勇猛を示すべし。清國は天下一の大邦なれども、武備の衰弱せるを見賺されて、夷狄の侮心を啓き國家を墮落するに至れり。皆是執政大臣著英・伊里布等懦弱柔佞にして武備を疎略にし自ら

- (一) 薩堂高嶽をさす
- (二) 佛語で印信許可・印定許可の義。師が弟子の上達を證明認可すること。後釋じて博く武藝その他諸藝で師から弟子に奥秘を傳はず傳へて師範たることを許す名稱となる。免許。流儀により印可即免許のものもあり、また免許の上に印可を與へて皆傳とするものもあり、また印可の上に更に別の秘秘を傳へて皆傳とするものもある

武事精究の主意

- (三) 船上射撃

- (四) 天文十二年葡萄牙人が初めて種子島に來り、鐵砲の法を傳へてから、鐵砲が一般に廣まるに至つた。實戰に使用した古い例としては天文十八年島津貴久の肝付征伐(合傳流調鐵錄)弘治元年毛利・陶の嚴島合戰(陰徳太平記)等である
- (五) 四三九頁註一二參照
- (六) 直徑二寸程の丸玉
- (七) 直徑二寸三分程の丸玉

所レ致の禍なり。國家の執政として武備を怠り、己が君の國土を墮落す。不忠不義此より大なるは無し。明公貴藩を堅固にするのみならず、國家の執政を助て武事を磨き、務て兵威を猛烈にし、蠻夷の心を懾伏せしめば本邦永く外寇の患無かるべし。」

侯曰「我家は古來武藝の師役を立て諸士を教育し、弓馬・刀鎗・鐵炮・火矢・水練・船打等日夜修練を勉強し、老年に至るまで怠ること無し。故に諸藝の印可以上頗る多し。且軍事奉行に命じ農隙に操練を興行し、頭分は各其部下を帥ひて陳列を整へ、往來屈伸進退周旋して陳法を熟習し、或は山を踰へ水を渡り、奔走馳驅して身體の勞苦を馴習はし、或は關船を海上に乘出し、二三匁彈以下の鐵炮の船打を修練させ、皆山海曠野に宿し、大抵十餘日操練して休息す。年々怠ること無からしむ。是を我家の定法とす。今夫先生の武事を精究し、兵威を猛烈にするとは別段なる致方ありや。」答て曰「愚老が武事を精究するとは即ち武器の製法と用法を精密にするを云ふなり。古來武器多しと雖も天文以前の合戰は専ら弓馬・刀鎗を用ひたり。鐵炮の世に出るに及んで、萬國皆天下一の武器と稱せり。其頃本邦數百年以來亂世打撻ぎ合戰止むこと無し。然るに此物大に行はるるに及で、僅三四十年間に天下永く太平と成り、是を以て鐵炮の武徳を知るべし。近來に至り西洋諸國極大なる炮を作り、猛烈なる火彈の打ち放つことを始めしより世界の戰法一變せり。何んとなれば三百匁彈や五百匁彈の鐵炮にて、極大の炮より打出す實彈・火彈に敵すること能は

- (八) 次頁註九參照
- (九) 弘化四年作。三卷、銃砲に關し、薩堂高嶽の間に答へたるもの
- (一〇) 弘化四年作。八卷、通稱『水陸戰法錄』と略稱されてゐる。薩谷世弘、齋藤子徳、長山實等の著書を參考とし、鴉片戰爭を書き薩堂高嶽の間に答へたるもの

西洋銃砲の説

- (一) 當時翻譯の兵書は『火器發法傳』(天明七年、志波忠次郎譯)、『和蘭築城書』(寛政二年、前野良源譯)、『海洋炮術備要』(文化五年、本木正榮譯)、『海上攻守略説』(天保十年、鈴木春山譯)、『兵學小識』(天保十年、鈴木春山・高野長英共譯)、『三兵書古知幾』(天保十年、春山・長英共譯)、『海上砲術全書』(天保十四年、天文翻譯員譯)等である
- (二) 流祖は薩井光治、信淵はその第六世
- (三) 砲身長く、砲藥を用ひて平射を行ふ砲(三四頁註一參照)
- (四) 白砲。砲身短く火藥を用ひて曲射を行ふ砲(同頁註二參照)
- (五) 一耳砲。砲耳一個のみ付き、それが一種の砲架に結合され、射撃の際砲身が後退し反動を緩和する仕掛のもの(同頁註四參照)

ざるを以てなり。故に今時は極大の炮を以て第一の武器とすることに爲れり。然れども明公御家法の武藝並に操練等は皆大切なる武事なり。愈精練を勵み給へし。唯西洋人と戦ふときは別に心得べき一事あり。故に精究せざるべからず。愚老が東西火攻辨は即ち此法を辨せり。又清英水陸戰法録は合戰の致方近來古法と一變せるを説(九)り。明公此を御熟覽あらば其事の仔細自然に明白なるべし。」

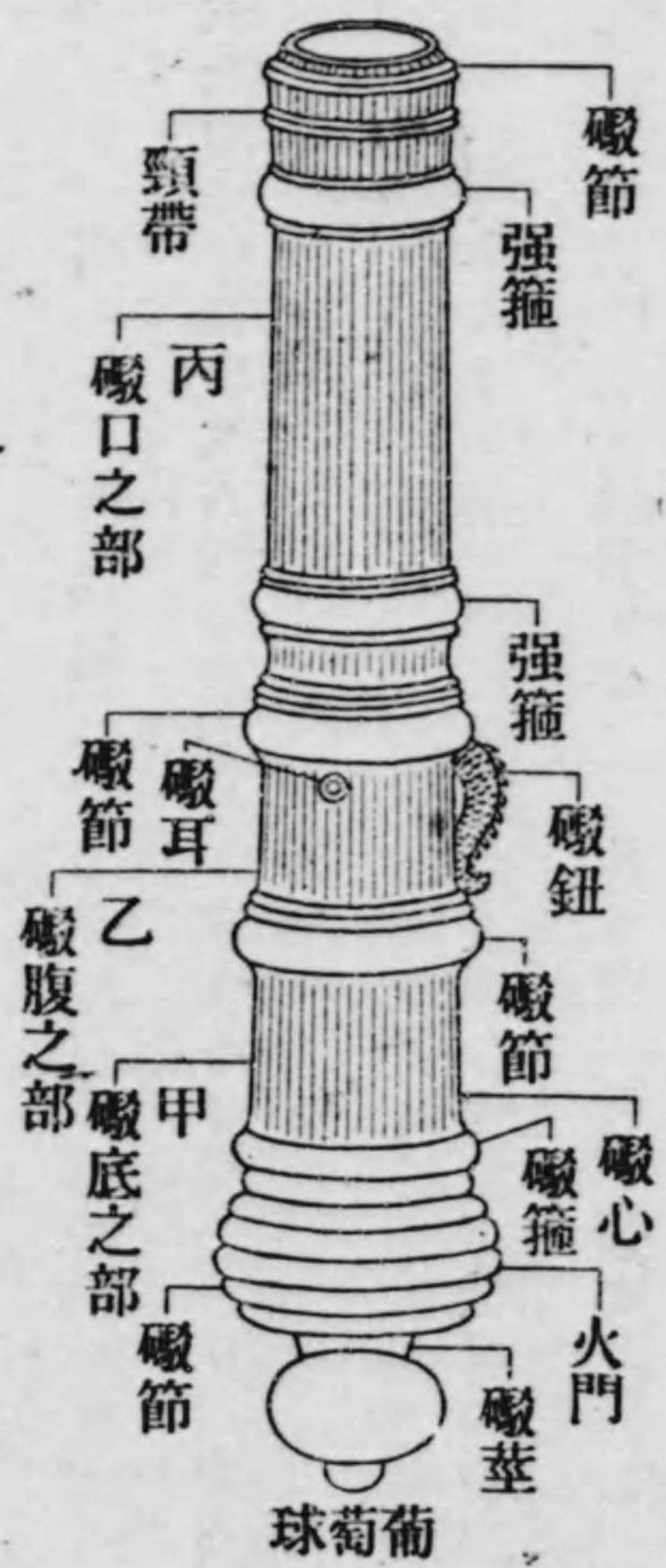
侯曰「西洋人極大の炮を製し猛烈の火彈を放ち、世界の戰法一變したる由、願(一〇)は其説を聞ん。先生我が爲に此を講明せよ。」答て曰「近年蘭學流行し、翻譯の兵書數十部あり。然れども蠻語難解(一一)こと有て靴外より癢きを搔が如きの憾みなきこと能はず。且是に加るに大砲を放つことも知らざる蘭學者の翻譯したる炮書も少なからず。故に其形體を説ことは得たりと雖も、其術と理を論ずるに至ては癡人の夢を説が如くなる者なり。愚老は蘭學を知らず、故に蘭籍を讀(一二)こと能はず、然ども少壯の時火術を嗜み大衍流(一三)の炮術を修練せり。因て蘭畫の大砲圖を觀るときは此を打發するの法を工夫し思ひ過(一四)半、故に翻譯家も愚老に就て其理を正す者も有りき。西洋諸國近來大砲を四種に分ち、實彈・火彈を打出す。所謂四種とは一つに迦農(一五)、二に莫兒底爾(一六)、三に忽烏乙都兒(一七)、四に喀羅那迭(一八)なり。實彈とは鐵にて鑄たると石にて造りたると二種の彈丸なり。又

- (一) 鐵製爆裂彈の一種 (同頁註五參照)
- (二) 柘榴彈。榴散彈の一種 (同頁註六參照)
- (三) 榴散彈の一種 (同頁註七參照)
- (四) 砲彈の一種 (同頁註八參照)
- (五) 砲彈 Hottel。砲彈の一種、中空の鐵丸。主として白砲に用ひ、城壁、敵艦等を焚燒・破砕するに效がある
- (六) 砲彈 Drulkegel。「カルトウケ」とも云ふ。筒製・鐵製等があり、迦農・一耳砲に使用する
- (七) 砲彈 Lichtkegel。夜中敵狀を明視するに用ひる照明彈。破裂と共に光明を發して四面を明るくする。鐵籠・大鐵・小鐵等數種ある
- (八) 砲彈 Dampfkegel。日中・月夜に用ひ、破裂と同時に黒煙を發し四方を暗黒にし、味方の陣列を隠蔽する效がある
- (九) 中に空虚のない彈の意。すなはち爆裂等の入つてゐない一塊の球彈

火彈は八種あり。一に盆下、二に柘榴彈、三に鐵盒彈、四に鐵籠彈、五に鐵腔彈、六に葡萄彈、七に光耀彈、八に烟霧彈是なり。此八種は鐵にて製すれども、内を空にし、中に火藥を填たる彈なり。

抑も第一迦農は其炮大にして且長し、實彈を裝て直射點放を主とし仰放を事とせず、火彈を放つこと無し。故に照度を昂ること二十度を限とす。此の長筒にて火彈を打出すこと有は、我家の秘法なる再震雷・紫金鈴の二彈と西洋人伯苦斯剛州氏が造りたる字謨迦農と稱する大炮のみ。再震雷の二彈は我が大衍流の秘する所なり。大衍流も初め波爾杜瓦爾人 和蘭陀國海陸司炮雅谷布・微兒列謨が近來著たる炮より傳受したる法なれば其原は彼のベキサンスと同法なるにや

第三十六圖 迦農炮



術書に四種の大砲の繪圖を出せり。斯に略記して明公の御一覽に供す。迦農は四種大炮中に於て其筒長く周牆の厚きを以て、砲の秤量重し。且實彈を裝て點放する炮なるが故に、理を窮めたる寸尺に非ざれば鑄造するに損毛あり。我大衍流の定法一貫

應尺炮

- (一〇) 平行射擊
- (一一) アホギウチ。仰角を高くて落し掛けに撃つ法
- (一二) 爆裂・燒夷藥の類の入つてゐる砲彈
- (一三) 佐藤家秘傳の一種の爆裂彈 (四〇七頁註四參照)
- (一四) 佐藤家秘傳の一種の毒瓦斯彈 (三四六頁註三參照)
- (一五) 佛蘭西陸軍大佐、西紀一八二〇年頃活躍した人。砲を發明し、著書が多い
- (一六) ナーコツプ・ウイレルム
- (一七) 青銅製
- (一八) 『鐵炮理論』では鐵製二十七日徑、青銅製三十日徑を全尺としてゐる
- (一九) 『鐵炮理論』では鐵製十八日徑、青銅製廿日徑を全尺としてゐる
- (二〇) 直徑二寸九分
- (二一) 直徑二寸弱
- (二二) 弘化四年作。二卷、義堂高僧の間に答へたもの。その後増補されて嘉永二年本となつてゐる
- (二三) 直徑五寸前後
- (二四) 直徑六寸一分弱
- (二五) 直徑二寸三分
- (二六) 信濃は弘化四年義堂高僧のためにこれを書いたが、息長庵の強諫によつて燒却したが、その後この稿を新たにし、漸次増補しつつ嘉永二年に至つてゐる
- (二七) 三貫七十二匁
- (二八) 二貫三百四匁
- (二九) 一貫五百三十六匁
- (三〇) 七百六十八匁
- (三一) 三百八十四匁
- (三二) ポンドにはオランダの單位 (日本の百三十三匁九五) とイギリスの單位 (日本の百二十九匁九六) の二種がある。百二十八匁といふのはオランダの方である。舊幕時代の日本の度量衡は今日と多少差がある
- (三三) キログラムを指すのであらう。メートル法は第十八世紀末フランスで制定されたものであるから、信濃の頃には新しい度量衡として外來書によつて紹介され、キログラムはポンドの名によつて解されたのであらう

さを半減にし、鐵は九徑、銅は十徑、此を應尺炮と稱して重寶す。炮の甚大にして且長きは運搬すること難きを以てなり。凡陸地の戦は大抵一貫匁以下の炮にても實彈の打發に事の足る者なり。故に野戦は三百匁彈迄の小炮を錯用するを殊に便利とす。其事は陸戰秘訣に詳に説けり。然れども水戦に至ては極大なる炮五六貫匁より十貫匁以上の巨炮を用べし。何となれば西洋軍船は極て堅固なるを以て、五百匁彈や一貫匁彈の鐵炮を以て撃つと雖も、何の益も無き者なるが故なり。明公水戰秘訣を御一覽ありて、極大炮を用ひ西洋船を打碎く致方を察し給べし。西洋人大炮を論ずること囁々して、或は此を攻炮・守炮・戰炮三種に分ち、大小各其炮の輕重を異にし、火藥を裝るも各同からずと。如斯數多各異なる迦農を製し、一事毎に別炮を用ることにては、西洋と雖も多事にして其急なる時の用を辨ずることを得べからず。故に愚老は炮術に於て西洋の説を用ること甚稀なり。無用の辨極て多きを以てなり。或云、和蘭國古今所用の迦農五種あり、二十四砲・十八砲・十二砲・六砲・三砲と、是實に然るべし。西洋の一動は昔は本邦の二百六十六匁八分強なりと云ふ。故に新舊紛雜すること多し。予は昔の百廿八匁を用ふ。然れども大炮を劬彈を以て稱するは本邦には不便なり。故に大衍

(一)鈴木春山譯『兵學小論』に見える。獨逸の修道僧ベルトルド・シュワルツのこと、西紀一三五四年に火薬を發明したといはれる
 (二)全尺砲は十八口徑であるから、その四分の一は四口徑半
 莫兒底爾の起原
 (三)『鐵砲窮理論』は九口徑砲となつてゐる。同書には四口徑半砲はない
 (四)九口徑に當る

自尺砲

體尺砲

設置廻農

(五)『鐵砲窮理論』は十八口徑砲となつてゐる。即ち本書の全尺砲に同じ
 (六)ケンリンヒツケイ、三宅友信が輸入デ・ブローイ(de Bruyn)の『軍中軍書(Military Zakboek)』を抄譯したもので、木版本によれば田原藩の上田亮章鈔譯下台根信教校閲となつてゐるが、之は誤りである
 我國における初編の出版は嘉永四年であるが、『存華挫狄論』の出来た嘉永

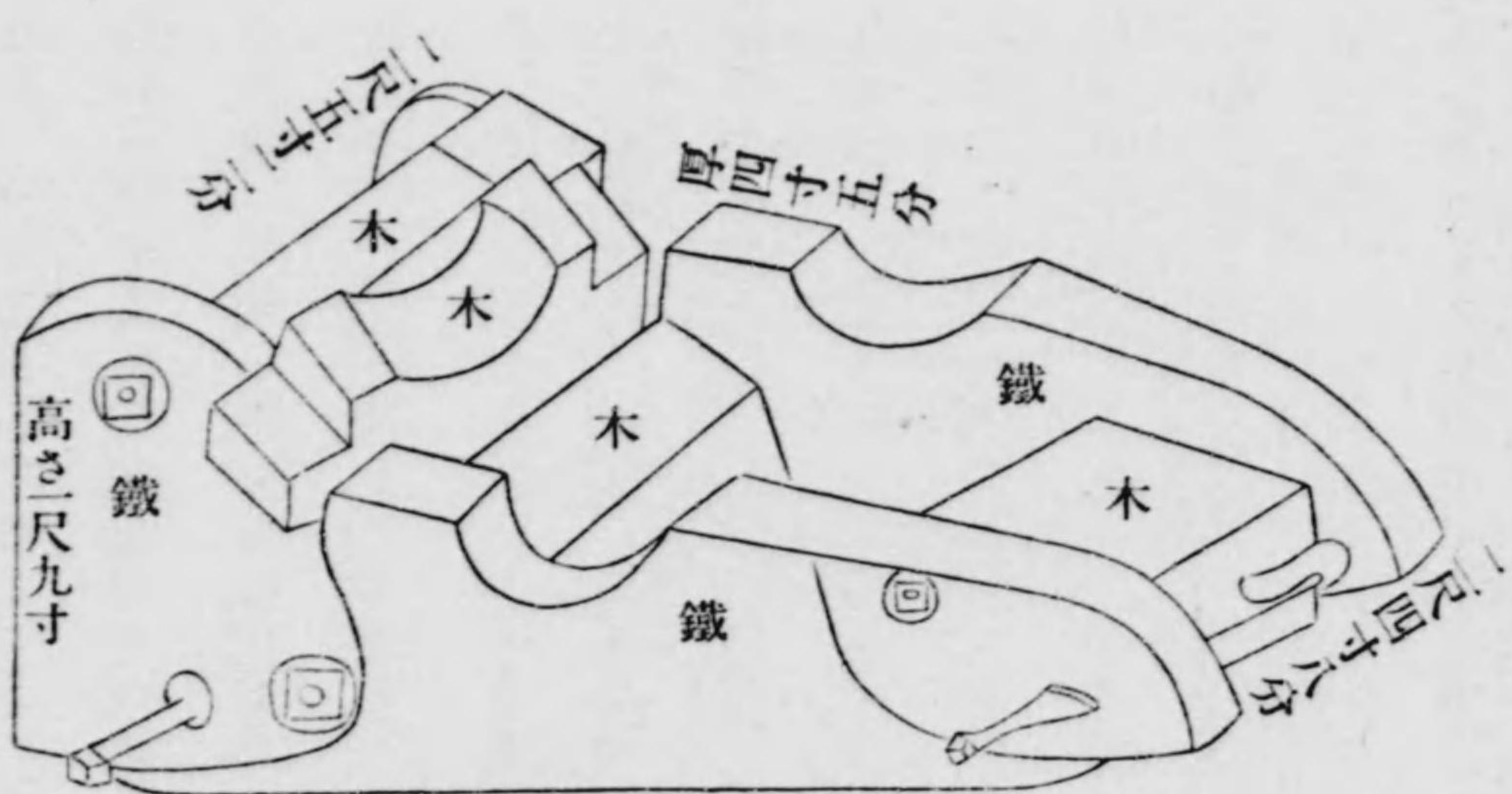
流及諸流の大炮は皆其彈量を十貫匁彈砲・五貫匁彈砲・一貫匁彈砲・三百匁彈砲に鑄造し、且其彈は鉛彈の秤量なり。故に十貫匁彈は直徑六寸一分弱、五貫匁彈は五寸弱、一貫匁彈は三寸弱、三百匁彈は二寸弱あり。又其鑄造法は我大衍流の窮理能く其正を得たり。東西火攻辨を讀で此を精究すべし。所謂廻農は諸砲の本にて是を全尺の砲とす。
 莫兒底爾は昔スオウルツなる者の藥物を製せんとして、臼に硝黄を入れ、搗碎きたる臼内に自ら火を生じ、石杵高飛去りしより起原たる砲なるを以て、極て短き者なれば、點放すべき體を爲さず。故に自尺砲と名づく。又忽烏乙都兒は其尺を全尺砲の四分の一にし、鐵砲體の始て成れる者なり。故に是を體尺砲と名く。又全尺砲を極大にすれば甚重くして搬送すべからず。因て其半尺に製し。是を設置廻農と云ひ、亦應尺砲と名く。其點放は全尺に如かずと雖も萬事に應すべきを以てなり。以上大衍流の説にて初め波爾杜瓦爾より傳る法なり。又大砲を車か船に載するには我家に良法ありて其事極て便捷なり。鈴木必携に西洋法種々あり。然ども迂濶取るに足らず。我家の法は東西火攻辨の附録に精き圖説を出せり。又廻農砲を打發の致方古法に四種、新法六種、大略東西火攻辨に説きたりと雖も、尙陸戰秘訣に就て箱槍戰車の用法に熟練し、競ひ來る蠻虜を劇く打拉ぎ、神國の猛威を示すべし。若し又海寇來るときは予が工夫の砲臺小船に設置廻農の大砲を載せ、大洋に逆へ撃ち、三四町に漕ぎ寄て悉く其軍艦を打碎くべし。法は水戰秘訣に詳なり。

二年頃には既に寫本として流布してゐたものである
 莫兒底爾砲
 (七)上下二卷、弘化五年作、下卷に出した再續書秘録の圖説を指す
 (八)平射・遠射・仰射・俯射(東西火攻辨)上卷参照
 (九)フランス人が四法を分つて六法としたと傳ふ。直射・斜射・仰射・側射・又射・遠射(同上卷参照)
 (一〇)行軍砲戰車とも云ふ。行軍砲に箱槍を取りつけたもの(陸戰秘訣)上卷参照
 (一一)機軸は大砲發射の際における後退動搖を防ぐために船上に設けたもので、この上に砲を架す(水戰法秘訣)上卷、新製小銃放火銃法(參照)
 (一二)東西火攻辨(中卷莫兒底爾砲第二に詳し) (本集砲術篇所收)
 (一三)ライオン聯邦
 (一四)文化五年著(鐵砲窮理論)に詳しい(本集砲術篇所收)
 (一五)近江國伊吹山から掘り出した念佛塔裏に刻んだ尺度によつて作つたもの。その一尺は曲尺の一尺二厘二毛に當る(一六)ヒジ。砲耳が砲底の後部にあるもの。砲耳とは砲架に砲を架する場合砲を支へ、また砲口を上下するに便するために砲身の左右に耳の如く凸出せしめた部分を云ふ(一七)カウジ。砲耳が砲底より前部にあるもの。(一八)仰角が比較的直立に近いもの。卑耳・高耳共に用ひる。手白砲・船白砲はこれに屬す。(一九)仰角が低いもの。卑耳・高耳共に用ひる。佛郎索白砲・焚燒白砲はこれに屬す。(二〇)ビイリス。二種ある。一は普通の白砲、他は石彈のみをこめるもの

莫兒底爾とは臼と云義なり。其形の全く臼に似たるを以たり。此砲は今にては極て猛烈なる武器なり。宜く數多作て用ふべし。
 西洋人莫兒底爾砲鑄造の寸尺を論じたる法ありと雖も、列印蘭土の寸法にて十二厘を一分とし、十二分を一寸とし、十二寸を一尺とする者なるが故に、本邦人には容易に解し難く、或は紛雜すること有り。故に我が大衍流鐵砲窮理の法に因て此を匡正し、悉く本邦の念佛尺を以て其製法を無造作に辨せり。
 西洋人の説に此砲の製卑耳・高耳・直立・斜坐・喜里爾斯等種々あり。然れども良製一種あれば用足れり。
 此砲最初は木製をも用たり。然れども今は盆下のみならず、柘榴彈・鐵盒彈・鐵籠彈等猛烈重大なる火彈を此砲にて

第三十七圖 莫兒底爾砲





- (一)カシハ
- (二)ケヤキ
- (三)アブチ
- (四)イチヒ
- (五)カシ
- (六)蘭語、Stoomboot、蒸氣船のこと
- (七)八巻、嘉永元年作、鴉片戦争のことを記す
- (八)未詳
- (九)所傳不明

備へ、小二艘には各四門づつを備ふと云ふ。莫兒底爾砲十六門を備るとは頗る猛烈なる早船なり。

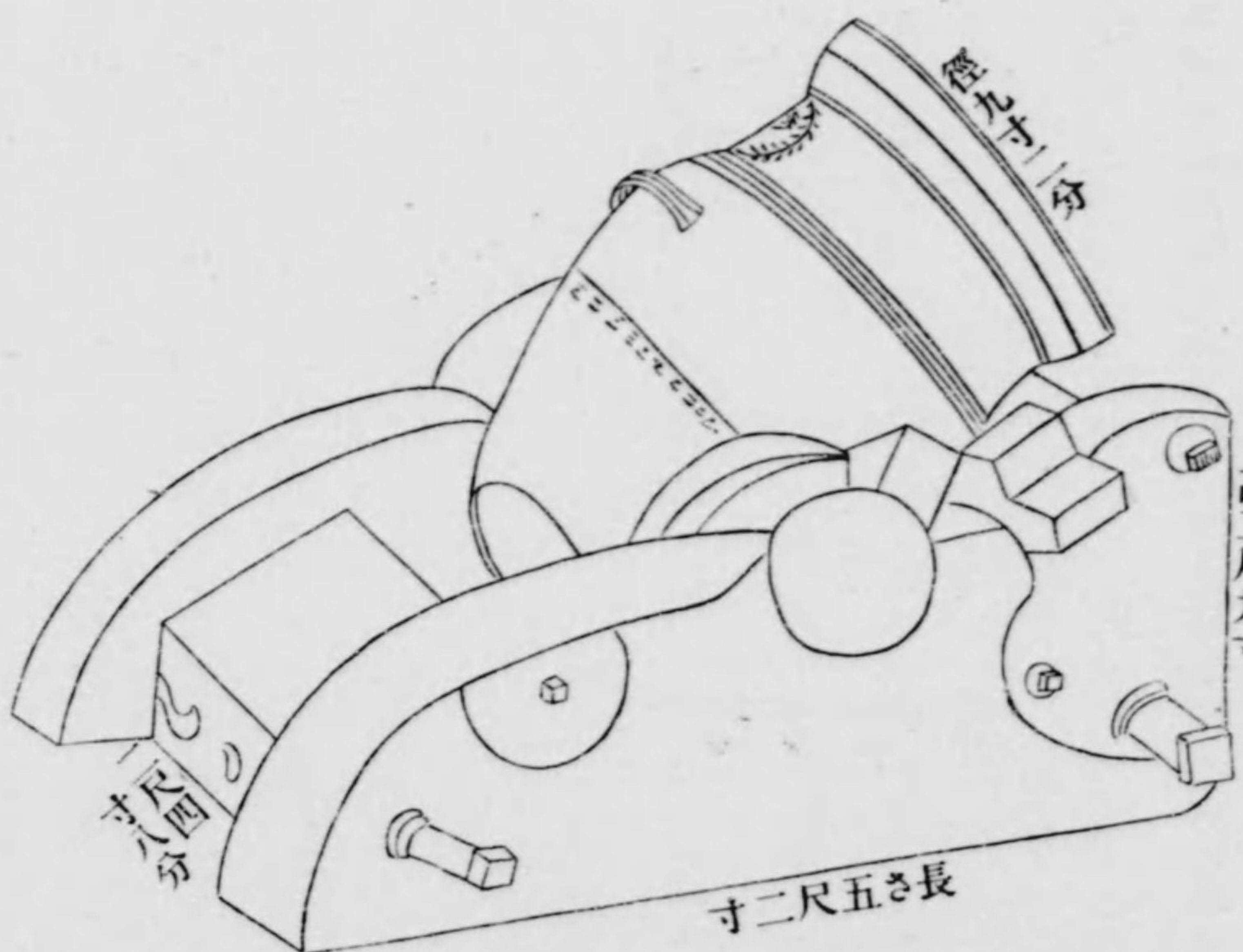
臺架は榭・樑・樑・樑等堅靱なる木にて製すべし。樑樹は剛なれども、或は折裂ること有者なり。
莫兒底爾砲は必ず迦農砲の如く砲臺に安置して放つべし。

打出すが故に破裂して用るに堪へず、純鐵にて鑄造すべし。青銅・黄銅は殊に宜し。此砲は戰場無双の兵器にて船より海邊の城郭及陣營を焼打するに甚便なり。數多鑄造すべし。又近來エギリス人此砲を火輪船の錨首に載せ來て淺瀬の岸際に乗寄せ、海岸の固めに備へたる砲臺場勤番軍卒を打殪すこと甚劇し。天保十二年以來清國の砲臺場に備へたる軍卒の多く打殺されたるは即是なり。予が水陸戦法録と合せ考べし。又長崎の航蕘道人が記したる洋外消息に、去る嘉永元年の春より英吉利亞國の清國中海岸に在る居館に兵備を設く。軍船四艘、大炮數十門、應援船一艘、糧船一艘、火輪船三艘、其第一艘には大炮十六門を

- (一〇)未詳
- (一一)以下の試験成績はハルコネルの『兵科語典』によるものらしい(『水陸戦法録』卷三參照)

第三十九圖

莫兒底爾安置臺架圖



此砲口直徑九寸五分なるときは九寸二分許の彈丸を裝むべき圓徑九寸二分の彈は鐵にて廿四貫七百六十二匁あり。鉛彈なれば四十一貫七百零六匁餘あり。頗大なる彈丸なり。雅谷布・微兒列謀が此砲に盆下彈及柘榴彈を裝て八百九十六匁七劫火藥を用ひ、照度を四十度に昂て放し試みけるに、二彈ともに廿二町五十間程に飛逆して落たりと云ふ。尙子が東西火攻辨を讀て其事を詳にすべし。

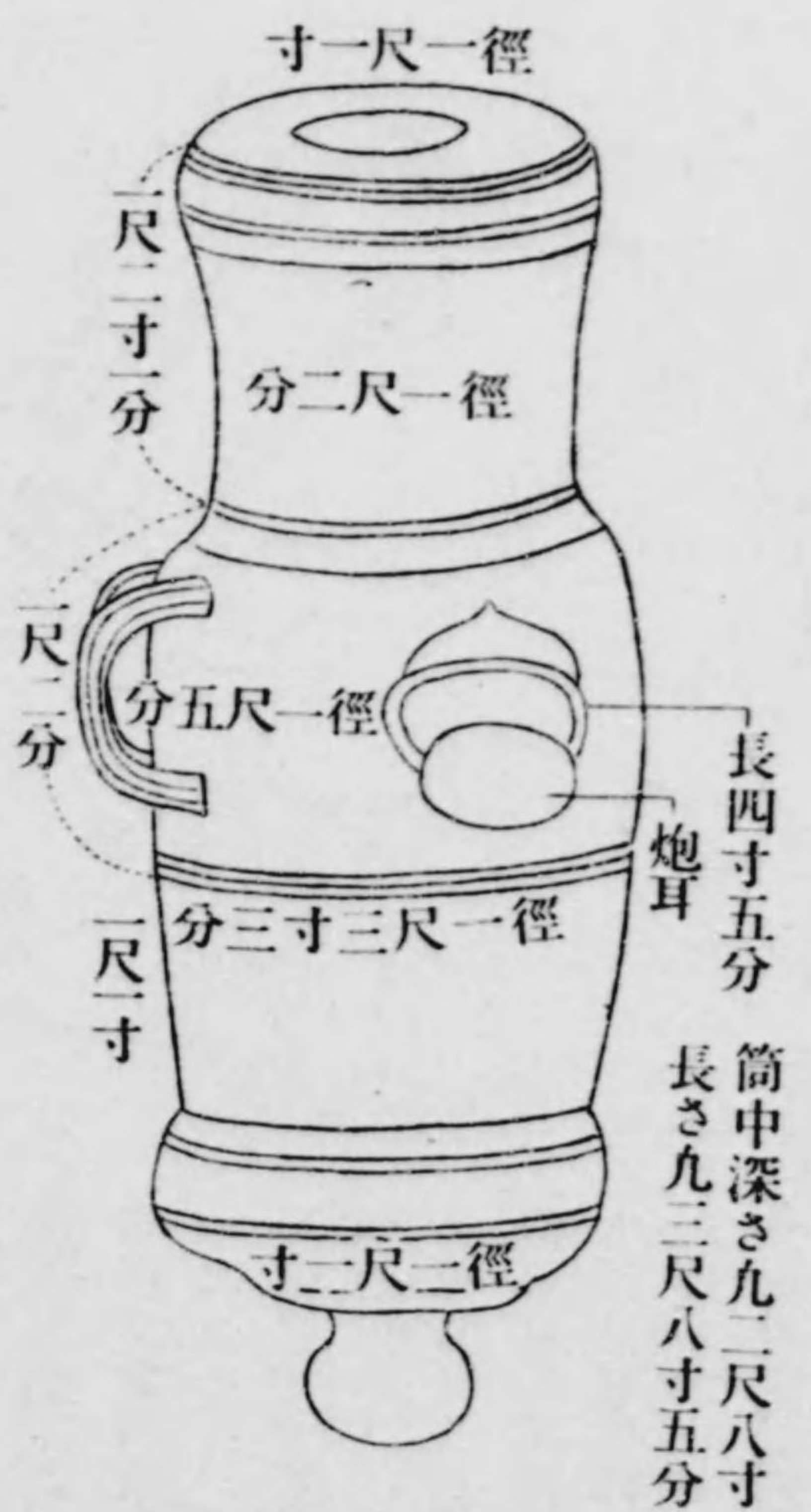
り。又華兒格涅爾なる者此九寸五分なる砲にボンペンを裝て一貫二十四匁なり。火藥を用ひ、四十五度の照度にて船中より打出し其飛走を試みけるに、五發打て皆三十五六町の間に落たりと。元來モルチールは極短砲にて直徑に點放すること無き者なれば、照度を高く昂ること三十度より六十度までの間に上下して、或は火藥を増減し、數、放て其遠近落る處を精く語記すべし。即ち是修煉の法なり。且

- (一四)中巻、莫兒底爾篇 第三參照
- (一五)天保十年頃高野長英の援助によつて鈴木春山の譯したもの、四十五卷

つ其飛過の時刻等は東西火攻辨に就て宜く工夫すべし。兵學小識に云、「黄銅製五十觔彈を裝べき

莫兒底爾炮は其重さ本邦百五十貫匁あり。三十人にて搬送すべし」と云へり。然れども周回五尺四寸餘、長さ二尺八寸餘の黃銅は徑九寸五分長さ二尺二寸の空筒を除きたりとも、其重さ四百四五十貫匁あるべし。此を百五十貫匁と譯したるは何の數ぞや。故に西洋書の譯したるに往々謬誤あり。殊に火攻法は武備の大事なれば、本邦先哲の傳法甚だ尊重すべきこと有り。一圖に西説に拘泥むことなし。且つ此モルチール炮は本邦人は未だ打習はざる者多しと雖も、今より以後萬一

第四十圖 燭鳥乙都兒炮



此の炮は我大衍流の鐵炮窮理論の體尺と稱する者にて、(三) 深九十八徑長さの 全尺を全尺と云ふの四分一なる四徑半炮を擬せり。然れどもホウキツル各人が製したるは、財用の費を省く事を主として作りたる容筒なる故に、其臺の工夫に精巧を究めて打發せしむる者なり。

外寇來ることときは、無ければ叶はざるの火攻器なり。然るに右圖の如くにては打發甚だ不便なり。故に予新に一種を製し便利を專とせり。當時流行の揚火(三)に代て此を修煉すべし。揚火は信

(一) 『鐵炮窮理論』によれば、九口徑砲を體尺高といふ
(二) 『鐵炮窮理論』によれば、二十七口徑砲を全尺の筒といふ

(三) 打擡げ花火

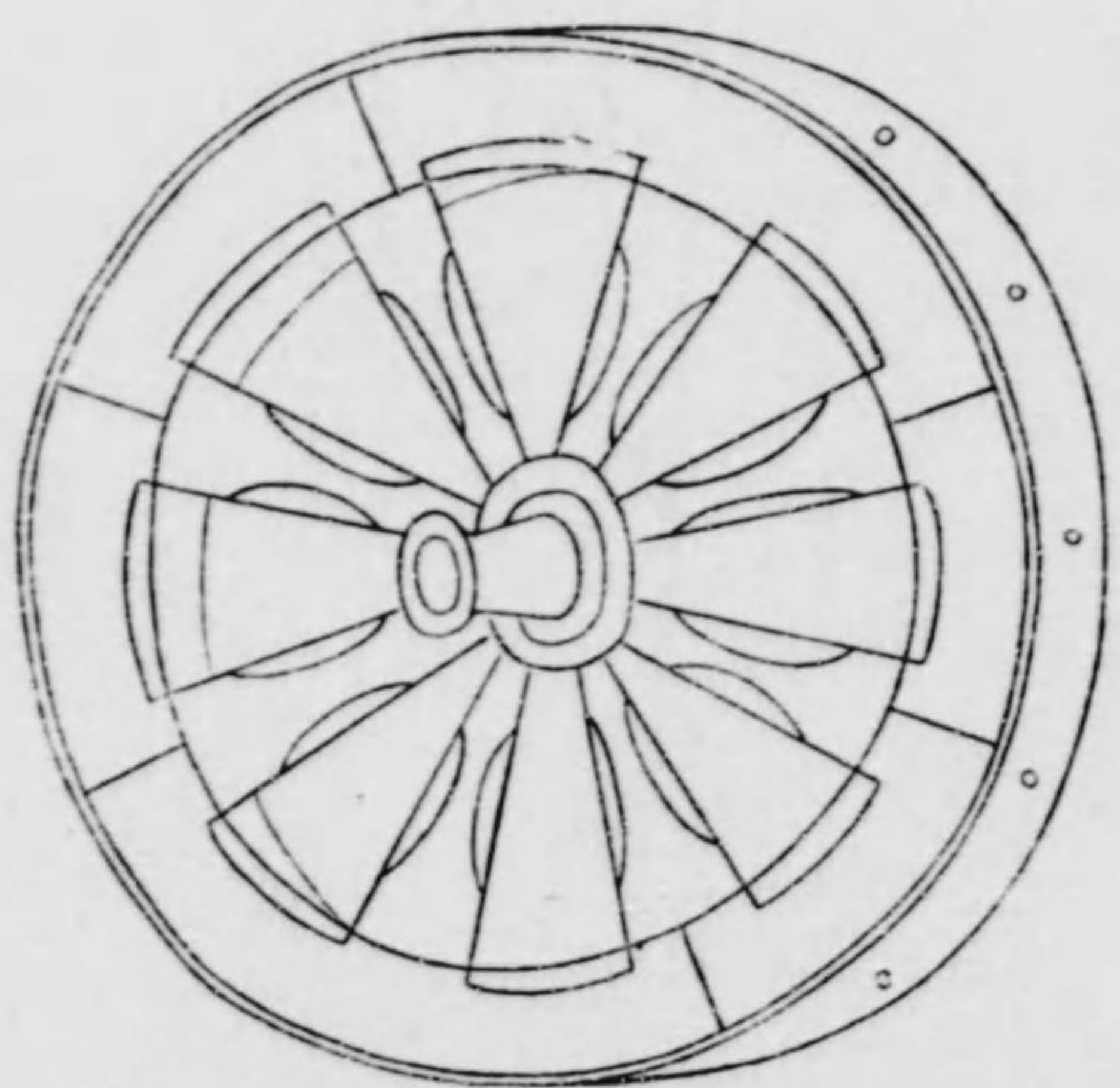
燭鳥乙都兒炮

(四) 燭鳥乙都兒砲をさす

に無益なる花火なり。白砲を車か小船に載て進退し自在に打發すべし。炮車の製法は陸戰秘訣に詳なり。檣臺小船の製法は水戰秘訣に詳に記せり。

此砲は仰放つこと莫兒底爾と同く、平射するは迦農の如し。且近來短砲は却て長砲より遠歩するの説ありて、迦農の如く遠處を點放すること能はずと雖も、攻城・守城・野戰・水戰ともに此砲を用ざるは無し。今時専ら迦農に代て平射に鐵彈・石彈を放ち、又モルチールに代て仰放にボンペン及びガラナード、ブリッキドウス等を打出す。此砲の鑄造法は彈の直徑四倍半を度とし、我

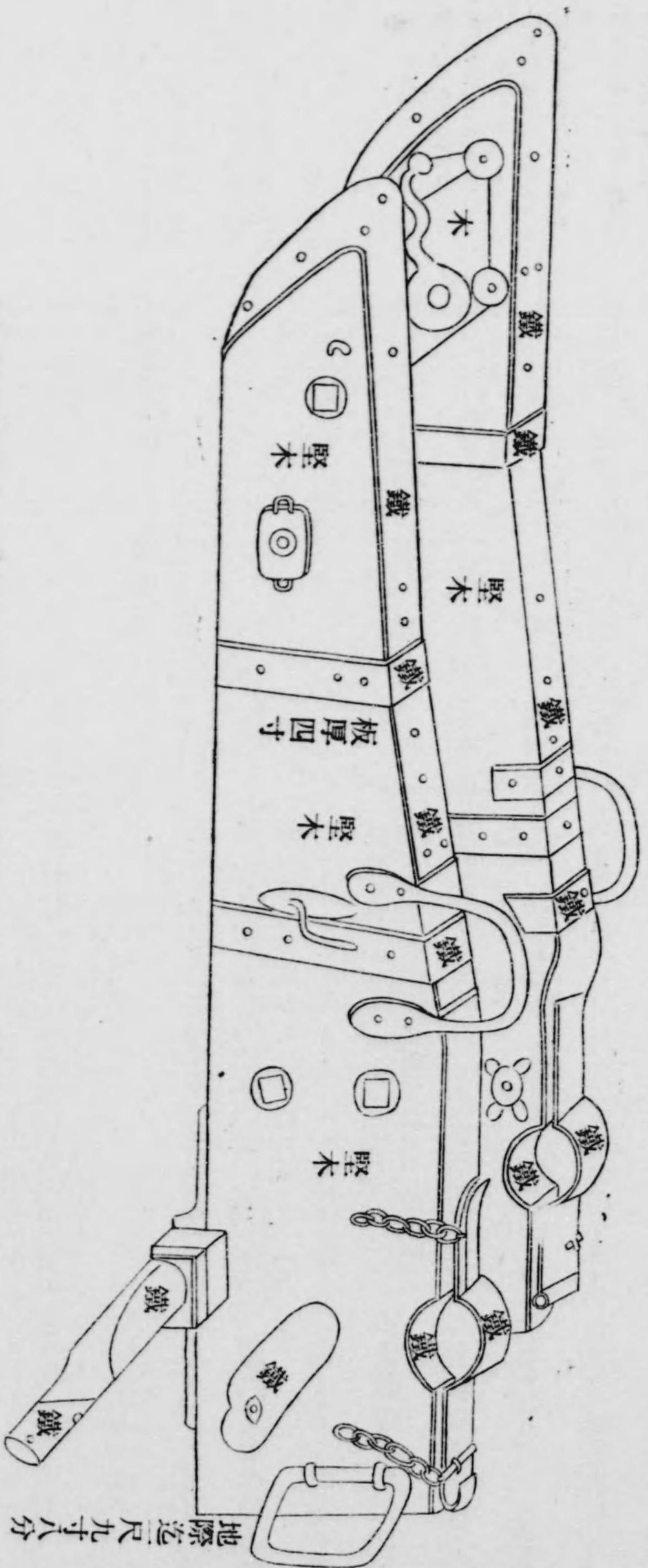
第四十一圖 大砲架車



架車は燭鳥乙都兒其他の大砲を載て進退し、且打發するにも用ふ。此車は其輪の外に戻出るを以て右行も左行も車を行ふこと自在なり。凡そ戰車は悉く此製を用ふべし。車輪の直徑四尺三寸、轂一尺一寸五分、厚さ四寸、輪の幅五寸、厚さ一寸五分、土附五六分、其外輪を鐵にて巻くこと幅八九分、厚さ三寸、又其輪の轂より外に戻出ること三寸餘なり。

大衍流體尺炮の寸尺に當れり。然れども我が體尺よりは炮身周牆の薄く且つ輕きが故に、火藥の勢力に因り後坐躍動甚強くして不(七)可(七)防者なり。故に西洋人工夫を擬し、左に圖したる架臺を製し、後

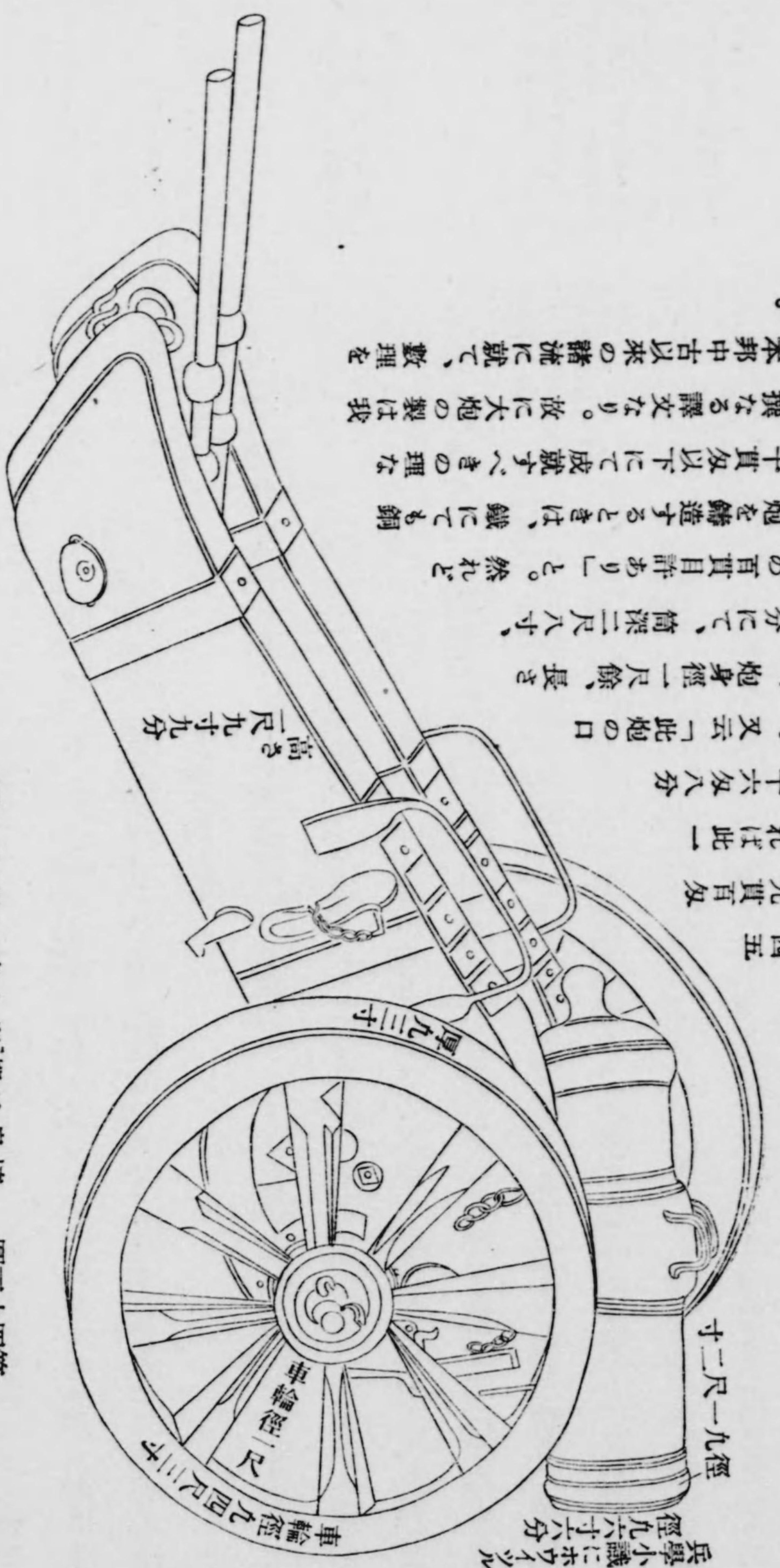
(五) コシキ、車輪中心の圓木、車輻の集るところ、車輪その中を貫通する
(六) 車輪が平でなく、中間で兩側の高くなつてゐる部分(深さ十ヶ條第二参照)
(七) 發射と同時に反動で砲が後退すること



第四十二圖 鳩鳥乙都見砲架蓋

此蓋は火攻精理に出づ。又子が製は陸戰秘訣に出せり。炮耳挾鐵左右鋼鐵を以て製す。共に精巧を究む。數處の鐵物悉皆鋼鐵を用ふ。四花の鐵物は螺鈿なり。此を捻て炮口を上下す。仰攻すると雖も、高く照度を昂ること三十三度を限りし。照度を上下するに蓋の下より捻るが故に隨る不自由なること有り。且此蓋を車上に載て打發するときは、車の下より螺鈿を捻て照度を上下せざれば宜しからず。故に愚者は此蓋を用ることを欲せず。

兵學小識に「ホワイッ」ル砲口徑六寸六分なる者は十六寸一尺九徑寸二尺一尺九徑寸の石丸は四貫三百処許なるべし。鉄丸は九貫百餘あり。然れば此一砲は二百六十六処八分餘の効なり。又云「此砲の口徑六寸六分、炮身徑一尺餘、長さ三尺八寸五分にて、筒深二尺八寸、其重き本邦の百貫目許あり」と。然れども右寸法の砲を鑄造するときは、鐵にても銅にても百八十貫以下にて成就すべきの理なり。信に杜撰なる譯文なり。故に大炮の製は我大衍流及び本邦中古以來の諸流に就て、數理を精究すべし。



圖三十四第 圖るた架に車を兒部乙鳥鳩

坐跳躍の運動を殺止めたるなり。然れども鐵炮自然の天理に^も戻き、財用の費を減せんと欲する者
尙の心より作りたる炮なるが故に、予が鐵炮窮理論の體尺炮より此を見るときは頗る拙き工夫な
り。因て愚老此炮を稱用せず、且其臺も亦巧みなることは巧なりと雖も、無益なる處に人工を費
し、却て打發に不便なり。予別に臺を作れり。

近頃和蘭人齋來以來諸家往々此炮を鑄造す。我盛岡藩にても此を製し打發修煉^練を命じけるに、甚
打悪き不便の炮なりと云て打手皆放つことを嫌ふ。按ずるに天保十二年の春エギリス人廣東ボツ
カティグリス城を攻ける時に、城外の高き處に炮臺を築き、其上に此炮を並べ城中に火彈を連發
して城を攻落せり。此戰の事は予が著したる清英水陸戰法錄に詳なり然れば英夷等は此炮を能く用ること必せり。然れども船來
雜像の臺にては打發すること甚不便なり。故に愚老此臺に萬力車と繩とを加て放發に便せり。

(一)信淵著「水陸戰法錄」卷三所載、天保十二年二月中の戰
(二)車地、滑車とも云ふ。輪に溝のある車で、これに繩を通し、重量物を小力で擧げ、又は索く用をなすもの
(三)二百六十六匁八を一ポンドとした計算。即ち二キログラム半
(四)此戰の事は予が著したる清英水陸戰法錄に詳なり
(五)此短炮も亦用る處に因て長筒の迦農よりも妙功を成すこと有り。又和蘭人ヤーコップ・ウィルレム此炮の口徑六寸六分なるものにガラナードを裝て六百六十七匁^(三三三)の火藥を用ひ、廿度の照度にて放てるに大抵十七八町の地に達すと云ふ。此炮の照度を昂ること三十三度を限とす。或云、此炮の口徑九寸五分なるに鐵彈を裝て一貫三百三十六匁^(五五)の火藥を用ひ、照度を五度にして放つときは大抵十三町許に飛進すと。猶東西火攻辨に就て工夫すべし。

存華挫狄論 卷之一終

存華挫狄論 卷之二

喀羅那迭砲

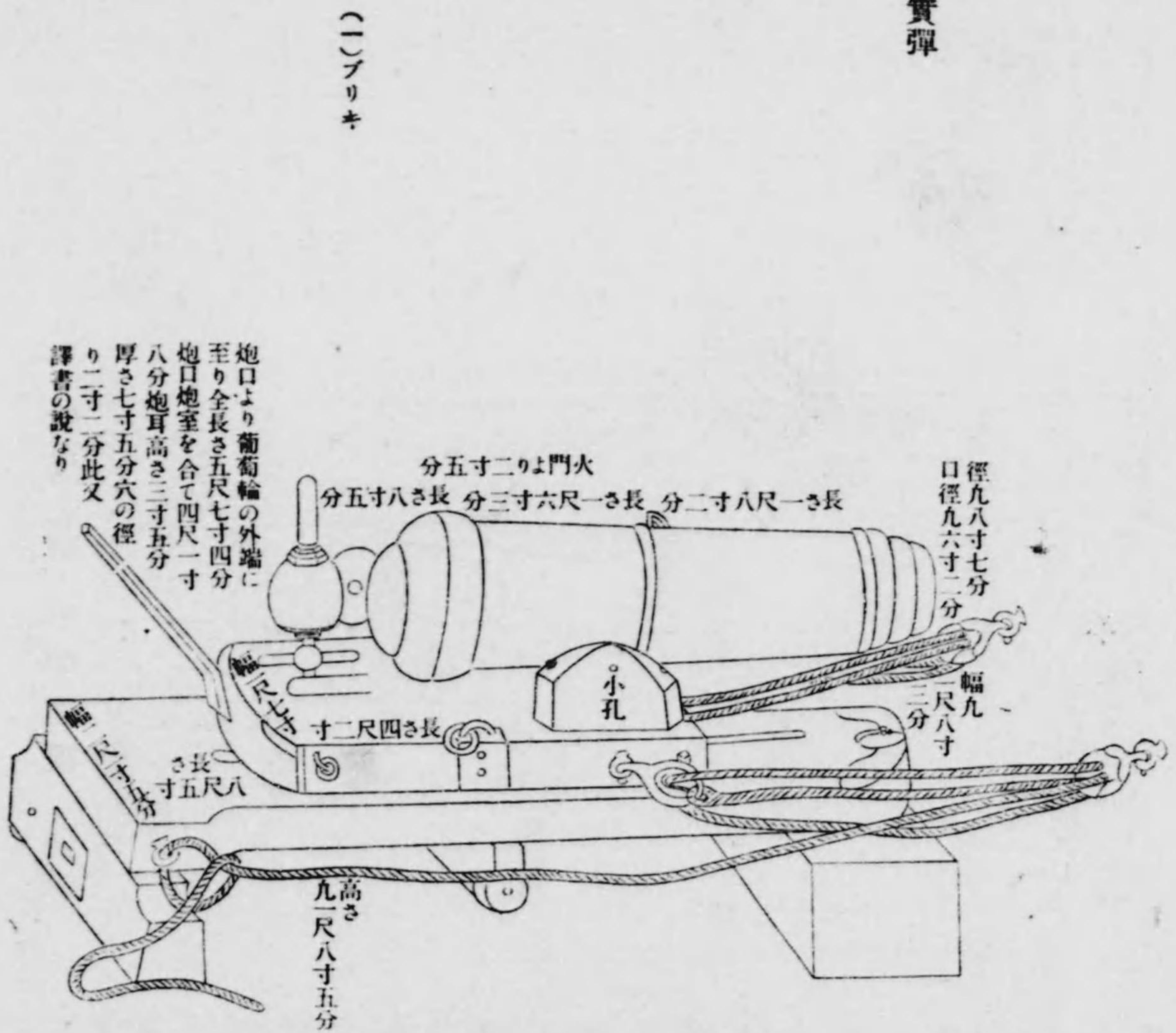
(一)喀羅那迭砲をさす
(二)本書では彈丸の直徑の九倍の長さの砲。『鐵炮窮理論』では十八口徑と説いてゐる

(一)此砲は安永九年^{西曆一千七百八十一年}に英吉利亞國の水軍將官カルロン亞墨利加洲征伐の時工夫を以て創めて此を製し、船軍に用て勝利を得たり。是より諸國往々學で此を造る。此砲は我大衍流應尺の砲に近き尺寸なり。應尺とは設室迦農なり。然れども此砲は元來各尙を主として造りたる砲なるを以て、其長さも應尺より短く周牆も甚だ薄く、秤量の輕きこと設室迦農の半ばなり。故に火藥を裝む^(二)こと多からずと雖も、放つ毎に後坐飛颯極て劇く、動もすれば炮の破裂し、臺の炸碎すること有り。故に巧妙なる檣臺を造り、火藥激發衝撞の勢力を殺止せざれば、此を打發することを得べからず。因て火藥を彈丸の秤量の十二分の一より十五分の一を裝めて放つことを常法とす。或は不得止の時に六分の一の火藥を裝ること有りと雖も、唯二發を限りとして三發とは裝ること無しと云ふ。

喀羅那迭は短炮なるが故に火彈を仰放するにも用ふと雖も、元來は直發を主として作りたる炮なり。彈丸を遠射することは迎も迦農に及ぶべきことに非ず。然れども其製の簡省にして財用の費少きを便利として、或は此を海岸に備へ、或は小船に載て^(三)横筋違に打發し、敵船の胸腹を打破る

(三)船の進行方向に對し筋違ひに側方を射撃すること。カロナーデは弱力砲であり、且つ射撃の反動が船に直接響かないから、横筋違に撃つても船の揺れ方が少い

實彈



臺架炮送那羅喀 圖六十四第
 あ許勿貫十三百さ重其ばれす製にて鐵のもつ放を弾劾十三デーナロカ
 りな説の書譯とり

の工夫頗る巧妙なり。其他は稱すべきの
 砲に非ず。以上の説は予が大砲四種を校
 正したるなり。
 又砲彈の最初は圓石を裝て放ちたるに過
 ぎず。其後鉛彈を以て此に代ふ。然るに
 漸々大砲を用るに及で鉛は其質柔軟物に
 觸れ區搦し易く、堅き物を穿ち貫くこと
 能はず、利用少し。此に因て大砲は鐵彈
 を専用す。近來火術の益精妙なるに及で、
 或は鐵彈を内空に鑄造し、其中に猛火藥
 を藏して破裂擊發せしめ、或は鐵葉を載
 て彈を製し、種々の物品火藥を用ひ、其
 破れて猛火震發し焚燒するの火彈を製す
 ること甚だ記載すべからざるに至れり。
 故に極大砲は實彈を用ること鮮し。然れ

- (一) 信濃縣水陸戰法録のこと
- (二) 一貫火砲の口径は約三寸
- (三) 德島市の西に接する大瀧山。この山は扇形の長嶺をなすためにこの名がある

火 彈

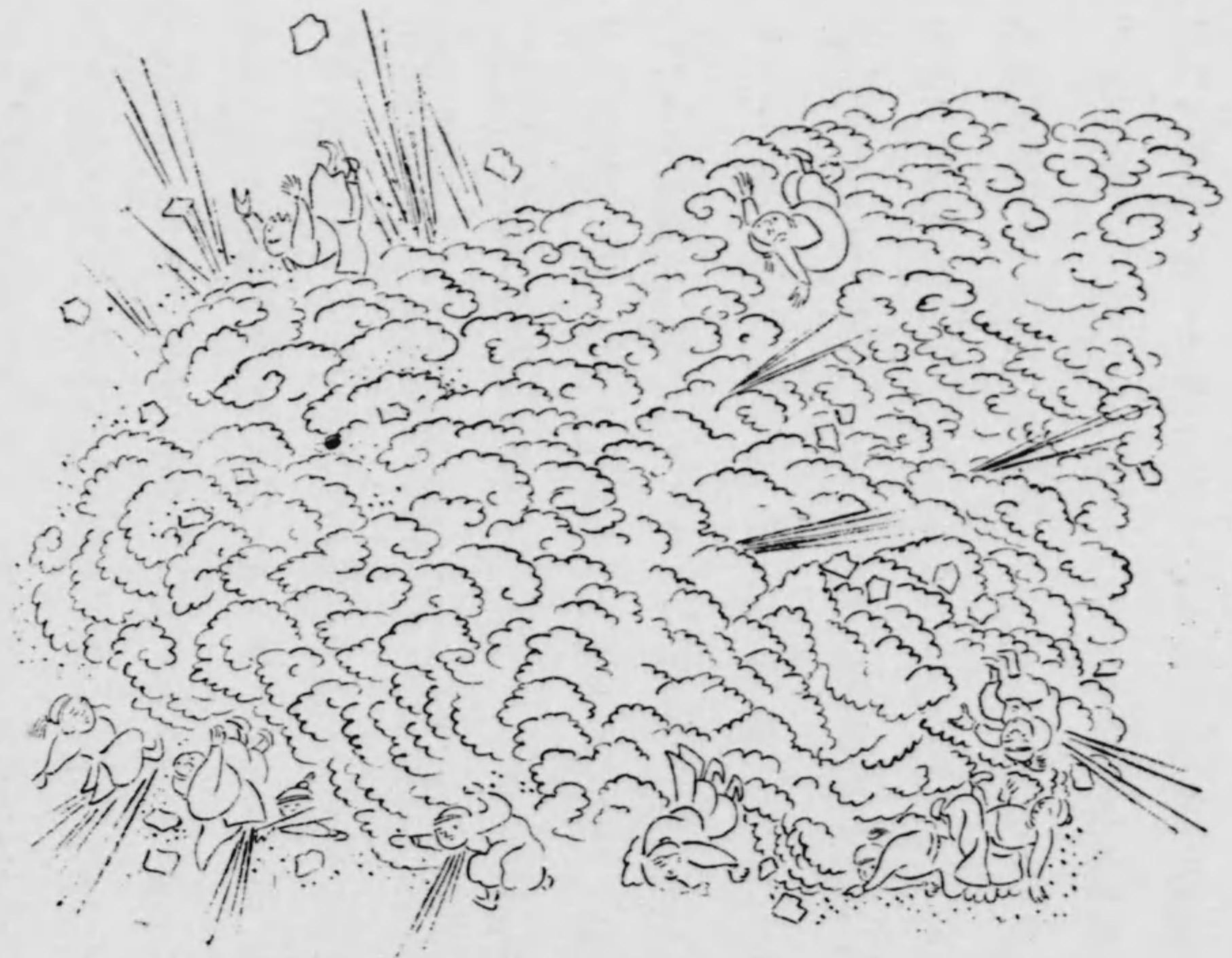
- (四) 兵庫縣瀧野町
- (五) 『東西火攻辨』下巻

第一盆下

ども小鐵砲は實彈を用ひ、且つ西洋にても皆鉛丸なり。大砲には悉く鐵彈を専用す。極大の砲は往々石彈を用ふ。財用の費を甚だ惜むを以てなり。是に由て此を觀れば本邦にても勘辨あるべき事なり。天地の模様も合戦の致方も大に變じ、専ら極大砲を用ること爲て、防海の武備に三百匁や五百匁の鐵砲にて防ぐべき所に非ることは、清英の合戦録を讀で熟察し給ふべし。然れば外寇の防には極大砲をも鑄造すべく、且つ石匠に命じて石彈をも作らしむべし。
 合て石彈を作りけるに、眉山石は三百九十匁餘、龍野の青石は四百匁以上あり。阿州には性の善き石の在處多し、石彈は破關の硬きを以て紙を二枚づつ張べし。然せざれば火藥の勢にて碎ること有り。又西洋の石は其性本邦に異なるにや、小石を數多裝る説あり。然れども石の數は實用に利益の少き者なり。 儲其火彈類も亦數十種あり。然れども接戰多事なる時に臨で種々殊異の諸物を製造するは甚だ勞煩なり。故に予西洋の炮術書中を探索し、僅八種を取て東西火攻辨に其製法・用法を記せり。第一盆下、第二ガラナート、第三鐵盒彈、第四ブランドコーゲルス、第五葡萄彈、第六ホルトエイセルコーゲルス、第七光耀彈、第八ダンブコーゲルス、其校正を左に記す。
 第一盆下、一名學謨と稱す。鐵を以て鑄造せし中空なる彈丸なり。西洋人の所用は大小四等あり。大なるは圓徑九寸六分、其次六寸六分、其次四寸九分、其次四寸三分、凡(モ)ボムベン彈は其六部は實鐵にして四部空虚なり。故に其地に落るときは、彈丸の重きに因て堅きを碎き、土中穿入すること淺からず。且其破裂するに及では、震動擊發の勢力にて其處の諸物を悉く空中に飛散せしめ、城邑・陣中を論ぜず數十歩の間人馬・木石皆壘粉と爲る猛烈至極の火彈なり。和蘭人ヤ

(一) 蘭醫にして蘭學者。天明七年出羽庄内に生る。吉田駒谷に蘭學を、シーボルトに西洋醫學を學び、岸和田侯爵部長官の侍醫となり、天保五年(四十八歳)幕府の天文學譯員に擧げられた。その頃渡邊崋山・高野長英等と尙書會を作り對外國語を討議した。佐藤信淵もその一員としてこれらの人々と交遊があつた。天保十年癘社の厄起るや、三英は運業の災を覺悟し、五月二十三日夜自殺した。年五十三。譯書『世界地誌』『泰西内科集成』『下那把盧的戰記』

(二) 西紀一七九八年(寛政十年)八月一日英國ネルソン艦隊はナポレオンの佛艦隊をエジプトのアブキル灣に誘うて撃滅した。英は十四隻一〇一〇門の巨砲、佛は十七隻一〇九〇門で、英は優勢なる佛艦隊に對し、前部と後部を遮断し前部に全力を集中し更に左右より挾撃する作戰をとつて大



圖七十四第 盆下彈破裂圖

コップ・ウエルレム曰く、「盆下と柘榴彈に裝る猛烈火藥は脂油を混和し、温(ぬる)て鎔解し型盤に流入し凝固せしめ、此を適宜の小錠と爲し、火門より彈に裝るものは其彈地に落たるときに城壘・陣營等を壘粉にせんことを欲して其燃發するの火力を強大にするなり」と。故に近來火藥に脂油を混じて煉ることは其燃灼の勢力を増加へ、破碎・焚燒の兩用に供するなり。故に利益大にして西洋諸國接戰毎に皆専ら用ふ。且各國製造及び藥法等も異同あり。東西火攻辨に就て其理を自得すべし。

成功を納めた。佛艦隊は僅に一隻が逃走したのみであつた。またナイル海戦とも云ふ。

(二) エジプトと調む。エジプトのこと

(三) アブキル(Abukir)はナイル河口、アレキサンドリアの東北方にある町

(四) 六月十八日ナポレオンは歩・騎・砲七萬餘を以て英將ウエリントンの率ゐる歩・騎・砲六萬八千とワーテルローに戦つたが、普將ブリエツヘルのために側面を攻撃されて大敗した

(五) 普魯西亞の將軍ブリエツヘルの誤記

(六) ワーテルロー(Waterloo)は白耳義の首府ブラッセルの南西にある

(七) 火彈の火孔に挿入し爆發を助けるもの。管中には硝石・硫黃・火藥等を混合して滿す(東西火攻辨)下巻參照

導火管製法

(八) 蝸れ目、龜裂

(九) ヘンタンソク。こよりを巻きつけたもの

愚老曾て友人小關三英に「西洋諸國の古戦中に盆下彈を打發して敵兵を數多打殺したる記事ありや」と問ければ、三英曰く、「西洋一千七百九十七年八月英吉利亞國の大將ネルソン佛郎察國の兵と厄日多國アビキルの地に戦て大ボムベンを用ひ、一發十九人を打倒し即死四人、其後二千八百十五年六月英吉利亞國の大將ブリッセル佛郎察國の帝ボナバルテとウワートルロアの地に戦てボンベン彈を放ち、十六人を打倒し即死六人と云ふ。其他所見なし」と云へり。然れば頗る畏るべき者なり。故に西洋諸國の軍卒陣列の備立古は密を貴で隊を厚くし幅を狭く備へたり。然るに今は疎を貴で隊を薄く幅を濶く備ることと爲りたるは、火彈の猛烈を躲るなり。是を以て世界の戦法の變化したることも默して曉るべし。又此彈鑄造法は火攻辨に詳なり。然れども導火管を作るに西洋人は堅靱なる木を用るを法とす。此の一事西洋人未だ其善を盡さず。何となれば木の性は堅靱なりと雖も、此を作りて日月を経歷するときは、或は自然に腐(くさ)びを生ずること有り。且又木の細管中に調子を堅く打裝むときは往々其管を打折くこと有り。故に愚老は此ボムベン彈のみならず總て火彈の導火管は銅を以て製す。

導火管に火藥を裝る法は、先づ管の動かざる様に孟盤(孟)の上に居へて最初極末火藥を四五分許を裝み、而後に導火藥を裝て調子を敲き込むこと適宜に至り、乃ち此を彈の導火孔より刺入して彈と彈の間に硬膏を流し嚴しく附着せしめ、彈の下なる管の端には臍短息を巻き、太針を用て刺し堅

(一)キウビナハ。普通導火管の中に挿入されるもので砲發にあたり火氣を彈中に傳へるもの。點火の速かなるより名づく(東西火攻辨附録)上卷参照

むべし。如斯して莫見底爾か或は設室迦農に裝て打出すときは急火繩を用るに及ばず、飛走發裂皆我思儘に大功を成んこと自在なり。西洋人の如く木管を造り、且急火繩を用る法にては管に無益の勞煩多きのみならず、動もすれば火攻の大事を誤ること有ん。可レ不レ察哉。抑我導火管の製は大衍流の傳法なり。敬從すべし。

第二柘榴彈

(二)鐵の薄板。ブリキの類を云ふ。

第四十八圖 鐵附銅製導火管



第二柘榴彈は鐵葉或は夾紙等にて製したる中空なる筒なり。敵兵を損傷すること盆下に似て猛烈なるものなり。此を製するに無造作なるを以て、西洋人多く此を用ふ。殊に遠く隔りたる敵兵の陣列及び城壘・陣營中に打掛て利あり。又敵兵深林中に伏居す

(三)手榴彈

る處に落し掛けに數多放て敵を林中より追ひ出すに用ふ。最初此炮に手榴彈の名あり。然れば昔は小き彈丸を作り、内に火藥を實し、導火を挿み、手把を付置て、對戰の時は火を點じ敵中に投込たるものなり。然るに今は盆下同様圓徑一尺に及ぶ許なる大彈丸を造り、大白炮或は設室迦農にて打出す。故に二十町以外に飛進し、其落て碎るに及では火球鐵片數十歩の間に發擊し、人馬を糜爛すること甚だ強勵なり。近來英吉利亞人等諸國の石火矢數多備へたる臺場に火輪船に

て神速に乗り寄せ、劇く放て多勢の番士を打殺し、其備へたる大砲を悉く奪ひ取りたるは此のガラナード彈多し。事は水陸戰法錄に詳なり。

第三鐵盒彈

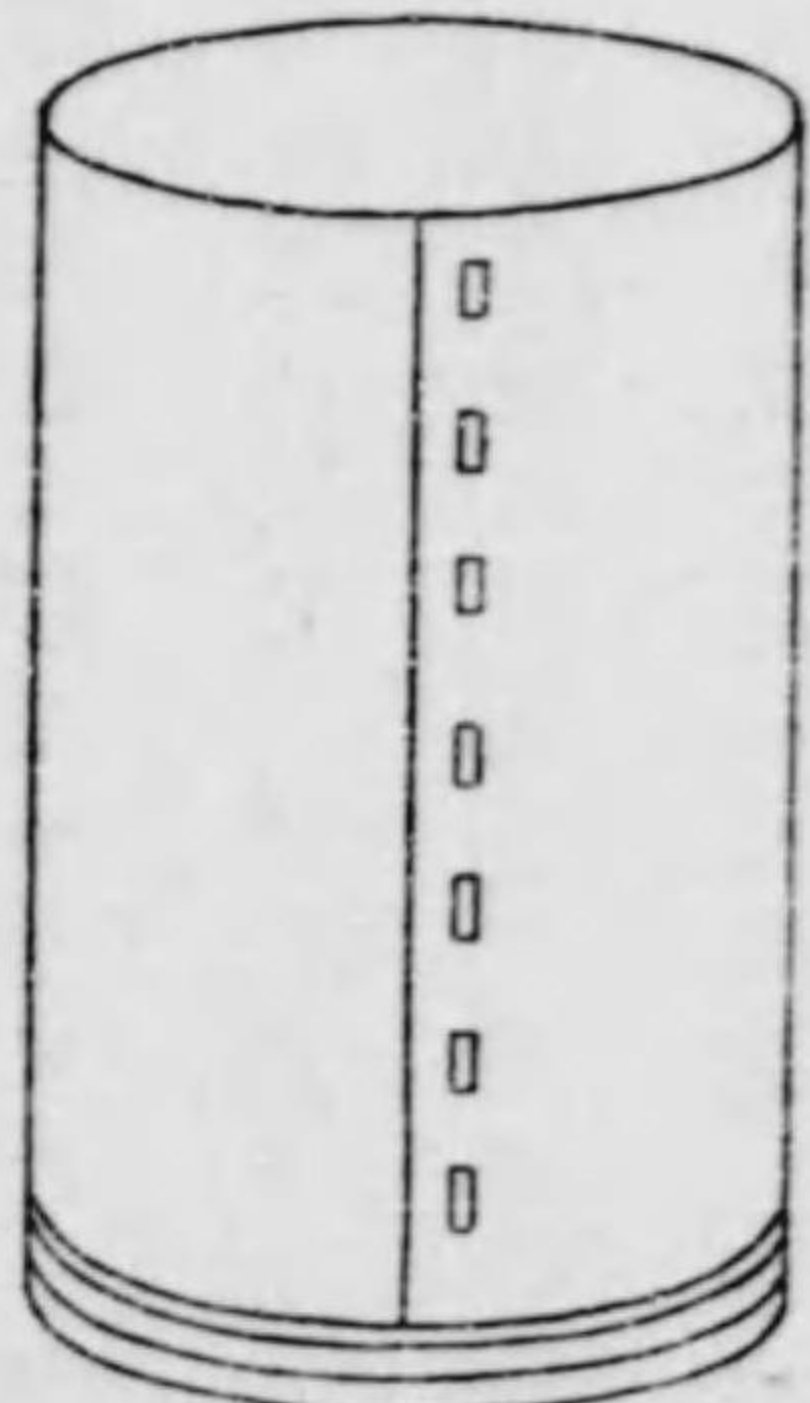
第三鐵盒彈は鐵板の厚さ三四分許なるを裁割て此を四角の板と爲し、其を左の如く卷て針を打着て筒となし、堅き木を削りて蓋と底を作り、針を打着て筒像の彈に製すべし。右鐵盒彈は先づ此彈を裝て打出す大砲口徑の寸を測りて大小を定むべし。諸彈丸皆然り西洋炮術書の翻譯說に鐵盒彈の製法

を記して云く、廿四觔彈の全徑九寸九分、筒彈の高も亦此に同じかるべし。鐵板の厚さ三分六厘、鐵板卷合の厚さ一分六厘、蓋と底木の厚さ四寸四分七厘、底木盆内に入るの厚さ六分六厘、蓋木も亦此に同じ。故に蓋と底を切り込たる全彈の長さ一尺七寸五分二厘なるべし。然るに予が見たる翻譯說には長さ一尺五寸六分と記せり。數の誤謬なるべし。西洋本書に鐵盒彈全徑九寸九分なるときは大約一尺に近し、列國の寸法各同じからずと雖も一尺を以て法を立るときは大なる差違なるべし。故に予新に本邦の寸尺を以て鐵盒彈を作れり。其法假令ば彈の直徑一尺なるときは鐵板縱一尺、幅三尺一寸八分、鐵板の厚さ三分六厘、同く卷き合の厚さを二分、かさね釘六本を用ひ打着て徑り一尺、長さ一尺の鐵筒と爲し、堅木を削り徑り一尺、厚さ四寸四分七厘、蓋と底を作り、此を彈内に入ること各一寸六分七厘、此法にて圓徑一尺長さ一尺五寸六分の筒彈を得べし。其狀左の如し。

(四)『兵學小論』であら

得べし。其狀左の如し。

右に記したる鐵盒彈は圓徑一尺にて五十貫匁彈の大砲に非ざれば裝む(三)ことを得ず。故に己れが望に任せて十貫匁彈の大砲に裝て放たんことを欲する者は、直徑六寸彈に製すべく、五貫匁彈にて打發せんことを欲せば直徑五寸弱の彈を作るべし。其割合の法を失はざれば己が望み次第なり。然れども總て火彈は大なる者は其利愈大にして小なるは功用愈小きものなりと知るべし。微爾列謨云く「ブリッキドウス彈の成たる上にて鐵板を圓く截て底の木に釘を四本打固めて其筒の



第四十九圖 鐵盒彈

中央に十文字架ある鐵竿を立つ」と。予も亦此に従ひ、鐵の圓板を底の木に釘を固く打着て其底を密閉し、十字架の下四部許の處に強烈なる大粒の火藥を紙袋に入れて填實し、十字架の上四部許の處に鉛鐵の百匁以上なる彈を七丸づつ五重も七重も積み並べ、其透間に細に判みたる苧麻の屑を填めて動かざらしめ、最後に蓋を被せて能く密閉し、釘四本を用て固く打着べし。導火孔は初より底木と鐵板に鑽にて開置き、其彈成て導火管を刺込なり。其管は盆下彈に説たる如く、必ず銅管を刺(二)臍短息を用るを絶妙とす。此彈は攻守・野戰皆用ふべしと雖も、敵國の砲臺多き處を拉ぎ、且つ軍船の腹を打破るに甚妙功あり。故にブリッキドウスは海國に主たる者の海防專一の妙火彈なるを以て、豫め其有合ふ所の六七寸位の彈を裝むべき設室迦農か莫兒底爾の大砲に能く合せて數多製し貯置き、予が水戰秘訣に説たる如く、萬一

(一)四五頁註一。參照

(二)『水戰法秘訣』上卷

(三)『三銃用法論』下卷に有馬晴信の船砲打と柯全斌の小船操縦とを例證として擧げてゐる

大衍流後裝砲の利

外寇來ること有らば、乃ち檣臺小船に大砲を載て漕出し、此を逆撃て海上に打拉ぐべし。檣臺小船は甚だ小き者にて敵より大砲を打掛ると雖も、絶て中ること稀なり。小船に大砲の中事無き證據論二篇三銃用法論に出たり故に彼小船數十艘乗出し、英氣を振て水手を激勵し、喊々聲を揚(三)て疾く進み、敵船を去ること二三町に押寄せて其横腹を打つときは、西洋船の大なる必中すること疑なし。且直徑六寸彈の鐵盒彈を猛烈の火藥にて放發(三)に至ては、鐵造りの軍船なりとも崩壞せざることを得んや。且予が製の大砲は彈藥を尻より裝るが故に、彈繼ぎの速きこと小筒よりも早し。大衍流の絶妙なる所以なり。又ブリッキドウスは營に軍船の腹肚を打破るのみならず、其彈の碎くるに及では四五十丸の鐵彈を震發し、物を破ること極て猛烈なり。故に曰く「海防專要の火彈なり」と。然れば本邦にても數多製し、萬一賊船來ること有らば、神速に此を乗り出し逆へ撃て打挫くべし。

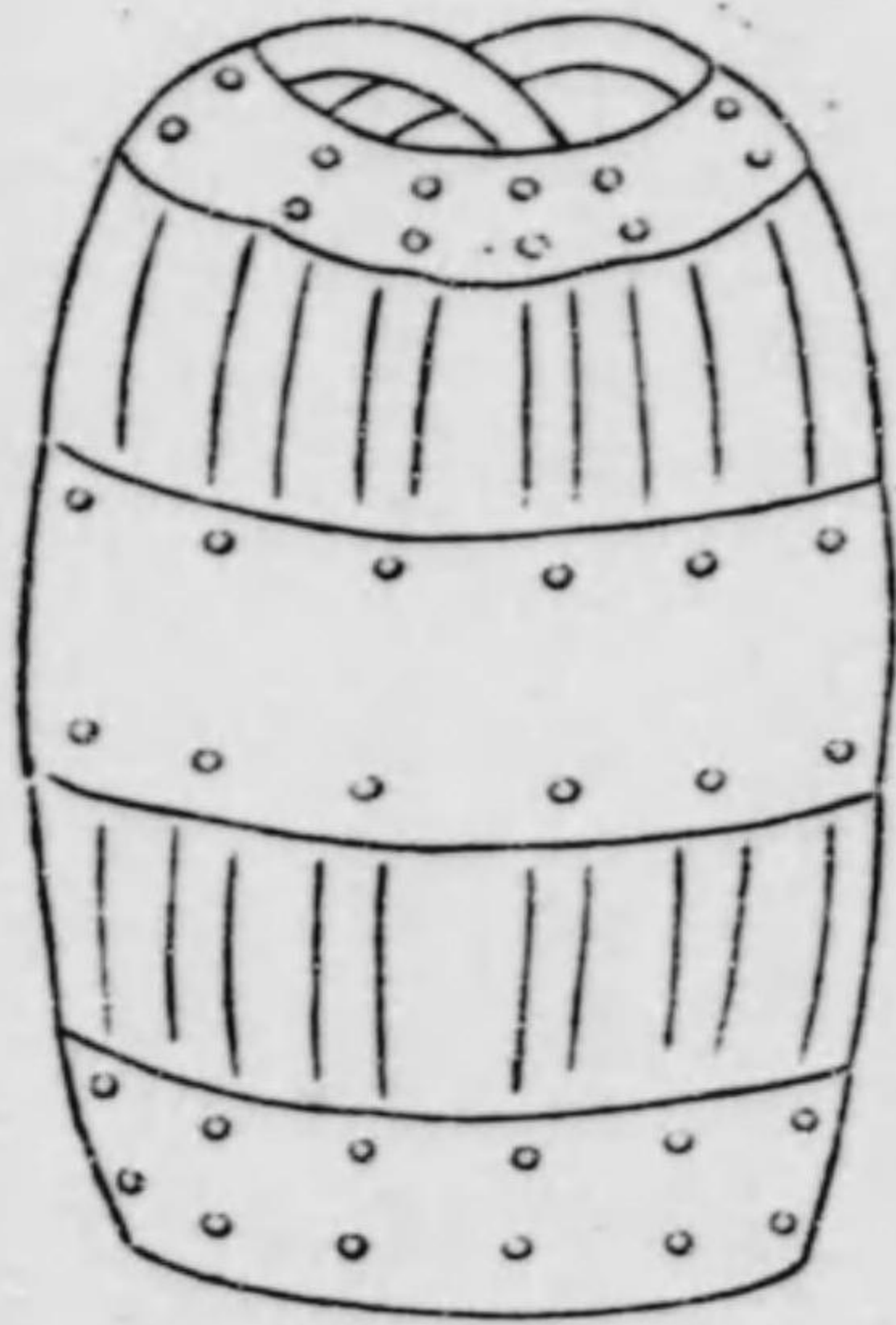
第四鐵籠彈

第四鐵籠彈フランス銃、其製法先づ此彈を所裝の大砲の口と其寸法を能く適合せしめ、先づ鐵板を圓く截(四)て其彈の底と爲すべき鐵盒を造り、且鐵板を細く截ち割りて二條の鐵帶を作り、端をば二條ともに底の盒に釘を以て打着け、其帶を上にて十字様に撓め曲げて、其端を下の底盒に釘にて綴着け相連すること圖の如し。

此彈を製するに、其鐵板の剛強こたけときは烈火に煨き通紅あかなし、柔軟なまし截ち割り製すべし。偕其大小は假令ば五貫匁彈の炮に裝むものならば圓徑五寸弱にし、十貫匁彈は圓徑六寸とし、先づ其底盒

を下の方を筒形に作るべし。鐵板の厚さ二分、十貫匁の底盒深さ一寸五分、鐵帶幅一寸、其長さ二尺二寸、其二條の端を底盒に釘着にし、其帶を上にて十文字に引き違ひ、其兩端も亦底の盒に釘着にして綴連ね、中央には幅二寸の鐵板の籠かごを掛け、又其上頭に幅一寸の小籠を掛け、別に鐵板を載ちて幅一寸長さ七寸の鐵帶四本を作り、此を底盒に立て、右十文字帯の間毎に一本づつ

第五十圖 鐵籠彈圖



(一)『東西火攻辨』下巻 參照

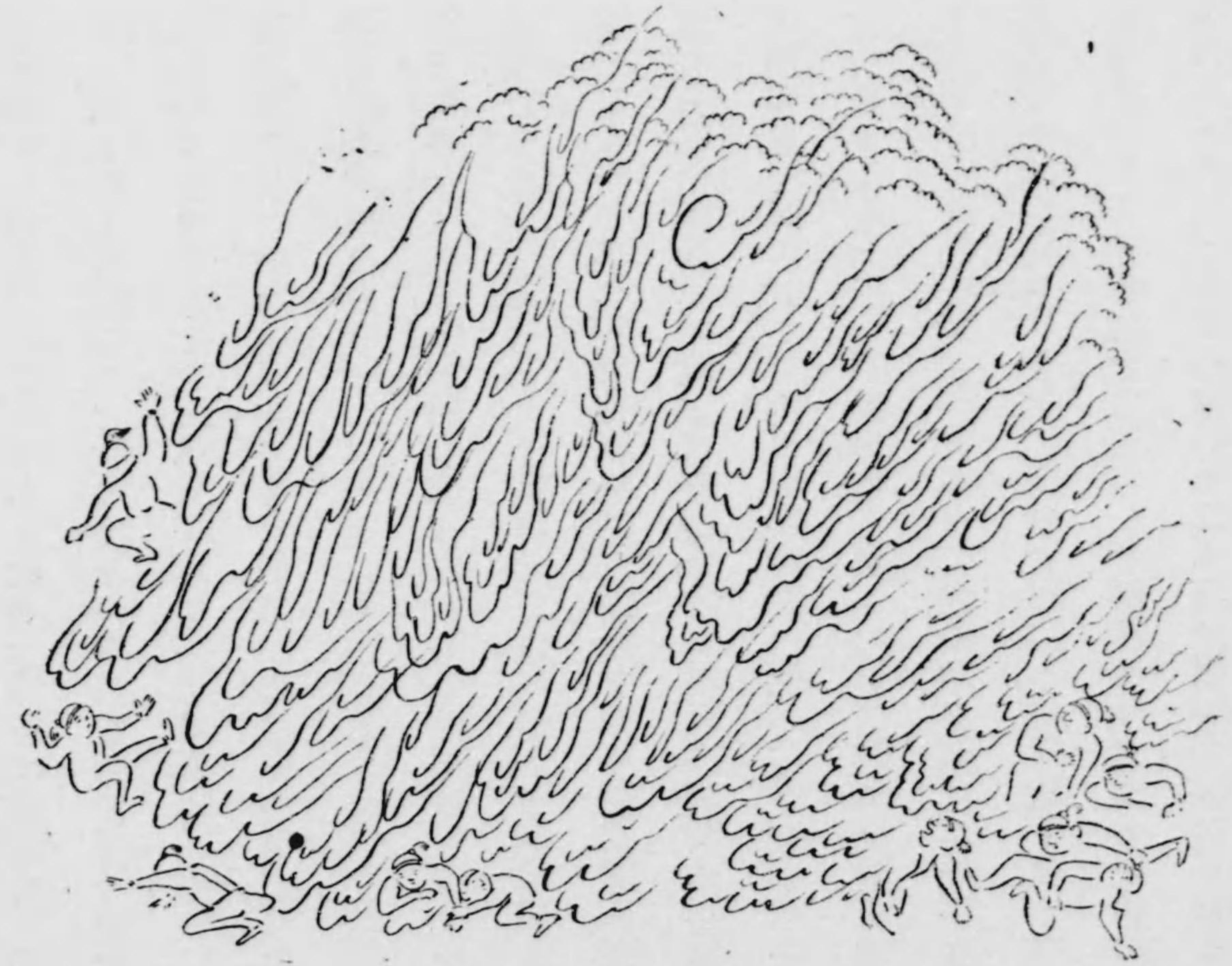
其大小は此彈を裝めて打放つべき 大砲口径の寸尺に従ふ

火繩等は決して用るに及ばず。西洋法は迂にして或は誤失あり、用ること勿れ。

鐵籠彈は敵の城郭・陣營・炮臺場・軍船、其他津港・市街・府庫・積聚等を焚燒するに第一の火彈にて、其燃る勢ひ極て猛烈なり。

第五鐵腔彈

第五鐵腔彈は鐵作りの中空なる彈丸にて盆下同様に鑄造するものなり。然れども甚た手薄に製する彈にて耳の無き茶釜の如し。一名鐵彈ブランドコーゲルスと稱す。此彈は鐵籠彈に亞ぎたる



第五十一圖 鐵籠彈破裂之圖

燒彈にて、此を戰炮に用て敵兵を灼爛し、陣營を燒拂ふべく、又攻炮に用て城砦を燒陷し、守炮に用て來敵を焦殺すべし。又一耳炮カロンナイプに裝て軍船の兩側に備へ、左右に打發し敵船を焚燒すべし。此彈は鐵籠彈より製すること無造作なり。然れども導火管を木にて造るときは彈内に火氣傳はりて、往々其欲する處に達せずして早く破裂すること有り。且又西洋法の如く火孔を三處に開くときは、既に炮口を出て直に破裂すること有り。皆是其法の善を盡さざる故なり。予が法に従て銅管を用ひ、慎で能く調子を敲き装むるときは急火繩(二)

(二)導火管の火まはりを適度に調節する操作

大衍流の妙所

等煩雜なる法を行ふこと無しと雖も、彈内に火傳はりて意外に早く破裂する患は絶て有ること無し。此を以て察すべし、我大衍流の導火管調子敲きの妙と棒火箭・矢烽烙の製とは西洋人の及ぶべき所に非ることを。偕此鐵腔彈は其功鐵籠彈と伯仲して其彈の造法頗る無造作なり。宜く所持の大砲に小大を合して數多作り貯ふべし。但し導火孔をば彈の尻に開(き)て銅製の管を用ひ、調子を精密に敲き装むべし。

第六葡萄彈

- (一) 葡語 Hugel. 葡萄彈の總名、白砲・忽砲・設室迦等を用ふ。
- (二) 尖鐵數箇を合せて作る。
- (三) 小なる榴彈を集めて作る。
- (四) 珪石に碎鐵または鉛彈を込めて作る。
- (五) 葡萄彈のこと。
- (六) 小鐵彈を結束して作る。

第六葡萄彈は昔電彈(ひやう)と稱して、電の如くに火球と彈丸を降したる五種の火彈(其ハゲル、其二ハゲル、其三ハゲル、其四ハゲル、其五ハゲル、即ち是なり)の中(五)の一種なり。然れども古とは變りて大なる彈丸となり、今は鐵盒彈の代りに用るものと爲れり。其製法先づ鐵板を圓く截て鐵籠彈の如く底を作り、且鐵盒彈の如く鐵にて十文字架の有る棹を製し、下端を底の鐵板に釘着にして其棹を直立せしめ、其周圍に厚木綿を以て楕圓形の囊に縫ひて被らせ其囊を折返し、中の十文字の鐵棹に大粒火藥の強烈なるを紙袋に入れて巻くこと一二寸芋絲を緊く繫り、以て鐵丸を附着するに便し、圓徑一寸二三分の鐵彈を四五丸も棹の周圍に積並べ、繩にて網の如く繫りて外形を圓くし、底より導火の孔を開き、法の如く銅管を挿し込(む)とときに剛膏を用べし。所謂ブリッキドウスは水戰專一の火彈なれども、海濱或は船中にては鐵鏽を生じ易し。鐵鏽の生ずるときは火藥の功力(効)を失ふ。故に西洋人此葡萄彈を用ること多し。此彈は包みたる木綿の損傷すること有りと雖も、船中にて容易く再製すべきに由

(七) 鑄止法

- (八) チヤン。松脂に油を加へてねつたもの。
- (九) まつやに。

てなり。又上に説たる六種火彈の鐵籠彈・鐵腔彈・葡萄彈の三種は、此を製して貯置(せ)にはフルキットセルの法を行ふべし。其法は瀝青(あ)二觔、黃蠟(ろ)・松香脂肪各一觔鍋に入れ火に鎔し、凡そ其彈の成たるを此の鎔液に浸し、外面に能く塗て直に引揚て此を鋸屑粉に轉回し衣と爲すなり。此法を行ふときは空氣・濕氣を防ぎ、且つ嚴寒の時に凝固過て破裂の害を防ぎ、炎暑に當り包みたる藥具の互に附着の患を除くなり。其他彈の製造火藥の調劑及び用法等は東西火攻辨に詳なるを以て考合すべし。

第七光耀彈

- (一) 同書下卷參照

第七光耀彈(リクトイゲル)は夜中敵陣の形狀を明に見ると夜中の合圖とに用ふ。故に敵兵を打殺し、敵營を焚燒せんことを求るに非ず。此彈を打出すときは空中を飛走し、其落る時に破裂し、數千歩の天地を光照すること赫々として白晝の如し。此彈の製方悉くブランドコーゲルスに同じ。唯其火藥の異なるのみ。東西火攻辨に詳なり。

第八烟霧彈

- (二) 同書下卷參照

第八烟霧彈(ダフコイゲル)は粗厚なる木綿囊の中に、太甚た濃厚劇然なる烟氣を發する火藥を裝(め)みて此を燃し、其烟霧を以て影を遮り明を奪ひ、以て物形を蔽(かく)に此を用ふ。其製造及び火藥の調劑東西火攻辨に詳なり。

専ら用ふべきの火彈は是のみ。其他種々の火術六十餘法あり。然れども愚老性は事の煩なるを厭ふに因て、緊要ならざる火術は精究すること能はず。此八種は軍事に有用の術なり。故に明公の

御懇望に應じて翻譯書を校正し、火攻法の眞理を推し窮めて其變化を講研し、以て西洋の迂濶に失(じ)たる誤を辨じ、本邦の捷徑に得たる實を明にせり。明公此を熟讀せよ。

存華挫狄論 卷之二終

存華挫狄論 卷之三

兵法活物論

(一)奥州水澤藩士佐々木秀規の次男、文政四年生、名は寛、省吾は通稱。號夢巖山。十六歳にして江戸に出で、後京都に上り摩島松前、仁科白谷等に學ぶ。また藩の蘭醫坂野長安及び江戸の蘭學者箕作阮甫に蘭學を學ぶ。後阮甫の嗣となり箕作氏を稱す。地理學に精通し、『坤輿圖説』の外『新制萬國全圖』の著がある。弘化三年病歿、年二十六。(二)五卷、弘化元年著、弘化二年刊。補四卷、弘化三年著刊。世界各國の地誌・歴史を記したるもの。(三)以下清國鴉片戦争の失敗を論ず

候曰「先生蘭學家の翻譯したる兵學書及び炮術書を校正し、我が爲に火攻の精微を講究せること至れり。然れば西夷の外寇には深く心を用ひずんば有(る)べからず。蓋し本邦は一大島國にして四周圍皆大洋に瀕せり。故に我領分のみ防禦を堅固にすると雖も、隣國皆心を合して備を手篤くせざれば其事全からず。幸に官より海防の武備を嚴密にすべきの命令あり。故に益武事を勉強す。我家甲州流兵法を修ること百餘年、家人能(く)熟習せり。然れども亦其法を改めざるべからざる乎。」答て曰く「中古以來の法は改革するを宜(し)とす。今時の戦法は大に變ぜり。古法に執し改めざる國は大抵西夷に吞併せられたり。其事は箕作省吾が坤輿圖識に詳なり。近來天竺の大莫臥爾は歴代傳統の帝國なり。然れども世變に應じ戦法を改革し武備を嚴にすることを務めず、遂に賊夷の擒と爲て極大の邦國を失ふこと上に説たるが如し。且又滿清國は世界第一の大邦なり。然れども自ら其強大なるに倨傲(こごり)て、今時の戦法は意外に猛烈に爲たるをも察せず、多年佚樂に暮したる高貴の官人等を大將に任じ、懦弱憊癩の軍卒を率(も)て外寇を防禦せしめんと欲す。故に其將たる者は兵卒を指揮するに、機に臨み變に應じ離合聚散して危急の難を免れしむべきの

※(原文)孔子曰、以不
 教民戰、是謂棄。
 ※(原文)軍志曰、器械不
 利、以卒與敵也。
 (一)「論語」子路第十三
 の最後に見える一句。是
 云々のところは「是謂棄
 之」とあるのが正しい。
 (二)兵書。「春秋左氏傳」
 に諸所「軍志曰」と記し
 ているが、それがいかな
 る兵書であるか不明であ
 る。

心得も無く、且敵より打出す實彈・火彈を躲避保障すべき丈夫なる楯等の手當も有ること無し。
 ※孔子曰く「教へざるの民を以て戦ふは是を棄と謂ふ。」^{※二}軍志に曰く「器械利ならざるは卒を以て
 敵に與ふるなり」と。清人憤然として軍事を知らず。所謂彼のボンベン・鐵盒彈^{ブリキボックス}にて數百歩の外
 に撃登され、且又彼の猛烈なる大火彈を遙に海上の軍船より打放て陸地の炮臺・城砦を打崩す、
 駐兵多しと雖も此を奈んともすること能はず。毎戦に大敗し城を攻落さるること八九十に及ぶ。
 僅二三年の間に死傷山の如きに至り、彼と對戦すること能はず、終に金を貢ぎ地を獻じ和を乞て
 免れたり。故に兵法は活物にて時世と共に推移り、其變化するも亦不得已の勢なり。近世火攻
 術の盛に行はるに及で、西方の諸州は古代の兵法を以て極大の炮より打出す所の實彈・火彈の猛
 烈を防ぐこと能はざるを察し、漸々皆從來の兵法を改め、大炮を鑄て實彈・火彈の打發を操練し、
 且つ廣大堅固なる軍船を作て水戰を熟習することと爲れり。此亦不得已の世變なり。予熟按^す
 るに迦農は規打する炮なり。故に大炮は石彈を用ること多かるべし。和蘭人曾て云ふ、彼土今に
 至て彈丸の重さ古秤を改めずして用る所の炮五種あり。曰く、廿四觔炮・十八觔炮・十二觔炮・
 六觔炮・三觔炮と。古秤^三一觔は本邦百廿八匁なり。然れば最大なるは本邦の三貫零七十二匁、其
 次二貫三百零四匁、其次一貫五百三十六匁、其次七百六十八匁、最小三百八十四匁なり。[※]
 ※按(する)に最大の炮は三貫七十二匁なれば、鉛彈を裝筒にて炮口の徑四寸二分、鐵彈筒ならば五寸許な
 るべし。其次は鉛彈筒にて三寸七八分、鐵彈四寸四分許り、其次は鉛彈筒三寸二分、鐵彈四寸許り、其次
 は鉛彈二寸六分、鐵彈三寸一分、最小炮は鉛彈一寸八九分、鐵彈二寸三分許なるべし。然れば十二觔以下
 の小炮は石彈を用ること無くして鐵彈を用るを宜しとすべし。〔原註〕

洋式大砲四種の活用
迦農の效用

(一)ポンド(觔)に關法
 と英米法の二種がある。
 また關法に古制・新制が
 あり、古制に大ポンド、
 小ポンドの制がある。大
 ポンドは砲彈類に、小ポ
 ンドは火藥・寶石類を秤
 るに用ひる。前者は現在
 の我が百三十四匁、後
 者は百匁に當る。此書

の換算は多少相違する
 が、關法古制大ポンド法
 によつたことは間違ひな
 い。

迦農大なるものは九十六觔彈の炮あり。^{本邦十二貫二百八十八匁なり}然れども大抵七十五觔彈^{九貫六匁}を長筒の大砲
 と稱す。又近來長筒の大砲と短筒の大砲に同量の彈藥を裝^あて放發し試験けるに、飛走略齊く
 或は短炮却て遠射すること有り。故に西洋人設室迦農を賞用す。

喀羅那迭の發達

(四)平射

(五)アメリカ合衆國の獨
 立戰爭をいふ

喀羅那迭は短炮なるを以て鐵盒彈・葡萄彈等をも仰放すること有^りと雖も、直發を主とする炮
 なり。然れども筒薄く炮軽くして火藥を存分に裝むこと能はず、遠處に達することなし。唯其製
 造の簡略にして財用の費少きを便とし、英吉利亞國の將カルロン天明元年^五亞墨利加を征する時に
 始て鑄造すること六種、六十八觔彈・四十二觔彈・三十二觔彈・二十四觔彈・十八觔彈・十二觔
 彈是なり。其後諸國追々其撤貨^{やせ}なるを愛^うて此を鑄造する者甚だ多く、今は西洋諸國の大砲過半カ
 ロナーデ炮なり。和蘭陀にても黃銅を以て六十觔彈と二十四觔彈の二種に作り、諸國皆其大なる
 を海岸に備て禦炮と爲し、船にも城にも備へ或は往々戰炮にも用ふ。文化十三年^{一三}西洋大
 戰の時に魯西亞國大軍^七コムバグ^{二百二十人より}一隊^{二百人}を以て大砲備を作り、毎隊大砲十二坐づつを備
 ふ。其中に喀羅那迭十二觔と十觔彈を加へて戰炮とすと、上に説たるが如し。

(六)ワテローの戰を
 終局とした西紀一八〇五
 年戰役をさすやうだが、
 事實文化十年(一八一二
 年)ナボレオンのロシア
 遠征の場合をさしてゐる
 やうである。
 (七)蘭語(Compagnie、
 中隊のこと)

莫兒底爾の特色

莫兒底爾は其狀臼の如く極短き炮なるを以て、直徑に横打すること能はず、照度を高く昂ること四十五度に非れば最遠地に飛送すること能はず。故に其炮の大なるは愈遠空に走り、其利愈大なり。然れば實彈は巨石を放發すべく、火彈は盆下及び種々のコーゲルス(二)を打出すべし。故に臼炮(一)に装(む)る字謨(チ)には大さ合把なるものあり。

(一) 朝鮮 Korai 彈丸

鳩鳥乙都兒の特色

鳩鳥乙都兒(ホウイツツル)は其炮長さモルチール二三倍にて即其彈の四徑半あり。此亦甚だ短炮なり。近來設室迦農に代て實彈を裝め平射すると雖も、炮短く甚軽くして後坐運動すること奈んとも防ぎ難し。西洋人架臺車等を製し、後坐の運動を殺したりと雖も、直徑の規打には甚以て不利なり。用ること勿れ。然ども臼炮に代てガラナード・葡萄彈・ブリッキドウス等の火彈を仰放するには頗る妙なり。又遠處に石彈を飛送せしむるに用ふ。故に大に製すべし。其法東西火攻辨に詳なり。

四砲特色の比較

(二) ゲキクワイ。打ち合ふ義
此ホウキツル炮と莫兒底爾は種々の火彈を放發し、其彈數千歩の遠きに落ち、破裂するに及では再び霹靂を發し、擊斃焚燒し、或は一放十餘人を擊墮すること有り。甚畏るべき者なること論ずるに及ばず。然も此二大炮は極て短き筒なるを以て、直徑に規打すること能はず。故に遠きを射んと欲するときは必ず其照度を高く昂げ、先づ其彈丸を半天に打揚て落し掛にするより外に致方の無きものなり。然れども此を防禦の手當無んば有べからず。且又此二大炮よりも信に畏るべきものは迦農なり。何となれば直徑に規打するの炮なるを以て、極大の炮に非ずと雖も、強盛なる國に

(三) テキシヤハフ。彈丸が地上を幾回もはねて飛び行く様に射撃する法

は往々大砲備(大砲備は十二座を以て一隊とすること上に説けり)有り。此炮十二觔(本邦一貫五匁三十六匁)以下なるもの數隊を推し來て前面に排列し、五六町以外十二三町の間にて照度を低くし、西洋戰法の如く直射・斜射の二法を一齊に行ひ、五六町以内に至ては地形の甚出沒の無き處は蹶射法(三)をも行ふ。一二町の近きに至ては更に急裝法を促し、碎鐵彈を用て劇く打發することも有べし。此の如く打掛けらるるときは一發三四人若くは五六人を緝々と連繋に打倒されて、死傷山を作すに至るべし。信に畏るべきに非ず乎。又彼のカロナーデ炮も亦彈丸十二分の一の火藥を裝(む)みて放つと雖も、此を大砲備に間錯て打發するときは、三四町以内の直徑規ひ放は迦農に亞きたるものなるべし。然れば此亦實禍避けざるべからざるの患害なり。故に此火彈と實彈の患難を防禦躲避すべきの心得無ければ西洋人と對戦することを得べからず。近頃滿清國の諸將エギリス人と戰て毎戰大敗し、數萬の軍卒を打殺されたるを觀(る)ときは其趣も亦察するに足れり。蓋し中古は西洋の諸國も亦各世祿の兵を用ひ、合戦の致方今時とは異にして、人皆各武藝を練磨し、強力豪壯なる士は長鎗・大刀を以て勇進獨闘し、敵軍を披き靡て武名を遠近に耀かし、譽を後代に顯したる者なり。今は火術盛に行はれ極大砲を專用するに及で戰法甚だ猛烈に爲り、人を數百歩の外に擊墮す。武藝練達の士勇力絶倫の人と雖も此を奈んともすること無し。此の以後若し西洋人と交戦すること有らば、先づ此二彈躲避の手當を工夫すること專要なるべし。然るに時世に應ずべきの眞理を會せず、一向に古法に執し、二

三百匁の鐵炮あれば西洋船も打碎くべく、西洋人も竊にすべしなどと云て、時に隨ひ世と推移り、變に應じて法を轉換することを絶て肯んぜざる軍學師も多し。愚老が按ずる處は、西洋諸國數百年來戰爭打繼ぎ、將官能く軍事に老練し、士卒能く大砲の打發に熟習せり。然るに本邦の士民預め其心得なくして強胡と對陣し、萬一意外なる大火彈等を打掛けられて、手始の合戦に或は破膽股栗の不覺を取んことを慮る。故に大砲四種の西説を校正して我大衍流の用法に徴し、茲に其理を辨明せり。」

侯問曰、「若外寇來て侵伐すること有らば先生如何なる手當を以て此を防禦せん」と欲する乎。」答

て曰く、「昔大明全盛の時に伊豫國三島の郷士等朋友及び一族・家人・士浪人・浮浪人等を集め、海賊と爲て明國江南諸州に行て侵掠し、南國震動せり。明朝倭寇の強きを憂て戚繼光を召て防禦の策を問ふ。戚氏對て云く海防無長策」と。夫大明の全盛と南塘が名將を以て僅々たる伊豫國三島海賊を防禦するの無長策を思ふ。況や西洋より來る寇は皆本國は英吉利亞か拂郎察或は涅胡若珞古等の國富み兵強き大邦なるべし。然れば容易なる手當にて本邦の武備全しと謂ふことを得べけんや。故に西方諸國の防海は皆必ず津港に極大の炮を並べ、且又廣大堅固なる軍船に大砲七八十或は百餘坐も載せたるを幾艘も備置て、外寇來る時は即ち此を乗出し、海上に逆撃して烈しく此を打拉ぐ。此の如く武備嚴重ならざれば外國を威懾するに足らず。然るに滿清

外寇防禦策

- (一)驚きてふるひ恐るること。栗は慄に同じ
- (二)野島・久留島・因島をさす。室町時代に多く海寇となつて活躍した
- (三)三三五頁註三參照
- (四)明の名將。南塘と號す。嘉靖年間浙江都司となり、同四十三年浙江・福建地方の倭寇を防いで名大に現はれた。後北邊蒙古の侵入あり、隆慶二年(我永祿十一年)北邊警備に任じ、以後十六年に及び、その間漸く安靜を得たと云はれる。萬曆十三年(天正十三年)病歿。著書に「紀効新書」十八卷「練兵管紀」九卷があり、我が江戸時代の武備に影響する所があつた
- (五)北米合衆國ニューヨーク

- (六)ツースンジャウ。揚子江口にある城寨。二五〇二年(天保十三年)英兵攻略
- (七)清の道光十九年鴉片戰爭起るや、福建の水師提督に任ぜられ、翌二十年江南大守に補せられ、奇略縱橫英軍を擒まし、吳淞砲臺を守備したが、同二十二年(天保十三年)五月八日の激戦において砲臺のために斃れた

檣臺小船の效力

- (八)センザンクワン。揚子江の南岸瀟江の下流にある要地。道光二十二年六月七日英兵攻略
- (九)江岸第一の要害、同六月十四日英兵攻略
- (一〇)同書卷五・六參照
- (一一)新製小船のこと。即ち船上に檣臺式砲架を設け、大砲發射の際の反動を緩和するやうに工夫した船
- (一二)同書上卷參照

は天下第一の大國なれども、武備を野弛にして外攘の兵法を務めず、廣大堅固の軍船は一艘も造ること無く、又海岸には數多の砲臺を築て砲銃を備ると雖も、五百匁・七百匁彈位の筒のみ多く、五六匁以上の大砲あること無し。且又此方より船を乗り出して大敗軍せし者は廣東の林則徐のみにて、其他數多の大港より逆撃して戦ひたる者は一人も有ること無し。故に英吉利亞人等存分に猛烈の火彈を放發して清兵を打殺すこと二三萬人、數十處の嚴城・大府を攻落し、大砲二千餘坐を奪ひ取り、吳淞城を陥し、清朝の名將陳化成を打殺し、進で圖山關を打破て鎮江府を攻取り、直ちに南京に迫れり。數千里の州郡を蹂躪すること無人の境に入るが如し。其事は水陸戰法錄に詳なり。故に兵學家の講ずる法を以て、今時西洋外寇を防禦すべからざるは論ずるに及ばず。然るに雖も今急に廣大堅固なる軍船に大砲七八十坐を備たるものを得べからざるを以て、萬一外寇來ること有らば檣臺小船に設置迦農の十匁匁彈を裝すべきの大砲を備へ、此に鐵盒彈を裝て乗出し、海中に逆撃して打碎くべきのみ。小船は敵の大砲の中らざるものなれば、畏ること無く疾く進み、三四町隔りたる處まで潛寄て横腹の水際を覗ひて放つときは、西洋船の廣大なる絶て逃れあること無し。十艘以上も乗出さば、此方にも少しは損傷あるべしと雖も、敵船五艘や三艘は打碎くべきこと疑なし。所謂檣臺小船は小なれども極大の炮を載て打出すに少しも船の動搖するの患なし。製法は予が水戰秘訣に詳なり。且予が家に二十分の一の雛像あり。

自走火船の焼打

(一)文化四・五年頃

(二)大小の綱を以て並列に繋ぎ合せること

又外寇の軍船津港邊に屯し在るときは自走火船を以て此を焼打すべし。所謂自走火船は予先年阿州にて工夫する所なり。其法は小船の古きものを數多集て火船と爲し、中に火藥・燒草・烽烙玉等を備て、七艘づつを一連と爲し、幾連も此を作り、西洋船集り居る處へ半里と一里も隔りたる處より五連も七連も乗り出し、沖の方より此を圍繞して遁れ免ること能はざらしめ、一齊に猛火を發し燒打するときは、蠻虜狡黠なりと雖も塞にすべし。故に外寇來ること有らば陸戰・水戰の致方を議するに及ばず、速に此火船を乗出して其軍船を燒崩すときは、蠻人皆魂魄を失て類船悉く遁れ去るべし。又此を急に製せんことを欲すれば、一晝夜間に數十連も作るべき良法あり。且又此火船は少しも人力を勞すること無くして効敵を滅し、莫大の功業を成すべき妙策なるを以て、當世の時務に合し泰平の人情に叶ひたる最上火攻法なり。古來火船を用て敵を破り功を成したるは黃蓋が赤壁に曹公を炬し、韓擒虎が江南の水塞を焚き、有馬晴信が長崎にて亞馬港船を燒崩したる等、皆是れ火船を用て功名を成せり。然れども古人の火船を用ひたるは、或は河上より船を流して行く水の力をかり、或は帆を高く揚て順風の勢ひに乗ぜり。夫行水の力を假る者は上流には行くことを得べからず。風帆の勢ひに乗ずる者は逆風には走らしむること能はず。若し夫れ敵船風上と上流とに在るときは、此を奈んともすること無るべし。然るに今予が工夫の火船は帆を用ひざるを以て風の順逆に拘はること無く、行水の力を假らざるが故に流れの上下に泥むこ

- (三)吳將周倫の部將
- (四)魏主曹操
- (五)隋の武帝、隋の文帝に仕へ開皇九年陳討伐の際、手兵五百を以て先鋒となり采石(安徽省東部、揚子江に臨む)を渡り急襲し、金陵を取り陳を滅した
- (六)慶長十四年(豊後備前)下卷四一二頁参照

- (七)ヤグラ、機または機と書く。總矢倉のほか、各部分にそれぞれ名稱がある。船に表矢倉・船頭矢倉、櫓に櫓矢倉・出矢倉・舵矢倉がある
- (八)フナバリ、船の内部にある横木、各部分の名称を附して呼ぶ。船母梁・表母梁・櫓母梁の類
- (九)ゲツキ、櫓り。詩經「大雅」に「周餘黎民、靡有子遺」とある
- (一〇)本書には火船製造法は見えない。自走火船説に最も詳しい

(一)鴉片戦争のこと、清道光二十一年(西紀一八四一)七月十一日厦門攻略

英の厦門攻略

と無し。唯火藥を用て船を走らしむるを以て、所謂ストームボートと同く波上を直行すること筋の如し。瞬息の間に數千歩の外に至り、其機を發するに及では猛火大に燃揚り、數多の火船自ら賊船を取巻き圍み繞らして此を燒き、且其船中に仕掛けたる數十挺の烽烙玉連發して敵船に落ること雨霰の如し。須臾に紅焰・黒霧數里に充滿し、天地震動、海水沸騰す。矢倉藥(七)舟梁爛れ(八)て堅城の如くなる戰艦一時に燒崩れ、其乗組の蠻民無(九)有子遺。予が工夫の自走火船其猛烈なること斯の如し。故に海國の領主たる者は古船は大小を論ぜず皆貯て自走火船の用に供ふべし。又予が工夫火船の製造法も亦水戰秘訣に詳なり。右に説たる檣臺小船と十貫匁彈を裝(一〇)べき設室迦農炮は外寇防禦專要の兵器なり。今夫檣臺小船一艘新造するとも、其所費四十金に過(一)ること無く、十貫匁彈の設室迦農を鐵を以て丈夫に鑄造するも亦八十金に過ることなし。然れば此節金二千兩を費すときは大砲も臺船も十六七調ふべし。又古船五十艘を集めて軍用金千兩の費を惜まずんば、何時にも自走火船七連を製すべし。如此手當あるときは軍船の無き國と雖も一港の外寇を防ぐに足れり。平常右手當の武備有て水兵を調操し、大砲の點放に熟練して、軍卒を撫御するに恩義を篤くし、任侠の風を興して士氣を振はしむるは我水戰秘訣の大意なり。天保十二年エギリス人清國厦門城を攻む。抑厦門の港は南京に亞ぎたる大都會なるが故に、英夷の來り侵さんことを恐て波打の渚さ一帯に多く砦を造り、處々に臺場を築立て八百餘坐の石火矢

(1) Hugh Gough 子爵、西紀一七九四年軍籍に入り、西紀一八〇九年ウエリントン將軍麾下に屬し、イスパニヤ半島戰爭に奮戦し、陸軍少將に昇り、後印度駐兵司令官となつた。鴉片戰爭起るや、印度駐在の英軍を率ゐてエリオットを援けて各地に奮戦して功があつた。西紀一八五〇年英國に歸り子爵となり、元帥に進み西紀一八六九年(明治二年)歿した。年九十一

(2) シロス。ベンガルの白色夷人。(水陸戰法録)卷之二參照

(3) クロス。ベンガルの黒色夷人。(水陸戰法録)卷之二參照

(4) 同書卷四參照

(5) 山鹿素水著『海備全策』全七卷、嘉永元年作であらう。同書卷三、海峽成兵之大意」中に類似の説がある

清國厦門防備に對する批評
精兵主張

を並べ備へ、二萬の兵にて此を守る。英國の大將ヒュグゴウク軍船及びストームボート等を帥ひ、此に打寄て直に砦に近付きければ、清國の軍兵等數百坐の大砲を烈しく發ちて此を打撲ふ。然れども清國の石火矢は五百匁彈以上一貫匁位の砲なるを以て、英夷の軍船は少しも畏れず、且船を出して此を逆へ撃つ者なかりければ、蒸氣船を先きに進め、此に莫見底爾の極大砲を備へ、近岸の淺き處まで乗込み、ボムベン、ガラナード等の大火砲を連發し、清國の軍卒を打殺すこと數百人、先づ其砦と臺場數處を打崩し、其崩れたる處より白鬼・黒鬼・水夫・軍卒等長梯子を用て上陸し、總軍繼で登り、其夜は海畔に野陣し、翌早朝より厦門の本城に押寄る。清國の將士等大衆を繰出し城外にて防ぎ戦ふと雖も、英夷より大砲備を押し出して連りに放發し、且柘榴彈・葡萄彈等の火彈破裂の猛威に辟易し、對戦すること能はず、敗走して附け入りにせられ、遂に城を棄て遠く遁れ去るに至れり。英夷の將官彪吾臥鳥苦既に此城を取て大砲八百餘坐を得たり。乃ち倉廩を開き米穀・錢帛を散じて大に貧民を救へり。此合戦に清國の軍卒死亡數千人に及び、英兵は手負僅八人ありき。事は水陸戰法録に詳なり。

椿園按(す)に砲術未熟の國は砲臺を築くも無益なり。且つ大砲の打手も無くして海岸に石火矢を備へ置(く)は敵に進物するに同く、奪ひ取らるるときは害を作すこと極て甚し。不可不警也。

山鹿氏の兵書に、今の世の武備衰たるを浩歎して「中古は僅百石の士も四五人の郎等を養ひ馬も畜(こ)たり。然るに今時は高祿の武士と雖も戰場に供して死生を同くする家來一人も無き家あり。然れども軍役にて出陣するときは、其役柄に應じ定法の人數を召連(れ)ざることを得ず。故に日雇人足の類を備て出ることなれば、着到一千人なりと雖も其中八百人は日雇人足の者共なり」と云へり。然れば清國厦門防海の軍卒二萬人ありとも、大抵右の類にて實用に立つべき武士は幾許も無くして無用の雜人のみ多かりしなるべし。然るに英夷等極大の砲を震發して猛烈至極なる火

(六) 所定の場所に馳せつけること。古は出陣の時諸方から馳せ集つたもの名を書きとめたので、この名稱が起つた

(七) 出所不明。吉田松陰も屢々この句を引用してゐる。司馬溫光は「養兵之術、務(精)不(務)多」と述べ、精兵を主張したが、併せてこれを參考する必要がある

彈を打掛られ、狼狽嚇恐一度に遁走り、武士も雜人の周章に誘はれ、散亂して悉く逃去(る)に至れり。又城外陸地の合戦にも敵の砲銃を躲避するの器械も無く、且西洋人と對戦すべき今時の戦法を知らざるが故に、戦ふ毎に死人の山を作すに至るものは、皆大砲にて打殺されたるなり。何となれば、英夷の人數に死亡の無きを觀るときは、以て此を證するに足れり。故に軍役に立出の時假令ば外見の飾りに道中は日雇人足を備ひ、着到の人數を多き様に見すると雖も、接戦の場所には總て召連ること無し。兵は精しきを貴で多きを貴ばず、故に家來の無き者は三百石取、五百石取の武士たりとも、主人ばかり一人備場に備へて戦(ふ)べし。若し無用の雜人を數多集るときは、陣列も整齊し難く、進退するも自由ならず。若し敵より大砲を打掛らるるに及では大に周章散亂して、清國厦門の敗岨の如くならんこと必せり。故に防海の兵は武邊に未熟なる人を集ると無く、唯勇壯にして強力ある人を撰び、日夜務て砲銃・刀鎗を修練せしめ、水陸の戦法を精銳

- (一) 水戰法秘訣
- (二) 葡葡語、Bateria、西洋形の小艦。はしけ舟
- (三) 葡葡語、Rot、伍
- (四) 葡葡語、Peloton、小隊
- (五) 葡葡語、Divisie、Compagnieの誤りであらう。歩兵中隊
- (六) 葡葡語、Batalhon、歩兵大隊
- (七) 葡葡語または英語 Regiment、聯隊
- (八) 葡葡語、Bajonet、英語、Bayonet、銃剣、古く南佛、メキシコにて造つた小銃の名稱であると云はれ西紀一六四七年（正保四年）イギリスに初めて銃に附して使用されたと傳へられる
- (九) 葡葡語、Snaphaan、歩兵銃、鳥銃

西洋兵制

- (一〇) 葡葡語、Karabin、騎兵銃、鳥銃より短し。イスパニヤ國のカラビ銃と譯す。同種はメキシコ國の改良から起つた名といはれ、第十六世紀末頃から同銃の使用を見た
- (一一) 葡葡語、Pistol、拳銃。西紀一五五五年（天文十四年）伊太利 Pisto-

愚老外寇の防禦を工夫し、橋臺小船を作り、十貫匁の設室迴農炮を載て乗り出し、海上に逆撃（も）て其軍船を打碎くべき戦法と、又古船を貯（も）て自走火船を作り、其火船を乗り出し、外寇の西洋船を沖の方より圍繞して、西夷の戦艦を焚燒すべき法を工夫して、水戰秘訣を著はせり。即ち其大略上に記載せるが如し。然れども外寇の來るときに其防禦の緩きときは、即ち軍船を岸近く寄せて碇を卸し、望遠鏡を以て陸地の諸方を遙に眺見し、伏兵のあるべきやの疑はしき處あれば、船上より大炮を放て打攘ひ、其炮煙の下より數艘のバツテイラを出し、炮銃其他兵器を載て岸に漕寄せ、乃ち上陸し、其人數の隊伍を齊へ進行して、要害の地を撰び此に占據して營砦を造り、此より四方を進取せんとす。故に外寇來るときは水戰秘訣に説示したる如く、極大炮を橋臺小船に載せ遠（き）に乗出し、逆撃（も）て海上に打拉がされば、往々上陸して侵掠を縦にするに至る。故に此を逐ひ拂はずんば有べからず。此を逐ひ拂ふには先づ西洋諸蠻の兵制を心得ずんば有べからず。彼諸蠻の兵制三人をロットと號し、二十四人を半ペロトンと號し、四十八人をペロトンと號す。一小隊九十六人をジヒシーと號し、四百三十二人をバタイロンと號す。一大隊なり。八百六十四人をレヂメントと號す。歩兵は皆バヨネット（五）バヨネットを云ふ。附小銃（六）バヨネットを持ち、騎兵は悉くカラベイン（七）カラベインを持つ。又散隊の騎兵ピストウル（八）ピストウルと云ふ小銃を一挺づつ執て片手打に此を放つ。（九）小銃四種の製法用法の事は東西火攻辨に精（く）説けり

- (一) 府で創製したためにこの名稱がある
- (二) 『東西火攻辨』中卷に出づ。小銃四種とはムスケツト、スナツパン、カラベイン、ピストルを云ふ
- (三) 葡葡語、Soldaten、school
- (四) 葡葡語、Peloton、school
- 三兵と極大炮
- (一五) 名は茂教、秋帆と號した。寛政十年長崎に生る。家は代々長崎町年寄にして鐵砲方を兼ねた。初め萩野流砲術を習ひ、天保初年長崎渡來の蘭人に就いて西洋流砲術を研究し、私財を投じてダベル銃・白砲・忽發砲等を購入した。天保十一年門弟三百餘名を以て初めて洋式銃陣を組織して訓練し、翌年幕命により府下徳丸原において銃陣演習を行ひ上下を驚かした。江川相摩及び下官根金三郎にその法を傳へ、後諸家にも傳へたが、守舊派の讒言によつて同十三年投獄された。嘉永六年赦され、相摩の手付として銃砲製造・砲臺築造等に力を盡し、また軍制改革等にも功があつた。慶應二年没、年六十九、贈正四位（一六）馬を敵軍内に乘入れてその備を分裂させ馳せ散らす法（一七）葡葡語（Compagnie、歩兵の中隊

歩卒・騎兵ともに操練の法嚴密にして、歩兵は鎗付小銃を以て手足運動進退皆蠻語を以て令をなし、衆力を合して一隊の人數を手足の如くに練て戦はしむ。是を名付てゾルダーターテンスコールと號し、又一小隊の操練をペロトンスコールと號す。即ち高島四郎（大）夫が人に教へたるもの是なり。騎兵はカラベイン銃を持って、大坂陣の時に伊達政宗が備の如く、小銃の達すべきの地に至れば乃ち打發して敵を碎易せしめ、然後に乗り割り散す戦法なり。然れども予熟按（する）に西洋諸國兵制少しく異同ありと雖も、其主とする所は大炮なり。蓋し各國皆歩騎銃の三兵を備ふると雖も、其究竟する所は此三兵を以て極大炮を羽翼するのみ。故に一大隊の備には必ず大炮を車に載せて一隊の主と爲す。大軍には必ずコンバグニー隊（二）コンバグニー隊三百二十人より（三）三百人を分ち、大炮十二坐づつを組で大炮を作り總兵の主とす。此を以て察すべし、大炮は天下一の武器たることを。然れば極大なる炮の乏き國は國を成すこと能はざる所以なり。故に西洋諸蠻の外寇を防禦するには、水戰には廣大堅固なる軍船の多きより善なるはなし。若し堅固なる軍船の無き國は無寧橋臺小船と設室迴農を數多製し、且又自走火船を多く貯ふべし。然らざれば海賊或は上陸すること有り。若し上陸するときは陸地に於て彼と戦はざることを得ず。然れば大炮・小銃を多年熟練の西夷等と對戦するに及では、彼が打出す實彈・火彈の飛來るを躲避するの手當無ければ、勇力絶倫の士武藝熟達の人

行軍炮戰車

- (一) 諸隊平行に備へた隊隊「兵法一家言」卷三參照
- (二) つづら立とも云ふ。雁の列をなして飛び行く状に象り、斜平行に備へた隊形で、戰鬪に際しては敵をおさへて一手づつ攻めかかりまた引取るに便利な法。「兵法一家言」卷三參照
- (三) 本來は足輕隊を敵に向つて鈍角形に備へたもの。信淵は戰車の備へたものを應用した。(同上、「陸戰秘訣」上卷參照)
- (四) ホウシマはホコヤ。足輕隊を敵に向つて鈍角形に備へたもの。少勢で多勢を打破る良法。信淵は戰車の備へたものを應用した。「陸戰秘訣」上卷參照
- (五) 攻城の場合仕寄のため考案した。大箱車に似てゐるが、この場合には野戰に用ひられる。「兵法一家言」卷十參照

と雖も、皆數百歩の外に擊墮されて、死傷山を作すべきこと論ずるに及ばず。故に予銃丸を畏れざる行軍炮戰車を作れり。其車の正中に一坐の大砲を備へ、左右に工夫の箱楯を綴着け、又其左右別に羽翼楯各一箇を施し、此に銃眼を開て助銃を打出すに便し、箱楯の上に一枚の高楯を立て、此高楯及び箱楯・翼楯も前面には鐵板を打着け、敵の銃丸の貫くを防ぎ、又此車の前に箕楯を設て、飛來る銃丸の猛勢を柔和しむ。楮此を押し出すときは十匁鐵炮四挺或は六挺を増加へ、車夫十人にて此を押し出し、且強勇力の勇士十人各剪馬刀七尺鞭の先の方に刃を仕込みたる者を執て車の後に備へ、此戰車十輛を一備とし、三十備も五十備も相並べ、地形に依て一文字・雁行・山形・鋒矢等便宜なる備を立て、パヨネットの歩兵、カラベインの騎兵を論ぜず、且放ち且進で隊中まで押込み、乃ち各其剪馬刀を執て人馬を撰ばず、當るを幸に薙倒すべし。或は車の後に鎗組を備て、敵と密邇するに及では鎗備を繰出し、手詰めの働きを爲さしむるも宜し。兎にも角にも西洋人と對戰するには、敵間の遠きときは炮銃打發巧妙神速にして、炮彈飛來ること電の降るが如く、出て戰ふべからず。既に彼が隊中に進入するに及では、本邦武士の得手者なる獨鬪戰を働くべきを以て、最早味方の勝利なるを知る。若し敵大砲備を繰出すときは、行軍炮戰車よりも極堅固なる剛勅車五を押し出し、逆へ撃て此を打拉ぎ大砲を悉く奪ひ取るべし。此車も亦予が製する所にて、其車上の架を高き七尺五寸、表間口九尺餘、奥行三丈に木口六寸の角物にて作り、其間六尺毎に八寸角を用て

剛勅車の使用

- (一) 砲の重量の三割。ここでは三百日に當る
- (二) 砲の目方と同じ重量の火薬を込めること
- (三) 砲心を縦に十三通以上離し通した床
- (四) 砲車の一輦で大八車の類。人七八人の代りをする所から名づく。「近代世談」によれば、大八車は寛文中江戸にて造られたと云はれる
- (五) 攻城の場合仕寄のため考案した。大箱車に似てゐるが、この場合には野戰に用ひられる。「兵法一家言」卷十參照

仕切を打着け、其架の表より一丈二尺の處に松丸太の切口二尺に長さ一丈二尺程なるを一本横に繋ぎ着け、又其上に生松の木切口二尺以上なるを一丈八尺づつに伐り、六七本並べて其透間の無き様に削り合せ、下の四箇處に横木を敷て苧繩にて丈夫に繋ぎて、架の上より前下りに架に縛わづり着て、此を一貫匁の大砲六三割の火薬にては三町隔て放ち驗るに貫くこと能はず。四割以上の藥なれば或は貫くことも有んか。此を二重疊たたまにするときは、目装めまの火薬を用ると雖も、絶て打貫くこと有ること無し。又十三通り以上の疊たたまも砲彈の容易に貫かざるものなり。六枚重ね以上の古床は貫匁以上の大砲も打貫くべからず。水に潤ひたる床は殊更に貫くこと無し。故に事の急なるに至ては剛勅架を製し、生松にても古床にても手早く此を上仕掛け、一架を大七車三輛づつに載せ、強兵五十人にて此を押し、十組も二十組も押し出し、喊々聲を揚て疾く進み、大砲備の中まで衝込み、各得手なる兵器を執て蠻人どもを擊墮し、其大砲を奪ひ取るべし。是を予が陸戰法の大意とす。又其行軍炮の戰車及び剛勅車等、製法・用法は陸戰秘訣に圖解を出して詳説せり。明公亦上に説たる諸器を製し、精密に試み給ふべし。以上今時の戰法講義の大意なり。然れども中古以來の兵法を改めて、時世に應じ武備を精銳にするの制度を建るの策に至りては、明公と諸老臣の議定に在んのみ。

(一〇) 大砲を戰術の重要案としなかつた舊式兵法

存華挫狄論 卷之三終

兵法革新是否の論

(一) 甲州流・北條流・越後流・山鹿流等を云ふ
(二) 武田信玄を流祖と仰ぎ江戸時代初期小幡景胤によつて體系化された武田流・信玄流・甲陽流・武田流等とも呼ばれた。なほ末流に至つては色々の稱呼がある。津藩の同流は文化頃阿川義廣等によつて榮えた

(三) 鐵砲・弓・長柄(長槍)三備は何れも足輕隊であつて、集團的に行動し威力を發揮する

信淵の三兵説

(四) 士分を以て組織する

存華挫狄論 卷之四

侯曰「先生曾て云へり、兵法は活物にして時世と共に推移り變化するものにて、其變に應じ改革して時世に従はざることを得ず。能く時機に應ずるときは、寡能く衆に當り、弱能く強を制す。故に兵法は時世に應ずるを專要とす。今夫西洋諸國火術盛に流行し、極大の炮を用ひ、猛烈の火弾を劇く放發つを以て、西夷の外寇と對戦するには古來の兵法にては此を制し難し。然れば兵法を改て時變に應ずることは不_レ得_レ已の勢なりと。實に是至當の示警なり。我家從來甲州流を學べり。以後時に應ずるの法を修て武備を嚴重にせんと欲す。願くは先生我家の諸老を説服して、古法に執強なるの宿癖を改しめよ」と。愚老對て曰、「何れの家も多年操練したる兵法は古例と爲て、他より嘴を納るときは尙化することの難きものなり。明公武備の不_レ足を憂て此を精銳にせんことを欲せば、甲州流を改革するにも及ばず、西夷の兵を制する法あり。即ち前の卷に説_(き)たる如く、西洋諸國の兵制は大同小異ありと雖も、各皆歩兵・騎兵・銃兵を備ることは皆同じ。然れども畢竟は此三兵は極大の羽翼たるのみ。又甲州流の兵法は鐵砲備・弓備・長柄備の三兵を前驅とし、馬備の事は別に法ありて、先づ此三兵の操練を修行し、繰り進み繰り退くを能く熟

(一)江戸時代の長崎の地
 役人で市政のことを掌
 り、また外國貿易の事務
 などを兼ねた。七名あり、
 長崎奉行の支配に屬し、
 苗字帯刀を許され世襲し
 た。なほ町年寄は江戸・
 京都・大阪等にもあつた
 (二)四七頁註一五參照
 (三)禮拜・體佩なども
 書く。諸技藝の作法のこ
 と。ここでは銃の操作・
 進退を云ふ
 (四)ひばさみ、火拵。武
 備志に出づ

(五)蘭語、Eskadron。
 騎兵の中隊
 (六)騎兵銃(四七六頁註
 一〇參照)

(七)仰角をかけないで直
 線に射撃する法
 (八)斜側面を射撃するこ
 と
 (九)四六九頁註三參照

習せしむることなるが故に、全く西洋三兵操練と大意は相同じ。西洋にては一小隊四十八人の操
 練をペロトンスコールと云ふ。即ち長崎の町年寄高島四郎(三)と云ふ者の江戸に來て人に指南せ
 しこと有しは是なり。唯其甲州流に同じからざることは、西洋人ペロトンスコール體語にて教示
 するときは、步兵皆劍付鐵炮(イロネツトスナツパン)を執て其辭に従ひ、坐作進退炮の取り廻はし、一步一手運動まで下
 知に隨て一人の身體を動かすが如し。其體配(三)の熟練最も精妙を盡せり。是其操練の法度極て嚴肅な
 るを以てなり。故に敵と對戦し鐵炮を放ち、其短鎗の穂先を揃て敵中に衝入すること衆人皆一齊
 にして、一隊の人数は一人の手足を動かすが如し。且其鐵炮は龍頭(四)に燧石を挿み、此を撥(五)で火
 を點じ、火繩を用ること無し。彈丸は八匁許なるを裝(六)て放つ。此銃は步兵に便なれども、騎
 兵に不便なるを以て歩兵銃と定む。西洋夷人等鐵炮を打發することと操練には極て皆精妙なり。
 又騎兵は二騎をロットと云ひ、四十騎をペロトンと云ひ、百六十騎をエスカドロ(五)ンと云ふ。各皆
 カラベイン銃を持つ。此亦燧石を撃て火を傳ふ。彈丸五六匁なるを裝(六)て放つ。往々一筒兩口
 に製し、一發の後猶餘丸を留て不慮に備へ、此を革袋に挟み右肩に擔ふ。騎兵等は鐵炮打發の精
 妙を得て進み、到れば乃ち敵を打撃敵を打惱し、乃ち馬の轡を並べ二百騎も三百騎も大浪の打
 寄する如く一齊に乗り込み、大砲備を押出し來り、數十座の大砲にて所謂直射(七)・斜射(八)・擡射(九)の三
 法を行ひ、五六町より十二三町の間は人馬を論せず打掛るを以て、一發三四人若くは五六人も犇

(一〇)バンツツ・粗製の
 鐵砲
 (一一)銃兵。足が軽くて
 能く走るの意。戰陣にお
 いて鐵砲・弓・長柄鎗等
 を持つた歩卒
 (一二)鐵砲備・弓備・長
 柄備

行軍砲戰車及び疊橋
 車の使用

犇(一)と連繫(二)に打倒されて死傷山を作すに至る。此を西洋諸國大砲合戰の常法とす。故に大砲の少き
 國は共に對戦することを得ずして和を乞ふこと多し。然れども大砲の多き國は此方よりも數十隊
 一隊の大砲備は十
 二座つと云ふ。の大砲備を繰出し互に打發して大合戰に及ぶ。故に西洋の大戦には人馬の死傷する
 こと甚多しと云ふ。古戦の圖を見て其趣を察すべし。且右に説(三)たる小鐵炮の前驅(四)と雖も、彼
 等は弓備・鎗備を用ること無く、歩兵も騎兵も皆八匁彈の鐵炮にて劇く打發し進み來るときは、
 甲州流三匁五分玉の番筒(五)を持たる足輕等對戦することを得べきや。又弓備・鎗備の人数を繰出し、
 歩兵・騎兵に劇く鐵炮を打發せらるると雖も、尙勇み進で能く戦ふべきや否や。本邦の古戦とは
 意外に其趣の異なる、假令甲州流三備進み戦ふとも、敵の歩兵・騎兵自ら開き、大砲備の左右に
 分れて備る迄には、此方の三備に死傷少なからざるべし。其上に又大砲備の連發に遇はば、皆悉
 く打殺せらるべし。故に明公藩中の諸士多年學び得たる甲州流兵法の操練を益精熟せしめて、坐
 作進退・一步一手の運動まで、皆能く軍事奉行の指揮に従て進退周旋すること一人の身體を運動
 するが如くに調へ置き、萬一西夷の外寇來るときは我甲州流の軍卒をば前驅には出すこと勿れ。
 若し賊等上陸して進み來るの様子ならば、乃ち上に説たる行軍砲の戰車を三十備も五十備も押出
 して、大小の鐵炮を劇く放ち、歩兵と騎兵を打挫き、此方の鐵炮・弓・長柄の三兵は其後を詰て
 戰車を疾く押進ましめ、敵兵と近附に及で乃ち車備の間より繰出し、我三兵を存分に働かせ、且

(一) 清の海軍を機軸も車上にて彈丸防禦の備としたもの
 (二) 鴉片とも書く。オピウム (Opium) と云ふ發音を漢字に現はしたるもの。罌粟 (ケシ) の實に含まれる乳状液から造つた藥品、これを加工し膏状にしたものを紙に塗つて煙草のやうに吸ふ慣習が起つた。最初は葡萄牙人が印度産の鴉片を輸入したが、二四三三年英國東印度商會にその專賣權が移つてから支那への輸入額が激増した。かくして二四六〇年 (清の嘉慶五年) 頃から之を吸ふ慣習が支那に流行するに至つた。

清國對英政策の失敗 失策第一

(三) 清第六代高宗皇帝、世宗の第四子、諱は弘曆。乾隆は年號。二三九五年 (享保二〇年) 即位。治世六十年、學術を奨励し、『大清一統志』、『四庫全書』等を編纂せしめ、西南北の邊境に師を出すこと十回、大に國威を揚げ、清の極盛期を現出した。晩

長柄を以て夷狄等を唯へし打に打燈さしむべし。若又大炮備を押出すの様子を伺ひ得るときは、兼て用意の濡疊車を神速に押進して諸手に代り、喊々聲を揚て疾く勇進し、大炮備の中まで押込みて、乃ち長柄か棒を執りて蠻人等を敲きのめし、唯へしと打燈して大炮を悉く奪取り、本邦武士の英氣絶倫なるを示すべし。」

侯悦 (んご) 曰「先生の兵を談ずるを聞くときは未だ戦はざる前既に勝たる心地し、英氣自然十倍す。然れば甲州流兵法を改るにも及ばず。先生の前説の如く、其兵器を嚴重に備へ、操練を精妙に熟習するときは、外寇來ると雖も思とするに足らず。善哉。」對へて曰「愚老が慮る所は是而已に止らず」侯曰「何の故ぞや」對へて曰「本邦は四周大洋に濱するの國なるを以て、明公の國のみ武備堅固なりと雖も、其他猶慮るべき所甚多し。且又歐羅巴洲の人は皆天性貪婪極て強く、各廣大なる國土を領すと雖も、猶足らずとして何れも他國を奪取り、乃ち己が屬地と爲し、其本國を益強大にせんことを欲す。英吉利亞も既に莫臥兒を併せ、愈東洋諸國を併吞せんことを圖り、先づ世界無双の大邦たる滿清國を衰微せしむるの策を設け、阿片煙草を製して清國に賣る。清國の愚民等甚だ此を嗜み、家産を破るをも省みず、世上頗る流行し、蔓延日に廣まり、土民の財用を消耗す。時に清主乾隆帝は明君にて其害を作すことを知り、嚴令を下し、蠻船の載 (せ) 來て鬻ぐことを禁じ、且其所有の阿片煙一千餘函を燒 (く) しむ。然れども英夷等奸智最深く密々交易す

年には官吏の腐敗甚しく、國運漸く傾くに至つた。嘉慶元年 (二四五六) 位を子仁宗に禪り同四年 (寬政十一年) 崩じた。年八十九

失策第二

(四) 乾隆五十二年鴉片律を出してこれを禁止した
 (五) 清第七代仁宗皇帝、高宗の第十五子。諱は永瑆。嘉慶は年號。 (二四五六—二四八〇) 乾隆六十年 (一四五六) 受禪、前代の弊政を改め革新政治を行はんとしたが、世人太平に馴れ、加ふるに安徽の白蓮教徒、河南の天理教徒等の叛亂があり、南海方面には海賊出沒して國內の騷擾絶えず、遂に頽勢を挽回するを得なかつた。嘉慶二十五年崩、年六十一

失策第三

(六) 嘉慶十八年以後漢、費爾・吸煙を嚴禁した
 (七) 清第八代宣宗皇帝、仁宗の子、諱は旻寧。道光は年號。 (二四八一—二五〇一) 二四八〇年 (我文政三年) 即位、道光年間最大の國難たる鴉片戰爭 (二五〇〇—二五〇二) が起り、英國との間に屈辱的條約を結び、國威を失墜し、また同三十年には長髮賊の亂が起り、國運危殆に瀕するに至つた。道光三十年崩、年七十 (八) 阿片には十パーセント乃至それ以上のモルヒネ (麻痺劑) の成分が含まれてゐる

ること止まず。其後嘉慶帝の世に至り、阿片煙の禁を嚴にすると雖も、下民の嗜むこと甚しくして止むること能はず。嘉慶帝英夷奸謀の企あるをも知らず、唯文學に耽りて武道を講ずること無く、且大炮の轟聲を嫌ひ、近郊に於て放發することを禁ぜり。即是れ清國兵勢衰弱の基本にて、遂に英夷の奸計に陥りて、其民を糜爛し、國土を分割せらるる所以なり。明公可レ不ニ熟察ニ哉。

是を清國失策の第一とす

道光帝の世と爲るに及で、執政の大臣耆英・伊里布等共に體癩の庸人にて、唯權を弄するを策として柔佞を官人と爲 (へ) て、以て賄賂盛に行はれて訴訟煩多裁斷遲引し政事衰たり。清國失策の第二たり

時に英吉利亞國人は奸智の極 (こ) 深き夷狄なれば、清國の紀律頗る綻びたるを窺ひ得て、又阿片煙を持來て此を交易すること次第に多し。抑阿片の物たるや、麻毒甚だ強く、五分以上を服するときは麻死救ふべからざるものあり。然れども煙草に少く和し煙吸するときは、諸病痛楚を除き、咳喘を止め、一旦精神を煥妖すること美酒に酔が如し。故に貧苦懊惱の人と雖も、此を用れば心氣寛懷安眠の樂を得ること有り。故に一度吸たる者は口を離すこと能はざるに至る。其後患を察するの遑なし。故に英夷等清國の財貨を貪り奪ふには第一の交易物とし、印度・アラビヤ等彼が屬國に數多罌粟を作らしめ、夥しく阿片煙を製し、清國に鬻ぐ。天保八年 (清道光十七年) に阿片煙を齎し來

- (一)山東の人、瀋陽寺卿。道光十八年閏四月阿片の吸煙を禁すべき上書を出した
- (二)支那の制度では十人を一組としこれを保と稱した
- (三)道光十九年(二四九九年、天保十年)十二月に任命、これより先同十八年十二月に欽差大臣として廣東に來任した
- (四)二萬二千八百三十二函は二萬二千八百三十三函の誤
- (五)道光十九年四月
- (六)アマカハ。今澳門(Macao)と云ふ。支那廣東省香山縣の南海に突出した半島の地。二一七七年(明武宗の時)葡萄牙人初めて渡來し、貿易五市を開き、二一七七年(嘉慶三十六年)この地を占據し、葡領となつた

失策第四

失策第五

ること二萬七千函一函の價銀三百六十兩其翌年又載せ來ること三萬四千餘函。然れども諸役人皆賄賂を食り縦にして此を問はず。故に英夷も清商も公然として交易し、忌み憚る者あること無し。山東の文官(一)黃爵之上書して阿片烟を禁せんことを請ふ。其言甚だ剴切なり。朝議此を善とし、於是清主新に令を下し、嚴く阿片を吸ふことを禁じ、下民十人を一保とし、一人禁を犯せば十人皆罪に行ふ。且阿片を隠し置き、或は烟管を貯ふ(二)者は死罪に處し、官吏の法を縦にする者は官職を奪ふ。又英夷の船官等に諭し、嚴く令を傳て再び持來ることを制禁す。然れども彼船官舊弊(三)に馴て密々に鬻ぐ者多く、官吏の追捕甚嚴きが故に發露し罪を得る者多し。英夷の船官請て曰、「犯禁の罪は固より甘心する所なり。然れども事甚だ急なり。願くば此を緩せよ」と。官吏不聽。船官大に懼て嚴く其徒の私に交易するを禁じ、以て官吏に謝す。然れども内密に賣り、且清商にも陰に蓄ること猶多し。天保十年清道光十九年清主阿片烟の禁尙行届かざるを憤り、林則徐が執強なるを聞(四)て廣東の總督に命じ、嚴く阿片禁制の事を糺さしむ。失策第三

則徐廣東に至るに及で、英夷の商船二十二艘中に所蓄の阿片烟を悉く徵攝(五)んと欲し、船官等責めて其商館を圍み、食道を斷て英夷を困ましめ、終に二十二艘中に所蓄の阿片二萬二千八百十二函を取上げ、上奏して悉く燒捨(六)たり。失策第四

英夷等快々として亞媽港(七)に去る。林則徐進で亞媽港に渡り、阿片烟の禁を立ること廣東に同じ。

失策第六

- (七)蒸氣船。一八〇七年(文化四年)米人フルトンの發明したもの。船の兩側に水蒸用の車輪があり、石炭を焚き蒸氣力によつてこの車を動かし船を進ませたので火輪船と云つた。(水陸戰法録 卷一參照)
- (八)この日數疑はしい。少きに過ぐ。
- (九)英艦ゾホレーン號の艦長たりしミス
- (一〇)二五〇〇年(道光二十年)二月十五日

此土の密に阿片を賣買したる商民數十人を捕て死刑に行(一)ぬ。又英夷のカピタンを責て密賣したる夷人を出さしめて、其罪を糺明せんと欲す。船官等種々託言しけれども不聽。即ち軍卒に命じ、商館を圍で食物を絶す。英夷困むこと甚し。遂に相率て密に圍を決し香港に遁る。則徐又沿海の郡邑に令し、英夷の上陸を防がしむ。失策第五

英夷食物を得る所なく、飢餓斯に迫れり。於是乎、侵略の志始て決せり。天保十年の冬、英夷等商船二艘を軍船の如くに作り、大炮を數多備へ、廣東港を侵す。林則徐兼て待設けたる所なれば、即ち三艘の大船を出し、數多の鐵炮を備て此を迎戦はしむ。英夷の船よりも大炮を連發し、清國の三船を塵粉に打碎き、大に劫掠して歸れり。英夷の船官其矛楯に及びたるの始末を火輪船を走らして印度と本國に注進しければ、本國の君臣甚だ驚き、速に加勢を遣すべきの返答あり。所謂ストームボートは早船の名にて此は石炭を燃し湯を沸し、湯蒸氣にて水車を運轉し、其機輿にて船の海上を走ること矢の如し。近來西洋人の工夫なり。海上を走ること飛が如く、清國廣東より英國の王都ロンドン城まで一萬二千里あり。此を僅十三日に相達せりと云ふ。火輪船の製法あり。別記録あり。英夷より印度に來り居ける船手の商官蘇密多軍船二艘にて先づ香港に到着し、英夷の船官を訪ひ、乃ち進で廣東港の入口に至り、林則徐に戰書を貽(二)て嘲弄す。乃ち則徐六艘の軍船に數多の大炮を備へ、迎て此を打攘はしむ。然れども英船堅固彈丸中ると雖も打貫くこと能はず。蘇密多進で兵を下知し、一百餘坐の大炮を放ち、劇く此に打掛ければ、清國の軍船一艘は

(一)サー・ジェームス・ジョン・ゴールドン・ブリー
— 4 — Sir James John Gordon Bremer.

失策第七

(11) Charles Elliot.

英國の植民政治家。西紀一八一五年海軍に入り、後に外交官に轉じた。初め英領ギアナに赴任し、ついで支那に來り、鴉片問題に際會し、欽差大臣林則徐と交渉したが、林の強硬態度によつて英在留商人を伴ひ澳門に去つた。西紀一八七五年歿、年七十五。
(12) 印度ガンジス河流域にあり、今の Benarai 地方にあつた一國、榜葛刺の字を宛てる。
(13) ベンガルの土人に白色・黒色の二種があり、白人を白鬼、黑人を黒鬼と云ふ。『水陸戰法録』卷二參照。
(14) Sir (卿) の稱號を有するもの。
(15) 東支那海にある諸島。定海縣と云ふ。二五〇〇年(道光二十年)六月攻略。

碎て其板空中に趨り、其他の三艘は皆敗走し、將官等も亦僅に死を免れたり。蘇密多大に海濱を掠す。清國よりも數多の兵を出し度々戦ふと雖も、清人皆大敗す。然れども蘇密多アメリカの使者船に就て和を乞ふと雖も不聽。第六の失策勦辨あるべき事なり

又一夷奴の捕れて清國に在る者あり。英夷の船官此を返さんと乞ふこと甚だ切なり。亦許さず。天保十一年五月清道光二十年英夷本國の軍兵國王の命を受けて亞媽港に着船す。一手は東印度勤番の提督布令墨兒を大將とし、騎兵・歩兵都合一萬六千を帥ひ、廣大堅固なる軍船此に従へり。又一手は本國の提督阿兒利阿多を大將として、騎兵・歩兵を帥ることブレンメルが人數と同じ。此亦廣大堅固なる軍船に乗組で數多の軍船此に従へり。此兩大將の乘たる軍船には大炮各七十四坐づつ備ゆ。其他四十四坐或は三十二坐・二十四坐・十六坐を載せたり。又火輪船四艘に極大の短炮を備て河淺の處に居れり。又翌日追々に乘着たる兵船はエルリオットが支配に加はれり。又其次に英夷の領内ベンガラ國白鬼・黒鬼の夷人一萬六千人種々の船に乗組で到着せり。此白鬼・黒鬼の夷人は極て痴呆愚鈍にして淫欲甚だ強く、此を撫弄して敵に向はしむるときは、矢玉雨霰の如くなるを畏れず、少しも死を顧みざるものなり。故に英國將官此を愛養して戰場に用ゆ。敵地に上陸する時の先驅となす。又英國の貴戚爵子伯麥なる者王命を受けて軍師と爲て二將を輔佐し、三人議して曰「先づ此亞媽港を巢穴と定め、舟山島を取て出張と爲し、其近傍諸港を侵し、南境より北境に

(七) 虎門。廣東の東南五十軒の要地。
(八) 二五〇一年(道光二十一年)五月攻略。
(九) 支那浙江省にあり、錢塘江に臨む。

失策第八

(一〇) 同書卷二參照。
(11) 支那浙江省にあり、錢塘江口に臨む。
(12) 二五〇〇年(道光二十年)七月任命。『水陸戰法録』參照。
(13) 鴉片戰爭當時のイギリス王はヴィクトリア女王であつた。二歳の時父エドワードは崩じたので、二人の妹がある筈はなく、誤傳である。『阿芙蓉傳』卷三、沈松榮、陳鴻舟等の庚子(道光廿年)十二月清商口軍にこの話が載つてゐる。
(14) 遠候。遠距離の戰情偵察。
(15) 二五〇〇年(道光二十年)九月二十三日の戰。

運送する諸産物を劫掠し、以て我英國の資用を豐饒にし、且ポッカティグリスの城砦を攻破り、廣東府を燒拂ひ、漸々都會の諸城を打取り、終に南京に打入て清主を困ましめ、今度の怨を報せんとの計策なり。同月下旬英國の三將亞媽港を出帆す。大小軍船五十餘艘其他數多の小船此に従ふ。六月七日寧波府の海上一圓英船充ちけるに皆大に驚けり。翌日直に舟山島に迫り、一日の中に攻取れり。第七の失策

此合戦のことは愚老が著したる水陸戰法録に詳なり。英夷等暗算の如く舟山島を打取て海濱經略の基本と爲せり。此島は周圍二十五の海港ありて、軍船の出入するに極て便なる要津なり。昔後選り此島を攻取て此より四方を劫掠せり 故に英夷此島より船を四方に出して侵掠を働くを以て、乍浦より以南寧波・鎮海・福建等の海濱諸州悉く其難に罹りて萬民寢食を安んずること能はず。北京の地方も舟山島の守を失ふを聞て上下震驚す。且諸州海岸外寇の侵伐を受るの上奏に因て、滿清の相國伊里布欽差大將軍と爲て滿兵二萬餘人を帥ひ、寧波の招寶山に營し、各處の港口を封じ、險隘を防守するの節度を爲す。時に英吉利亞國王の妹第三の王女武を好で大將と爲て印度の領地に來り居けるが、清國と戰爭の起りたるに就て、己が勇力を自負し、好で遠物見に出けるが、素より土地の案内を知らず、寧波府の餘姚縣に近寄り淺瀬の處に乗り上げ、士兵等と鐵炮を打合ふ間に、潮水引去り、極大の軍船なる故に、泥沙に膠して動くこと能はず。因て數坐の大炮に莫大なる火藥を裝(め)て、

(一)土民等を以て組織する兵

船を深き處に押出さんことを圖り、數多の大砲一齊に火を點じければ、大雷鳴を發したる猛勢にて大砲も軍船も破れて水に沈みける。清國の郷兵等皆此に力を得て競ひ進み打取らんとす。英夷等奈んとも爲すべき様なく、浮物等に取著(き)て泳ぐ者も有り。内に一人の女將あり、驍勇絶倫四五人を打倒し、槍七八本を打折(し)たり。清人披靡き引倒して遂に此を生捕にし、其他歩兵二十人を擒にせり。此女將は即ち英吉利亞國王の妹なり。因て此を寧波府に監禁せり。此事は水陸戰法錄に詳なり。英夷等第三の王女の擒と爲りたるを聞て大に驚き、火輪船を走らせ、各處の諸將を會し、共に議して書を大將軍伊里布に贈て和睦を乞ふ。曰「若し公主を還し給はば、定海縣舟山の諸島を將て交還し、復た廣東に往き諸事稟請て舊例に従ひ交易せん。萬一此を殺すときは、本國を傾け大兵を發し、來て其仇を報ぜん」と。伊里布英夷の舟山島に盤居して諸港口を截住(とら)が爲に、海船通行すること能はず、地方の人民共に衣食生産の便路を失ひ、漸々飢寒に迫るを憫み、此を救んとするの念あり。然るに欽差大臣琦善が命を奉て廣東に往き、英夷と和を議せんとし、寧波を過り伊里布に見ゆ。伊里布は琦善が來るを幸とし、共に英夷の乞を聽し、王女と舟山島とを交還し、海邊千里の人民飢寒を救んことを議す。琦善は書生軍旅の機變に通ぜず、速に其計を行はしむ。伊里布乃ち英夷の將ブレンメルに面會し、欺かれて舟山島と王女とを交還し、清主の命をも待たず放ち歸せり。第八失策、實に大機會を失へり

(二)同書卷二參照

(三)同書卷二參照

因て英夷も亦舟山島を還し、悉く引去て乍浦・寧波等海面清肅、萬民始て安堵を樂めり。此英夷等清國の大將軍伊里布を欺きたる始末は水陸戰法錄に詳なり。

(四)シヤクタイ、ゆつたりした様子

椿園氏曰「英吉利亞國の大將布冷墨兒・エルリオット等智勇兼備の猛將にて、本國にても百戰に練磨せる者共なり。故に清國の大軍を打破り、嚴城を攻落すこと其勢ひ龍蛇の如く、亦熊虎に似たり。然るに此王女を擒にせらるるに及では、爪牙もなく勇猛も脱し、(四)綽熊老實婦女の如くなるは何ぞや。是他なし。萬一此女を取還すこと能はざるときは何面目か本國の君主を見んや。實に彼等が必死の一大事なり。然れば此王女は大切なる奇貨なり。速に京師に迎取て恩愛を篤くし懇到に養ひ、此を以て質と爲し、義を直くして彼の諸將等を責めば、英吉利亞は貪婪殘暴の國なりと雖も、永く夷狄も義に反くこと能はずして亂を生ずること少き誓約の致方の有(五)べきなり。然るに清主は國政を伊里布等が如き庸愚の臣に委ねけるを以て、英國の王女を擒にすと雖も京師にも遣らず、寧波府の獄中に監禁して、久く困窮せしめ、鬱憤を積せ、剩へ奸智の深き夷人に欺かれて清主の命をも待たず、縦に此を放ち還し、以て此大機會を失へり。暗主の庸臣に政を執らしむる者は、居恒に失策のみ多きものなり。其奇貨を放ち還すに及では悔(六)ると雖も追ふべけん乎。さりとても惜むべきの事なるを以て他國の失策と雖も一浩歎を發せり。」

失策第九

天保十二年清道光二十年英夷等一旦定海諸地を開き去ると雖も、内實は公主を取還すべき奸計なるを以て、陽には退兵の舉を作し、陰には糾合の謀を行へり。然れども公主を取還すに及で既に和睦を結びたる上は、妄りに兵を出すときは不義無名の軍なるを以て、義あり名あるの兵端を翫めんことを欲し、諸將種々奸計を工夫し、一箇の策を議定し、本國に奏し、乃ち一昨年林則徐が燒捨たる阿片烟二萬二千八百三十三函〔百〕値銀二千二百萬兩を速に受取べきの旨、廣東府の奉行所に就て催促に及べり。廣東府の官吏は禁制の品物を齎來るときは此を燒捨るは國法にて、値銀を出すべきの義なきことを精く論ずと雖も服せず。曰く「一國の人民衣食の爲に作りたる産物を悉く取り上て、其贖はざるの理あらんや」と抗論し、此を争ふこと益強く、日々人を倍して督責し、唐突衝撞すること奈んともすること無し。遂に双方相撃つに至れり。廣東官吏等憤りに堪ること能はず。乃ち軍卒に命じ、英國の使者及び夷奴百餘人を捕て禁獄す。英夷等大に怒り、我國人民の産物を騙買し、値銀をも贖はず、却て我使者を押監す。討すんば有べからずと。乃ち兵を出し廣東を侵伐してボッカティグリスの城を攻取れり。清主此を聞て大に怒り、皇姪奕山王を揚威大將軍とし、大臣數員並に滿洲の強兵五萬を帥ひ廣東に赴き英夷を討しむ。第九の失策

英國の大將エルリオット、揚威大將軍奕山王の兵と廣東府の外にて戦ひ、大に此を打破り、清兵數萬人を打殺す。其後廣東の市街に戦て又大に此を打破る。英夷等清人兩度の大敗にて、頗る畏

失策第十

(一) 清道光帝の姪。鴉片戦争において偽りて外夷勸討を朝廷に報じ、事態を益々急迫せしめた。後黒龍江將軍となり、咸豐八年ムラビヨフと愛琿條約を結び清の威信を墜した。同治中歿した。

(二) 二五〇一年(道光二十一年)三月十二日

(III) Sir Henry Pottinger. 英の陸軍武官にして外交家。十四歳の時印度に赴き、陸軍に投じ、後マラータ戦争に従軍し、西紀一八三四年中佐に進み、功により從男爵に叙せられた。鴉片戦争起るや、特派全權公使として活躍し、遂に南京條約を締結した。戦後最初の香港知事となり、歸國後福祿閣閣官、陸軍中將となつた。西紀一八五六年(安政三年)マルタに歿した。年七十

失策第十一

(四) 同書卷四

れ怖くべきを察し、速に二千一百萬兩の銀を納めて和睦せよと勸む。同年七月英國の女王前年清國を伐たしめたる軍兵の敗舉あらんことを慮り、援兵として樸鼎查・彪吾臥烏古を大將とし、莫利囉を軍師として、四十六艘の戰艦を帥ひて亞媽港に到着せり。英國の軍兵其勢ひ愈強大にして、士卒皆戦はんことを願ふ。同月中旬英國の兵進で厦門を攻て此を取る。同八月中旬英夷再び舟山島を攻む。欽差大臣裕謙防戦六日、力竭〔三〕て戦死す。清朝群臣英夷を畏て救ふこと無く、遂に忠臣をして力竭て死せしむ。第十の失策とす

此裕謙が忠勇英列の始末及び厦門と舟山島合戦の戦のことは水陸戦法録に詳なり。

同月下旬ヒュグゴウク鎮海城を攻伐し、三日にして此を攻落す。寧波府の總督及び順撫游擊將軍等英夷既に厦門・舟山・鎮海を攻落し、數多の清兵を擊殺したるを聞て、皆大に恐怖して悉く逃去りける。此に因て英夷戦はずして寧波府を取れり。彪吾臥烏古ユヤットの城を攻取て此を破却す。總て府城を取る毎に即ち倉廩を開き、米穀・錢貨を散じ、悉く土人の貧窮を救ふことを常とす。又ツキー、テュンクウ二城の守將等此を聞て逃去れり。此秋より欽差大臣數員諸方の急應の爲に、二萬五千の兵を帥ひてテュンコウボ一の城に屯しけるが、英夷を恐て悉く逃去れり。天保十三年の春清道光二十二年壬寅英夷の舟山に在る者ども疫熱に罹り、死者夥く難澁す。又廣東にて亞墨利加人と矛盾起り、兵勢頗る衰〔二〕ける。清國南境の諸將此間に亞媽港と舟山の通路を斷じ、英夷を追ひ攘はんことを計れり。蘇密多ワソボーより軍船を發し、大に此を打破り、英夷の勢ひ復振ふ。

(一) 同書卷四參照

此等の合戦のことは 同二月上旬清國の大將伊里布等英夷の兵勢頗る衰へたるを聞て、進勦すべきの議興
本陸軍法に詳なり
れり。第十一の失策

失策第十二

(二) 浙江省寧波の西北二十軒にある都會

三月大兵舟山及び寧波・鎮海の三鎮を伐て皆大に敗績し、大臣以下軍卒死亡數萬人に及びり。其敗兵を聚て慈溪縣に屯しけるを、彪吾臥鳥古急に押寄せ撃て又大に打破り、次で清國第一の備場ヤンゲバスに押寄せけるに、清人夜中に諸構を悉く焼拂て逃去れり。同四月中旬英將ヒュゴウク乍浦を攻て三日の中に攻取れり。初滿洲の軍卒能く戦て英兵を中に圍み塞にせんとせり。然るに清國の軍兵は滿洲の人を棄て逃去りけるに因て、滿兵却て大敗せり。第十二の失策なり

失策第十三

(三) 二五〇二年(道光二十二年)五月七日英船吳淞を攻め、翌日陳化成奮戦して死す

英夷乃ち進で吳淞に逼る。此城は揚子江の入口にて大切の固めなるを以て、清國無双の名將陳化成五州の兵數萬を率ひて此を守る。陳化成が英夷に備るに、先づ土城を増築くこと一百二十餘町、別に大炮を鑄造すること六十座、其最大なるは重さ八千觔以上なり其他武備極て嚴密なり。英將ヒュゴウク此を攻む。然れども陳化成が威名を憚り、其軍船七八十艘吳淞の近岸を進退往來すること十五六日、陳化成唯固く守り、敢て出で戦ふの様子あること無し。彪吾臥鳥古其可畏の伎倆なきを探り、乃ち押寄せ來て攻撃つこと迅雷の如し。陳化成此を防禦すること能はず、一日の中に身屠られ、城陥て、國家の恥を作せり。第十三の失策
或(ひと)予に問(こ)曰く「陳化成が吳淞城防禦の手當は嚴密至極を盡せり。如斯武備を堅固にして防守ると雖も、城破れ身死する者は實に天命の所致にて、無遺策と謂べき乎」と。答て曰「陳氏國の爲に命を致せり。誠忠なり。然れども無遺策とは謂べからず。何となれば、凡そ箇城は以て攻爲守を兵法の最要とす。若不然ときは落城に及ぶこと多きを以てなり。然るに陳氏は守るのみを專一として、攻るの策を行ふの念なし。敵を逆へ撃つを施すこと無きに至ては、西洋火攻の猛烈なる、嚴城に據ると雖も守ることを得べからず。初ヒュゴウク、陳氏が奇計・妙策あらんことを畏れて狐疑猶豫すること半月餘、其雄傑なる伎倆の無きを探り得るに及で、乃ち來て此を取る。其勢ひ虎の羊を齧が如し。抑陳化成は閩の同安の人にて、行伍より海に福建の水軍提督に陞り、軍事に心得ある人なり。且此吳淞の惣大將と爲(り)て英夷の防禦に任せられ既に三年、此間暇に予が水戦秘訣に説たる檣臺小船に鐵造の設室迦農十貫匁の彈を裝むべきを載て、七八十艘も造り置き、英夷の軍船來るときは、此大炮にブリッキドウスの彈を裝め、乃ち其七八十艘を乗出し、此を海中に逆へ撃て連りに此を打拉ぐべし。小船は

外船攻撃策

(四) 出所不明、或は「太宗開闢の「攻是守之機。守是攻之策」によつたものであらうか

(五) 福建省

洋船の廣大必ず中ること疑なし。此方の船にも少しは損傷あると雖も、敵の大船十艘や十五艘は打碎くべきこと必定なり。如此するときは、敵方は水船と爲て大海に溺るる者數千人に及び、困苦死亡多かるべく、又此方の軍兵は假令船打碎れて水に入たる者ありと雖も、岸より僅

二十町内外の近海なれば、人數の損傷は稀なるべし。或は自走火船十連以上も沖の方より乗出し、英夷の軍船を圍繞して焼打し、五七船の蠻人を臺に焼殺さば、ヒュゴゴウクも魂魄を失ひ、吳淞を攻ること能はざるのみならず、悉く餘船を引揚て遠く遁れ去るべし。然るに陳氏が如く重寄を荷ひたる大將にして、以て攻爲守の奇策も行はず、遂に一度も出戦ふこと無く、唯其城の要害と大炮とを恃みにして、一圖に防ぎ守らんと欲すと雖も、一日も守ること能はず、夷狄等に打殺されたり。迎も必死の覺悟ならば、寧て一度は逆へ撃て花々しく雄威を振て戦死したき者に非ずや。英夷を畏れ過(ぎ)たるが如くなるは遺憾なり。故に無遺策と謂べからず。問者黙して去れり。

此一條は本邦武士の古來心掛たる處なるが故に、此を筆して侯に呈しければ、侯の曰「予が心も亦先生の意と同じ。」

存華挫狄論 卷之四終

存華挫狄論 卷之五

失策第十四

(一) 吳淞江、黃浦江の
(II) 揚子江 Yang-tzu-chiang.

(三) レウカクシ、揚子江下流北岸海門附近
(四) センザンクワン、揚子江南岸江陰の上流にあたる
(五) セキハイロン、揚子江南岸江陰の下流にあたる
(六) 道光二十二年(天保十三年)

吳淞城既に陥り陳化成戦死せしを聞て、清國の大臣等英夷の長江に入んことを畏て、數萬の人力を起し、大木・大石を集め、ウァーシューン河とヤ(ン)ツセキアン河の界を堰留て、數處に砦と炮臺を築けり。英夷等進で漸々此を打破り、數處に於て大炮を奪得たること六百六十八座、初め英夷ボッカティグリスの城を攻落せしより、處々の城砦を打破て此處までに大炮を奪取たること凡三千餘に及ぶ。且其中の大炮に黃銅を以て壯麗に鑄造し、征夷の銘あるもの多し。然れども皆英夷の有と爲て、己が炮にて己が撃(ち)たることと爲れり。明公此を以て察すべし、武事の心得も無く、妄りに海岸に大炮を備るの大患を招くことの有ることを。又按(ず)るに揚子江の菱角嘴より圖山關の間に水路四重の關鎖あり。英夷既に第一第二の關鎖を打破て、第三關鎖の外なる石牌灣に至り、五月下旬毎日大風雨にて六月朔日まで滞留せり。時に清國の執政者英・伊里布等和睦を乞はんが爲に、英夷の擄十六人を歸せり。同六日英兵進で圖山關を打破り、七十八艘の軍船を悉く長江に乗入れければ、清國の大臣等大に恐て頻に和睦を請ふ。英國の諸將等清主自親に請ふべしと云て聽かず。益々兵を進(め)て長江南岸の陣營・臺場數處を攻取て、又數多の大炮を奪ふ。同

月十四日英夷兵を進めて鎮江府を攻む。當城は南京第一の輔翼なるを以て、大臣及び將佐數多、滿兵七千餘、漢兵數萬にて固めたり。英兵此と攻戰ふこと兩日、滿兵戰死すること殆ど熾きて此城遂に陥れり。第十四諸處合戰の事實は戰法録に詳なり。

失策第十五

(一)支那江蘇省の首府、揚子江の南岸にある。宋の政和三年(一七七年)鎮江府が置かれ、其後名稱が屢と變つたが、清代を通じてこの名が用ゐられた。鴉片戰爭の際英軍のために陥り、駐防八旗兵の戰死したものが多かつた。
(二)『水陸戰法録』卷五(道光二十二年(天保十三年))
(三)揚子江沿岸、南京の下流にあたる
(四)今の安徽省西北部なる壽の地。古來屢々名を改められ、清朝時代は壽州と呼んだ
(五)支那南京城の東北郊にある山。壽山・金陵山・紫金山・聖遊山・北山等の名がある

六月十八日英夷の軍船鎮江を發し、同二十日に燕子磯に至る。南京を隔ること僅三里なり。清國の相國耆英・伊里布等大に畏れ、大臣數輩を使者にし、頻に和睦を請ふ。英國諸將等曰く、「實に和を欲せば、先づ我に阿(片)烟の値銀二千一百萬兩を償ひ、且廣東・福州・廈門・寧波・上海等の地を割(き)て我英國交易處と爲し、清主の實印を以て請ふことならば和睦せん」と。使者歸て其趣を語る。兩相國復使者を英船に遣はし「吾等承引せり。此を北京に奏し、勅命を以て和睦せん。官脚往復の間戰爭を休めよ」と云(へ)り。英夷領諾し、乃ち軍船の紅旗を除き去て皆悉く白旗に建替へ暫く穩なりけるに、七月八日に訛言起り、清國壽春の兵を募りて英夷を討剿するの風聞専らなり。英夷等此を聞いて白旗を悉く紅旗に換て、一夜の中に數百坐の大砲を鐘山の上に配り、南京城を攻(め)撃つべきの勢甚だ猖獗なり。南京の人民此様體を見て皆大に驚き惶れ、上下各騒動し、啼泣號呼の聲天地に震ふ。耆英・伊里布奈んともすること無く、唯數多の大臣を英船に遣し訛言なるを辨じ、且皆船中に留て其實事に非るを保せんと云はしめければ、英夷も意を安んじ、南京を攻ることを見合せけり。然れども紅旗は猶除かざりしと云ふ。是時清主も今に至り奈んと

(七)南京のこと。嚴密には江寧省(縣)は江蘇省政府の所在地であるが、首都南京と稱するため廣く南京の中に含まれる
(八)癸卯の年、即ち道光二十三年(天保十四年)
(九)甲辰の年、即ち道光二十四年(弘化元年)
(一〇)乙巳の年、即ち道光二十五年(弘化二年)
(一一)同書卷七參照

もすること能はず、相國等が勸に従ひ和睦を允し、七月十八日北京より上諭到着し、翌十九日和睦調へり。天保十三年清道光二十二年壬寅七月廿四日清英二國大臣江寧省に會し和睦の議約を定む。即ち四年前林則徐が燒捨たる阿片烟二萬二千八百三十三函、値銀二千一百萬兩の内、先づ當年六百萬兩、來卯年六百萬兩、辰年五百萬兩、巳年四百萬兩、都合二千一百萬兩を巳年までに相渡し、其他中國の官員と英國の官員と應對の位階平等たるべきの旨、且又廣東・福州・廈門・寧波・上海の五處に於て、地を割(き)て英國商館を築くべきの事誓盟を定む。其始末及び議定書の條件は水陸戰法録に詳なり。同十二月廣東の土人一統英夷を怨で一揆を起し、英夷の商館を燒拂ひ頗る騒動せり。然れども土民の一揆なりしを以て速に謐まれり。弘化二年清道光二十五年己巳に清國より阿片値銀二千一百萬兩皆濟せしに因て、英國の軍船の上海及び舟山諸島に在陣せし者皆悉く引拂ひ去れり。同三年清道光二十六年英吉利人の舟山島に住居せし者ども皆悉く立退けるに因て、廣東に滯留する者多し。清國人は一統皆英夷を怨むこと深く、此長逗留して廣東の市外近邊勝手に入込む事を惡み、日々の喧嘩にて混雜殊に甚し。双方より官人を出し、此を取鎮むと雖も、互に味方びいきの事累りて、英吉利人を阻撓して居住すること能はざらしめて、遂に廣東を逐ひ出し困窮せしむ。是第十五の失策なり

失策第十六

(一)虎門砲臺のこと

(一) 善英。鴉片戦争の時、協定に努力したが、十分の成功を納めることが出来なかつた、後自盡を命ぜられた。

清英七箇條議定書

(二) 第一條

(三) 第二條

(四) 第三條

(五) 第四條

(六) 第五條

(七) 第六條

(八) 第七條

(九) 外部より筒の底部に通じ、射撃の際道火を通じて火薬に點火するため細孔

翌日又ワンボー港に在番の英吉利人等兵を蒸氣船二艘に乗組て廣東に赴き、同處に於て又皆一箇處押領せり。清國廣東の奉行ケイイング此を聞いて大に驚き、自らホンコンに行きて英國の奉行シヨンターフィスが方に到て面會し、種々政事行届かすして下々の者ども無禮を致したる過ちを謝し、ボッカティグリスの城を歸されんことを乞て、七箇條の過り書を出しければ、英國ホンコンの奉行領諾し、奪(三)取たる城砦及び武器等を清國に歸せり。其七箇條の議定書は、以後二箇年の間エゲレス國配下の者廣東の地に入勝手たるべき事、又エゲレス國配下の者共廣東近隣の地にて職業の爲に住居すること、サンバイの地同様に赦免すべし。若し英吉利人住居に妨げする者の有(三)に於ては嚴科に處すべきこと、又從來エゲレス國に對し亂妨狼藉せし者は、諸人見せしめの爲に廣東に於て罪に行ふべし。エゲレス國の執政よりも官人立會實檢すべき事。又川(五)より向ホーナン地方の曠地はエゲレス國の商人室屋倉庫取立の爲に貸渡すべし。尤其場所取定の儀は執政の奉行廣東を退去以前に致すべき事。又エゲレス國商館領の近邊の土地を寺院建立の爲に貸渡し、ワンボーの地内相應の土地死亡者の葬處として定め置べき事。又兩國界川に橋其外造作勝手たるべく、尤海邊に店を相立る事は致(六)間敷き事。又諸事以後混雜の無(七)るべき爲に、川の入口に在る諸船は商館より隔て繋ぎ置べき事。右七箇條の諸定書を取て、英國ホンコンの奉行乃ち奪ひ取たる城砦等を悉く廣東奉行に歸せり。是同二月廿一日なり。是時エゲレス人の奪取た

(一〇) 二五〇九年(嘉永二年)

(一) 蘭語 Brigat. 英語の Brigate に同じ。上下の甲板に三十乃至五十門の大砲を備へた快速艦。第十六・七世紀頃ポルトガルが東印度において戰艦に使用してから次第に盛んに使用せられるに至つた

(二) 蘭語 Brk. (英語 Brig.) Brigantia の略。二本櫓帆船

(三) 奴兒哈赤。滿洲女眞族の酋長から起り滿洲全土を征服し清朝の礎を築いた人。皇帝太祖を稱し、國號を後金と改めて征明軍を起し、南滿各地に明軍を破つたが、二二八六年寧遠城攻撃において明の大砲に擊退され、八月朔、年六十八

(四) 奴兒哈赤が自立し、太祖と稱して建元した年。「本邦元和四年戊午」とあるのは「二年丙辰」の誤

(五) 弘曆は清第六代高宗の諱、乾隆帝のこと。(四八四頁註三參照)

る八百餘りの大砲の火門に大釘を打込みて用ること能はざる様にし歸せりと云ふ。右等の始末を聞ときは英夷の暴なるのみに非ず、清人亦甚だ貪戾なるを覺ゆ。又嘉永元年(清道光八年戊申)清國エゲレス國と和親を結ぶと雖も、舊怨未だ解けず、殊に廣東の人民は概して英夷を仇視し、常に黨を結んで英人を殺さんことを圖る。去年十月廿八日英國人の廣東に住居の少年六人舟遊に出で、廣東川に溯りて上陸せしに、黨民俄に起り、英夷六人を圍で悉く殺せり。英夷の頭目此を廣東の奉行に訴ふ。第十六の失策なり

廣東の奉行乃ち黨民の中六人を出し、英夷の官人を立會實檢せしめて此を刑に行ひけれども、英人其心未だ慊せずして頗る備る所あり。又定海縣の民兵謀て英人を害する者あり。英僧此を知て密に英國の上海提督に報ず。提督乃ち其部下の軍卒を集て下知し、遂に戰艦數艘を發して舟山港の漕路を横截し、土人を困ましめ、必ず其仇を獲て甘心するを以て期とす。清人の英夷を仇視すること斯の如くなるを以て、當春より英吉利亞商館の清國海岸に在るの地に各軍艦備を設く。フレガット船一艘大煩を備ふること四十二坐。ブリッキ船三艘其二艘は大煩を備ふること各十六坐、一艘は十二坐、又火輪船三艘、其一艘は大白砲十六坐を備ふ。二艘は各四坐、其他應援の船一艘、糧船一艘づつなりと云ふ。以上今年入津の和蘭船の風説を航菴道人の記したるなり。

椿園氏曰、清國太祖帝の天命元年(本邦元和四年戊午)より六世弘曆帝の乾隆六十年(本邦寛政七年乙卯)に至て凡そ百七十

- (一) 清第七代仁宗の口
- (四八五頁註五參照)
- (二) 清第八代宣宗の口
- (四八五頁註七參照)

(三) 風聲教化、即ち風教の意。また特に天子の威光と教へを意味することもある。

清國の對英策論

- (四) 道光廿一年(天保十二年)八月二十九日南京條約が成立し、左の七ヶ條を締結した
- 一、香港灣を英國に割讓すること
- 二、廣東・廈門・福州・寧波・上海の五港を開放すること

八年の間、國家極て殷盛四夷朝貢し、世界第一の大邦にして富強なること萬國の比すべき者あること無し。其子永琰帝の嘉慶年中より但其侈然として自ら大なりとし、外攘の武備を講ずることを忘れて泰平を娛み、文華に耽り、國勢暗に衰ふ。其子綿寧帝道光の初より懦弱の佞臣耆英・伊里布の徒を宗室の大家たるを以て相國の位に居り、權柄を弄するのみを榮とし、其人を撰擧するに唯柔順なるを用て美官に任じ、専ら路に當らしめらるる(一)が故に、賄賂公に行はれ、政事正經あることなく、遂に蠻夷の侮りを受るに至れり。蓋し中華國人は蠻夷率服の名を好み、務て外國の來貢を致して聲教の遠く被ふに詔ること、上古以來人主皆然り。清國も亦歴代の流弊に傳染して遍く夷狄を朝貢せしめ、此と盛に互市交易し、其制度密ならざるを以て、遂に阿片の亂を致せり。若夫朝廷の政事嚴肅にして外攘の武備精銳なるときは、誰か此を侮る者あらん哉。唯是君臣政刑を行ふに撈摸の没を以て、僅か十年計の間に失策十六度に及び、錦繡の如くなる江山を分割して不可爲の極に至れり。噫。

清國の執政等英夷と戰爭すること僅三年の間に失策既に十有六度、毎戰大敗ぬし、一戰も勝つこと能はず。困迫奈んともすること無く頻りに和を乞て、先年林則徐が微擲て燒捨たる阿片烟草の値銀二百萬兩を償ひ納め、且廣東・福州等の繁昌總會なる大港五箇處の地を割(一)て此を獻じ、和睦相調ひ、戰爭止て人民安息するに至れり。然るに廣東の商人等英夷の舟山島を引拂たる者共

- 三、領事を設置すること
- 四、價金二千一百萬ドルを英國に支拂ふこと
- 五、公行商人の外國貿易を止めること
- 六、輸出入品に對し公正の關稅を設けること
- 七、對等の國交を結ぶこと

の廣東に長逗留するを惡み、争を起して追拂へりと云ふ。此も亦廣東奉行下を治る政治紀律の無にて大なる過ちなり。故に英國ホンコン在番の軍兵怒てボッカティグリスの城を攻取るに至れり。此城は廣東の海岸第一の要害なり。故に大炮四百坐を備へ堅固に守らしむ。然れども天保十二年英夷唯一日の中に攻取れり。和睦以後は別して此城を堅固に築き、大炮八百餘坐を備へ此を守らせけるに、去年二月十七日英吉利亞人又此城を攻て唯一夜の中に攻取れり。清國の城代及び番頭・番士等は各皆君命を受て大切の城を守り、敵兵の來るときは我一番と先を争ひ悉く逃去ることは、何ぞ其れ己が君を思はざるの甚きや。愚老實に驚嘆せり。嚴城も防守せざることなれば、築くこと無きに如かず。或は敵人の巢穴と爲ること有り。大炮も敵兵を打殺すこと能はざるときは備ること無きを善とす。或は己が鑄造したる炮にて己が居城を撃るるの畏あるを以なり。幸に廣東奉行は坦懷慙癩なる人物にて、自ら畏縮七箇條の過り書を出し、ボッカティグリスの城を貰ひ歸せりと雖も、清國の勢威を損したること極て大なり。且又清國の愚民等一統に英夷を怨み懟み、密に英吉利人を殺すこと數度に及び。此も亦清國の政治嚴肅ならざるの失策なり。故に嘉永元年(一)春より江南の海岸都會の大港、英國商館の有る處には皆悉く數多の軍船・大炮を備て、嚴重犯すべからざることと爲れり。豈止其嚴重にして不可犯のみならんや。此を階として尙復何たる禍を作すも亦未レ可レ知なり。蓋し以に遠略を事として絶遠の地を蠶食するに、初

(一) 五〇〇頁參照

(一) 廣東・厦門・福州・寧波・上海

は交易を結び、其國蒙れば襲て此を取り、若し取るに能はざれば姑く時の至るを俟つべきことを創め端を開き、永く子孫をして其志を繼がしむるは西洋人の姓なり。彼の英夷既に清人を打破て困迫奈んともすること無きに至らしめ、乃ち和睦を乞て金を納れ、僅に五箇處の商館を築く地を創めて允諾するものは、英夷の兵を用るに巧妙にして信に畏るべき深謀なり。何んとなれば清國衰たりと雖も尙十餘省ありて、五年七年に悉く擧ぐべき所に非ず。連年兵を用るときは人力勞れ軍用竭き、或は疾疫流行し、或は隣國故障等起りて、其所得の所失を償ふこと能はざること有り。故に早く兵を戢めたるは寔に其宜を得たりとす。然るに清國の執政等猶未だ過ちを悔ることを知らず、下民を治むることを務めずして自國の勢ひを減消し、益英夷の武備を充張することを爲す。愚老故に云く、「清國の自ら禍を醸すこと如斯なれば、清國の禍亂は未可止」と。又英夷は其武備を精銳にし、兵を練り英氣を養て時を俟つ者なり。可畏哉。然らば清國は不可爲乎。曰く、其爲すべからざるは當今の事體なり。然れども自今以後君臣深く其前非を悔て其志操を改め、至誠を以て賢材の士を用ひ、其政刑を明にして武道を修行し、其賞罰を嚴にして士民を教練し、其兵器を銳利にして戦法を精究せば、尙全備の十餘省あり。何ぞ不可爲こと可有んや。易に云く、「君子虎變す」と、是なり。清國の大なるを以て能く虎の如く變ずるときは、英夷船堅く炮利なりと雖も、香山縣以内に居ることを得べけんや。彼のエゲレス國の強き所以は、

(二) 政治と刑罰

※(原文)君子虎變

(三) 易の原文に「大人虎變」「君子豹變」とあるから、誤つて兩者を混用したのであらう

軍卒の教練精習と大砲の放發馴熟の二箇のみ。故に此の二箇の清國より勝れたる理を左に辨す。

英國の操練法及び大砲馴熟とその對策

(四) 「論語」憲問第十三に見える句

西洋人は兵の貴精不貴多ことを知り、亦能く不教民を以て戰ふべからざることを知れり。故に軍卒を撰びて此を教ふるの法最も精密なり。各國百姓の中より強有力の者十八歳以上四十五歳以下なるを撰びて、大概百人中より一人を採る。又魯西亞國は百二十人より一人を採り、エゲレス國は七十人より一人を採て此を演武場に入れ、炮銃打發と歩騎の操練を學ばしめ、其七日に小閱あり、七十日に大閱ありて、操練の歩調を整へ、進退を輕疾にし、手足を強健にし、遠行勞働して疲ること無く、數々風雨を凌て能く困苦を堪へ忍ばしむ。且又大砲を放ち、火彈の打發を修練する毎に、必ず國王・大臣自身に之を主使して其術を熟習せしむ。國王・大臣各皆常に演武場に出て極大の巨煩を放發し、猛烈なる火彈を打出す。是れ西洋諸國の軍卒は炮術に熟習し、接戦に精練なる所以なり。然るに清國の如きは國君を始めとして相國及び執政大臣唯權柄を振ひ、賄賂を貪り、絶て自身大砲を修練する者あること無し。豈啻に修練せざるのみならん哉、炮銃震發の聲を聞くことを畏れて王城近畿大砲を放つことを嚴禁し、炮術家と雖も小銃炮の外は修練することを許さず。故に諸將・番頭等の貴官は大砲打發の業を知らず。若し夫れ大砲震發の響きを聞時は、此に驚駭して怪病を發する者あり。英夷等兼て此情態を探得たり。故に今般清國を攻るに極大巨砲を持來て此を轟發し、以て貴人を嚇恐せしめ、戰毎に大勝利を得たり。夫れ大砲震發の

(五) ケイダキ。驚きおそれる

(六) 胸さわぎする病氣

(一)揚子江の南岸地方
 (二)支那の官名。すべた
 だす役人。魏文帝黃初三
 年(八八二年)始めて之
 を置き、諸州の軍事・刺
 吏を支配した
 (三)ジュツテキ。おそれ
 ること

聲を以て敵兵を恐喝、此を遁走せしめんことを求るは小兒を欺くが如くなる計策なり。然れども
 江南の州郡守護の都督並に數多の遊撃將軍等皆城砦を棄て、兵器を擲(も)て逃去りたるを觀れば、
 英夷の所爲は良計なりしことを感ぜり。愚老試に其計の所原を論ぜん。今夫れ不意なる大霹靂
 を聞ときは、猛士・勇夫と雖ども皆必ず悚惕して嚇恐せん。是天地間の生氣ある者は皆同じ。故
 に行路中迅雷の驚々たるに遇ふときは、漏屋苦覆をも厭はず、馳入りて此を避る者は其震撃を畏
 るるなり。然れども雷は必ずしも人を撃つことを欲するに非ず。又大炮は必ず人を撃たんことを欲
 して點放するものなり。故に火攻の急遽猛烈にして其禍の畏るべきこと迅雷の比すべき所ならん
 哉。且又清國の執政諸大臣及び貴重なる官人は、何れも皆大炮を修練したる人無く、遠國の總督・
 將官等も大抵王都より選舉せられて來る貴人なれば、炮術・火術を學びたること無く、大炮の轟
 發の聲を聞たることも無し。然るに英夷等清朝の貴人の炮術に通ぜざるを探り得て、炮術精妙な
 る軍卒を撰み、極て大なる巨煩を震發し、猛烈至極なる大火彈を打掛て、火球を數里に飛進し、
 天圻け地崩るるが如くなる火攻を行ふ。總督及び上官此の大霹靂を聞て嚇き恐れて逃去らざるこ
 とを得べけん乎。清國の軍卒は八旗を始め其他の番士も世祿普代の武士にして、撰びたることの
 無き者なれば、老少強弱混雜し、教練りたる兵に非ざれば、大將及び諸役人の既に逃げ去りたる
 の上は、右往左往に散走するのみ。則是清國今時の事態なり。故に大國なりと雖も、其執政の大

(四)清の兵制。八旗は正
 黃・鑲黃・正白・鑲白・
 正紅・鑲紅・正藍・鑲藍
 の八色の旗を用ひたもの
 で、滿洲・蒙古・漢軍の
 八旗より成り、皆世襲し
 た。京師を守るものか禁
 旅八旗、地方を守るもの
 を防八旗と云ふ

(五)四六五頁註二參照

(六)「坤輿圖説」卷一の
 なかの記事より抄出した
 もの
 (七)北京を中心とした京
 兆府と南京を中心とした
 江寧府

(八)鈴木春山譯『兵學小
 説』から得た知識

臣自身に大炮を修練せざれば、其他の大臣・諸大將等も亦大炮を打發し其部下を教練して精銳を
 究めしむる者無し。故に水陸戰法錄に記す如く、ボッカティギリスの城及び厦門・舟山・乍浦・
 鎮江等の諸城に備へたる大炮數千坐あり。此を數十萬の大軍にて防ぎ守ると雖も、大炮も悉く英
 夷に奪取られて一城も防ぎ守ること能はざる者は、兵を撰ぶことを精くせず、大炮を打發する法
 に老煉せざるが故なり。此を以て察すべし、執政の大臣大炮を修練せざるは國家を墮落するの根
 本なることを。且又大炮は世界第一の兵器にして武備の基えなることを知べし。箕作省吾が坤輿
 圖説に云く、清國二府十八省、閩州の人民一億四千五百四十萬、海陸の軍卒三百八十萬あり」と。
 愚老按(する)に、此軍卒は皆世祿普代の武夫なるべし。然れば老壯強弱相混じ、精撰の軍卒のみに
 非(ぎ)ること必せり。蓋し昔は西洋諸國の軍士も世祿の兵を用ひたる趣なり。後世火術盛に行は
 るるに及で各國皆炮銃を専用し、戰法甚だ猛烈に爲て、人を百歩の外に打墮す。弓馬鎗刀絶倫の
 勇士と雖も此を奈んともすること能はず。戰毎に死傷山を作す。故に陣列・備立の法も亦從て變
 ぜり。古は隊を厚くして幅狭く密に備へたり。今は隊を薄くし幅を濶くし疎く備ることと爲れり。
 故に精く撰びたる兵を編合せ、縱横散の三隊を制し、奇正を分て陣列を布き、離合・聚散の法を
 立て、臨機應變轉化換易するに便ならしめ、將帥より士卒に至るまで常に演習して熟練せしむ。
 然れども世祿の軍士は勇怯相雜り、老弱相混じて恃み用るに足らざるを以て、農夫より撰み採り

て軍に充つるの法と爲れり。西洋の撰兵法は其來ること既に久し。今世の事態にては普代〔普〕の武士の世祿を俄に革去〔去〕にするときは内亂の起ること必せり。故に三百八十萬人の軍卒より十人の中一人づつ強壯なる者を撰び採ると雖も、尙三十八萬人の猛士を獲べし。以て世界を經略するに足れり。今夫清國の廣大なるを以て、君臣心力を國政に盡し、勤て能く儉徳を修め、民を愛し財用を饒かにして、相國及び執政の大臣上に説〔き〕たる如く務めて武事を精究し、其他の路に當るべき諸奉行・諸大將をして右三十八萬の撰兵を部御教練し、賞罰を嚴明にし、日々勤て炮術・火術を修練せしむるときは、一年にて頗る上手なる打手も出來べく、三年には必ず精妙無双に至るべし。凡そ一軍に將たる者の炮術精妙無双なる衆士を從て出戰ふときは、百千の雷神を率ひ意に任せて擊發するが如く、至る處天地を震動す。誰か兇懼せざる者あらん哉。且又自身火術に馴れ習ふときは、敵の火攻を躲避するも亦甚だ自由なり。大に兵威を強盛にして諸兵器を銳利にし、火藥・彈丸を山の如く貯へ、軍用兵糧を豐饒に積み、任俠の風俗を起して武士に英氣を振はしめ、且又軍政を嚴肅にして上下の禮を正しくし、然後に英夷多年上國を侵犯するの罪を討するときは、蠻虜傑黠なりと雖も有制の兵を畏れざることを得ん乎。然れども彼賊當春より己が商館ある處々港に數多の軍船を集め、大炮を並べて武備を嚴重にせりと開けり。陸地より攻るは難からずと雖も、海邊に戰て彼を打破ることは容易かるまじ。故に愚老が工夫の自走火船を用ひ、沖より彼が軍船

自走火船攻法

(一) コエマツ。ヒチ。松脂を多く含んで居る松。よく燃えるので松明などに利用される

(二) ランクヒ。亂杭。水底に繋ぐ打ち込んで種を張り敵を防禦する杭

炮臺船
 (一) 信淵の創始せる砲臺船には異様船(丸太船)及び新製小艇があるが、ここでは後者を指す
 (四) 一種の爆製彈(四〇七頁註四參照)
 (五) 一種の番瓦斯彈(三六頁註三參照)

を圍繞して悉く燒崩すべし。此火船數十連も出すときは、英船堅固なりと雖も一艘にても免ることを得べからず。抑予が自走火船は繩を以て船を繋ぎ連ね、七艘を一連とし、船中には肥松〔肥〕の根及び薪と火藥を混じ、魚油を灌ぎて積み載せ、且其中間には圓徑一尺許なる烽烙〔烙〕を裝みたる松木筒各二十挺づつを備へ、船の大なるは三十挺も五十挺も積入れて、退走炮に火藥を實し、火藥の勢力を以て其船を行かしむるが故に、海水の上を走ること飛が如し。全く火輪船に同くして風波の順逆に拘はること無し。其機を發するに及では焰炎熾んに燃揚り、須臾に火中より數多の烽烙を打出し、火球數百歩に充滿し、天地震動海水沸騰す。其焚燒の猛烈にして物を焦灼すること極遠に及ぶ。蓋し彼の英夷は戰法に老練したる賊多し。若し此火船の繋り連ねたる趣を察し得るときは、海中處々に亂杭〔杭〕を打樹て、途中に此船を留滯〔留〕の策を行ふも知〔る〕べからず。斯在〔在〕ときは先づ水練に勝れたる人數を遣はし、密々に其杭を或は引抜き、或は切除きて此火船を行〔行〕り、又は繋りたる繩を去りて二艘か三艘を一連と爲し、或は一艘づつ杭の罅隙より乗込〔込〕ましむるも宜し。自走火船を古船を集めて製するときは七艘一連にて大約三百金の散財なりと知べし。又予が近來製したる炮臺船は、十貫匁の大煩を地引船程の小船に載て乗出し、西洋船を打碎くべき水戰炮の雛像あり。船上に機盤を仕掛て大砲〔砲〕には彼の大行流〔流〕の再震雷と紫金鈴〔鈴〕の火彈を裝〔め〕て打發すべし。小船は敵の大砲の規〔規〕ひに罹〔る〕こと鮮し。敵船二三町の際〔際〕に漕寄せて其横腹を撃つときは、軍船の堅きも一發にて崩るべきこと絶て疑ひ無し。清朝の如

(一)支那古代の君主は都を多く黄河の南北に奠めたるので、後世この地を中華と稱した。天地の間の正中で、文明國と云ふ意、支那人は自國を誇稱してかく云つた。

(二)共に支那太古の聖帝。後世から理想の帝王として尊ばれ、その治世は堯舜の治と稱せられる。併し實在の人物としては認められてゐない。

支那史概観

(三)支那古代の夏王禹のこと。堯舜に次いで現れた聖人。

(四)四夷は東夷・西夷・南蠻・北狄、八蠻は天竺・暹羅・佛德・波羅・穿耳・儂耳・狗軻・奔脊。共に支那人が自國の周圍に居る外國人を輕蔑した語。

(五)支那に佛教が輸入されたことについては諸説がある。公式には後漢明帝の永平十年(七二七)西域の大月氏國から傳へられたが、前漢末には微かながら佛教は支那に知られてゐたやうである。

(六)後漢の末頃から佛教は思想界の權威たる地位

を得た。老莊の虛無思想が歎げられ、道教がこれに立脚して起り、さきに輸入された佛教も次第に一般に弘傳して、道佛兩教は魏晉の世に入り相拮抗する勢力となつた。

(七)宋學。支那北宋の仁宗頃から盛になつた學風で、人心の本體である性の意義を確め、精神修養をなし、倫理の實踐に進まんとするものである。これは永く續いて來た訓詁學に對する反動として起り、禪學の影響を受け性理を主題として儒學を深めるに至つた。周惇頤・程頤・程顥・張載等があり、南宋の朱熹に至つて大成された。

(八)儒學者または特に朱子學者を云ふ。

(九)唐代の忠臣。天寶年中安祿山が叛するや、兵を起し、太守許遠と共に雒陽に籠城し、これを死守し戦ふこと數ヶ月、援兵到らず遂に城陥り捕はれて殺害された。時に肅宗の至徳二年(一四一七)であつた。年四十九。

(一〇)河南の東部、歸德の南。南宗の武將、字は龍舉、金が崖と宋を侵すや、宋の宰相委信は和議を主張したが、岳飛は主戰論を唱へ、高宗の十年(一八〇〇)大に金軍を破つた。然るに秦檜は和議に支障ありとし彼を獄に下して殺した。(一八〇一)年三十九。常に寡を以て衆を破り、軍規嚴肅を以て稱された。その忠義は天性に出で、背に盡忠報國の四字を入墨して居たと云はれる。(一一)家求の著者、後唐朝に重用せられた。(一二)岳飛の監獄。(一三)岳飛の監獄。(一四)岳飛の監獄。

(一五)北宋の名臣、司馬溫公といふ。神宗の治平四年翰林士となつた。神宗が王安石を重用し、その富強強兵策を實施するや、これに反對し上疏してその非を論じ、安石反對派を抑壓するに及び、彼も亦官を辭して洛陽に歸り、力を『資治通鑑』の撰述に注いだ。後に哲宗の時相となり安石の新法を廢止した。元祐元年(一一七三)歿、年五十八。(一六)初め神宗に仕へたが、王安石の新法に反對し、官を辭して家に居り修學につとめ、實に甘んじて遂に仕へなかつた。熙寧十年(一一三七)歿、年五十八。(一七)北宋の大儒、伊川の兄、河南洛陽の人。父程瑀が安南の通守であつた時、周惇頤の賢を知つて弟伊川と共に從學せしめた。時に年十五であつた。神宗の時屢々上疏して安石の新法の不可を論じた。元豐八年(一一四五)歿、年五十四。明道先生と云はれ、明代には先儒程子と稱された。(一八)宋の大儒、のち伊川伯に封ぜられ、伊川先生と稱された。明道の弟、十四五歳の頃兄と共に周惇頤に從學した。進士に及第後、哲宗の代に侍講に擢んでられた。大觀元年(一一七一)歿、年七十五。

く堅固なる軍船を持(た)ざる國は、此檣臺小船を多く製し、外寇の來るときは、此小船を數十艘乗り出し、海上に逆へ撃て劇しく此と雌雄を決すべし。此方にも損傷あるべしと雖も、敵船も亦打碎くべきは必せり。此方の船は打碎かると雖も、人を損すること甚少し。又敵船を打崩すときは乗組の蠻虜を器にすべし。其理を能く説示して士氣を振はしむべし。又自走火船と檣臺小船製作の法は、予が水戰秘訣に精密なる圖解あり。就て此を造るべし。

抑中華は堯舜の政教を立て、大禹の貢賦を定めたる神州なるを以て、四夷八蠻皆其禮儀の美に敬服し、共に其法度を師として其民を一にし國を治めたるなり。其後佛教の世に入るに及で風俗始て亂れたり。是後異端の説日に新に月に盛にして、百姓の尊敬する所は二つと爲れり。後又性理の學起て心に修むる所と身に行ふ所とは一致せざるに至れり。是故に爲國爲君に身命を顧みざる武士は道學者には無き者なり。昔唐の張巡國家の爲めに睢陽を守り、敵に圍まれて籠城するこ

と多年、僅一萬に不足の人数にて敵を殺すこと十二萬人、食盡て馬を食ひ、馬盡て人を食ひ、以て諸軍の救ひを待つ。城遂に陥て此に死す。忠烈無双と謂つべし。然れども唐朝死節の士を追贈の時に、食人は人の道に非すと云ふ學士等の議論に罹り罪を受けたり。又宋の岳飛は國家の爲めに敵國の兵を數、大に打破りたるを以て、敵國畏て讒を構へたり。故に度々敵兵を打破りたる罪に因て、其子雲及び部下張憲までも皆死刑を蒙れり。唐の世は性理學太だ盛ならざりしを以

て、學士李翰表を上りて諫めければ、張巡が罪は乃ち許されたり。宋の世に至りては、性理學盛に行はれて在朝の群臣悉く天理を存養省察し、日夜道心の正きを守て少も間斷無きを以て、岳飛が赤心報國の誠忠にして國家柱石の寶臣たることは、天下の士大夫より士民百姓に至るまで知らざる者有ること無し。然るに朝廷賢人極て多しと雖も、國家の爲に岳飛が冤殺を救ふこと能はざるを觀れば、所謂性理の學を修る士君子は、其心内に存養する所と其身體に操行する所とは素より同(じ)からざることを知る。按(ず)るに此より七八十年前に、彼の性理學の大先生邵雍・司馬光・張載・程頤・程顥等皆盛に此學を教授せるが故に、是時に當ては彼の外誘の私を去り、其

本然の善を充るの教は天下に瀰漫せり。然れば諸學士國家の爲に岳飛が冤を救はんと欲して、身命を顧みず諫め争ふ者は千萬人も有べきに、其人あること無し。故に性理學は無益なる者の如し。因て此を精究するに、理學に力を用るの久くして一旦豁然として貫通する者は、碩學の鴻儒と云

て、學士李翰表を上りて諫めければ、張巡が罪は乃ち許されたり。宋の世に至りては、性理學盛に行はれて在朝の群臣悉く天理を存養省察し、日夜道心の正きを守て少も間斷無きを以て、岳飛が赤心報國の誠忠にして國家柱石の寶臣たることは、天下の士大夫より士民百姓に至るまで知らざる者有ること無し。然るに朝廷賢人極て多しと雖も、國家の爲に岳飛が冤殺を救ふこと能はざるを觀れば、所謂性理の學を修る士君子は、其心内に存養する所と其身體に操行する所とは素より同(じ)からざることを知る。按(ず)るに此より七八十年前に、彼の性理學の大先生邵雍・司馬光・張載・程頤・程顥等皆盛に此學を教授せるが故に、是時に當ては彼の外誘の私を去り、其

本然の善を充るの教は天下に瀰漫せり。然れば諸學士國家の爲に岳飛が冤を救はんと欲して、身命を顧みず諫め争ふ者は千萬人も有べきに、其人あること無し。故に性理學は無益なる者の如し。因て此を精究するに、理學に力を用るの久くして一旦豁然として貫通する者は、碩學の鴻儒と云

て、學士李翰表を上りて諫めければ、張巡が罪は乃ち許されたり。宋の世に至りては、性理學盛に行はれて在朝の群臣悉く天理を存養省察し、日夜道心の正きを守て少も間斷無きを以て、岳飛が赤心報國の誠忠にして國家柱石の寶臣たることは、天下の士大夫より士民百姓に至るまで知らざる者有ること無し。然るに朝廷賢人極て多しと雖も、國家の爲に岳飛が冤殺を救ふこと能はざるを觀れば、所謂性理の學を修る士君子は、其心内に存養する所と其身體に操行する所とは素より同(じ)からざることを知る。按(ず)るに此より七八十年前に、彼の性理學の大先生邵雍・司馬光・張載・程頤・程顥等皆盛に此學を教授せるが故に、是時に當ては彼の外誘の私を去り、其

本然の善を充るの教は天下に瀰漫せり。然れば諸學士國家の爲に岳飛が冤を救はんと欲して、身命を顧みず諫め争ふ者は千萬人も有べきに、其人あること無し。故に性理學は無益なる者の如し。因て此を精究するに、理學に力を用るの久くして一旦豁然として貫通する者は、碩學の鴻儒と云

て、學士李翰表を上りて諫めければ、張巡が罪は乃ち許されたり。宋の世に至りては、性理學盛に行はれて在朝の群臣悉く天理を存養省察し、日夜道心の正きを守て少も間斷無きを以て、岳飛が赤心報國の誠忠にして國家柱石の寶臣たることは、天下の士大夫より士民百姓に至るまで知らざる者有ること無し。然るに朝廷賢人極て多しと雖も、國家の爲に岳飛が冤殺を救ふこと能はざるを觀れば、所謂性理の學を修る士君子は、其心内に存養する所と其身體に操行する所とは素より同(じ)からざることを知る。按(ず)るに此より七八十年前に、彼の性理學の大先生邵雍・司馬光・張載・程頤・程顥等皆盛に此學を教授せるが故に、是時に當ては彼の外誘の私を去り、其

本然の善を充るの教は天下に瀰漫せり。然れば諸學士國家の爲に岳飛が冤を救はんと欲して、身命を顧みず諫め争ふ者は千萬人も有べきに、其人あること無し。故に性理學は無益なる者の如し。因て此を精究するに、理學に力を用るの久くして一旦豁然として貫通する者は、碩學の鴻儒と云

て、學士李翰表を上りて諫めければ、張巡が罪は乃ち許されたり。宋の世に至りては、性理學盛に行はれて在朝の群臣悉く天理を存養省察し、日夜道心の正きを守て少も間斷無きを以て、岳飛が赤心報國の誠忠にして國家柱石の寶臣たることは、天下の士大夫より士民百姓に至るまで知らざる者有ること無し。然るに朝廷賢人極て多しと雖も、國家の爲に岳飛が冤殺を救ふこと能はざるを觀れば、所謂性理の學を修る士君子は、其心内に存養する所と其身體に操行する所とは素より同(じ)からざることを知る。按(ず)るに此より七八十年前に、彼の性理學の大先生邵雍・司馬光・張載・程頤・程顥等皆盛に此學を教授せるが故に、是時に當ては彼の外誘の私を去り、其

本然の善を充るの教は天下に瀰漫せり。然れば諸學士國家の爲に岳飛が冤を救はんと欲して、身命を顧みず諫め争ふ者は千萬人も有べきに、其人あること無し。故に性理學は無益なる者の如し。因て此を精究するに、理學に力を用るの久くして一旦豁然として貫通する者は、碩學の鴻儒と云

(一)二典は『尚書』の書典と編典、三誤は二誤の誤りであらう。『尚書』に『尚書』の二臣萬・臯陶の誤(誤)を大禹誤・臯陶誤として擧げてある。名は。王安石を用ひてその新法を行はしめ國威を張らうとしたが、意の如くならず、四方の經略も殆んど失敗に終つた。在位十八年にして崩じた。(一七四五)年三十八

國史概観
信淵の尊皇論

(一)宋第七代の帝。名は。太宗太后高氏が政をとり、司馬光・呂公著等を用ひて王安石の新法を廢した。元祐八年高后の崩後親政するに及んで再び新法派を重用した。元祐三年(一七六〇)崩

(四)宋代詩文の大家。號は東坡。洵の子。神宗に仕へたが、王安石と合はずして退けられた。哲宗の時召され累進して侍讀となつたが再び反對派のために謫された。建中靖

ふと雖も、畢竟は解脫の和尙なり。故に口には二典三誤を唱ふれども、其心高邁迥に天地の表に出で、天祿永く修るを以て憂とする者に非ず。彼の司馬光が大臣を以て神宗國用の不足を患ふと雖も、光は賢才を擧げ用て國家を富贍すべきの念あること無く、且又哲宗に相たるに及で、蘇軾が諫を用ひず、免役の法を罷て差役の法を行ふ。是より以後宋の兵柔弱にして軍事に習はず、國勢の漸々衰微するを司馬光が顧みざるを觀るときは、理學者の心は浩大汪洋として、國家の盛衰等の如き小事をば屑とも爲ざることを徴するに足れり。故に其後中華は夷狄の有と爲るに至れり。明公國家の士民を教育するに深く勘辨あるべきことなり。

本邦は太古に 天照大神の黎民を愍み給ひ、食物・衣類の原を開き給ひたる靈德に頼て大に蕃息したるを尊み、神武天皇の開國より 應神・仁德の御世の後も、神世の餘風にて神恩・君恩報謝の爲には身命を捨て働くこと、世上一圖なる國俗なり。是を和魂（公の）と名く。其後聖德太子佛法を歸依し、此を盛に世に弘め、且天皇も大臣も皆悉く尊敬し、諸處に大寺觀を興し、頻りに信向し給ふに及で、天下の人心始て分れて二つと爲り、神と君とを尊敬する人より佛を尊敬する者の多きに至れり。其後五六百年を経歴するの間に、智慮・學力俊秀能辨なる名僧追々世に出で、天子の佛を崇信するに乘じ、種々の法を説て勸進し奉りけるに因て、愈歸命歡喜し給ふこと厚く、山と寺領を奉納し、堂塔・迦藍を建立し、壯麗を究め金碧相映す。且又皇子・公孫等僧と爲る者

國元年(一七六一)常州に歿した。年六十六

(五)北宋神宗帝の時王安石の行つた新法の一、募役法の特令で、農民は免役錢を納めて力役の賦課を免じたのをいふ

(六)宋代の役法の一、民の貧富によつて課した國家に對する勞力提供の制度

(七)理學は宋代の理氣の學。性理學・宋學・程朱學と云ふに同じ

(八)日本固有の精神、即ち大和魂。『舊唐書』に「凡國處所、要、難、欲、論、涉、古今、究、天、人、其、自、非、和、魂、漢、才、不、能、其、屬、也」

(九)觀は道者の居所。ほ

ば院に同じ。即ち寺觀は寺院に類す (一〇)ゲンブク。黒衣 (一一)白河天皇の御代に入るや、寺院の對立抗争甚しくなり屢々兵を交へた。承保元十二年延曆寺對圓城寺の爭、永保元年延曆寺對三井寺の爭、天永二年興福寺對東大寺の爭、永久元年延曆寺對興福寺の爭等幾多の例がある (一二)比叡山延曆寺の僧兵が日枝神社の神輿を擲して京都に出で敵訴をなす觀勢を働いたことを云ふ (一三)延曆寺の僧が近江の圓城寺(をんじやうじ)を燒いたこと、圓城寺は天台宗門派の本山、三井寺とも云ふ。門徒間に抗争起り、正暦四年圓城寺を擲して觀山を出でてより圓城寺勢力を得、獨立せんとし遂に延曆寺と對立するに至つた。山僧の火にあつたこと度々で承保元年以來永保元年、保安二年・保延六年・應保三年・建保二年・文永元年・元應元年の九回に及んでゐる (一四)奈良興福寺内にある一乘院で、その寺門跡であつた。圓融天皇の御代定昭大僧正の創建にかかり、明治に入つて廢絶した (一五)註一三を參照 (一六)比叡山(延曆寺)を北嶺と云ふに對し、奈良(興福寺)を南嶺と云ふ。それれ寺そのものを云ふ。興福寺は法相宗の大本山。春日社を管掌し、藤原氏の氏寺として累代の崇敬を受け、叡山・金峯山等と勢力を争つたが、元慶二年以後火に罹ること前後八回、藤原氏の衰微と共に勢力を失つた (一七)金峯山寺(きんぶせんじ)のこと。大和國吉野山にあり、藏王堂又は金輪王寺とも云ふ。もと天台眞言兩派、後延曆寺末となつた。平安時代末以來興福寺・高野山等と争ひ、吉野時代には南朝のために盡した。近衛天皇の久安元年(一八〇五年)興福寺の僧に攻められたことがある (一八)興福寺と延曆寺と争つたことも永久元年(一七七三年)以來度々に及んだが、延曆寺を燒いた例はない (一九)後白河天皇の保元元年(一八一六年)に起つた保元の亂を云ふ (二〇)支那で土地・人民・政治を云ふ。また『六韜』に「太公曰。國有三寶。大農・大工・大商」とある。佛教では佛・法・僧の三を云ふ (二一)建久三年(一八五二年)頼朝征夷大將軍となり、幕府を鎌倉に開いた (二二)正治元年(一八五九)頼朝(三三)後鳥羽・土御門・顯徳の三上皇と仲恭天皇

甚多く、佛寺を造營し、佛像を鑄造すること年々増加へ、佛寺諸國に滿溢し、高貴の沙門勝(げ)て記すべからず。不耕して美食し、不織して核服する貴人甚多く、且土木の功も煩く、諸佛寺の雜費年々極て廣大なるを以て、王室國用逼迫し、下僚の困窮を惠むこと能はず。又諸大寺の皆頗る豐饒にして奢侈に傲り、或は他の寺と威を争て合戦に及び、或は叡山僧徒等京師を亂妨し、或は山僧等圓城寺を燒き、一乘寺を燒く。叡山僧徒甚だ強くして數、三井寺を燒く。官軍此を制すること能はず。南部の僧も亦強し。金峯山を攻め、又叡山を燒く。京師亂て天皇上皇と戦ひ、上皇を讚州に流す。此より後は王室亂て紛々たり。源賴朝兵威を以て王室の亂を平げ、天皇を京師の皇宮に安置し、悉く國の三寶(土地・人民・政事)を奪ひ取りて覇府を鎌倉に置き、以て天下の政を自在に取行ふ。四海の中此に從はざる者あること鮮し。其後賴朝死するの後、上皇天皇と三寶

(一)承久(三年)の亂を云ふ。五月北條義時退討の院宣が下り、義時は子泰時等をして兵を帥る京都に向はしめたる。

(二)仲恭天皇遷位し給ひ、後鳥羽上皇を讓位に、土御門上皇を土佐に、順德上皇を佐渡にお遷し申し上げたこと。

(三)後堀河天皇。

(四)トキハ。「といは」の略。物事の不變の意。

(五)カキハ。「かたきい」の約。ときはと同意。新年祭祝詞・中臣鸛岡等に見え。

(六)天の降す幸。

(七)南宋の忠臣。恭帝(第七代)の時元世祖來攻するや、天祥これを防いで敗れ、都蘭安は陥落し、帝は降り彼は捕へられた。後脱出し、福建・廣東方面に轉戦したが、一九三九年宋軍全滅し衛王は海に投じて宋室は滅亡した。世祖は彼を元に仕へさせようとしたが従はなかつたので、遂に至元十九年に殺された。年四十七。その作『正氣歌』は日本の武士、殊に幕末の志士に愛誦され、大い

土地・人を取歸さんことを欲し、諸國の兵を徴して鎌倉を亡さんことを謀る。北條義時兵を遣はし、京師を伐て天皇及び二人の上皇を各遠島に流し、別に新天皇を立て京師に安置す。此より後は天子は名位の存するのみ。是に由て此を觀れば、恐れ多くも日本は天照大神の皇孫の君たり給ひし以來、常磐に堅磐に天祿の無疆かるべき御誓にて、全國の蒼生凝り固り、一圖に天皇に仕奉りたる倭魂なりしも、聖德太子の佛を尊敬すべきの教を勸め給ひ、務て此法を説き弘めんことを欲し、能辨の僧を用ひ、勅命を以て遍く教化せしめけるが故に、上下の人民皆悉く從來の罪惡を消滅し、來世には極樂淨土に生ぜしめ給ふとは、嗟難有や辱なや、佛ほど尊きものは無しと安心を極めて、其後僅六百年餘の間に、神世以來皇國一統國君の御爲には身命を捨て奉仕ことに凝り固りたる倭魂は、變化して佛魂と爲り、天皇・上皇の島流しと爲るを見ても、隣家の翁の旅行するを見(三)が如きに至れり。愚老此事を思ふ毎に泣涕するに至る。明公國を治るには假令一州の土地なりとも百姓の心の國政と一致するを專要とす。本邦武家の有と爲りたる後、良將は必ず情愴篤し。君に情愴あるときは其臣倭魂を生ずるものなり。故に國君の情愴篤きを眞の英雄と稱す。明公務て士民の倭魂を多く勃興せしめよ。漢土人も亦倭魂あり。宋の文天祥、明の方孝孺等は倭魂なり。

滿清も夷狄なり、英吉利も夷狄なり。然るに愚老が英吉利亞を挫(七)て滿清を存せんことを欲す

本書著述の主意

に精神的感化を及ぼした

(八)明初の儒者。初め太祖に仕へ、皇孫建文帝立つに及び、翰林侍講となり、文舉博士を授けられた。帝が諸王の權を削らうとして諸王の節起るや謀議に參し詔獄を作つた。二〇六二年永樂帝南京を陥れ、建文帝死するや捕はれて獄に下された。永樂帝その舉行を惜しんで重用せんとしたが屈せず、帝怒つて罪を九族に及ぼさしめ、彼は遂に監獄門外に磔殺された。年四十六。

(九)元國第五代の帝。世祖と云ふ。成吉思汗の孫。一九一一年帝位に即き、都を燕京(北平)に遷し、一九三一年國號を立て元と稱した。かくて南宋を滅ぼし、高麗を服し、進んで日本に來寇して失敗した。一九五四年崩、年八十。

(一〇)鴉片戰爭を云ふ。

(佐藤・石岡註)

るものは、滿清の中華を一統して仁明の君數世繼出で、天意を奉(六)るの政を行ひけるを以て、中華の人民大に蕃息し古の三倍に及び。故に予其功を賞するの意あり。且又彼の滿清は今の世に方て世界の大邦なり。然れども蒙古忽烈が如く、我本邦を凌ぐの行ひ無し。然るに近來侈然として自ら大なりとして外攘の武事を務めず。故に英夷此を侮り、舟師を帥ひ來て侵伐し、共に戰て數、大に打破り、江南四省に血を流せり。滿清防ぎ戰ふこと能はず、金を納れ五都會の地を割て和を乞たること上に詳に説が如し。若夫れ此上にも清國益式徴するときは、西夷貪悻飽くこと無きの禍、或は東漸して本邦に至らんことを慮る。故に愚老は滿清の君臣をして心を苦しめ、思を焦し、貧を賑し、死を弔ひ、上下勞苦を同くし、兵を訓練すること數年、乃ち復讐の義兵を起し、英夷を征伐して大に此を打破り、悉く侵地を恢復し、嚴く此を逐ひ攘て東洋に遺類なからしめ、永く本邦の西屏たらしめんことを欲す。是存華挫狄論を著すの主意なり。明公愚老が隣翁の疝氣を己が頭痛に病むを笑ふこと無らん乎。侯の曰「否々、先生の國家を思ふの篤きに余も亦感服せり。」

嘉永二年己酉四月二十四日

椿園 佐藤信淵元海甫識

存華挫狄論

五一六

存華挫狄論 卷之五 大尾

一〇、吞海肇基論序

椿園 佐藤 玄海 述

『吞海肇基論序』解題

一、本書は弘化四年正月六日その正論七巻と共に信淵によつて記述され、安濃津侯藤堂高猷の需めに應じようとしたものであるが、息信昭が面ををかして「不肖此書を一覽するに、實に是世界を混同し萬邦を統一するの大議論にて、八十老翁の壯心感伏に堪たり。然りと雖家嚴は草間の小民なり。卑賤にして如_レ此の大議論を爲す者は、古今往々不測の大患に遇ふことあり……且又此書世上に漏るるときは越俎の刑あらんを畏る。願くは固辭して此書を獻すること勿れ」と悲泣連日強諫したために、信淵遂にその獻上を斷念して七巻の書を焼却したといはれる。さうして、その七巻の書がその草稿さへ見られないのは残念だが、その序である本書の内容だけ残されてゐたのは幸である。

一、信淵は江戸幕府政權の時代において豊太閤を回顧してゐた。嘗つて阿波藩大夫集堂惟寅に贈つた『防海策』(文化五年)に世界統一の理想を吐露し、また公表を避けて唯兒孫のために且つ百年後の知己のために書いた『混同秘策』(文政六年)にもつと鮮明に世界統一意識を具現し、豊太閤の理想の擴大に努めたが、その後事によつて幕府の忌憚に觸れ、江戸拂となつたほどであるから、さうした問題を再び取り扱ふことは信淵としても相當遠慮すべきところであつたらう。ところが、信淵が本書序において「自國の守りを強くするには、他國を攻

取ることを専務と爲されば全からざるを察し、船を海外に出して他國を吞併するの方略を論定し、混同秘策を著せり」と論じ、積極的國防を力説するの餘り、絶対秘であつた筈の『混同秘策』の名をも發表しようとしたのであるから、信昭が驚いてこれを拒止したのは無理もない次第である。

一、信淵は本書において例の兵法活物論を掲げ、我れよりも有力な歐米の銃砲・軍艦を採用するのが我れの兵法を發展せしめる所以であることを説いた。天保十一年から同十三年に互つた鴉片戦争における英國銃砲の優良と弘化三年浦賀に入港した米船（嘉永六年ペリーの艦）の優越とは、勿論信淵の防海啓蒙運動の好資料となつた。かくして英米ばかりでなく、その他の歐羅巴諸國の東洋侵寇は信淵の看過するところではなく、彼れの防海策の目的となつたのは勿論である。

一、以上の次第であるから、信淵が本書において武備充實の必要を論じ、富國・強兵の二策を力説したのは當然である。就中強兵策は六條に大別され、(1)軍艦・大砲の建造 (2)武備精銳と武士教育 (3)操船操砲のために和蘭人を備入るべきこと (4)軍船巡廻 (5)敵艦來寇の際は積極戦法をもつてこれに當るべきこと (6)南北兩方面に互る海外攻略——となつてゐる。

一、本書編纂のため編者所藏本二種と島田貞一氏所藏本とを使用し、併せて織田家本（現在秋田市中瀬高神社所藏）を参照した。

（編纂主任 佐藤 堅 司）

吞海肇基論序

藤堂高猷と信淵との
防海問答

西洋船取締の法

(一)伊勢津藩主藤堂和泉
守高殿

(二)通航貿易

(三)投人の意

(四)和蘭の船長のこと

西洋船撃攘の必要

(五)胡は支那變遷時代に
は匈奴を意味したが後世
は廣く北方の蠻人を稱し
た。ここでは強胡は積聚
な野蠻人の意
(六)倭寇は愚かなさま、
擱滯はからまりとどこほ
ること

吞海肇基論序

五二一

安濃津侯問て曰く、「近年西洋の賊船東海に出沒し、屢浦賀港に來て交易を通せんことを乞ふ。抑外國通津一件の處量は總て皆長崎憲司（三）に屬することなり。故に他州に着（き）たる船をば難破・漂着を論ぜず悉く之を破却燒捨して、唯其人のみは阿蘭陀國（四）の加比丹に命じて其の本國に送歸し給ふことは、從來御國法にて西洋人等も兼て知る所なり。然るに彼賊等知（五）と雖屢來て國禁を犯すこと再三に及ぶ、惡む可きの至なり。之を如何して可ならん」と。對へて曰く、「彼賊の屢來船して國禁を犯す所以は、總（六）是官の御仁惠厚く其船を燒捨給はざるに付込で、彼等が大に欲する所を逞ふするの便計を得んことを期望するにて、其實は豺狼の心なり。故に皇朝の國禁を教諭して然後に歸帆せしめたき者なれども、畢竟彼賊は人面獸心なるを以て、寛仁のみを施給ひて或は耳を覆ふに速ばざるの迅雷を發し、強胡を嚇恐せしむるの雄略を行れざれば、幾度も船を寄來（六）て擱滯することあらん。以後若來る時には嚴しく之を打攘て神國の猛威を示し、蠻虜をして魂魄を失はしむべし。若夫姑息の仁惠を加る時は賊等侮りて皇國の武備既に弛弱せりと思ひ、或は大舉し來て海濱を騷擾すること有んも知べからず。然れば樞要の地には數多の砲臺を築き、堅

(一)愛知縣瀨美半島にあり、伊勢三河兩藩の門戸をなし、また志摩國鳥羽とは十軒程の航程にある要地
防備をなすべき樞要地

(二)箭道を立てて文書に作ること
(三)一巻。黃帝の臣風后の撰と稱される支那の代表的古兵書の一。日本では特に長沼濬齋がこれを祖述し、孔明の八陣と合せ『握奇八陣集解』を著し、自己の武學の奥義とした。故に後世長沼流武學では皆これを尊重した
(四)備立の隊形から直ちに陣の形となり前進すること『兵法一家言』卷三、操練第四參照

信淵の所説

鐵砲傳來以前の戦は簡單且つ獨斷本位なり

(五)押出し大人数を以て連に備を立てること『兵法一家言』卷三、操練第四參照

固なる軍船を置いて、防禦の備を嚴重にすべし。」君侯曰、「寡人が意も亦略之に同じ、所謂其樞要の地とは何所ぞや。」對て曰く、「賊等が志す所は即ち江戸なり。故に浦賀近海は論ずるにも及ばず。其他第一は伊豆國諸島及び下田港なり。第二は志州鳥羽港・伊良古崎なり。第三は下總の銚子口なり。且又長崎港と蝦夷諸島の如き遠境・偏土は外寇ありと雖、其患の緩なる者にして急務と爲ざるも可なり。」君侯曰、「三の樞要の中我家防禦の急務と爲べきは鳥羽港なり、此に備ふること必ず良法あらん、詳に之を講ぜよ。其他東海諸州各地の津港を防禦するの法如何せば則善らん。願くは寡人が爲に精く其策を筆記せよ」と。對て曰く、「外寇防禦の策精く之を書に筆するときは、其事甚多端にして五日・十日の盡すべきに非ず。僕年八十に餘り身體老朽勤に倦むこと既に久し、敢て之を辭す。」君侯曰く、「然りと雖此防禦の策は實に國家の大事なり、故に之を老成に問て闕事あらば補はんと欲す。此を條牒すること速かならずと雖、希くは詳に筆記せよ」と請玉ふこと尤懇到なり。故に止むことを得ず諾なひ歸れり。蓋以みるに、凡争鬪は活物にして己が欲する所を逞ふせんことを求るの業にして、血氣ある者の無きこと能はざる所なり、而して人類を最大なりとす。然れども上古の戦は武器も大略刀鎗弓馬の類にて其法甚簡古なり。故に兵學家は握奇經等を祖述して高妙なることに論ずれども、古代の戦は隊伍・分配の制度嚴明にして、往來・屈伸の法則精密なりと雖、然れども豪強の勇士或は唯一人進み戦ひ、大敵を披靡て猛威を

鐵砲傳來以後の戦法は組織的となる

(六)鐵砲足輕隊
(七)弓足輕隊
(八)長柄(長槍)足輕隊
(九)士分の乘馬隊。但し接戦になれば多くは馬から降りる
(一〇)長柄は突くよりも叩くを大事とする。上層となつて一齊に叩き込む
(一一)兵法一家言』卷三、操練第四參照

元和偃武以後兵學諸家の出現

(一)青野ヶ原は美濃關ヶ原のこと。即ち慶長五年の關ヶ原役をいふ
(二)襷は弓矢を納める革袋。襷は袋。即ち武器を藏めて用ゐないこと。ここは元和偃武以來の意

振ひ、獨り戦勝ことを得て名譽を後代に輝したる者多し。天文・文祿の頃より鐵砲と云ふ武器世に出で、獨斷の働をなす者を直に打殺すことを爲て、以後諸家皆隊伍の備を堅固にして、第一の先手は鐵砲組、第二は弓組、第三は槍組・騎馬組などと段々に備を組立て接戦することとなれり。故に合戦の初は鐵砲放合より弓迫合となり、既に近寄るに及で、乃ち双方より鎗備を繰出し、長柄の敲合より兩軍互に入亂れ終に勝敗を決することは、青野の役に至る迄も大略此趣なることと聞へたり。鞆藥以來は戦争絶てなきを以て、合戦と云ふ者は右の始末の如くなるべしと世上一統此心得にて年月を経たり。故に武士の本業として修業すべき者は即ち刀槍・弓馬・鐵砲なり。且其武士を部伍陣列して、屈伸・往來の缺引を整へ、進退・周旋の操練を精くするを兵學家と稱す。兵學家も亦長沼・甲州・北條・越後・山鹿・毛利家等尙數家あり。然ども我未だ諸家の優劣を知らず。蓋兵法も活物なれば變化あるべきに論なし。古代の合戦は支那も西洋も大略皇國に似たる事なりと云ふ。百年以來火術盛に行るに因て、西洋人威遠砲・白砲等極大なる大砲を鑄造し、且又忽砲・一耳砲等の筒を製して、此に翻下・鐵盒・葡萄彈・鐵籠・鐵腔等の鐵彈を裝ひて打放

(一)毛利流と稱するものはない。或は毛利家に關係のある大江流若しくは小早川流をいふか
(二)一種の小形カノン砲(武備志』卷二二參照)
(三)モルチール。砲身の最も短い砲(三三四頁註二參照)
(四)ホイツル。砲身の長さカノンとモルチールの中間なる砲(三三四頁註三參照)
(五)カロナード。砲身一個のみで、一種の滑り臺に結合し、射撃の反動により後退させる仕掛の砲(三三四頁註四參照)
(六)ポンペン。一種の鐵製爆裂彈(三三五頁註五參照)
(七)ブリツキドース。一種の鐵彈(三三五頁註七參照)
(八)ドローフコーダ。またはカルトウケ。木筒製或は楕圓形の鐵製等あり、中に鐵丸・眞鍮彈等を多數詰めたるもの。カノン、カロナードに使用する(二〇)ドローフコーダ彈(三三五頁註八參照)
(九)ホルトエーセルス。一名鐵腔鐵彈。中空の薄鐵丸で火藥を詰めたるもの。モルチールに用ゐる、城野・敵艦等を焼くに利がある

- (一)十二卷、初め信濃實武一家言、五卷を著し、後修訂増補して『兵法一家言』と稱した。信濃兵書中の最大なるもの(本集兵法篇所收)
- (二)三卷、附録二卷(本篇所收)
- (三)この書未発見
- (四)四三二頁註三參照
- (五)南印度マラータ地方。二三四年シヴァーギーがモゴル朝に反抗して建てた國。二四六五年に滅亡した
- (六)一卷(全集本中巻所收)但し『經濟問答秘記』の末文によれば原著は三巻本で、この一巻本とは別であらうといふ
- (七)全集本には「泉源不竭の法」とある。「混同秘策」の附録「泉源法略説」あたりを指すものであらう

つ。其彈丸大なるは直徑一尺以上に至る。其地に落るに及んでは直に破裂分碎し、擊發・焚燒の勢猛烈にして、數多の人馬を數百歩の外に擊墜す。近年滿清人火攻の猛烈を審にせずして諸厄利亞と戦ひ、毎戦に死傷山の如くなるに惶恐して、金を納れ和を乞ひ、僅かに自ら免れたり。故に國土を有つ者は兵法の時に從て變化することを察せずんばあるべからず。予曾て兵法一家言を著して皇國の陸戦法を撰述し、且禦侮備言を作て水戰の要旨を論ぜり。又火攻新論を著し、西洋の火術を講明して、蠻虜を制伏すべきの機要を辨ぜり。又諸國の史書を讀むに、大莫臥兒は數百年來傳統の帝國にして、部下朝貢の諸侯甚多く其隆盛なること萬國に甲たり。然るに其盛大を恃み自ら安じて外攘の要務を怠れり。夷狄等其武備の弛弱なるを窺得て屢其邊境を侵す。莫臥兒帝乃ち諸侯に命じて之を防禦せしむ。外寇來り侵すこと愈多し。諸侯年々の軍役に財用盡て百姓困窮し、奈んともすること無く、頻りに帝都に合力を乞けれども、帝都も亦府庫空虛し絶て合力すること能はず。是に於て三十五國の諸侯王或は自立し、或は敵と合體せり。又部下に滿刺甸と云ふ屬國あり、國の亂に乗じ兵を起して莫臥兒を攻て、帝都も別都も奪取し、其帝を擒にして終に莫臥兒を滅せり。是に由て之を見れば、歷世傳統の大國と雖、財用に困迫するに及では社稷を失ふに至る。故に國土に霸王たる者は、大富有ならずんばあるべからず。予深く考ふること有て、竊かに經濟問答及び君民を合璧し萬貨を輻湊するの術を説て、國家を大に富すの制度を詳にし、

積極的國防論

且又自國の守りを強くするには、他國を攻取ること専務と爲されば全からざることを察し、船を海外に出して他國を吞併するの方略を論定し、混同秘策を著せり。此五部の書は我家の深秘にして他見を禁ずる所なり。然れども安濃津侯近來西洋夷人等其軍船の堅く大砲の利なるを待みて大洋に強横張大なるを惡み、之を制するの策を請問給ふにつき、竊に之を按ずるに、皇國の兵勢強く士氣の振ふこと豊太閤の如くならば、誰か禦侮の計を議する者あらんや。唯海外の他國を攻取らんことを議すべきのみ。此時に當りては金銀府庫に滿溢して置所のなかりしを以てなり。其後泰平二百餘年經濟道の明かならざりしを以て、天下の金銀は悉く商人の家に集り、諸侯と雖武備を調ふべき財用あること無し。故に夷狄等其衰弱を探る者あるに至れり。去ぬる午年浦賀港に來れるは、北アメリカ洲中の撲斯東と云ふ僅かに小き夷國の船なり。然れども其船大小二艘の中には、五六貫以上なる彈丸裝べき大砲都合百十門を備たり。且其船甚廣大にして内外みな南蕃鐵の厚板にて包み、一貫目玉や二貫目玉の鐵砲にて打たりと雖、仲々損傷すべき者に非ず、其製極て堅固なり。夫日本は萬邦に名の高き富盛なる帝國なれども、五貫玉以上の大砲を十門持たる諸侯の有ることを聞ず。又内外の鐵の厚板にて包みたる大船は一艘にても持たる家なし。去年もし撲斯東と合戦する者ならば、死傷の夥きこと滿清人のエギリスと戦ひたるが如くなるべし、無事に歸帆せしは天幸と云べし。又箕作省吾が一昨年著したる輿地圖誌を見るに、エギリス國王

日米軍船の比較

- (八)弘化三午年閏五月米艦浦賀に來て交易を請うたが、許さず、六月去る
- (九)ボストン。マサチューセツツ州の大港市

- (一〇)幕末の地理學者。奥州水澤の人。箕作阮甫の養子となる。西洋地誌を研究して『新製萬國全圖』、『坤輿圖説』を撰した。弘化三年十二月歿。年二十六(四六頁註一參照)
- (一一)『坤輿圖説』のことであらう

英吉利その他歐羅巴諸國軍艦の東洋來寇

(一)鴉片戰爭を指す。我が天保十年(二四九九)より天保十三年に至る

- (二)廣東省
- (三)福建省
- (四)浙江省
- (五)江蘇省

(六)デンマルク

本邦武備充實の必要と財用の窮乏

- (七)三三九頁註一參照
- (八)殷の湯王(商湯)の賢臣(三四〇頁註一參照)
- (九)齊の桓公に仕へた政治家(三四〇頁註二參照)
- (一〇)物價の高低をはかつて交易し國利を得る法
- (一一)利益があれば出して賣り、利益がなければ買つて賣らない法

所持の軍艦最多し。大砲四十門より百廿門備へたる大船八百六十四艘、又印度の領地に備へ置く所の軍艦一百二十四艘ありと。百年前の史にはエギリス國の軍艦九十一艘とみへたり。今は十倍以上に至れるなり。然れば此七八年以前よりして彼のエギリス國より滿清浙江を攻伐の所の軍艦は四十八艘にて、又其翌年四十七艘の大船續來て福建・寧波・蘇州等の江南諸州を攻ると聞く。此九十四五艘の軍艦は彼が印度の領地に備置所なるべし。因て按ずるに、去年浦賀に來りしボストン船は、僅二艘にても戦もなく歸りたれども頗るうるさき者なり。然るに九十餘艘の軍艦より數多の大砲を打放し、粵より閩に至り、浙を歴て江に入り、防禦の軍士を打殺し、婦女を淫し、資財を掠め取りて、四省の人民を爛糜せりと聞く。滿清は大國なりと雖此外寇には嘸難澁せることなるべし。且近來エギリス國のみならず、拂郎察・デーネマルカ・波爾杜瓦爾等も亦數多軍艦を出し、大洋を航行して武備の弛弱なる國を探り、即ち來て寇すと云こと、蠻夷等皆斯の如く貪林の念を起し、殘暴の行を肆まにせんと欲する者多きを見れば、世界は所謂殺運に入たるにや、然れば莫臥兒の患を鑑み、滿清の難を察して、土地を領する者の實然自佚すべき時に非ず。皇國全盛なりと雖武備を嚴にせずんばあるべからず。武備を嚴にするには、大砲を鑄造し軍船を多く作らざれば全からざるを以て、散材極て大なる事なり。然るに今時は財用融通の路塞て、官庫も滿溢るに至らず、殊更諸侯は室懸磬の如くにして、當年を送るにも困窮し、富商・豪農に低

信淵の富國策

- (一)物價の高下は需用供給の緩急によつて移動するもので、その宜しきを得る法。以上の三策は伊尹が殷の湯王のために實行した富國策で、管仲も亦この策を採つて齊國を富強にした。『管子』卷二三、地數第七に「伊尹善通移輕重」開闢決塞。通於高下徐疾之策。坐起之費時也」とあり、その經濟策の詳細は同書卷二一・二二・二三・二四の各卷に論ぜられてゐる

信淵の強兵六策

- (一)水路なく交通不便の土地において、隣國と親交を結び互に交易し、またその地の港を借り、他國と交易して利を収める法
- (二)支那の武官の官職。宮城を守る役人
- (三)都を守る武官
- (四)卒は廿五人の一隊。卒長は又小頭ともいふ。伍は五人の一隊。伍長は又小頭ともいふ。
- (五)兵法一家言。卷二、人數第三參照

頭して給を仰ぐ者甚多し。争(争)か極大なる砲礮を鑄造し堅固なる軍船を製作するの財用を得べけんや。萬一大なる外寇來る時は、防禦の致方あることなし。是を以て察すべし、武備を重にし嚴にし兵威を強盛にすべきの良策は、全く先づ國家を富貴にするの最要たることを。然りと雖亦急に富を致さんことを求めて、巨商の金錢を括借し豪農の財産を漁奪することは、唐・宋・元・明等の末の如くなる時は、愈財用融通の路を塞て小民を益貧窮に迫らしめ、國體を傷ること大なり、察せざる可けんや。故に予右五部の書中の要領を撮採りて、昔者伊尹が商湯を富し、管仲が齊桓を富したる通移輕重・開闢決塞・高下疾徐の策を通じ、大富を致したる古法を祖述して、君民を合體し萬貨を統權し、財用の湧出る淵源を開き、先大に官庫を富さんと欲す。時なる哉時、今の世に當て合壁融通の法を行はば、年々五十萬金贏餘を輻湊すべし。乃ち此金を蒔が如くに散じて武家の貧窮を濟ひ、諸士の俸祿を饒かにし、忠誠を勉勵せしめて廉直の心を引起し、種々の兵器を造て各其銳利を究め、武備の嚴精を極むべし。且第一に毎年三十萬金を費して、堅固なる軍船十艘づつと、五六貫目以上なる彈を裝(装)べき大砲五百門宛を製作すべし。十年に三百萬兩の金を費すと雖、合壁融通法より湧出るを以て、唯世上金錢の融通宜くなるべきのみ。且莫大なる財用を費すと雖、少も他國に散ざるが故に費と云者に非ず。滿清國の如く毎年六百萬兩づつ

の銀をエギリスに貢納するときは、終に其國を滅さるべきこと必せり。第二に校尉・都尉以下卒

(一)加藤左馬助嘉明。羽柴秀吉に仕へ武功あり、後徳川家康・秀忠・家光に仕へ、晩年會津若松の城主に封ぜられた。寛永八年歿、年六十九。
 (二)五代後周の第二代の帝。名は榮。顯徳元年位に即くや北漢の軍を高平に破り、更に後蜀を伐ち南唐を伐ち江北を取り、次いで遼を伐つて、天下を一統せんとしたが、顯徳六年廿六で夭折した。
 (三)流星火薬爆發の反動を利用して船を自動的に進ませ、別に積載した火薬によつて敵船を焼打する仕掛のもの。(自走火船説)『自走火船製造法』(參照)
 (四)新比利皮那諸島のこゝと、今のマリヤナ諸島に當る。信淵は『西洋列國史略』(文政五年)、『混同秘策』(文政六年)において、比利皮那諸島を大體現在我國の委任統治權下にある南洋諸島に宛て

伍長・軍士卒等に厚く財用を賜はり、賞罰を嚴明にし、常に身體を勞動し險難に馴れることを勵ますべし。且諸大名にも厚き御合力金を賜て、武備を精銳にし其家人を能く撫御教育するに、加藤左馬介が如く俠骨を振ひて士氣を勇壯にせしむべし。第三に周世宗の南唐の降卒をして北人に船戰を教へしめたる故智を用て、阿蘭陀人に命じ皇國人に軍船を操り接戰するの法を教しめ、軍船を沖に漕出して航行するの諸法及び大砲を自在に船より打出し且敵軍と船鬪するの法を熟煉せしむべし。第四に軍船の大洋を航行する業に熟煉したる上は、諸士も此船に駕して皇國の周海及び諸島を巡廻し、海岸の形勢を暗記して天度を測量し、其經緯・分秒を審にし、波濤の漂蕩に身體を馴習せしめ、常に諸州の産物を運送すべし。第五に外寇若來ることあらば、即刻船を漕出し之を洋中に逆撃て打拉ぐべし。或は岸邊に近寄居る大船あらば、予が工夫の自走火船を用て其軍艦を燒崩し、蠻虜を盡にすべし。上陸する者は皇國の陸戰法にて打取べし。第六に十年以上に及では軍船・大砲次第に多く出来るを以て遠洋に乗出し、北は蝦夷諸島を開き、南は比利皮那の諸島を經略し、漸々カロリニセ・呂宋・珉太腦を取て皇國の屬州と爲し、其地に生ずる麝香・龍腦・丁子・肉桂・肉豆蔻等種々貴重なる物産を聚て之を本邦に輸し、以て皇國を富すべし。即是國を富し兵を強くするの大意なり。今夫世上の外寇防禦の論をみるに、大抵財用の不給をも知らずして、只一圖に武備を嚴重にするの議のみ多し。譬へば是手もなくして打敵んことを欲し、足無

てみたが、本書においてはその範圍を制限してマリヤナ諸島のみに意味し、カロリン諸島と對立せしめてゐる。

して奔走(一)ことを求るが如し。悉皆妄想の論なり。故に予實に國家を利すべきの正論七卷を作て、其名を吞海肇基論と題し、將に以て安濃津侯に獻せんとす。然るに愚息升庵此書を讀て驚恐し、乃ち諫て曰、「不肖此書を一覽するに、實に是世界を混同し萬邦を統一するの大議論にて、八十老翁の壯心感伏に堪たり。然りと雖家嚴は草間の小民なり。卑賤にして如レ此の大議論を爲す者は、古今往々不測の大患に遇ふことあり。家嚴の固より知レ所あり。假令官の府庫・倉廩を滿溢して蠻夷を感懐するの良策なりと雖、今の世に方て天下の人牧皆一統太平の繁華を樂む。然るに如レ此の大論を見れば、皆必ず狂に非れば耄せりとして、誰か家嚴の説を信用する者あらんや。況んや安濃津侯は堂々たる大國の主にして、賢臣・智士雲霞の如くなるをや。然るに家嚴老耄の年を以て寡兒にして合寡の言を獻すると雖、君侯に益なくして徒に多士の嫉を受んのみ。且又此書世上に漏るるときは越俎の刑あらんを畏る。願くは固辭して此書を獻すること勿れ」と、書を抱て悲泣連日休まず。予靜(二)云(三)、「之を思へば豚犬が言も亦一理なきに非ず、此七卷の書を燒て安濃津侯の請(四)問(五)給ふを辭す」と云(六)。

(五)今のカロリン諸島、信淵の著書中始めてこの名を現はしたが本書である。
 (六)その果實の假種皮及びには香料及び薬用となる。馬來諸島の産。
 (七)信昭
 (八)嚴父。信淵をさす
 (九)人君
 (一〇)寡兒か。寡は卓に同じ。即ち几案、机
 (一一)全集本には「寡合」とある
 (一二)エツソ。三〇七頁註六參照
 (一三)『吞海肇基論』正論七卷を指し、同書序即ち本書を含まない

弘化四丁未之年正月六日

椿園 佐藤淵元海識

(佐藤・島田註)

吞海肇基論序

五三〇

吞海肇基論序終

一一、自走火船說

椿園 佐藤百祐信淵述

『自走火船説』解題

一、本書は稀珍書と見られる『禦侮備言附録』下(弘化三年九月七日)を獨立させたものである。信淵得意の自走火船の考案は、文化四・五年の交阿波藩大夫集堂惟寅のためになされ、『三銃用法論』に載せられ、その後次第に發展を重ねて本書の状態に到達したのであるが、なほその足らぬところは、その後に出來た『自走火船製造論』(嘉永二年)によつて補はれてゐる。

一、信淵は西洋の水陸兩戰法への對策として彼れ獨特の方法を案出した。西洋陸戰法において信淵の主目標としたのは盜華兒多戰法(本集中卷兵法篇『陸戰法秘訣』解題参照)であつて、これを破るために信淵は行軍炮戰車と疊楯車とを發明したが、大艦巨砲主義の西洋水戰法に對しても特殊な對策を講じた。信淵は大船禁止の時代と財政窮乏とを考慮し、三つの方法を案出した。その第一は自走火船、第二は異樣船、第三は新製小艇である。さうしてこの三者のうち自走火船の構想が最も奇抜であり、最も人口に膾炙してゐる。

一、信淵の自走火船考案は必ずしも大船禁止のための餘儀ない消極手段ではなかつた。信淵は巨大なる軍船を製造し、敵國に向つて攻勢國防策を取ることとを理想としてゐたのであつて、自走火船はこの目的を幫助する役割をもつてゐたのである。本書に「嘗に西洋の軍船を燒崩すべきのみならず、以て敵國の水塞を燒拂べく、海岸

の城郭を焼陥すべし」とあるのがなによりの證據である。

一、自走火船の考案は信淵の最も得意としたところで、西洋人だも企及し得なかつた獨創として信淵の大いに自負したものである。火船の使用は世界共通であつたが、火器の使用が盛んになるに従つて、焼かうとする敵船に近づくことの困難から、所謂子母船なるものが工夫された。例へば明の戚繼光の工夫がそれである。本邦では大野武矩の子母船が有名である。子母船使用の方法は、敵船焼却の諸材料を積載した母船中に子船を載せ、母船が敵船に近づいた際、柴草などに点火して母船を敵船に向け、子船に乗つて逃げ去るのである。しかしながら、火器が進歩した場合において子母船使用は甚だしく危険であるばかりでなく、その効果も亦貧弱ならざるを得ない。従つて武矩の子母船に満足しないで、信淵が自走火船を工夫したのは當然である。

然るに信淵の自走火船考案以前に大原小金吾著述の『北地危言』(寛政九年)に一種のそれがあつたことは注意を要する。同書における火船は單に火船と呼ばれ、自走火船とは稱されてゐなかつたが、連砲を火船の尾につけ、これを放て、風の順逆に拘らず、火船を敵船に向つて自走せしめる考案になつてゐた。信淵の自走火船はその後十年にして考案されたものだが、大原小金吾の紹介した火船となんらかの關係をもつてゐたものかどうか全部不明である。萬一信淵がそれから若干の暗示を得た點があつたと假定しても、信淵の自走火船は後に説明するやうに連砲ならざる退走砲を工夫した點に光彩を放つてゐる。

小島省吾著『水陸戰考』長山貫著『海防私議』(兩書とも安政年間作で、内容は全く同様である)に火走船に関する記事があり、その末尾

に「西洋に用ゆるブランドルと云火船あり、是と同じ」と記し、その圖解まで出してゐるが、そこには退走砲が見える。また渡邊崋山は『猷舌或問』(天保九年)に大貌利太泥亞(英吉利)におけるスチームマンネ(氣罐)を紹介し、蘭人ニューマンの答「こは火を以て自ら遣る車にしていと大なるものなり。我國(註、オランダ)にても此製によりて自行火船を工夫せり。成れる事はいまだ聞不申候」を擧げてゐる。しかしながら、ここに紹介されたオランダの自行火船は年代の點から見ても、信淵の自走火船に影響する筈はないのである。

信淵の自走火船に関する着想は流星花火の反動力に出發した。流星花火といふものは、長い筒に火薬を詰めその火薬が燃焼する場合爆煙が長い尾をひいて出るその力の反對方向に筒が進行するものである。信淵はこのロケットの原理を應用して退走砲なるものを製造することを思ひついた。木製の退走砲を火船の後尾に結びつけ、筒に装めた流星火薬に点火すれば、反動力は筒口の反對方向即ち火船の前進方向に進むために、所謂自走火船となるのである。

一、信淵は退走砲を利用して自走火船を飛ばしたが、阿波における實驗は漸次好成績を擧げ、その自走距離は五十町(『實武一家言』においては「百町」に到達したと豪語してゐる。自走火船による敵の大艦襲撃の方法として、信淵は火船の幾つかを繩で連結し、三艘一連・五艘一連・七艘一連、時としては十艘一連とし、これを七八連若しくは十二三連用ひて、敵艦を包圍し、諸種の燃焼物と据付の烽火筒とによつて敵艦を焼却しようとする考へてゐたのである。ところが、信淵のこの計畫については幾多の冷評が浴びせられてゐる。四五十町の遠距離にある敵

艦が動くことなく安閑として自走火船を待つてゐる道理はないではないかといふ異議が出て来る。一方においては、口の狭い港に入りこんだ敵艦に對して港口から自走火船を送れば奏效疑ないといふ辯護も出て来る。しかしながら、われらはそのいづれにも不満であり、また自走火船の思付それ自身には絶大の共鳴を感じてゐたとしても、その効果には相當疑惑を感じてゐたことを自白する。そこで信淵が自走火船に全幅の信頼を懸ける氣持になれないで、一方において異様船の製作に精力を傾け、結局これに満足することが出来ず、新製小艇の工夫に徹底したのだと私は考へた。然るにそれは途方もない錯覺であつたのである。私は最近『自走火船製造論』と本書即ち『自走火船説』とを讀んで、はじめて信淵の自走火船用法を理解し得たやうな感じを持つことができた。前書によれば、信淵は敵艦との距離五町に及んで退走炮の早火繩に點火し、四町になつて各船一齊に烽烙筒の火繩に點火し、火船を乗り捨てて乗組の武士・水手等は携へて來た傳馬船に乗り移つて退去し、自走火船はそのまま進行して敵艦に近づいてこれを包圍し、烽烙筒の自發によつて燒玉或は毒火彈を打ち込み、敵艦を焼き、或は敵兵を暈倒せしめようとするものである。また後書によれば、一層縮められて一町以下とされてゐる。四五十町の遠距離から飛ばす自走火船の効果については非常な疑問を感じてゐた者であつても、内洋において一町乃至四五町以内になつて始めて使用される自走火船の効果に對しては相當耳を傾けざるを得ないであらう。

一、信淵は鴉片戰役當時清國が英艦に對して試みた火船の失敗を殷鑑としてゐる。清國の火船は英艦に乗り敷か

れて失敗にははつてゐるが、信淵の自走火船は決して乗り敷かれないといふのである。なんとすれば、烽烙筒から發射される毒火球の爆發によつて敵艦中に毒烟充滿し、敵兵を暈倒せしめ、殆んど施すところなからしめることが出来ると信淵は説いてゐるからである。

一、信淵の自走火船考案は大船禁止時代の產出と考へられぬこともないが、信淵が西洋人の法に満足しないで、彼れの法を以て彼れを破ることができないと考へ、飽くまで我れの法を以て彼れを破らうとする獨特な見解から出たのであり、また有り合せの地引船や鯨船などを利用して自走火船を造り、安價な費用をもつて國防目的を達成しようとする特殊な經濟觀も手傳つてゐたのである。

一、本書編纂のために有馬成甫氏所藏『禦侮備言附録』下を使用した。

(編纂主任 佐藤 堅 司)

(一)信濃は文化四年末阿波徳島に至り、文化六年春頃まで滞在した
(二)文化四年四月、五月の交蝦夷に來寇して、沙那會所を焼いたりした事件を云ふ

文化初年の邊海狀勢

(三)明和八年ベニヨフスキの漂着したことをさす。我國ではハンペンゴロと呼ばれた。(三一)五頁註三參照)

自走火船の發明

(四)流星火薬を裝めた筒から火焰が發射される場合、その反對方向に反動的に筒が進行するのを見て、信濃は船尾に退走炮を附け、船を自動的に走らしめる考案をしたのである。即ちロケット式花火の應用である

自走火船の威力

(六)流星の火薬として信濃は『大衍流深録』卷之四、第十に、硝石十、硫黄三、木炭三の割合を述べてゐる

(七)五大力船よりも小さい船の意か (八)松材で筒を作り、竹の籬を密にはめてあるもの

自走火船説

文化年中予阿藩の大夫集堂氏に倍し、阿州に至り徳嶋府に滯留す。是時魯西亞國の賊船我蝦夷の(一)エトロフ島を亂妨せしを以て、濱海諸洲悉く騒然たり。先是明和年中魯西亞國人當國海部郡に漂着し、其船を修理せしことあり。故に土人復た來ることあらんと慮る者多し。集堂大夫阿淡兩州の武備を嚴にせんことを欲し、日々防海の策を問ふ。予竊に流星と云ふ花火の中天に上るより按を起し、火薬の勢力を以て船を水上に走らしむることを操練せんと欲し、密に大夫と議り板野郡撫養港の地近藤理兵衛宅に寓居し、内洋に於て小船に流星の火薬を着て水上を行き、種々工夫を累て、次第に鯨船を行るに至り、遂に地引き舟・五下船等まで火にて走らしむることを得たり。其順風の力をも上流の勢ひをも假らず、自ら能く飛走るを以て其名を自走火船と命ぜり。其更に此火船中に十貫匁玉の鬼烽烙を裝たる松の木砲を數多積み備て打出すことを工夫し、且又左に圖したる如く繩を用ひ此を繋ぎて、七船か五六船を一連となし海上を行るときは、火勢にて自然敵船を圍繞て此を焼くこと猛烈至猛なるを以て、偉然たる火攻器となれり。嘗に西洋の軍船を燒崩

(一)水上にあるとて
 (二)「然れば」の誤りであらう
 ※(原文)「船日、戦勝之威、其利百倍、敗軍之卒、終身病憊」
 (三)テウソ、支那河南省濮川の人。漢の文帝、景帝に仕へた名臣、申商の刑名學を學び、御史大夫に任ぜられた。諸侯の封地を削らんとを請ひ、吳楚七國の亂を起した。讒によつて斬られた

新舊兩兵法に對する信淵の見方

(四)甲州流武學、武田信玄を流祖と仰ぎ小幡景綱の大成した武學
 (五)越後流武學、上杉謙信を流祖と仰ぎ澤崎主水の集成した要門流を云ふ。越後流には別に謙信三德流、宇佐美流等もあつたが、この場合は前者を指す
 (六)寛文頃長沼濤齋の創始した武學。江戸時代後期に至つて隆盛を極めた
 火船攻撃の例
 (七)自己の本分を捨てて他を真似ることは兩方共

すべきのみならず、以て敵國の水塞を燒拂べく、海岸の城郭を燒陷すべし。然らざれば此火船を多く製し貯へ置くときは、假令魯西亞・エギリスの軍船何程多く來寇するとも水戰・陸戰の煩雜を議するに及ばず、速かに此火船を三連と五七連を出して敵船の三四艘も燒崩すときは、蠻虜皆を失ひて類船悉く遁れ去るべし。鼃錯曰く、「戰勝の威其の利百倍、敗軍の卒終身病憊す」と。皇國の武士は元來勇猛なり、又其上に西洋の大船三四艘も燒崩して、其傑點なる蠻虜を擊殺にせば、猛威百倍すべき論に及ばず。且又此火船は少しも人力を勞すること無くして莫大の功業をなすべきの事なるを以て、當世の時務に合し太平の人情に叶ひたる最上の火功法なるべし。抑本邦中古以來兵法家は大抵甲・越・長沼の三流に拘流武士多し。然れども此三流は日本同士の軍事のみを説きて、外國人と戰ふ仕方の絶てなきに届し、俄にエギリス國の兵法を學ぶに、翻下發の術を修練しモルチール等を鑄造する家あり。知らざる所を習ふなるが故に善なることは善なり。然れども今に至て急に西洋の兵法を學ぶは、歩を邯鄲に學ぶ者に似たり。假令此を能くすることを得たりと雖ども、邯鄲の人には如かざるべし。若し夫れ西洋の兵法を西洋人に學び、此と戰て萬一勝つことを得ずんば、敗卒に悸を病しむるの弊無(一)と謂べからず、察せざる可けんや。古來火船を用ひ敵を破て高名を成したる者は、岑彭が蜀の水塞を漢水に燒き、黃蓋が曹操を赤壁に破り、韓擒虎が江南の水城を燒落し、有馬晴信が亞媽港船を長崎にて燒崩したる等、皆火船を

に失ふに驗ふ。莊子「秋水篇に「子獨不聞夫蓬蔕之子之遷行於邯鄲、與未得國能、又失其故行矣。直謂國而歸耳」とある故事から出たもの
 信淵發明自走火船の大意

(八)シンホウ、後漢の武將、字は君然。河南の人。王莽を討つて功あり、光武帝の信任を得、江南、蜀の地にも軍を進めたが、建武十一年刺客の手に斃れた。年三十五
 (九)三國時代における呉の孫權の將周郎の部將
 (一〇)カンキンコ、隋の武將、字は子通。河南東垣の人。開皇九年(一一四九年)陳征討の時精騎五百を以て采石を渡り、陳軍を潰走せしめ金陵を奪取した。功により壽光縣公に封ぜられ、年五十五を以て病歿した
 (一一)四一二頁註三參照
 (一二)船上高く設けられた櫃
 (一三)船の内部に横に渡された木

用て大功を成せり。然れども古人の火船を用ひたるは、或は帆を揚て順風の勢を假り、或は船を上流より出し河水の力を頼みとせり。夫れ行く水の力を頼とするものは上流には行るべからず。風帆の勢を假る者は逆風には走らしむべからず。故に敵の上流と風上に在るときは此を奈んともすることを得ず。然るに予が火船は此に異なり、帆を用ることなきを以て、風の有無、逆風にも拘らず、行く水の利を頼まざるを以て流の上下に泥むことなし。唯火薬を用ひて波上を走らすのが故に、直行矢の如く瞬息の間に數十町の遠きに至る。西洋船岸より二三十町に碇を卸し居るときは、速に此火船を行るべし。其の機を發するに及では忽ち猛火大に燃へ上り、向ひ適く可らず、且又數多の火船自ら敵船を圍繞し、百千の烽烙を打上げ其彈空中を飛(一)破裂し、火球雨霰の如く賊船中に落下り、須臾に紅炎天を焦し、黒烟海を覆ひ、神風旋回して火焰・毒火の至らざる限なく、矢倉(二)舟梁(三)爛れ、内外震動して飛焱數百歩の間に充滿し、堅城の如くなる軍船を一時に燒崩し、乗組の蠻民才遺あることなし。是予が工夫したる自走火船の大意なり。茲に火船の海上を飛走し且其猛火發越の形を圖してその趣きを示す。原本第一・第二・第三火船の圖あり。三銃用法論下卷に在るを以て茲に略せり。

右第三火船圖の火攻法は烽烙を打出して敵を威し、且帆と檣等を燒き火球を船にふらし、頗る敵船を騒動さすべしと雖も、火勢の燬く所差緩なるを以て、狡猾なる蠻夷を困迫せしむるに足(一)